

亜細亜大学

国際関係紀要

第32巻 第2号

江川美紀夫先生・永綱憲悟先生の退職記念号

-
- 御退職される二先生を送る..... 国際関係学部長 三橋 秀彦 (1)
江川先生を送る..... 新井 敬夫 (5)
永綱憲悟先生をお送りする言葉..... 伊藤 裕子 (9)

論文

- 現代シリアにおけるパルミラ監獄経験の表象
——ムスリム同胞団員手記にみる〈意味のレジリエンス〉——
..... 岡崎 弘樹 (13)
- 大学学部留学生のための専門日本語学習支援
——日本語教師による困難語予測に焦点を当てて——
..... 小竹 直子 (51)
- 「危険な伝染病」の保菌者
——日本人移民と 20 世紀転換期のアメリカ公衆衛生——
..... 今野 裕子 (81)
- Transgressive Desire:
A Comparison Between the Subversive Thoughts of Oscar Wilde and
the Role of Inconsistency in the Orientalist Works of Pierre Loti
..... Peter TURBERFIELD (111)
- 国際連合の人権条約機関による新たな権利の発展
——先住民族の権利に着目して——..... 富田 麻理 (137)

研究ノート

- エスター・デイヴィッド『Book of Esther』とインドのベネ・イスラエル II
..... 小磯 千尋 (181)
- 銅像が示す地域性：戦国武将の銅像を中心に..... 高山 陽子 (199)
- プーチンのウクライナ戦争——暫定的資料整理の試み..... 永綱 憲悟 (235)
-

御退職される二先生を送る

国際関係学部長 三橋秀彦

国際関係紀要第 32 巻第 2 号は、期せずして共に学部長を経験された永綱憲悟、江川美紀夫両先生の退職記念号である。学部長として巻頭の送る言葉を綴るなら、それは国際関係学部のその時々課題に対して取り組み、学部運営に尽力された両先生への敬意と感謝の言葉に尽きる。

永綱先生は東京大学法学政治学研究科博士後期課程修了後、1984（昭和 59）年に経済学部専任講師として本学に着任され、1990（平成 2）年に国際関係学部が開設されて以降は「政治学概論」「比較政治論」「現代政治学」など政治学分野で主導的役割を担われた。2010（平成 22）年には学部長に就任され、特に 2012（平成 24）年の多文化コミュニケーション学科の開設では学部長として企画、交渉、運営すべての面で卓越したリーダーシップを発揮するなど、今日の国際関係学部の 2 学科体制の礎を築かれた。江川先生と共に本学部の前身である経済学部国際経済学科をご存知の最後の世代でもある。このため学部の方向性、組織運営のあり様等多方面で先生の薫陶を受けた教員は多く、2021（令和 3）年からは学長として大学運営の陣頭指揮を執られている。

「行動力あるアジアグローバル人材」。これは先生の造語である。「世界一楽しい学科」をスローガンに掲げた多文化コミュニケーション学科は初年度受験生からも好感をもって受け入れられた。「行動力あるアジアグローバル人材」は当時文部科学省が募集していた「グローバル人材育成推進事業」に

応募する際に掲げた理念である。単に「グローバル」として国際教育を掲げただけでは当該分野の伝統校ひしめく東京にあって埋没し、他方アジアだけでは「グローバル人材」の趣旨とは異なってしまう。それは大胆に両者が接合され、誕生したコンセプトである。その大胆な融合精神は申請時に必要とされた TOEIC 目標値の設定でも示された。当時学部が掲げていた「TOEIC600 点 100%」の目標を、申請書の提出近くになって学部長判断で瞬時に「TOEIC700 点 30%以上」に書き換えられたのである。それは英語教育において実績のある他大学と遜色ない数値を掲げ、かつ本学の「専売特許」であるアジアをスパイスとすることで、AUAP など本学が 20 年以上に渡り地道な努力を積み重ねてきた国際教育に対し社会的注目を集めるための巧みな戦略であった。ただ先生の尊敬に値すべき点は単に目標を設定し、関係者に方向性を示しただけではない。特に英語やキャリア教育では現場に入り、自ら TOEIC にも挑戦された。教師の役割が学生に自信を与えることにあるとするなら、その時の得点は余りにも高いものではあったが、共に教育に当たるその姿勢は確実に学生、教員を鼓舞した。

先生の巧みなスローガン設定（好き？）は先生の専門がロシア研究、特にそれが初期のソ連の研究にスタートしたことに関係していると秘かに思っている。一見すると自家撞着の感もあった「アジアグローバル人材」は今では「アジアからグローバルへ」として洗練され、「世界一楽しい学科」は「アジアと共に、楽しいキャンパス、面白授業 一挑戦を続ける大学」と今日の亜細亜大学の指針となっている。

江川先生は早稲田大学大学院経済学研究科博士後期課程修了後、1985（昭和 60）年に経済学部にて専任講師として着任された。本学部開設後は「経済学概論」「経済政策論」「日本経済と世界」を担当し、国際関係学部の学生に対して世界経済を理解するためにも日本経済を学ぶことの重要性を説かれ続け、2014（平成 26）年からの 4 年間は学部長を務められた。

先生について特記すべきは、本学部で過ごされた 32 年間中の 12.5 年もの間、執行部のメンバーとして学部運営に当たられたことである。学部長以外

にも経済学部を含めると教務主任3回、教務主任補佐3回と学部が難しい問題を抱えるたびに執行部入りを懇願され、先生の人望と手腕とで学部はその時々難局を乗り越えることが出来た。「困った時の江川さん」という言葉を耳にしたことがある。このように同僚から寄せられる信頼の高さから、先生は文字通り白羽の矢が立ち続けた教員生活を過ごされ、執行部での長年の経験は学部長としての4年間に遺憾なく発揮された。

江川学部長時代に多文化コミュニケーション学科の教務主任を努めた私にとって、実は先生が学部長としての鑑となっている。2018年に国際関係学部は両学科の定員の付け替えを行った。それに先立つ2016、17年の2年間は学園との調整の連続であった。「殴り込みに行ってくる」。江戸っ子である先生は大学上層部との交渉をよくそう例えられていた。学部の通常の業務は両教務主任に委ね、「殴り込み」と例えたくなる難しい交渉は全て自ら引き受ける。良識に由来する判断の正しさとそのバランス感覚はその場に立ち会えた者だけが判るものかも知れない。

「創業は易し守成は難し」との言葉通り、AUAPの費用の値上げ、「グローバル人材育成推進事業」の終了など、先生の学部長時代はそれまでの学部の柱が一挙に見直しを迫られた時期でもあった。先生はそうした厳しい環境変化にあってリーダーとして粘り強く対応されただけでなく、更には学部長の業務として最も難しい判断を要す人事でも積年の課題に対してその能力を遺憾なく発揮された。それはまさしく先生の経験とその誠実な人柄に寄せられた信頼の故に可能であったと言ってよい。

研究者としてケインズ主義の今日的意義や新自由主義に対する一貫した批判姿勢などは著書である『日本型経済システム—市場主義への批判』でも強調され、人に対する優しいその姿勢は先生のゼミ教育における「江川方式」でも示された。

両先生の御退職を以て、本学部から学部開設当時を知る教員はいなくなる。学部創設以来、常に国際環境の変化に対応し、学部長として時々難局を乗り越えられた両先生に対して敬意を表し、それを以て送る言葉としたい。

江川先生を送る

新井 敬夫

江川先生と初めてお会いした時のことを思い出そうとしていたのだが、明確な記憶はない。しかし今、学問的には新自由主義批判のスタンスをお持ちで、私生活ではスポーツ好き、ポップスやロック（あまりハードではない）音楽ファンという一面を、おつきあいさせていただいた中から知ることとなった。先生は普段、それほど雄弁というわけではないが、話の折々にその学問性や人間性を感じ取ることもできた。業績と思い出を記しつつ、送別の辞としたい。

江川先生は私の前任の学部長としても手腕を発揮されたが、その業績や功績、それに先立つ経歴などに関しては、別に譲ろうと思う。

* * *

先生のご専攻は経済政策、比較経済制度論とその隣接領域である。学部でも大学院でも関連分野の授業を担当されている。私も経済学者として、狭い意味での自分の専攻である途上国の経済分析と開発政策とは別に、この分野に興味があった。江川先生が早大の博士課程に在学し、続いて亜細亜大に勤務された頃から今に至る時代、日本では国鉄や電電公社、専売公社などの民営化を手始めに、規制緩和、競争政策が次々と導入された。世界でも同じ新自由主義という空気が流れた。鉄の女サッチャー元英首相（在任 1979-1990

年)、レーガン元米大統領(在任1981-1989年)らが「活躍」した時期であった(江川先生の早大博士課程進学は1979年)。

経済的自由とは、誤解を恐れず単純化すれば、個人や企業、また消費者や生産者は合理的な考えに基づき自由に行動することを許されている、ということである(これ自体が尊重されることに大きな議論はない)。その結果として社会に様々な市場ができ、それが機能することを想定し経済学は分析を進める。独占や寡占などによる不完全競争市場など(実在するし学問的分析もあるが、存在理念としては)論外で、分割民営化に突き進み、競争政策を導入する。外部経済だった環境も経済取引に内部化される。この時代にはそんな新自由主義、市場経済の活性化が世の中の主流となり、政府や政策の役割は限定的である、とされた。ケインズの姿は過去のものとして小さくなった。

すでに記したように、私より一世代上の江川先生はこの時期をもっとも感性の研ぎ澄まされた研究者として過ごしたはずである。そして、新自由主義とその時代を鋭い目で見つめていたに違いない。本学に赴任してしばらくは私も忙しく、あまりこれに関する話をすることはなかったが、ここ10年程この話およびそれに対するオルタナティブな政策を伺うことが増えた。また、先生はそれに関する論文も発表されていた——題して「経済的自由主義批判」(1995)、「新自由主義の批判的評価」(1998)。

コロナ禍が一段落し、飲み会が社会的に非難されなくなった頃、ある席がこの話で盛り上がった。日本酒を飲みながら江川先生曰く「もっとケインジアンのように財政出動すべきだし、できるはずだ。今の形での日本の財政赤字、国債残高は大丈夫、ギリシアとは違うんだから。均衡財政主義は誤りだ。」。別の先生曰く「本当にそうかなあ」。私「どうなんだろう……」。答えはどこにあるのかわからないが、この時の主張の「断言の強さ」では、江川先生に軍配が上がったように思えた。私は先生に比べて、もう少し新古典派経済学や市場を信じているが、またこの話題で盛り上がりたい。

* * *

音楽好きを超えて、世代を超えて、性別を超えて誰もが知るイギリスの音楽グループ、ビートルズ。江川先生はこのバンドが来日し、公演したコンサートを観客として聴いたことが自慢だ。そのコンサートの半券を大切に保存しているそうである。上はシャツにジャケット、下はスラックス姿という大学の先生らしい現在のお姿からは想像もできないが、若い頃からポピュラー音楽好きだった。私が勝手に、ポピュラー音楽好きのステレオタイプとしてジーンズ姿を想像しているだけなのかもしれない（先生はどうだったのだろうか）。だから、現在の先生の外見からは想像できないのである。クラシックが好きというのならわかる。先生は現在でもポップスのライブを楽しんでいるらしい。ただし、ライブに出演するミュージシャンはかつての若者なのか、令和の若者なのか聞き損なった。

スポーツはサッカーで、若い頃は見るのもボールを蹴るのも好きだった。今もサッカーが大好きで、先ごろ開催されたカタールでのワールドカップの際、たとえ深夜や明け方でも、テレビの前で眠い目をこすりながら日本の活躍に小躍りしたり、ガッツポーズを出したりしていたとのことである。

* * *

これからも音楽やスポーツを楽しみながら、日本や世界の経済を鋭い眼差しで見つめ、我々後輩に語ってほしい。もちろん、健康に留意してお過ごしになることが第一である。長い間、お疲れ様でした。そして、ありがとうございました。

永綱憲悟先生をお送りする言葉

伊藤 裕子

国際関係学部創設以来、誰よりも本学部の発展に尽くしてこられた永綱憲悟先生がご退職される。まずは永綱先生の長年にわたる多大なご貢献に深くお礼申し上げたい。

永綱先生は1984年に本学経済学部国際関係学科に着任されたのち、国際関係学部草創期の1990年代には執行部で教務主任補佐、教務主任としてご尽力された。私自身はこの頃の永綱先生のことを存じ上げないが、ある職員の方が「とても頼りになる判断力の素晴らしい教務主任」で「一人一人を尊重してくださった」と語られたのをうかがい、当時から今に至るまで変わらない永綱先生のお仕事ぶりとお人柄を確認できたような思いがした。

2000年に本学部の鯉渕信一教授が学長に選出されると、本学部からも数名の先生方が学長執行部に入られたが、なかでも永綱先生はご自身の提案で創設された「学長付教学委員」に就任して鯉渕学長をサポートされた。一見控えめな名称だが、職務が決まっておらず自由に動ける役職の創設とそれへのご就任は、今思えばとても永綱先生らしく、また永綱先生の強みを存分に生かすものだったと思う。鯉渕政権で永綱先生は2号館建設や画期的な「アジア夢カレッジ・キャリア開発プログラム」の創設などにおいて活躍されたほか、インターネット時代の到来に合わせ教員へのPC支給開始、特任教員制度の導入、そして当時不備の多かった就業規則の整備など、「学長付教学委員」として実に多方面で様々な政策を提案して実現され、大学運営に

貢献された。

この頃の永綱先生を、他学部の一部教員が時々「影のフィクサー」などと呼ぶのを聞き、当時、大学運営のことを全く知らなかった私はただ憤慨していたものである。しかし今になって振り返れば、そのくらい永綱先生は大学行政の様々な局面においてキーパーソンの役割を担っておられたのだと思う。

2010年に学部教員の厚い信頼を受けて学部長に就任されると、永綱先生は名実ともに「表」に立たれてリーダーシップを発揮されるようになり、「影の…」などと呼ぶ声は全く聞かれなくなった。永綱学部長の2期4年間における学部最大の取り組みは、2012年度多文化コミュニケーション学科の創設であろう。2学科化構想に全学的な承認を取り付けるために毎週他学部執行部を招き、お茶菓子を配って「説得工作」を行ったのは永綱学部長ならではの配慮だった。もう一つの大きな出来事は、同じく2012年度に文科省初のグローバル人材育成推進事業に学部として採択されたことである。永綱学部長が運営責任者となり、学部と関係部署が協力して国際交流の発展に力を注いだ。さらにカリキュラム上も英語を重視して各種の英語専門科目を創設し、TOEIC600点を卒業要件として専門総合ゼミで英語学習を推進するなど、永綱学部長のリーダーシップがあったからこそ実現できたことも多かった。

学科新設もG人材事業採択も、準備段階から実現・運営まで、その中心になられた永綱先生のご苦勞は本当に大きかったと思う。これらの事業の推進には当然ながら周到な準備と学内関係諸部署からの多大な協力が欠かせないが、永綱学部長はそのための学内折衝において絶大な力を発揮された。それは時間をかけて自らの考えを丁寧に説明し、理解を得るための努力を惜しまない、永綱先生の誠実なお人柄と指導力の賜物だったと思う。

また永綱先生は、学部内の協調をととても重視された。個々の教職員を尊重してくださり、相手を否定したり罵倒するようなことは絶対に口にされない。本学部の内規のほとんどは永綱先生の発案で制定されたものだが、それ

もスムーズな学部運営のためだけでなく、学部内の不和を未然に防ぐことも目的とされていたように思う。学部内の協調といえば、新旧執行部の交代時に「慰労会」を始められたのも、新学部長となられた永綱先生だった。毎年、年度替わりの時期に新旧執行部で永綱先生が提案してくださるレストランに行き、退任される旧執行部の先生方を労いながら美味しいお食事を楽しみ、ガス抜きをする。この頃執行部にいることの多かった私は「慰労会」に何度も参加させていただいたが、毎回本当に楽しかった。

学部で20年以上にわたり永綱先生とご一緒しながら共同研究の機会がなかったことは、今になって悔やまれる。永綱先生はロシア政治研究で学会にも貢献され、特にウラジーミル・プーチンの研究においては永綱先生の右に出る研究者はいない。大学・学部行政でお忙しくても毎年論文を執筆され、しかも紀要原稿の締切をきちんと守られることでも有名だった。ロシア研究者としての永綱先生を垣間見る機会のご研究以外でも何度かあった。「出会いの広場」で先生がロシアンハットをかぶってロシア民謡を踊ったり、いわゆる「夜の教授会」にロシア産キャビアをご持参くださったりと、ロシア研究者ぶりを発揮してほかの教員を楽しませてくださった。

個人的にも、私自身、どれだけ永綱先生にお世話になったか計り知れない。採用面接で初めてお会いし、その後ありがたくもお電話をいただいたところから始まり（この「採用候補者への電話」も永綱先生が始められたそう）、同じ政治学分野の教員として何かにつけご相談させていただいた。旧6号館地下の教職員食堂で昼食をご一緒しながら、ゼミや講義運営についてのアイディアやアドバイスを随分いただいたことも良き思い出である。

多くの教職員が「上司にしたい人物」として永綱先生のお名前を挙げていることからわかるように、永綱先生には「リーダー」の名がふさわしい。文科省や大学の動向に関する情報に常にアンテナを張り、様々なアイディアを提案し、実行に移すために自ら動き、そのために必要な交渉や根回しをいとわない。しかしご自分の計画に固執せず他者の意見に耳を傾けてくださる。そうした永綱先生のご姿勢が良く出ていたのが、2021年10月の学長ご就任

時のスピーチだろう。「やってみなはれ」と教職員をエンカレッジし、お互いを尊重しあう職場にすることの大切さを強調された。他方で、「10の提案をして1つでも実現すればいいほうだ」という永綱先生のお言葉も何度もうかがってきた。ご自身がこれまで様々な提案をされ、周囲の協力を得て実現したことも、ご苦勞の末に諸般の事情で実現できなかったことも多々あったであろう、ご経験から出る実感のこもったお言葉だと思う。

こうして永綱先生との思い出を振り返ると、永綱先生がどれだけ新しいことを始められ、我々がどれだけ永綱先生に依存してきたかをあらためて思い知る。永綱先生が学部教員としてご退職されることで、学部の羅針盤を失うような喪失感を感じるのは私だけではないだろう。永綱先生のこれまでの長年のご指導とご貢献に、あらためて心より感謝申し上げたい。そしてこれからもくれぐれもご健康にご留意されつつ、学長として一層ご活躍くださることを祈念して、永綱先生をお送りする言葉としたい。

現代シリアにおけるパルミラ監獄経験の表象 ——ムスリム同胞団員手記にみる〈意味のレジリエンス〉——

岡崎 弘樹

I. はじめに パルミラ監獄をめぐるイスラーム主義者の語り

シリアの首都ダマスカスから北東に約 200 キロメートル、バスに揺られて 3 時間ほど向かったところにパルミラ（アラビア語で「タドモル」）という街がある。紀元後 3 世紀に女王ゼノビアの支配下で繁栄を極めたパルミラ帝国の遺跡は世界中から観光客を招き入れ、長らくシリアの主要観光地として重要な地位を占めてきた。広大なシリア砂漠のオアシスに栄えた古代都市の面影に歴史的ロマンを感じる外国人も少なくなっただろう。

ところが、シリア国民の大半にとってパルミラは決して人気の観光地ではなく、むしろ 1970 年より続くアサド政権下での悪名高い恐怖の流刑地として知られてきた。1970 年代後半に政権とイスラーム主義勢力との衝突が激化した後、政権側はパルミラ監獄に収容していたムスリム同胞団員を中心とする囚人らを大量虐殺した。「砂漠の収容所」にはその後もイスラーム主義者に限らず、世俗主義的な反体制派も送り込まれ、過酷な拷問や恣意的な処刑、外界との完全なる断絶、感染症の蔓延が問題視されてきた。それゆえパルミラ監獄は世俗主義的な反体制派作家であるファラジュ・バイラクダール¹⁾によって「死と狂気の王国」²⁾、またヤシーン・ハージュ・サーレハ³⁾によって「絶対的な監獄」⁴⁾と呼ばれた。2001 年には一度閉鎖されたものの、2011 年以降に抗議運動参加者の収容のために再開され、多数の人権報告書

においても非人道的な刑務所として長らく語り継がれてきた⁵⁾。

とはいえ、世俗主義的な作家や人権報告書において語られるパルミラ監獄の経験については、その実態や苦難の重さを理解する上で一つの大きな問題を抱えていた。それは、収監者の大多数派であり最たる犠牲者であるムスリム同胞団員による語りは、その全体の量と比べても極めて少なかったという点である。パレスチナ系ヨルダン人作家によってパルミラ監獄の経験談について最初にまとまった形で示されたものの、多数の同胞団員はすでに処刑されたり、釈放された後も深いトラウマを抱え経験を語ることができなかったり、逆に語ろうとしても教条的で紋切り型の武勇伝に陥ったりする場合もあった。サーレハはイスラーム主義者が「自分の狭い空間に閉じこもり、教義や教条、紋切り型の世界観に陥らない経験の用い方について確信をもてないままにいる」として次のように指摘する。

イスラーム主義者のおなじみの思考パターンによれば、彼らを監獄に追いこんだのは〈悪しき支配者たち〉です。私はアドラー刑務所で美しい祈りの言葉を聞きました。「アッラーはあなたを恐れない者やわれわれに慈悲を与えない者をわれわれの支配者にすることはない」というものです。たとえこのような支配者がいたとしても、すべてはアッラーの長期計画に委ねられており、きわめて相対的な問題となるだけでなく、完全に消え去るというのです。ここで悪政は歴史的なものではなく、政治や社会の論理を明らかにすることもなければ、いっそう公正な状況のために抵抗しうるものでもありません⁶⁾。

サーレハのみるところ、イスラーム主義者は「アッラーの計画」という予定調和的な観念に基づいてしか監獄経験を語ることはできない。そこでは個人の顔は見え、世俗主義的な反体制派政党元幹部などによって書かれてきた「英雄主義的な神話と瓜ふたつの喧伝の言説」しか生み出すことはできないというのである⁷⁾。

ところが、こうした見方を改めさせるような手記が最近刊行された。それは、シリアのムスリム同胞団員であったムハンマド・バッコの『ギロチン台からの生還者—パルミラ監獄における8年間—』（以下『ギロチン台』と簡略、2021）⁸⁾である。バッコは1980年、17歳のときにムスリム同胞団系武装組織「戦闘前衛隊」の機関誌『警告』（アン・ナジール）を回覧した罪で拘束され、拘置所からアレッポ中央刑務所を経て、パルミラ刑務所に7年半にわたって収監された。その後にアドラー刑務所などに移送されたが、同書は拘束からパルミラ刑務所への移送、そこでの日々を内省的に回顧した作品である。バッコはサーレハなどの世俗主義的な論者にも一目置かれてきた存在であり、また同書には元パリ3大学教授で2012年に反体制派連立組織「国民評議会」の議長であったブルハーン・ガリユーンが序文を寄せている⁹⁾。それゆえにバッコはイスラーム主義者の立場を保ちながらも単純な予定調和的な観念を避けつつ、最たる犠牲者に属しながらも、宮地尚子の環状島の議論を借りるならば、「トラウマの内海」の深奥部から生還し、広い読者層に訴える形で経験の表象を成し遂げたとと言える¹⁰⁾。

本論ではまず、シリアの監獄文学の中でパルミラ刑務所をめぐり、拷問の日常化や視覚の抑圧といった物理的、心理的な支配が世俗主義的な作家やシリア人以外のイスラーム主義者によっていかに描かれたのか、人間的な抵抗の余白がどこに見出されたのかについて着目する（II.）。そのうえでシリアのムスリム同胞団員であったバッコの『ギロチン台』を読み解きつつ、生かさず殺さずの「剥き出しの生」の諸相だけでなく、来世と現世におけるふたつの救済への模索といった課題についても検討する（III.）。さらに結論として、かかるバッコの思想がアウシュヴィッツの生還者ヴィクトール・フランクルの語る〈意味のレジリエンス〉と共鳴しあっている点を確認したい（IV.）。かくして全体を通して、フランクルの他にもプリーモ・レーヴィやジャン・アメリーといったナチ収容所生還者の手記とも比較することで、パルミラ監獄の経験が決してシリア独自のものではなく、ホロコーストをはじめとする「絶滅戦争」に関わる普遍的な課題として語られていることを立証

する。

II. シリアの監獄文学とパルミラ監獄をめぐる語り

1. シリア監獄文学の中のパルミラ刑務所

現代シリアの政治囚史は3つの段階に分けられる。第1はエジプトのアブドゥルナーセル大統領との「アラブ連合共和国」(1958-1961)を経てバアス党の一元独裁体制(1963-)に至るまでの時期で、共産党員やバアス党内部の反対派勢力に属する政治エリートが主たる犠牲者となった。続いて第2にハーフェズ・アサド政権成立以後、特に1970年代後半における反対勢力の一斉検挙にともなう、世俗主義的な反体制派勢力の青年活動家やムスリム同胞団を中心とするイスラーム主義者など計数千人規模の長期収監である。さらに第3に2011年以降の民衆蜂起以後に生じた過酷な弾圧の中で、拘束者数が約120万人ともされる時期である。まさにサーレハの言う通り、シリアにおける収監の歴史は、「政治エリートへの一時的な自由の制限から、反体制派への無制限の恣意的拘束と日常的な拷問へと、さらに一般の人々の大規模な拘束と拷問による大量殺戮へと発展」¹¹⁾した。

とはいえ、こうした経験と並行して、政治囚の収監経験に関する語りも変容した。1960年代以前においては大物政治家の手記が主流であったものの、1972年に小説家ナビール・スライマーン¹²⁾の小説『監獄』と翌年に発表されたエッセイ「監獄文学に向けて」を皮切りに「監獄文学」と呼ばれるジャンルが確立された。こうした流れはやがて1980年代後半以降、イブラヒム・サミュエル¹³⁾やガッサーン・ジバーイー¹⁴⁾、ファラジュ・バイラクダールといった才能ある小説家や詩人によって受け継がれた。作家らは概して拘束や尋問、拷問といった従来のあるきたりな側面よりも、むしろ収監生活における生活のディテールや家族との面会、他の囚人とのコミュニケーションの際に生じる心理的な描写に着目し、収監問題を「国民的課題」として広く共感を得る形で訴えようと試みた¹⁵⁾。とはいえ、作家らが舞台とし

て設定していたのは、アレッポ中央刑務所やダマスカス郊外のアドラー刑務所、サイドナーヤ刑務所といった世俗主義的な反体制派活動家が多数収容されていた監獄であった。その一方で、極めて非人道的で文学を通じて描くことなど不可能な「砂漠の収容所」については依然として語られることは少なかった。

パルミラ監獄は 1930 年代のフランス委任統治時代に軍の前哨基地として建設され、1946 年の国家独立後に軍人の通常犯罪者の刑務所として機能していたが、政治囚も収容され始めたのは 1960 年代後半からとされる。ハーフェズ・アサド政権下（1970-2000）では増築が行われ、1980 年代から 1990 年代にかけて主としてムスリム同胞団員の流刑地として機能し、2 万人以上の収監者を抱え、数千人規模での虐殺や処刑の場となった。

人権報告書で断片的に記されていたパルミラ監獄の実態を初めて一冊の形で明らかにした著書は、シリア人ではなくパレスチナ系ヨルダン人のムハンマド・サリーム・ハンマードの手による『パルミラ、目撃者と目撃されたもの—アサド刑務所の収監者手記—』¹⁶⁾（1998 年初出。以下、『目撃者』と簡略）であった。ハンマードは 1960 年にイラクで生まれた後、家族とともにパレスチナのナブルスを経て最終的に隣国ヨルダン北部のザルカに落ち着いた。小学校時代から熱心にモスクに通ってイスラームの実践を志し、高校時代にはヨルダンで合法組織であったムスリム同胞団の学生部リーダーとなった。1977 年に同地での啓蒙合宿のために来訪したシリアのムスリム同胞団幹部に感化され、やがてシリアのダマスカス大学で土木工学を専攻した後、両国同胞団の連絡役を担った。だが 1980 年 8 月にシリアからヨルダンに向かう際に国境で拘束され、軍情報部の留置場で尋問と拷問を受けた後にパルミラ監獄に移送され、最終的に釈放されたのは 1991 年であった。

『目撃者』は多くの獄中記と同様に、政治組織での活動から拘束、尋問、拷問、地下室や大部屋への移送、そこでの生活、他の収監者との会話、そして釈放と新たな生活の始まりにいたるまでの一連の流れを時系列的に説明している。この意味ではスライマーンの古典的な小説『監獄』と物語構造的に

はそれほど変わらないものの、アサド政権にとって「不倶戴天の敵」とされていたムスリム同胞団員であったハンマードの経験は、後述のようにあまりに過酷なものであった。

言及すべきは2000年代に入ると、パルミラ監獄についてシリア人自身の語りも始まるが、その大半は世俗主義的な作家の手によって語られたということである。バイラクダールの『言葉と沈黙の裏切り—シリアの軍事刑務所での疎外経験—』（2006）¹⁷⁾ やハリーフアの小説『巻き貝—覗き見の日々—』（2008）¹⁸⁾ といった文学作品、ハーラ・ムハンマド監督による記録映画『記憶への旅』（2006）などはよく知られている¹⁹⁾。すでに別稿で述べた通り、かかるシリア人作家の語りにおいては決して告発的な調子が前面に出ることはなく、祖国における過去の過ちとして、あるいは「恥の記憶」として次世代に伝えていく姿勢が強調される²⁰⁾。

とはいえ、いかなる証言においても、パルミラ刑務所が他の刑務所と一線を画していることは一目瞭然である。この監獄では面会もなければ、本や筆記用具、娯楽の手段、台所、ストーブ、お湯といった生活必需品もない。外界と完全に断たれた空間を経験した後に生還した者は、多種多様にわたる拷問や迷宮性といった物理的な支配、視覚の剥奪による心理的な支配の過酷さについてつぶさに証言することになる。

2. 物理的、心理的な一望監視の支配

砂漠の収容所は、夏は灼熱の太陽にさらされ、冬は氷のように冷たく冷えこむ。こうした移り変わりの激しい厳しい自然環境下において、増築された「政治囚棟」と呼ばれる棟には全部で45房以上とされる大部屋（共同房）がある。一つの共同房は5メートル×15～20メートルの75～100平米のスペースであり、最大で200人近い囚人が押し込まれる。ジバーイーが述べるように個々人には40センチメートルの幅しか与えられておらず、「1センチの余裕を求めて争われる」²¹⁾。拷問官や看守による言葉による憎悪に満ちた侮辱が日常生活で徹底されている。「この畜生め」、「糞野郎め」、「ホモ野郎」、

「売春婦の息子め」、「お前のおふくろや姉を犯してやる」、「おふくろのオマンコはどうだ?」、と極めて侮蔑的かつ下品なスラングで囚人を心理的に徹底的に痛めつける。

とはいえ、そもそも何よりも耐え難いのは、毎日のように繰り返される物理的な暴力、すなわち過酷な拷問である。『目撃者』に限らず多数の人権報告で語られるように、パルミラ刑務所に移送される前ですら唾の吐き掛けから始まり、殴打や蹴り、「タイヤ責め」²²⁾、「空飛ぶ絨毯」²³⁾、「ドイツ椅子」²⁴⁾、鞭打ち、電気ショックと続き、ハンマードはわずか数日間で「10キロから15キロも痩せた」²⁵⁾。だが「歓迎会」と呼ばれる到着した際のものであれ、一部屋あたり5～6グループに分けられ中庭で連日6時間近くにわたって実行されたものであれ、パルミラにおける拷問の厳しさはシリア各地の拘留所や刑務所におけるそれとは大きく異なる。再現ドキュメンタリー『タドモル』によれば、パルミラでは通常のケーブルではなく「冬は木のように固く、夏はいつそうしなやかな戦車のファンベルト」が鞭として用いられる。他の刑務所で50回程度の鞭打ちも、パルミラでは3方向から250回、悪質な刑務所長（通称「アブー・ジャフル」、アラビア語で「無知の父」の意）の下でイスラーム主義者には500回が加えられる。殴打の回数は囚人自身が数えなければならず、数え間違えると最初からやり直しとなる。命を落とす者も少なくなかったのは言うまでもないが、拷問を受けていない者も四六時中拷問の音や叫び声にさらされ、心休まることはないという²⁶⁾。

多種多様なグロテスクな虐待行為は他にも存在する。一部の者は歓迎会のときから目を付けられる。その対象となったハンマードによれば、食事もほぼ拷問に近く、朝食ではチーズや乾パンなどが配られるが、バケツに入れられた吐き気を催すような紅茶を無理やり飲まされた。昼食や夕食も小さく固いパンと多少のジャガイモ、卵一つを6人で分け合った²⁷⁾。トイレも夕方6時から朝までは禁止である。入浴も一カ所に集められ、殴打されながら冷水をかけられるから、辺りは泥と血の海となる。散髪も精神的な苦痛を与える手段である。長期収容によって伸びた髪や髭を看守らは殴打を加えながら手

動カミソリによって力ずくで切り落とし、髭をも剃り上げ、「スイカのように丸坊主」にする²⁸⁾。イスラーム主義者やそれ以外の一部のアラブ人男性にとって髭は自らの名誉の象徴でもあるが、パルミラでは礼拝や断食、小淨(ウドゥ)と同様に一切禁止されている。散髪行為そのものが、敬虔なムスリムに対して一種の屈辱感を与える大きな効果となる。さらにはゴキブリやネズミの死骸を食わせる、獄外で待つ妻との離婚の強制や、兄弟同士を性行為させるという異常極まる虐待なども『目撃者』で報告されている²⁹⁾。壁を見上げれば1980年6月の獄内での大量虐殺を偲ばせる弾痕や血痕が依然として残っている一方、月3回程度の「審理」³⁰⁾と即座に執行される「絞首刑」に日々怯えながら、心身ともに疲弊していく。

アウシュヴィッツの生還者ジャン・アメリーは、現実には拷問を受けたまさにその瞬間には「凡庸な悪」(ハンナ・アーレント)といった生易しい見解を持つことはありえず、むしろ「最初の拳が落ちてきたとたん世界への信頼が崩れ去る」³¹⁾と明言した。その意味では、ナチとアサドの収容所は同じと言えるかもしれない。とはいえ、サーレハが両国の収容所を比較するところによれば、ナチの収容所は資本主義的な秩序が浸透しており、労働力として役に立たない者(ムーゼルマン)から順番にガス室に送り込まれ、拷問に関しては「敢えて尽力するまでもない」。その一方で、パルミラは効率的な殺戮以上に主従関係を暴力を通じて徹底して教え込む規律の場である。かくしてパルミラでの拷問は「俺は強者で貴様は弱者、俺は巨人で貴様は害虫、俺がアッラーで貴様は何ら価値のない存在」という力関係を教え込む最良の手段に他ならないというのである³²⁾。

かくしてパルミラではまさに「拷問のための拷問」となる。ガリユーンが述べるように、拷問プログラム自体は、単一の規則に即しているわけではない。「暴力の手段を生み出し、作り出すことはそれぞれ拷問官にまかされているから、犠牲者の心理的な破壊に関していっそう深刻な影響を与えうる」。多様な拷問はロシア軍の指導の下で練り上げられたにせよ、拷問官それぞれは、創造性という意味で互いに競争を繰り広げる。この競争ゆえに、「人類

が何万年もかけて古代から現代にいたるまで文明を生み出す中で飼いならそうとしてきた原始的な本能に対する^{たが}箍がはずれた状態」に陥っているというわけである³³⁾。

さらに囚人の恐怖心を増大させるのは、「視覚の支配」というべき管理の徹底であった。パルミラ刑務所に移送されたときだけでなく、大部屋から連れ出されるときも目隠しや手枷をされ、頭を下げて前列の者の腰に手を当てて進まなければならない。大部屋内においても常に高すぎて手の届かない天窓やふたつの鉄格子の通気孔から監視されている一方で、他の囚人と話をしてはならないどころか目も合わせてはならず、合わせたことが分かった場合には再び懲罰の対象となる³⁴⁾。ハンマードは拷問中ですら^{自発的に}一切目を開けてはならないとして、次のように語る。

パルミラ軍事刑務所の法はダマスカス諜報機関の地下牢のそれとは異なると、後々理解した。ダマスカスでは尋問者や拷問者を見ないように目隠しをされた。だがパルミラでは目隠しではなくて、誰が見えようとも自ら目をつぶらなければならない。電線で撃たれようが、鞭で体が裂かれようが自ら目を閉じなければ罰は重くなるのだ³⁵⁾。

ハンマードが自著に「目撃者と目撃されたもの」という題を添えているのは、「視覚の支配」を意図していると考えられる。まさにミッシェル・フーコーが『監獄の誕生』で述べる通り、「見られてはいても、こちらには見えないのであり、ある情報のための客体ではあっても、ある情報伝達をおこなう主体には決してなれない」。しかも、そこでは囚人が実際に監視されているかというよりも、監視されていると「感じている」、「想像している」ことが肝要である。なぜなら「現実における服従の強制は、虚構的な関係から機械的に生じる」のであり、被拘留者は「自らの権力による強制に責任を持ち、自発的にその強制を自分自身へ働かせる」からである³⁶⁾。サーレハが描写するように、目隠しされて移動させられるがゆえに収監者は建物の構造

を把握しておらず、大部屋の鉄扉や周辺の敷地から出ることができたとしても、道を知らないのだから出口の方向に進めない「迷宮」でもある³⁷⁾。すなわちパルミラ監獄は物理的、心理的な支配様式に鑑みても、現代シリアにおけるベンサム的な一望監視施設の具現化に他ならないというのである。

なお『目撃者』では、感染病も含めてさまざまな病気が蔓延したことも詳細に伝えられる。足を撃ち抜かれ銃創を抱えたまま痛みに苦しみ、または不衛生な環境ゆえに虱や疥癬は常に発生、飢餓による黄疸に加え、冬の凍てつく空気によりインフルエンザやリ्यूマチ、関節炎にもなやまされた。コレラや赤痢、結核が蔓延しても何ら治療も受けられない³⁸⁾。深刻な衛生面での状況にもかかわらず、刑務所専属の医者は治療のためではなく、あくまで囚人を殺さず懲罰を与え続けるためだけに存在する。まさにフーコーの言うところの「生政治」の実験場である。

現代の伊哲学者ジョルジョ・アガンベンがレーヴィの考察をもとに分析するように、アウシュヴィッツは「例外状態が正規のものにとびたりと一致していて、極限状況が日常的なもののパラダイムそのものとなっている場」と言える。そこで究極の犠牲者（ムーゼルマン）は、「その生が本当の生ではなくなった者としてあらわれ、またある場合には、その死を死とは呼ぶことができなくなって、死体の製造としか呼ぶことができなくなった者としてあらわれる」³⁹⁾。

生かさず殺さずの「永続的な例外状態」は、イスラエルによるパレスチナの占領行為に顕著であるが、パルミラ監獄でも同じであろう。『記憶への旅』で、バイラクダールはあまりに非人間的な環境に置かれたために性欲すら完全に失われてもはや欲情したり勃起することもなくなったと想起する。サーレハは、妄想する力も衰え、生活の基本中の基本的な事柄を切望し、ムスリム同胞団員にとって最大の夢は「脚を伸ばして寝ることだった」と回顧する。ハリーファは小説『巻き貝』で、獄外の日常生活のありふれた一コマを心から切望する精神状態について次のように文学的に描いている。

私は小さな夢のひとつを見る。あらゆる夢が小さくなったとしても、だ。一日でいいから、孤独な独房で静寂に包まれ、騒音もなく、敵意や侮蔑の視線もないままに暮らし、ぐっすりと眠りたい……通りの日陰をしずかに歩き、仕事もなく、特に用事もなく、どこに行くでもなく、時間にも縛られず歩き続ける夢。朝、母に起こされても毛布をかぶって起きようとしないう夢。朝、誰かが私に「おはよう」と言う夢を見るのだ⁴⁰⁾。

3. 人間的な抵抗の余白

想像力すらもますます削り取られるような環境下で、人間的な抵抗の余地は果たしてどの程度残されていたのであろうか。ハンマードは「パルミラの市街から聞こえてくるアザーンの音に一瞬の安らぎを感じた」⁴¹⁾と証言しているが、視覚が奪われたからこそ聴覚が研ぎ澄まされるという逆説は注目される。

こうした感覚を十全に描いたのが、ハリーファの『巻き貝』であった。パリで映画を学んでいたエリート青年がシリアに帰国した際に空港で拘束され、反体制派組織との関係を疑われ尋問と拷問を受けた後、「砂漠の収容所」に連行される。主人公はキリスト教徒コミュニティー出身で世俗主義的であったために、看守だけでなく共同房のイスラーム主義者にも敵視される。かつてレーヴィはアウシュヴィッツという「絶望的な状況にあっても、穀を分泌し、周囲に薄い防御膜をめぐらして、避難所を作り上げる人間の能力には、目を見はる」⁴²⁾と述べたが、『巻き貝』の主人公もパルミラにおいて看守側と大部屋の同胞の両面からの疎外感にさらされる中で、一日中毛布をかぶり自ら視界を遮りながら、拷問の日々を耐え抜いていく。一望監視施設の観察される行為主体から逆に周りを観察していくというスタイルは興味深い。もともと主人公が映画製作者という設定も手伝って、映像を奪われた主人公が音に固執する感覚が小説のいたるところに散りばめられている。たとえば、拘束後間もなく目隠しをされて受ける拷問の最中の模様は次のように描写される。

私の背後では、同じような事態が進行していた。ケーブルの音、蹴り足のぶつかる音、痛がる若者の声、拷問役の喘ぎ声が聞こえる。数分前に見た肉片が飛び散る音も聞こえてきそうだった…音…音。目の見えない者にとって、音こそが支配者だ⁴³⁾。

小説では音のふたつの側面が描かれる。ひとつは恐怖心を煽り植え付ける要素としての音である。治安機関幹部の到来を告げるヘリコプター、他の囚人の拷問時の殴打や彼の叫び声、大部屋に近づく看守の靴、床を叩く棒、牢鍵の開け閉め、見張りが天窓に上るときの軋みなどすべての音が精神的な疲弊の要素となる。主人公は回想する。「13年間、鉄扉の鍵の音を聞くと、心臓がもぎ取られるような気がしてならなかった。慣れるわけがない」⁴⁴⁾。だが、逆に音そのものは支配の要素だけではなく、人間的な抵抗の余地を与えてくれるという側面も見逃せない。かつて短編小説家イブラヒム・サミュエルは大部屋同士のコミュニケーションが「咳払い」を通じてなされている様子を一つの物語作品に仕上げたが⁴⁵⁾、ハリーファもまた死体がトラックに積まれる際のドサツという音の回数からその日の処刑者数を把握し、大部屋同士の壁を「モールス信号」のように叩きながら情報を交換していたと語る。

音のコミュニケーションと結びついてきたのが記憶術である。そもそもイスラーム生誕から最初の20年間においてクルアーンは書物（マスハフ）ではなく朗誦や暗唱によって伝達されてきた。したがって記憶の訓練はイスラームの確固たる伝統である。確かにその訓練は、一方的な教えの盲目的反復という側面があり、権威の内面化によって批判的、懐疑的な精神の成長を阻む伝統という意味でも理解されてきた⁴⁶⁾。だが、ペンもノートもない中で『巻き貝』の物語を「日記」の形で再構成すること可能にしたのは、世俗主義的な作家がイスラーム主義者からクルアーンの暗記法を学び、クルアーン以外の事柄にまで応用したからとされる。主人公はイスラーム主義者の仲間とともに、まるでテープレコーダーのような技術を身に着けたとして次の

ように回顧する。

この大部屋でクルアーンを最初から最後まで暗記しない者はいなかった。新人がくれば、新たに授業が始まったが、後に別の方向にも発展していった。クルアーンや預言者ムハンマドの言行録を暗記するだけでなく、収監されたイスラーム主義運動関係者の名前を集めた「名簿」とも言うべきものを暗記する青年が選ばれた。共同房には、まだ20歳にも満たない若者がいて、囚人の名前、市町村名、入所日、境遇など3万件以上の名前を記憶していた……私はこの方法を気に入り、自分でも訓練するようになった。必要な能力が身についたところで、この日記を書くことにした。頭の中で文章を書き、それを繰り返し、記憶し、また書き出し、記憶するのだ⁴⁷⁾。

小説において、主人公は拷問官に「自分はムスリムではない」と何度も強調し、大多数の囚人と区別するよう意図的に促すものの、獄中生活の中でムスリム同胞団員の政治囚も一枚岩ではなく、多様な人間であることにも気づいていく。この点は別稿ですでに述べたので詳細には入らないが⁴⁸⁾、そもそもパルミラ監獄の中で世俗主義的な反体制派囚人が収容されていた部屋は45房以上の中で1〜2房しかなかったことは注意すべきである。となれば、囚人の最大多数であったシリアのムスリム同胞団員の中で、より開放的で知性的な精神を有した者にとってパルミラ監獄はいかなる意味を持っていたのか。それを部分的にでも知る鍵がバッロの『ギロチン台』にある。

III. シリアのイスラーム主義者手記にみる絶対的監獄の諸相

1. 「宿敵」からの考察

カール・シュミットは『政治的なものの概念』の1963年版序文にて政治の本質的性質として友・敵の峻別を挙げつつ、敵の中でも殲滅すべき「悪

魔的敵」(foe)あるいは「宿敵」の存在について「世俗的敵(enemy)と並んで再び使用されている」⁴⁹⁾と指摘した。この概念的枠組みを借りるとするならば、ハーフェズ・アサド政権にとって自らの権力基盤を揺るがしかねない「宿敵」はふたつあったと言える。

ひとつはアサド政権によって「バアス党右派」と呼ばれた1963年のクーデター以来バアス党政権を担ってきたミッシェル・アフラク(1910-1989)をはじめとする集団である。1966年に追放されハーフェズ・アサドとの政争にも敗れたこの集団の有力幹部はイラクに亡命したが、そのメンバーは1970年代後半以降にも拘束され400名程度が政治囚となった⁵⁰⁾。この反アサドのバアス党勢力はやがて「宿敵」と呼べる規模ではなくなったが、その一方でもうひとつの「宿敵」であるシリアのムスリム同胞団は1970年代を通じてハマやアレppoなど一部の都市で着実に支持基盤を固めていた。

確認すべきは1960年代初頭までシリアのムスリム同胞団はエジプト本部の分権主義的方針の下、シリアの議会政治という枠組みの中で政治的な存在感を示してきたことである。著書『イスラーム社会主義』で一世を風靡したカリスマ的理論的指導者ムスタファー・シバーイー(1915-1964)を中心に1949年選挙では4人、1961年選挙では10人ほど国民議会議員を輩出した。ところが1963年のバアス党による政権奪取の後に、ハマでマルワーン・ハディード(1936-1976)をはじめとする急進派の指導者に率いられた一団が座り込みを行い、1964年の反乱へと発展していく。シリア研究者ラドワーン・ジャーデの言う通り、この反乱は「ムスリム同胞団内におけるジハード主義の台頭を示す最初の兆候」となり、やがて1982年のハマ事件を引き起こすムスリム同胞団系列の武闘派「戦闘前衛隊」を生み出す契機となった⁵¹⁾。

『ギロチン台』の著者バッロは17歳であった1980年5月、シリアのムスリム同胞団の機関誌であった『警告』誌を回覧した罪で、1歳年上の仲間8人とともに拘束された。治安機関での拘留を経てアレppo中央刑務所で3ヶ月半、そしてパルミラ刑務所で7年半を過ごすことになる⁵²⁾。

手記の中では組織の内情に関する考察も少なくない。ハンマードは『目撃者』の中でシリアのムスリム同胞団内部における地域的、幹部同士の対立がパルミラ監獄内にまで持ち込まれたことを嘆いた⁵³⁾。バッロも同様の問題を指摘しながらも、たとえばダマスカスではムハンマド・サイード・ラマダン・ブーティー師（1929-2013）が率いる宗教勉強会の最大集団が治安当局から厚遇される一方で、その他の支持基盤の弱い集団との敵対関係を煽るようになった。いわば宗教の勉強会に過ぎなかった一部の集団が独裁政権下でさまざまな形で冷遇され抑圧されたがゆえに、最終的に同胞団から分離独立した武闘派「戦闘前衛隊」になびく者も少なくなかったと強調される⁵⁴⁾。

緊張関係はとりわけ1979年のアレppo砲兵学校事件⁵⁵⁾の後に、政権vs戦闘前衛隊との明確な対立、さらに同胞団すべてを巻き込んだ熾烈な抗争に発展していくが、バッロに言わせれば「治安機関は武装闘争や体制との衝突から戦闘前衛隊とムスリム同胞団はそれぞれ別組織だと最初から分かっていた」⁵⁶⁾。1980年に入るとムスリム同胞団内部では政権崩壊への期待感が高まる一方で、ハーフェズ・アサドは「われわれの側に与さない者はみな敵だ」と友・敵の峻別を明確にし、「イスラエルの手先」や「キャンプ・デービッド合意の支持者」といったものはや荒唐無稽な言いがかりを同胞団にかけるようになったという。同年6月に政権はパルミラ監獄内で推定700人～2000人に及ぶ同胞団員の虐殺に及び、7月に「同胞団への所属が明らかになった者は皆死刑に処す」と定める法律第49号をも発布した。シュミットやアガンベンが論じてきたように、まさに法の「停止」を法制化する、あるいは決定を下す主権者が法を宙吊りにし、永遠の「例外状態」を作り出す。かくしてパルミラ監獄は法的保護の外側において「剥き出しの生」⁵⁷⁾に対する生殺与奪を管理された象徴的な場となったと考えられる。

2. イスラーム主義者が語る「剥き出しの生」

ムスリム同胞団員は法律第49号による処刑者の対象となったが、実際の処刑の光景は、世俗主義的左派であり合法的な殺戮の対象ではなかったハ

リーファの小説『巻き貝』で「野獣」と呼ばれる処刑官による極めてグロテスクな描写を通じて語られる⁵⁸⁾。だが一方で、その当事者となったハンマードやバッコの手記には処刑に至るまでの形ばかりの「審理」などに関する描写はあっても処刑そのものに関する描写は少なく、あったとしても死刑に処された者に何らかの形で深く接した別の証言者の発言を断片的に伝えるのみである⁵⁹⁾。というのも、そもそもパルミラ監獄では多数のイスラーム主義者が連日処刑され「死人に口なし」の状態となっている、あるいは、たとえ処刑を免れ生き延びたとしてももはやほぼ再起不可能の別人に変えられているからであろう。かくして『ギロチン台』の冒頭は自らの「生まれ変わり」を意図して、次のように綴られている。

想像力を自然な流れにゆだねると、必ずパルミラ監獄の最初の瞬間に導かれる。1980年夏、恐ろしい刑務所の門に入った瞬間だ。鉄の門は非常に狭く、黒く、汚く、錆び、汚れがたまり、惨めな形となり、死のにおいを発していた。黒い扉の右側にはもともと白だが黄ばんで汚れたプレートがあり、下手な字で「入った者は死に、出た者は生まれ変わる」と書いてあった⁶⁰⁾。

重要なのは、別の人間になって出獄するまでまさに「生かさず殺さず」、すなわちアガンベンがホモ・サケルを例に言うところの「剥き出しの生」（殺害可能でありながら犠牲者として尊重され得ない生）の状態に置かれたという点である⁶¹⁾。それは『ギロチン台』の序章から象徴的に描かれる。バッコによれば、アレppo中央刑務所からパルミラ監獄に100人ほど連行された後、「歓迎会」と呼ばれる拷問を7時間も受け続けた際、わずかな反抗心を示した同志ハルドゥーンが殴打の末に殺されてしまった。ところがその後刑務所長が訪れ、拷問死した事実を知り、その下手人たる看守に対して「次同じことを繰り返したらお前を丸坊主にしてやる。出ていけ!」と激怒したという⁶²⁾。

最低限の生命維持のために毛布や一日3回なけなしの食事などは与えられ、皮肉ではあるが、大部屋に戻れば少なくとも数時間は拷問を免れるのだから「まるで家に帰って落ち着いたような気分にもなる」とバッロは回想する⁶³⁾。だが入獄1か月前の法律第49号の発出によって処刑が「合法」化され、弾圧が最高潮を迎えた1982年冬の「黒い水曜日」には所内の刑場でわずか1時間半で185人が粛清されたこともあったという⁶⁴⁾。

看守や拷問官についてもパルミラは別格である。シリア国内の別の刑務所であれば暴力を振るわれる可能性がありながらも同時に共に遊戯に興じるような、状況によってはコミュニケーションの余地は存在した⁶⁵⁾。ところが、パルミラ監獄では看守は「もともと最も汚く、攻撃的で、倫理観に欠けている者から選ばれ……犯罪に手を染め、堪能し続ける人間に変わってしまう」⁶⁶⁾。政権基盤のアラウィー派コミュニティの最下層から、教育を受けていないが筋骨隆々の血気盛んな若者（猛者）が拷問役に選ばれ、徐々に暴力に慣れさせる。ときには自らの手で「悪魔的な敵」たる囚人を殺害させることによって人間としての一線を超え、つまり理性の歯止めを崩壊させてきたという⁶⁷⁾。

ナチ収容所の生還者アメリーはかつて「どこであれ、現実が圧倒的にのさばり返るとき、言葉は眠りにつく」として、「精神の限界」の中で言葉そのものへの懷疑が生じたと証言した⁶⁸⁾。パルミラを経験したバイダクダールも同じく『言葉と沈黙の裏切り』で「ある時点で、言葉を裏切るこの不正が起こった／だが沈黙はそれ以上の不正であり、裏切りであったし、あり続けるだろう」⁶⁹⁾と経験の表象不可能性について語るが、バッロもまた死期を意識する心境について次のように語る。「まもなく死ぬと分かっているとすれば、その時の気持ちを説明することは難しい……人間の生活の中で何度も繰り返されることはなく、多くの人にとって起こりもしない瞬間だ」。とはいえ、いっそう重要なのは、拷問を待つ時間の恐怖感、2週間に4回程度しか許されない「外気浴」⁷⁰⁾に加え、連日続く「拷問ための拷問」によって精神的、肉体的にも疲弊する中で、「むしろ殺してほしい」と望むようになると

いう点である。「死、老年、不能、剥奪にいたるまで恐怖には多くの種類がある。ただしパルミラでは純粋な痛みに対して恐怖を感じるが、純粋な願いは死ぬことだ」⁷¹⁾。

バッロは8人の同志とともに拘束されたが、その同志は拘束後2年以内にみな拷問死するか、処刑された。バッロもまた一人当たり1分にも満たない一方的な「審理」において即座に死刑が宣告されたが、当時17歳、すなわち18歳に満たなかったために後日10年の禁固刑に減刑されたという。この恩着せがましい「再審理」について次のように回想する。

私の友人は処刑され、私だけが生き残り、毎日ひどい苦痛を食らうというのか。減刑を嘆くべきか、それとも絞首台から逃れたことを喜ぶべきか。囚人らが莫大な金〔賄賂〕を無駄に費やしているこの判決の変更が、私にとって呪いだったと、将来伝える人々は理解してくれるのだろうか。私が何年も生き残れば、死よりも何倍も辛い煮え湯を飲まされることになるのだろうか⁷²⁾。

バッロは毛布の生地をほどいてひそかに縄を結び、自ら首を吊ろうと試みるものの、突如父親が日ごろから語っていた自殺を戒める言葉を思い出し、死のうにも死にきれなかったという。

さらに興味深いのは、感染症などの病気においても管理の下でしか死ぬことができなかったという現実であろう。拷問で疲弊しきっていることに加え、何百人が密集している場で、コレラや疥癬、結核が広がっても隔離や予防措置を講じる可能性がない。結核が蔓延した際には連日のように数10人単位で死体が生じることもあった。「治療の可能性を完全に失い、感染を感染させるうっ血、患者を急速に殺し、抵抗力を弱める素因となる栄養失調、および拷問に次ぐ拷問で日々疲れ切っている。かくして簡単に死の病に侵される」⁷³⁾。この記述だけみれば、政権側は自らの手を煩わせずして宿敵を大量に「処分」できるのだから、ナチスの収容所と同じ経済効率を重んじる

資本主義的な精神と一致すると考えられるだろう。ところがバッコは1981年4月にコレラが広まった際に犠牲者が増え続けた日々を次のように振り返る。

看守らは10人、20人と死のうが気にしないし、その倍の人数を処刑しているのは確かだ。だが、自分たちの管理を離れて多数が死ぬのを許さない。自らの殺害欲や復讐を果たすためでしか、死や殺害を望んでいない（傍点、引用者）⁷⁴⁾。

主従関係を教えることのみが自己目的化した場で、囚人は生きることだけでなく死ぬことも許されない。まさにクルアーンで言及される現世と来世を隔て魂を留ませる「間」（バルザフ）、あるいはアガンベンの言うところの「互いに互いを決定しえないでいるような未分化の領域」たる「^{いき}闕」⁷⁵⁾に置かれるのである。だが、かかる極限状況にも長きにわたって耐え、最終的に「生還」できたのはなぜだろうか。そしてバッコは、自らの生還にいかなる意味を見出したのであろうか。

3. ふたつの「公正」と「救済」

レーヴィは次のように指摘する。「選別や空襲といった危機の時期だけでなく、すり減らすような毎日の生活の中でも信仰のあるものたちはより良く生きてきた……それがいかなる信仰であろうと、宗教的なものでであろうと政治的なものでであろうと、関係なかった」。レーヴィはキリスト教徒やユダヤ教徒の聖職者であろうと、無邪気なマルクス主義者であろうと「救済をもたらす力によって鋭く結ばれていた」⁷⁶⁾と観察する。

かかる観念はパルミラ刑務所に長期に収監されたイスラーム主義者の手記においても繰り返し強調されている。ハンマードは、あまりに過酷な抑圧の中でクルアーンに記されている《汝らがアッラーに助力すれば、アッラーは汝らを助け、足場を堅固にする》(47-7) という章句を信じることができな

くなり、秘密裏に行われていた礼拝への参加を拒否する者いたと回想する。とはいえ他の者は、このような逸脱者の心情に理解を示しながらも、アッラーが彼を正しく導くよう深く祈り、自ら生き延びていることに関し、すべての思考と集中力を、最も気高く、最も慈悲深いアッラーに向け、ただひたすらひれ伏したという⁷⁷⁾。すなわちハンマードにとって獄中を耐え抜く精神的な支えは深き信仰心であることは疑いない。

獄中で過ごす日々は、神が私たちに書き残した運命の一部であり、私たちの人生の一時的な局面であり、自由か死かのどちらかで終わるに違いない。可能な限りクルアーンを学び暗記すること以上に、われわれがいっそう高貴となる行為はない。アッラーがわれわれに死を望まれるのであれば、現世の最後の時間をこの神聖なる書物とともに過ごすことになるだろう⁷⁸⁾。

当然ながら、この点にはバッロも同意している。バッロは偉大な神秘主義者が「己が魂から神に向かい、神から人類への再び下降する一つの流れ」を感じつつ、自らに立ちはだかる「物理的障害〔山〕をそもそもみることはない」という、ベルクソンの『道徳と宗教の二つの源泉』における考察に着目する⁷⁹⁾。この「生の躍動」(élan vital)と結びついた深い信仰こそが、「過酷さが人間の耐えることのできる限度を超えてしまうこの地獄におけるわれわれの状況を正確に説明」しており、極限状態への耐性を強めたことは間違いないというのである。とはいえバッロの証言において興味深いのは、深い信仰とともに同時に自らの苦悩の経験に意味を見出す重要性をも強調している点であろう。

パルミラの囚人は、〔経験の〕意味を見出し、この地獄での生存を正当化する。そのひとつは天啓の公正さに対する信念であることは疑いない。だが、もうひとつは自ら苦しめられた問題をめぐる公正さである。抑[・]庄[・]

者に立ち向かい、この人間の存在にふさわしい自由を要求するという意味での公正さである（傍点、引用者）⁸⁰⁾。

宗教者が過酷な弾圧に耐え忍ぶ力を養っていることは、信仰深き本人だけではなく、監獄で共に過ごした世俗主義的な作家によってもしばしば言及されてきた。病気や老齢の者の肩代わりとなって鞭打ちの拷問を自発的に受けた「フィダーイーン」⁸¹⁾ に対して、サーレハやハリーフアといった左派作家は人間的な意味で尊敬の念を抱いてきた⁸²⁾。ところが本稿冒頭でサーレハの指摘を引用したように、イスラーム主義者が監獄経験を語るとなると、つまるところ予定調和的な「アッラーの計画」に還元され、「個性のない物語」に終始してしまう。だがバッコの証言で注目されるのは、あくまでふたつの公正と救済を求めているという点である。そのひとつはアッラーの公正さとそれによる救済であることは言うまでもない。だが、ムスリムはアッラーのために生きているにせよ、それと同時に現世で受けた苦悩から自らを解放すべく、もうひとつの公正をこの現世において実現することによって、自らの手によって自らを救済する方途を模索していると、バッコは断言する。

イスラーム主義者の行為主体性から「絶対的監獄」をとらえ直すとき、それまで知られていなかった監獄内部での営みが露わとなり、彼らに対する固定観念はさらに打ち破られる。たとえば連日の拷問や天窓からの絶えざる監視にもかかわらず、四方の壁に4人が耳を当て、別の1人が戸の隙間から看守の動きを監視しながら、共同房の最も見えにくい端の空間にて演劇の発表会が月1回のペースで行われていたという。下着に織り込まれた黒いゴムを燃やして水に溶かして灰を作って口ひげやあごひげを描き、『ジャーヒリーヤ時代のアラブ』といった演目を上演していた。それは、「縛ることなどできない想像力を生み出し、より広い空間への窓」⁸³⁾ となったとされる。

レバノン系オーストラリア人研究者ガッサン・ハージはイスラエルの占領下で暮らすパレスチナ人の生活において社会的、心理的な疲弊をもたらすレジスタンスだけでなく、あえて占領の事実から距離をとり意識的に「どこに

でもある日常」に埋没することによってレジリエンス（回復）の幅を広げてきたと指摘する⁸⁴⁾。バッロも認める通り、拷問の最中に敢えて叫び声を上げず、なけなしの抵抗を示すことはある。だが、そもそも抵抗など不可能な空間の中で目の現実を敢えて意図的に忘れ、「別の自分」を想定することで、人間的な営みの回復を図ろうとするのだろう。

さらに言えば、こうした機会は、「笑い」によって補強される。バッロは『薔薇の名前』（ウンベルト・エーコ）の最終場面で修道士がキリスト教史において神聖視されているものを「笑い飛ばす」こと、すなわちユーモアの重要性を示唆した点に触れつつ、監獄内でもアラビア語で「ヌクタ」と呼ばれるジョーク、あるいは「スフリヤ」と呼ばれる皮肉は、人間性の回復に重要な役割を果たしたと述べる。アブドゥルナーセル時代の「何でも国有化」政策のバカバカしさなどがネタとなったとしつつ、「笑いとそれがもたらすものは、抵抗と教育の手段であり、これは抑圧的な政権と傲慢な人々を毎朝嘲笑し、悪行を暴露する風刺画に明らかだ」⁸⁵⁾ というのである。

絶対的監獄には筆記用具もなければ、書物の差し入れなどは一切認められていない。ところが、バッロらは小さな布にビニールを詰めて固くしたものから水で消せるチョークのようなものを作り出し、まるで水性ペンのように活用していた。ハンマードも証言しているが、ボードや自作の小冊子にはイブン・マーリクのアラビア語文法書（Alifīyya）や、イスラーム法學上重要な相続論（Al-Rahḥīyya）、ハディース学の著作（Al-Bayqūnīyya）など中世イスラーム学の名だたる書物の一節が書かれ、勉強会が開かれていたという⁸⁶⁾。ただしバッロによれば、一部の囚人は自らの読書の記憶を頼りに、ナギーブ・マフフーズの『街区の子どもたち』やユーセフ・イドリースの上エジプトの旅物語、ドストエフスキーの『カラマゾフの兄弟』といったアラブ内外の小説に加え、パレスチナの国民的詩人マフムード・ダルウィーシュの長編詩『アフマド・ザアタル』などを物語ったという⁸⁷⁾。フィクションである『巻き貝』においてこのテープレコーダーに似せた記憶術に関する描写には現実からすれば明らかな誇張があることは否めない。だが、バッロ

の証言からして、視覚が支配されていたとしても、それを補うための聴覚による文化活動や記憶によって、「どこにでもある日常」を取って取り戻すための余地を確保しようとしていたと考えられる。

4. エキュメニカルな枠組み

文化活動の広がり、そして物語は決してイスラーム主義者のみによって共有されたわけではない。バッロはパルミラ監獄の中で世俗主義的な反体制派囚人との交流は制限されてきたものの、結核の蔓延によって部屋を移されたことが、新しい知見を開く契機になったとも証言する。

結核によって部屋に移ることは、日々のルーティーンを打破し、新しい人々と会う空間となった。最初から知らなかったとしても、みなアサド政権下の囚人という大家族の一員であり、痛みや関心を多く分かち合っている。これまで知り合いではなかったこと以外になんら障害となるものはない。それぞれが物語を紡ぎ、断たれた輪をつなぎ、大きく長い物語の重要で際立った各章を構成している⁸⁸⁾。

シリア人ではないハンマードの経験談において、反体制派バアス党員の囚人は私利私益しか考えておらず、ムスリム同胞団員を敵視し、看守側に密告する連中とされる。また反体制派の共産党（シリア共産党行動派やシリア共産党「政治局」）員は、中庭での休憩や喫煙、長髪、料理、定期的な面会をも許され、拷問や処刑も免れて「甘やかされていた」と非難される⁸⁹⁾。その一方で、『巻き貝』において世俗主義的な主人公は同部屋では自分一人が非ムスリムで、「完全に仲間はずれにされ、常に脅かされている状態」であった。周りから体制側のスパイとみなされた主人公は、日々自身に対する憎悪を感じながら、心許した極少ない同部屋の囚人にさえ、「君は善人だと思うが……この部屋には過激な者がいて、不信心者（カーフィル）をどこでも殺すことが義務だと考えている」⁹⁰⁾と忠告される。

とはいえ『巻き貝』において興味深いのは、世俗的な主人公は殻に閉じこもっていたにもかかわらず、長い共同生活の中で過去の自分とは変わっていったという点である。獄外の記憶が徐々に退く中で、主人公は獄内の日々のディテールに埋没し、クルアーンの章句も完璧に暗記し、処刑の犠牲者を共に弔い、気の許せる仲間ナシームとも出会い、同性愛的な感情さえも抱くようになる。「新しい人間関係が生まれ、人々は派閥的なものからどんどん遠ざかっていく」。もはや過去に所属していた政治的な組織などはどうでもよくなり、「牢獄は、自分たちが生きてきた大きな嘘を発見するために必要だった。どんな愚かさ、どんな夢が私たちをここに連れてきたのか」、とさえ問いかける⁹¹⁾。

新しい関係性を考えるうえで、パルミラ刑務所におけるタクフィール主義をめぐるバッコの見解は注目される。本家エジプトのムスリム同胞団の理論的支柱であったサイイド・クトゥブがタクフィール主義思想の持主であったことはよく知られている。《アッラーの啓示によって判断しない者は、不信仰者（カーフィル）である》(5-44)。クルアーンのこの有名な章句は、現在のムスリム社会をイスラーム以前のジャーヒリーヤ時代として位置づけるクトゥブに何度も引用された⁹²⁾。信仰なき者に対してレッテルを貼る、断罪するようなかかる立場は、タクフィール主義と呼ばれる。

バッコによれば、こうしたタクフィール主義の思想は、パルミラ監獄第22号房でヤシャール・シャウカという囚人を中心に一時期広まったという。彼らはアサド政権下のモスクをジャーヒリーヤ時代の制度とみなし、秘密裡の集団礼拝に関しても他のイスラーム主義者とは距離をとるようになったという。つまり、彼らにとってアサド政権は他のアラブ諸国の体制と同じく不信心者の集団に他ならない。とはいえ、理性を少しでも働かせてみれば、政権中枢部が信心深い者によって担われれば、専制政治が収まるとは誰も想像できないだろう。

興味深いのは、バッコが「こうした考え方は決して第22号房以外に広がり、根付くことはなかった」としながらも、「おそらくこの理由は一般的な

シリアのムスリムを特徴づける柔軟なシャームのイスラームの構造によるものだろう」と指摘している点である⁹³⁾。「歴史的シリア」(現在のシリアとレバノンに加え、パレスチナとヨルダンの北部を含む)と呼ばれるシャーム地方は多様な宗教・宗派が共存しあう歴史を育んできた。レバノンには17の公式の宗派があるが、シリアもまたスンナ派住民が人口の6割を占める一方で、アラウィー派やシーア派、ドゥルーズ派、キリスト教徒、さらにクルド系と多様な背景を有した住民によって構成されている。キリスト教徒マロン派とイスラーム教徒ドゥルーズ派の騒擾事件(1860年)などコミュニティ同士の対立が近現代を通じて幾度となく生じ、レバノンやシリアの「内戦」の一因ともなってきたことは否めない。とはいえ、思想家ブトルス・プスターニー(1819-1883)が共通基盤としての「祖国愛」を提唱し、シャーム地方の各都市ではさまざまなコミュニティや信条を持つ集団がカクテルのように共生するなど、異質な存在との共存や相互の尊重、すなわち歴史家ウサーマ・マクディシーが言うところの「宗派横断的(エキュメニカル)な枠組み」が歴史的にも蓄積されてきた⁹⁴⁾。

『目撃者』においてはパルミラ刑務所の看守や拷問役の幹部クラスがその方言からアサド政権と同じ地中海沿岸部のアラウィー派コミュニティの出身者であることが明らかだと幾度となく強調される。それは事実としては間違っていないのだが、たとえば世俗的な左派の反体制派組織や国民的な作家や映画監督といった有識者層も人口比率以上のアラウィー派コミュニティ出身者によって構成されていると、シリアの作家によってしばしば強調される⁹⁵⁾。国家創設と近代化の課程で教育や軍に多数関わった同コミュニティの出身者が必ずしもアサド政権の盲目的な支持者になるわけではない。かかる多様性を包摂する「日常のリズム」と結びついた「シャームのイスラーム」がパルミラ刑務所のイスラーム主義者の間でも垣間見られ、後のアルカーイダなどのグローバルなタクフィール主義やサラフィー・ジハード主義者の潮流とは一線を画したと、バッロは確認するのである。

IV. 小括：意味のレジリエンス

2011年のシリアにおける抗議運動の展開、その後の激しい弾圧を経て、拘束を経験した者は約120万人に及び、2019年の時点で勾留中とされる者は約12万から13万人と推定されている⁹⁶⁾。治安当局者によって国外に持ち出されたシーザー・ファイルによって勾留中に殺害された2万8千人以上の写真が公開され、国際世論を驚愕させたことも記憶に新しい。1980年代のパルミラ監獄における拷問や処刑もビデオで記録され、大統領官邸に提出されていたとバッコは語るが⁹⁷⁾、かかる大量殺戮が独裁政権による緻密な管理・規律化の下で実践されてきたことは疑いない。サーレハが「シリア全体のパルミラ化」と言う通り、パルミラ監獄は決してシリアの局部的状況ではなく、国全体を象徴的に示す暗部であり続けた⁹⁸⁾。ガリユーンが認める通り、異なる意見の持主を一切認めない「絶滅戦争」⁹⁹⁾がロシアのプーチン政権を後ろ盾にして続いていることは疑いない。

とはいえ、元同胞団員バッコは数々のテレビ・インタビューや主著『ギロチン台』を通じて、パルミラ監獄の経験を語り続けることにいかなる意味を見出したのだろうか。彼の動機のひとつと考えられるのは、〈意味のレジリエンス〉であろう。独裁政権下で味わった苦悩と死は、結婚式の祝砲の流れ弾に当たるような「無駄死に」とは全く別物だとして、バッコは次のように語る。

意味は依然として中心的な課題であり、この苦しみに対応する上で本質的に重要である。というのもこの痛みと苦しみを説明することで、抵抗力と適応力を高めるからだ。それは、敬虔な信者がアッラーの試練を喜んで受け入れることに限りなく似ている。主とそれに使える者との関係を明確に示すムスリムの形でもある……同じく、革命家と抵抗者、さらには反対勢力が自身の立場の結果を負い、おそらく死をも受け入れるという意味もある。これは専制的な権力に対する批判を通じて、収監と

拷問の経験の意味を求めて意識を選択するという気高い立場である¹⁰⁰⁾。

バッロがかかる「ふたつの救済」の見地にたどり着く際に、ひとつのヒントを与えたのがアウシュヴィッツの生還者で代表作『夜と霧』で知られるオーストリアの精神科医ヴィクトール・フランクルであったことは興味深い。アウシュヴィッツで20人に1人とされる生還者の中には生き残ったことへの罪の意識を背負い、生きる意味を見失いがちな者も少なくなかったことは、フランクルやレーヴィなどに指摘されてきた。だが、フランクルは自ら「ロゴセラピー」と呼ぶ方法にて、人間に無駄な苦悩などひとつもないのであり、求められるのは「無意味さではなく無力さに耐えることだ」と常に説いてきた。その際、超越的な存在のみに自らをゆだねる「汎決定論」は、「まさに彼ら自身の信仰の基盤をむしばんでいるのだということに気づいていない」、「神を認めるか認めないかは、いずれも人間の自由な決断にかかっている」とも強調した¹⁰¹⁾。

フランクルにも影響を受けたという開けた精神を持つイスラーム主義者バッロは、パルミラ監獄で処刑される前の同志の様子などテレビで回顧した際に、その同志の兄弟や母親から最後の瞬間を語ってくれたことに関して深い感謝の意を涙ながらに電話で受け取ったという。それは犠牲者にとっても、そしてバッロにとっても一種の救いであり、癒しであっただろう。死刑を免れた際に「むしろすぐにでも殺されたい」と望んでいたバッロは、決して「汎決定論」に陥ることなく、パルミラ監獄の経験を語り続けることで苦悩、そして生き残ったことの意味を問い続ける。

「パルミラ監獄から生還した者が、看守に対して復讐を果たしたという事件はないし、個人的な恨みを何ら抱いていない」とバッロは言う¹⁰²⁾。アメリカの考察を見てもルサンチマンをめぐる生還後も簡単に「ケリを付ける」ことができないほど極めて複雑な心情を抱き続けることから¹⁰³⁾、バッロの証言を文字通り受け取ることは難しい。とはいえ、バッロにとって復讐の対象は決して個人ではなく、シリアを現在の悲劇に巻き込んだ権力者や

内外の巨大な抑圧の構造であることは明らかである。その意味でサーレハが強調したように、かつてのバスチーユ監獄やアウシュヴィッツ収容所と同じく人間が人間であることを放棄させた恥辱の場、国民の「悔恨の記念碑」¹⁰⁴⁾として来るシリアの人々に長く語り継ぐべきだと、 barro もまた断言するのであろう。

注

- 1) ファラジュ・バイラクダール (1951-) : シリアの詩人、ジャーナリスト。1987年にシリア共産党行動派への所属容疑で拘束され、治安機関のパレスチナ局に1年間、その後パルミラ刑務所で5年間、サイドナーヤ刑務所で2000年末まで収監された。代表作に『言葉と沈黙の裏切りーシリアの軍事刑務所での疎外経験ー』(2006) など。
- 2) シリア人女性映画監督ハーラ・ムハンマドの記録映画『記憶への旅』(*Rihlat ilā al-dhākira*, 2006) に登場したバイラクダールが語った言葉。この作品はファラジュ・バイラクダールとガッサーン・ジバーイー、ヤシーン・ハージュ・サーレハのシリア人作家3名がワゴン車でパルミラまで向かう道すがら、パルミラ監獄の経験について語り合うという筋立てとなっている。
- 3) ヤシーン・ハージュ・サーレハ (1961-) : シリアの政治エッセイスト。代表作にサーレハ、ヤシーン・ハージュ『シリア獄中獄外』岡崎弘樹訳、みすず書房、2020年など。
- 4) サーレハ『シリア獄中獄外』、p.82.
- 5) 代表的な報告書として Middle East Watch, *Syria Unmasked: The Suppression of Human Rights by the Asad Regime*, Yale University Press, 1991などを参照。
- 6) サーレハ『シリア獄中獄外』、p.192.
- 7) サーレハ『シリア獄中獄外』、p.192.
- 8) Barro, Muḥammad, *Nājin min al-maqṣala: Thamāniya a 'wām fī sijin tadmur*, Jusūr lil-tarjamāt wa al-nashr, 2021.
- 9) Ghaliyūn, Burhān, “Taqdīm bayna ‘abath al-tārīkh wa makru-hu”, In Barro, Muḥammad, *Nājin min al-maqṣala*, pp.15-23.
- 10) 宮地尚子『環状島＝トラウマの地政学』みすず書房、2007.
- 11) サーレハ『シリア獄中獄外』、p.245.
- 12) ナビール・スライマーン (1945-) : タルトゥース県サフィータ市の出身でダマスカス大学アラビア語科を卒業後、1963～1979年にアラビア語教師、ラッカ市

- で校長も務めていたが、1989 年以降に作家業に専念した。
- 13) イブラヒーム・サミュエル (1951-) : シリアの短編小説家。1977~80 年に収監生活。88 年に最初の短編小説集『重い足取りの匂い』を出版後、2002 年までに 4 つの作品集を発表。
 - 14) ガッサーン・ジバーイー (1952-2022) : シリアの劇作家。バアス党アフラク派に属していたために 1982 年に拘束。治安局地下牢で 1 年半、その後パルミラ監獄で 4 年半、サイドナーヤ刑務所で残りの期間を過ごし、1992 年に釈放された。代表作に『バナナの指』(1994) など。
 - 15) シリアの監獄文学に関しては、岡崎弘樹「監獄としての〈ワタン〉—シリアにおける監獄文学の変遷」、岡真理編集『現代中東の「ワタン（祖国）」の心性をめぐる表象文化の発展的研究』成果報告書』、pp.69-82 ; Taleghani, R. Shareah, *Readings in Syrian Prison Literature: The Poetics of Human Rights*, Syracuse University Press, 2021; Cooke, Mariam, *Dissident Syria: Making Oppositional Arts Official*, Duke University Press, 2007 などが代表的。とはいえ、パッロの『ギロチン台から生還者』を学術的に研究する論考としては筆者の知る英仏日アラビア語圏において本稿が初と思われる。
 - 16) Ḥammād, Muḥammad Salīm, *Tadmur... Shāhid wa mashhūd: Mudhakkirāt mu'taqal fī sujūn al-asad*, Markaz al-dirāsāt al-sūrīyya, 2006; なお英訳として Muhammad Saleem Hammad, *Tadmur: Witnessed & Observed*, trans. the Syrian Human Rights Committee, <https://www.shrc.org/en/?p=29107> を参照。
 - 17) Bayraqdār, Faraj, *Khiyānāt al-lughat wa al-ṣamut: Taghribātī fī sujūn al-mukhābarāt al-sūrīyyat*, Al-Jadīd, 2006.
 - 18) Khalīfā, Muṣṭafā, *Al-Qawqaw'a: Yawmiyāt mutalaṣṣiṣ*, Beirut : Dār al-ādāb, 2008 ; Khalifa, Mustafa, *The Shell: Memoirs of a Hidden Observer*, trans. Paul Starkey, Massachusetts : Interlink Pub Group Inc, 2016.
 - 19) さらにモニカ・ボルグマン (Monika Borgmann) とルクマーン・サリム (Lokman Slim) による再現ドキュメンタリー『タドムル』(Tadmor, 2016) もある。
 - 20) 岡崎弘樹「監獄としての〈ワタン〉—シリアにおける監獄文学の変遷」を参照。なおアウシュヴィッツを生き延びたブリーモ・レーヴィも自らの監獄記に関して「告発条項を並べるために書かれた」わけではなく、「むしろ人間の魂がいかに変化するか、冷静に研究する際の基礎資料」と述べている (レーヴィ、ブリーモ『アウシュヴィッツは終わらない これが人間か』竹山博英訳、朝日新聞出版、2017 年、p.5)。
 - 21) 記録映画『記憶への旅』におけるジバーイーの発言。
 - 22) 「タイヤ責め」とは、収監者を丸めてタイヤに押し込め、手を後ろで縛り、両足を釣り上げる拷問の方法。執行人は鞭や棍棒、ケーブル (捻られた電気コー

ド)で勾留者の土踏まずを打つ。

- 23) 「空飛ぶ絨毯」責めとは、直角に折り曲げられた木板に、体を逆さにして頭が浮いた状態で、両手両足を縛られ、暴行を加えられる拷問。
- 24) 「ドイツ製椅子」とは可動式の拷問椅子。囚人は腕と足を縛り付けられるが、背もたれを倒すと上半身が引っ張られ、胸と背中にとてつもなく圧力がかかると思われる。
- 25) Hammād, *Tadmur...* p.42.
- 26) 再現ドキュメンタリー『タドムル』におけるレバノン人元収監者の発言のほか、ほとんどの手記で同様の事実は報告されている。
- 27) Hammād, *Tadmur...* p.69, pp.73-74.
- 28) Hammād, *Tadmur...* pp.74-76.
- 29) Hammād, *Tadmur...* p.113, pp.169-170.
- 30) なお、ハンマードによれば1982年のハマ事件の最中では「審理」は2日に1回ペースとなり、大量の数の絞首刑が実施されたという。
- 31) アメリー、ジャン『罪と罰の彼岸－打ち負かされた者の克服の試み』池内紀訳、みすず書房、2016年、p.66.
- 32) Šāliḥ, Yasīn al-Hājj, *Al-Faṣṣa wa tamthīlu-hu: Mudāwalātun fī shakl sūriya al-mukharrib wa tashakkuli-hā al-‘asīr*, Mu’ssasat dār al-jadīd, 2021, pp.52-53, p.83.
- 33) Ghaliyūn, “Taḳdīm bayna ‘abath al-tārīkh wa makru-hu”, pp.17-18.
- 34) Hammād, *Tadmur...* pp.65-66; サーレハ『シリア獄中獄外』、pp.66-67.
- 35) Hammād, *Tadmur...* p.59. とはいえ、ハンマードによれば1983年3月頃から看守の前で目を開け、頭を上げることは許されるようになったという。Hammād, *Tadmur...* p.126.
- 36) フーコー、ミッシェル『監獄の誕生－監視と処罰－』田村俣訳、新潮社、1977年、pp.203-204.
- 37) サーレハ『シリア獄中獄外』、p.216.
- 38) Hammād, *Tadmur...* p.136.
- 39) アガンベン、ジョルジョ『アウシュヴィッツの残りのもの－アルシーヴと証人』上村忠男ほか訳、月曜社、2001年、p.63, p.108. なお、ムスリムをドイツ語で意図する「ムーゼルマン」は、実際のムスリムではなく、ナチの収容所でまるでムスリムが礼拝しているような姿で死にかけている人々をさした差別的な隠語である。
- 40) Khalīfā, Muṣṭafā, *Al-Qawqaw’a*, p.182.
- 41) Hammād, *Tadmur...* p.79.
- 42) レーヴィ『アウシュヴィッツは終わらないこれが人間か』、p.68.
- 43) Khalīfā, Muṣṭafā, *Al-Qawqaw’a*, p.14.
- 44) Khalīfā, Muṣṭafā, *Al-Qawqaw’a*, p.36.

- 45) Šāmu'īl, Ibrāhīm, *Al-Nakhnakhāt*, Dār al-jundī, 1990.
- 46) Sharabi, Hisham, *Neopatriarchy: A theory of Distorted Change in Arab Society*, New York: Oxford University Press, 1988.
- 47) Khalīfā, Muṣṭafā, *Al-Qawqaw'a*, p.76.
- 48) 岡崎弘樹「監獄としての〈ワタン〉—シリアにおける監獄文学の変遷」を参照。
- 49) シュミット、カール『政治的なものの概念』権左武志訳、岩波文庫、2022年、p.226.
- 50) Middle East Watch, *Syria Unmasked*, p.69.
- 51) Ziadeh, Radwan, *Power and Policy in Syria: Intelligence Services, Foreign Relations and Democracy in the Modern Middle East*, I.B. Tauris, 2012, pp.136-138.
- 52) その後、ダマスカス郊外のサイドナーヤ刑務所に移送され服役期間は合計12年7ヶ月に及んだが、『ギロチン台からの生還者』はパルミラ刑務所から移送されるまでの経験について語られており、それ以後の獄中経験は別の著書で語られるべきとされている。
- 53) Ḥammād, *Tadmur...* pp.133-135.
- 54) Barro, *Nājin min al-maqṣala*, 2021, p.44.
- 55) 1979年6月16日、シリア政府軍将校でムスリム同胞団メンバーでもあったイブラヒム・ユーセフがアレppoの砲兵隊学校でアラウィー派コミュニティ出身の生徒を集めて発砲し、虐殺した事件。
- 56) Barro, *Nājin min al-maqṣala*, p.49.
- 57) アガンベン、ジョルジョ『ホモ・サケルー主権権力と剥き出しの生—』高桑和巳訳、以文社、2007年。
- 58) *Al-Qawqaw'a*, pp.201-206.
- 59) なおレーヴィもアウシュヴィッツの経験について「私たち幸運に恵まれたものは、多少の差こそあれ、知恵をふり絞って、私たちの運命だけでなく、他のものたちの、まさに溺れたものたちの運命をも語ろうと努めてきた。しかしそれは「第三者の」話、自分で経験したことではなく、近くで見聞きしたことの話であった」（レーヴィ、ブリーモ『溺れる者と救われるもの』竹山博英訳、朝日文庫、2019年、p.107）と述べている。
- 60) Barro, *Nājin min al-maqṣala*, p.31.
- 61) アガンベン『ホモ・サケルー主権権力と剥き出しの生—』、p.17.
- 62) Barro, *Nājin min al-maqṣala*, pp.32-33.
- 63) Barro, *Nājin min al-maqṣala*, p.112.
- 64) Barro, *Nājin min al-maqṣala*, p.260. 当時の国防大臣も毎週150人の処刑に関して同意の署名を行ったと自ら回想記で語っているという。
- 65) サーレハ『シリア獄中獄外』、p.40などを参照。

- 66) Barro, *Nājin min al-maqṣala*, p.159.
- 67) こうしたアサド政権の末端で暴力を担う若者は市井では「シャッピーハ」と呼ばれ、社会の末端でさまざま抑圧の下手人となった。
- 68) アメリー『罪と罰の彼岸－打ち負かされた者の克服の試み』、p.53.
- 69) Bayraqdār, Faraj, *Khiyānāt al-luḡhat wa al-ṣamut*, p.5.
- 70) 中庭に出て空気や日光を浴びる行為。
- 71) Barro, *Nājin min al-maqṣala*, p.89.
- 72) Barro, *Nājin min al-maqṣala*, p.141.
- 73) Barro, *Nājin min al-maqṣala*, p.333.
- 74) Barro, *Nājin min al-maqṣala*, pp.225-226.
- 75) アガンベン、ジョルジョ『例外状態』上村忠男ほか訳、未来社、2007年、p.50.
- 76) レーヴィ『溺れる者と救われるもの』、pp.188-189. なお同様の考察はアメリーも行っている。アメリー『罪と罰の彼岸』、pp.38-39.
- 77) Ḥammād, *Tadmur...* p.187.
- 78) Ḥammād, *Tadmur...* p.84.
- 79) ベルクソン、アンリ『道徳と宗教の二つの源泉』合田正人ほか訳、ちくま学芸文庫、2015年、pp.71-72.
- 80) Barro, *Nājin min al-maqṣala*, p.315.
- 81) 自己犠牲を捧げる者という意味だが、1970年代まではパレスチナ解放運動における「義勇兵」を指していた。
- 82) *Al-Qawqaw'a*, pp.63-64; サーレハ『シリア獄中獄外』、p.71.
- 83) Barro, *Nājin min al-maqṣala*, p.179.
- 84) Hage, Ghassan, *Alter-Politics: Critical Anthropology and the Radical Imagination*, Melbourne University Press, 2015, pp.165-172. たとえばイスラエル軍によって殉教した夫を持つパレスチナ人の妻は、幼い息子に対し毎晩占領とは無関係な、どの子どもでも喜ぶような絵本や物語を取って聞かせ、精神の回復を促すという事例が紹介されている。
- 85) Barro, *Nājin min al-maqṣala*, p.247.
- 86) Ḥammād, *Tadmur...* p.142; Barro, *Nājin min al-maqṣala*, p.185.
- 87) Barro, *Nājin min al-maqṣala*, pp.334-335.
- 88) Barro, *Nājin min al-maqṣala*, pp.333.
- 89) 確かに反体制派バアス党员による密告はあったかもしれないが、前出の記録映画『記憶への旅』でも語られる通り、処刑は免れていたとしても拷問を受け、その他の生活面でもイスラーム主義者よりも優遇されていたとは考えられない。
- 90) *Al-Qawqaw'a*, pp.69-70.
- 91) *Al-Qawqaw'a*, pp.234-236.
- 92) クトゥブ、サイイド『イスラーム原理主義の「道しるべ」』岡島稔ほか訳、第

- 三書館、2008年、pp.104-110.
- 93) Barro, *Nājin min al-maqṣala*, pp.274-277.
- 94) Makdisi, Ussama, *Age of Coexistence: The Ecumenical Frame and the Making of the Modern Arab World*, University of California Press, 2019.
- 95) たとえばサーレハ『シリア獄中獄外』、pp.220-221 など。
- 96) サーレハ『シリア獄中獄外』、pp.5-6などを参照。
- 97) Barro, *Nājin min al-maqṣala*, p.143.
- 98) サーレハ『シリア獄中獄外』、p.247.
- 99) Ghaliyūn, “Taqdīm bayna ‘abath al-tārīkh wa makru-hu”, p.16.
- 100) Barro, *Nājin min al-maqṣala*, p.311.
- 101) フランクル、V.E.『意味による癒し—ロゴセラピー入門』山田邦男訳、春秋社、2004年、pp.56-57.
- 102) Barro, *Nājin min al-maqṣala*, p.221.
- 103) アメリー『罪と罰の彼岸』、pp.121-153.
- 104) サーレハ『シリア獄中獄外』、p.72.

参考文献

<日本語>

- アガンベン、ジョルジョ『アウシュヴィッツの残りのもの—アルシーヴと証人』上村忠男ほか訳、月曜社、2001年。
- 『例外状態』上村忠男ほか訳、未来社、2007年。
- 『ホモ・サケル—主権権力と剥き出しの生—』高桑和巳訳、以文社、2007年。
- アメリー、ジャン『罪と罰の彼岸—打ち負かされた者の克服の試み』池内紀訳、みすず書房、2016年。
- 岡崎弘樹「監獄としての〈ワタン〉—シリアにおける監獄文学の変遷」、岡真理編集『現代中東の「ワタン（祖国）」的心性をめぐる表象文化の発展的研究』成果報告書』、2021年、pp.69-82.
- クトゥップ、サイイド『イスラーム原理主義の「道しるべ」』岡島稔ほか訳、第三書館、2008年。
- サーレハ、ヤシーン・ハージュ『シリア獄中獄外』岡崎弘樹訳、みすず書房、2020年。
- シュミット、カール『政治的なものの概念』権左武志訳、岩波文庫、2022年。
- フーコー、ミッシェル『監獄の誕生—監視と処罰—』田村俣訳、新潮社、1977年。
- フランクル、V.E.『意味による癒し—ロゴセラピー入門』山田邦男訳、春秋社、

2004年.

ベルクソン、アンリ『道徳と宗教の二つの源泉』合田正人ほか訳、ちくま学芸文庫、2015年.

宮地尚子『環状島＝トラウマの地政学』みすず書房、2007年.

レーヴィ、プリーモ『アウシュヴィッツは終わらない これが人間か』竹山博英訳、朝日新聞出版、2017年.

——『溺れる者と救われるもの』竹山博英訳、朝日文庫、2019年.

<欧米語>

Cooke, Mariam, *Dissident Syria: Making Oppositional Arts Official*, Duke University Press, 2007.

Hage, Ghassan, *Alter-Politics: Critical Anthropology and the Radical Imagination*, Melbourne University Press, 2015.

Makdisi, Ussama, *Age of Coexistence: The Ecumenical Frame and the Making of the Modern Arab World*, University of California Press, 2019.

Middle East Watch, *Syria Unmasked: The Suppression of Human Rights by the Asad Regime*, Yale University Press, 1991.

Sharabi, Hisham, *Neopatriarchy: A theory of Distorted Change in Arab Society*, New York: Oxford University Press, 1988.

Taleghani, R. Shareah, *Readings in Syrian Prison Literature: The Poetics of Human Rights*, Syracuse University Press, 2021.

Ziadeh, Radwan, *Power and Policy in Syria: Intelligence Services, Foreign Relations and Democracy in the Modern Middle East*, I.B. Tauris, 2012.

<アラビア語>

Barro, Muḥammad, *Nājin min al-maqṣala: Thamāniya a'wām fī sijñ tadmur* [ギロチン台からの生還者—パルミラ監獄における8年間—], Jusūr lil-tarjamat wa al-nashr, 2021.

Bayraqdār, Faraj, *Khiyānāt al-lughāt wa al-ṣamut: Taghrībātī fī sujūn al-mukhābarāt al-sūriyyat* [言葉と沈黙の裏切り—シリアの軍事刑務所での疎外経験—], Al-Jadīd, 2006.

Ghaliyūn, Burhān, “Taqdīm bayna ‘abath al-tārīkh wa makru-hu” [序文：歴史の嘲笑と裏切りの間で], In Barro, Muḥammad, *Nājin min al-maqṣala*, pp.15-23.

Ḥammād, Muḥammad Salīm, *Tadmur... Shāhid wa mashhūd: Mudhakkirāt mu‘taqāl fī sujūn al-asad* [パルミラ、目撃者と目撃されたもの—アサドの刑務所の収監者

- 手記—], Markaz al-dirāsāt al-sūrīyya, 2006; Muhammad Saleem Hammad, *Tadmur: Witnessed & Observed*, trans. the Syrian Human Rights Committee, <https://www.shrc.org/en/?p=29107>.
- Khalīfa, Muṣṭafā, *Al-Qawqaw'a: Yawmiyāt mutalaṣṣiṣ* [巻き貝—覗き見の日々—], Dār al-ādāb, 2008; Khalifa, Mustafa, *The Shell: Memoirs of a Hidden Observer*, trans. Paul Starkey, Interlink Pub Group Inc, 2016.
- Ṣāliḥ, Yasīn al-Hājj, *Al-Faṣī' wa tamthīlu-hu: Mudāwalātun fī shakl sūrīya al-mukharrib wa tashakkuli-hā al-'asīr* [おぞましさとその表象—破壊されたシリアの形とその困難な形成に関する考察—], Mu'ssasat dār al-jadīd, 2021.
- Ṣāmu'īl, Ibrāhīm, *Al-Nakhnakhāt* [ゴホン、ゴホン], Dār al-jundī, 1990.

<映像資料>

- Borgmann, Monika & Slim, Lokman Slim, *Tadmor*, 2016, 103 minutes.
https://www.menaprissonforum.org/films_detail/9/
- Muḥammad, Hāla, *Riḥlat ilā al-dhākira*, 2006, 47 minutes.
<https://www.youtube.com/watch?v=oKeZyoCy1yk>

Representations of the Palmyra Prison Experience in Contemporary Syria:

“Resilience of Meaning” in the Memoirs of Muslim Brotherhood Members

Hiroki OKAZAKI

This paper aims to analyze how Syrian writers have described their experiences in Palmyra prison, a Syrian prison known for its harsh torture, arbitrary executions, complete disconnection from the outside world, and the spread of infectious diseases within its confines. In particular, I will focus on the memoir *Survivor from the Guillotine* (2021) by Muhammad Barro, a member of the Syrian Muslim Brotherhood who was the most prominent victim of this prison and its survivor.

First, I will argue how physical and psychological domination, such as the routinization of torture and the suppression of vision in the Palmyra prison, were portrayed in Syrian prison literature by secularist writers and non-Syrian Islamists. I will also examine the margins of human resistance, such as communication through sound, by sharpening the sense of hearing and the use of memorizing techniques that go back to the recitation of the Qur'an.

In addition, I will treat in detail the whole chapters of Barro's memoir, which clearly presents not only various aspects of “bare life” (as Giorgio Agamben calls it) in the Palmyra prison, but also his search for two kinds of salvation in the next and this world, as well as the coexistence of people of different beliefs who rejected Islamic fundamentalism. In conclusion, I will also confirm that Barro's ideas

resonate with those of Auschwitz survivor Viktor Frankl, who spoke of the “resilience of meaning”.

As a whole, I will compare the memoirs of other Nazi camp survivors, such as Primo Levi and Jean Améry, with Syrian testimonies on Palmira prison. It will help to demonstrate that Syrian Islamists, while enduring hell and simultaneously retaining their deep faith as Muslims, do not narrate their experiences as unique to Syria, but as a universal issue related to the Holocaust and other “wars of extermination”.

大学学部留学生のための専門日本語学習支援 ——日本語教師による困難語予測に焦点を当てて——

小竹 直子

はじめに

外国人留学生が日本の大学で専門的な学びを修めようとするとき、彼らは多くの場合、自分の専門分野の論文や書籍を日本語で読んで理解する必要がある。ところが日本語教師は、留学生の専門分野について必ずしも専門家ではなく、各分野の専門語を指導するには限界があることが指摘されている。そこで、留学生自身が専門日本語を自主学習するための教材提供をすることに重点が置かれるようになり、特定の分野に高頻度で現れる専門語を計量的に特定し、リスト化する試みがなされてきた。しかし、専門日本語の文章読解において問題となるのは必ずしも専門語だけではなく、一般語が問題となる場合も多い。小竹（2022）で行った調査で、留学生が専門科目の教科書を読む際に理解の妨げとなるのは、日本語母語話者なら常識的に知っている一般語である場合があることが示唆された。すなわち、日本語教師と大学の学部に所属する留学生に、ある専門科目のテキストの一部に含まれている語の中から未知の度合いを7段階で評価してもらい調査を行った。その結果、留学生は日本人なら一般常識的に知っている語を未知語と評価し、それらの語の理解不足や誤解によって文章理解につまずいていることがわかった。また、日本語教師の評定値と留学生の評定値が高い割合で一致していたことから、日本語教師は留学生にとっての困難語を高い確率で予測できることがわ

かった。この結果を受けて筆者は、留学生が一般語の意味理解の不足から専門的な文章の読解に失敗してしまうのを防ぐうえで、日本語教師が果たせる役割は大きいと主張した。ただし、先述の調査においては、日本語教師の選定基準に「指導が必要な語と認めるか否か」という別の基準が介在していたため、純粋に留学生にとって理解が難しい語を日本語教師が予測できることを実証できていなかった。そこで本稿では、日本語教師による困難語の予測可能性を実証することを目的として留学生と日本語教師、そして日本語教授経験のない日本語母語話者の三者の困難度評価の比較を行う。

第一章 専門日本語語彙指導と日本語教師の役割に関する先行研究

本章では本稿の前提となる先行研究の議論について整理し、本稿の理論的・教育的意義を精緻化したい。すなわち、本稿では専門日本語における文章読解を支援するために語彙指導が必要であるという前提のもとに、その語彙指導において日本語教師が担うべき役割があることを検証しようとしている。そこでまず、文章読解を支援するために語彙指導が有効であることを示す先行研究を概観しておきたい。そして、語彙指導において日本語教師と一般の専門の教員との間に違いがあると考ええる根拠を先行研究の議論から導く。そのうえで、本稿の目的とする日本語教師による理解困難語の予測可能性を探ることの意義を確認し、本稿の調査が専門日本語教育においてどのような意味を持つのかを示したい。

1-1. 文章理解を促す語彙指導について

第二言語における語彙知識が文章理解を促進すること、あるいは語彙知識の不足が文章理解を妨げることは、英語学習者を対象とした実証研究(Hirsh & Nation 1992, Carver 1994, Hu & Nation 2000、他)においては古くから認められている。日本語学習者を対象とした研究においても、小森・三國・近藤(2004)で文章中の既知語数が多ければ多いほど文章理解が促され

ることが確認されている。また、知っている語の数という量的側面だけでなく、語彙知識の深さ、すなわち類語をどのくらい知っているかや、文中で一緒に使われやすい語を知っているか、などの知識がどれだけあるかが文章理解に影響を及ぼすことも、藤山（2013）で実証されている。また同時に理論的研究においても、語彙知識がなぜ文章理解を促進するのかについて、Anderson & Freebody（1981）が「適性仮説」「道具仮説」「知識仮説」という三つの仮説によって説明している。「適性仮説」とは、語彙テストの結果と文章理解テストの結果の両方に知能の高さが影響しているという説である。「道具仮説」とは語の意味の理解は文章理解の出発点であり、語を知ることが文章理解を可能にするという説である。「知識仮説」では語の知識が文章理解を促すのは、ある語を知っているということがその語に関わる一連の知識を所有していることを反映しているからだという考え方である。塚田（1995）では、単独の語の知識を享受することが必ずしも文章理解をストレートに促すわけではないと述べ、これまでの語学教育は「道具仮説」を依拠しすぎであり、「知識仮説」にもっと力点を移すべきだと主張している。弥永（2013）では、読解前に語彙指導を行う効果は、語の定義だけでなく、その語が使われる文脈を提示したり、複数回その語を提示したりした場合のみ高い効果があると述べている。以上のような先行研究から本稿は、専門日本語においても文章理解を促す語彙指導は必要であるという立場に立つ。そのうえで、読解に先立って語彙指導をするために指導語彙を特定する必要がある、その語彙の特定に日本語教師の経験が役立つことを実証したい。留学生にとって指導が必要な語は必ずしも専門語ではなく、その分野の論文で出現頻度が高い語を抽出するという方法では特定できない。専門語かどうかの区別よりも、文章中に出現する語の中から留学生にとっての未知語を特定することが重要であり、その作業は日本語教師が担うべき役割だと主張したい。その分野の専門家ではない日本語教師であっても留学生にとって難しい語を特定することは十分に可能であり、むしろ日本語教授経験のない母語話者よりも日本語教師のほうがよりよく特定できるのではないかと考えて

いる。次節では、本稿がそう考える根拠として、母語話者が非母語話者とコミュニケーションをするために言語を調節する行動とその行動に非母語話者との接触経験が影響することを示す先行研究を概観しておきたい。

1-2. 日本語教師が学習者の理解困難語を予測できる理由について

本稿は、留学生の専門分野において必ずしも専門家ではない日本語教師が専門日本語の語彙指導を担えるのか、あるいは担うべきなのかという疑問を出発点としている。そのような疑問は、その分野の専門家である大学教員でなくても日本語教師が指導できる範囲は何なのかという問いに言い換えられる。この場合に専門家と日本語教師の間に違いがあると考えられる根拠として、母語話者は非母語話者との接触場面で意図的に言語をコントロールすることを示す研究を見ておきたい。すなわち、非日本語母語話者である留学生との接触機会の多い日本語教師は、留学生の理解可能な範囲を推測しながら言語をコントロールすることに長けており、一般の母語話者よりも非母語話者が理解可能かどうかに関心であることが予想されるのである。

母語話者は非母語話者とコミュニケーションをする場合に非母語話者の理解を可能にするために簡略化した言語使用域、すなわち「フォーリナー・トーク」を使用する傾向があることが指摘されている (Ferguson, 1981)。日本語のフォーリナー・トーク研究においても、日本語母語話者が日本語を母語としない外国人と会話による交流をする場合に、情意面、言語面で意識的に調整行動を行うことが明らかにされている (一二三 1995、村上 1997)。また、非母語話者との接触経験の多寡が母語話者の調整行動に影響を与えることも指摘されている。一二三 (1995) では、経験の長い日本語ボランティアほど外国人との会話において、語彙や文法、スピードなどの言語の調節を重視することをアンケート調査によって明らかにしている。村上 (1997) では、非母語話者と接触経験の多い母語話者は非母語話者との会話において「精緻化」「確認チェック」「明確化要求」などの調整行動を積極的に行うことを実験的に証明している。筒井 (2008) では、日本語教師やホストファミ

リーなど非母語話者との接触経験が多い母語話者ほど非母語話者への情報伝達において例示を用いて非母語話者の理解を促す工夫を行うことを報告している。これらの先行研究から、留学生との接触機会が多い日本語教師は留学生の理解度に意識的であり、理解を促すための言語的調節を積極的に行う傾向があると考えられる。そして、留学生の理解度に合わせて調節するために、留学生が理解できる語彙であるかどうか意識的である傾向が強いと考えられる。このことから、本稿では日本語教師は留学生が、ある専門的な文章を読もうとする際にどのような語彙が未知であるのか、あるいは理解が難しいのかを判断する能力に長けているのではないかと予想した。ただし、村上（1997）や榊田（2015）、張（2022）でも指摘されているが、非母語話者の理解度に配慮した言語の調節は日本語教育の知識や日本語教授経験がない母語話者であっても非母語話者との接触経験が多ければ意識的に行うようになるのであり、日本語教師だからできることであるとは言えない。したがって、上述の先行研究で見られた調整行動の違いが単純に一般の大学教員と日本語教師の違いとは捉えられず、困難語の予測においても日本語教師の方が常に優位であるとは結論付けられない。ただ、小竹（2022）の調査で留学生と日本語教師の未知語の判定結果が高い一致度であったことは、留学生との接触経験が多い日本語教師が学習者が理解できない語彙に意識的であることを反映していると見ることができる。また、留学生にとって難しい語を特定した後、その語を適切に指導できるかという点で日本語教育の知識がどこまで有効であるかは別の議論を要する。本稿ではそこまでの議論には立ち入らない。次節以降で述べる調査によって、日本語教師が日本語教授経験のない母語話者に比べて困難語を高い確率で予測できることが確かめられれば、専門的な文章読解を日本語教師が支援する意義を示す一歩となると考える。そして、専門日本語における日本語教師の支援可能な範囲が狭く見積もられすぎることへ警鐘を鳴らすことができよう。

第二章 留学生の専門日本語の読解と困難語に関する先行研究

ここでは、専門日本語の語彙指導における日本語教師の役割を探るために、先行研究の議論を基に論点を整理していきたい。本稿は、留学生が専門的な文章を日本語で読む場合に、その分野の専門語が問題にならないと主張したいわけではない。また専門語の指導についてはその分野の専門家に任せるべきであるという点には賛同する。ただ、そうであっても日本語教師の出番がなくなるわけではないと考えている。その理由は、野田（2014）で指摘されているように語彙の意味が理解できても文章構造を不適切に捉えてしまう可能性があることが一つ、また加藤（2017）が外国人看護師候補者の看護師試験の誤答原因を分析して述べているように、専門的知識だけでなく日本の文化的・習慣的な知識の不足が文章理解の妨げになるという点が挙げられる。

それに加えて、本稿では日本語教師の困難語予測の有効性を挙げたい。先述のように小竹（2022）では、日本語教師はあるテキストの中から学習者にとって難しい語を見つけることができると主張した。具体的な調査は以下の通りである。すなわち、ある専門科目のテキストの一部を日本語教師と留学生に読ませ、その文章中に現れる語のうち日本語能力試験の級外の38語について日本語教師には指導が必要だと考えるかどうか、留学生には意味を知っているか知らないか、あるいは推測が難しいかどうかを7段階で評価してもらった。その結果、留学生の評定値が低い語、すなわち難しいと評価した語の63.2%が、日本語教師が指導の必要性を評定した値と誤差2.9以内であった。また、留学生の評定値が高い語、すなわち難しくないと評価した語であっても、文章理解課題で正しく解釈していないケースが見られたことから、留学生は語の理解について楽観的に評価する傾向があるのではないかと考察した。以上の結果を受けて、本稿では留学生が日本語で書かれた専門的な文章を読解する際に理解のつまずきとなる語を日本語教師は的確に予測し特定できると主張したい。

しかし、上述の検証方法については、以下の点で問題が残されている。第一に、日本語教師の評定尺度を「指導が必要かどうか」としたことが留学生の評定値とのずれに繋がった可能性があることである。留学生が知らない語だろうと予測していても、汎用性が低い語であれば指導の必要がないと判断する可能性がある。第二に、日本語教授経験のない母語話者との比較検証が行われていないことである。すなわち、日本語教授経験のない母語話者に比べて日本語教師はより高い確率で留学生の困難語を予測できると言えるのか明らかではない。前節で既に見たように、日本語のフォーリナー・トーク研究において、外国人との接触経験がある母語話者は外国人とコミュニケーションする場合に相手の理解可能な範囲の言語を積極的に使おうとする傾向があることがわかっている。日本語教師は日本語指導の際、留学生が理解できる語かどうか意識的になっているはずであるから、その経験の蓄積から留学生が理解できる語とそうでない語を予測する力が養われるのではないかと考えられる。この点が確認されれば、日本語教師は一般の母語話者に比べて留学生の困難語をより的確に特定し、より効率よく指導することができると主張する根拠が得られる。以上の問題点を踏まえて本稿では、日本語教師の評定尺度を「留学生にとっての理解困難度」とした上で再度調査し、調査結果を日本語教授経験の有無によって比較してみたい。

留学生にとっての困難語が専門語に限らないことについては先行研究の主張を踏襲して本稿では改めて検証しない。専門科目のテキストの中で留学生が難しいと感じる語が母語話者にとっては当たり前理解している語であることが多いことは、先行する調査において示唆されている。小竹（2022）の調査で用いた候補語を留学生の評定値のレベルで分けると、表1のようになる。留学生の評定値が低いほど難しいと評価した語ということになる。これを見ると、「ヴィトン」「極道」「スタンス」「夏目漱石」など大学生くらいの年齢の日本語母語話者なら通常知っていると考えられる語が多い¹⁾。少なくともこのテキストのテーマである「社会学」に特化した語ではない。また、「夏目漱石」のような人名を知っているかどうかは日本文化の知識を反

映していると考えられるため、加藤（2017）が指摘していることと合致する。

表1：留学生の評定値による候補語の分類

留学生の評定値	候補語
1.0～2.9	剥奪、せがむ、
3.0～3.9	ご託宣、滅入る、ヴィトン、極道、スタンス、後天的、安らぎ、おしはかる、夏目漱石
4.0～4.9	ガックリ（くる）、カモ、準拠集団、暗転する、論調、（金銭を）スラれる
5.0～5.9	変種、おちいる、習性、皇族
6.0～6.9	ムカつく、属性、無意識、後方、前方、欲求、お隣、マネ、こいつ、マス・メディア、美容師
7.0	ライフスタイル、アイドル、近隣、同級生、不満足、オリジナル

これらの調査を待たずとも日本語を母語とする学生と非母語話者である留学生とで理解につまずく語が違うことは自明のことと言えるかもしれない。また、日本社会や日本文化に関する知識の差が困難語の種類に影響することも当然であろう。大学入学前に留学生が受けてきた一般の日本語教育でそれらを全てカバーするのは現実的ではなく、留学生は大学に入ってから専門的な語を学習すると同時に日本社会における一般常識的な語の学習も進めていかなければならない。大学学部レベルの専門日本語教育の役割はそこにあると本稿では考える。すなわち、留学生が日本語で専門的な文章を読む力を身に付けるためには、専門語と同時に学習者にとって未知の一般語を指導していくことが必要な支援であり、日本語教師が担うべき役割だと本稿では主張したい。その主張の根拠として、一般語の指導が必要であるという点については先行研究で既に指摘されているため、日本語教師が留学生にとっての未知語を特定できるかどうかという点について本稿では検証を行う。

第三章 留学生にとっての困難語と日本語教師の予測に関する調査

ここまで、留学生が専門的な文章を日本語で読むために必要な語彙を学習するうえで日本語教師ができる支援は何か、その支援を日本語教師が担うべき理由は何か、という疑問が本稿の研究動機となっていることを述べてきた。

本章ではそれらの疑問に対する答えを提案するために筆者が行った具体的な調査の概要と調査結果について報告する。

3-1. 調査の目的

専門日本語語彙指導における日本語教師の役割を探るうえで留学生が専門日本語学習において獲得する必要がある語彙知識はいわゆるその分野の専門用語だけではないことと、専門用語以外の留学生にとって難しい語を見つける力が日本語教師にあるという点が重要になる。専門用語の専門的な語義の説明は専門家に任せるべきことは当然であり、また一般の日本語教育で扱われる語の学習だけでは大学での専門的な学びに不十分であることもまた経験的に確認されている。そこで必要となる調査は、まずは大学の専門科目で用いられるテキストの読解において、留学生が難しいと感じる語はどのような語かを調べることである。次に、日本語教師が留学生が難しいと感じるであろう語をどう予測するかを調査する。そして、日本語教授経験のない母語話者にも同様に予測してもらい、日本語教師の結果とどちらが留学生の結果との一致度が高いか比較する。それらの結果から日本語教師が日本語教授経験のない母語話者よりも留学生にとって難しい語を見つけやすいことが証明できる。そのうえで、留学生にとっての困難語がその分野の専門語だけでないとするれば、専門語以外の語については日本語教師が先回りして指導することによって専門的な内容の読解を助けることができると推察できる。以上をまとめると、本調査は以下の2点を明らかにすることを目的とする。すなわち、

- ① 日本語教授経験がある母語話者は留学生にとって難しい語を予測できるか

② その予測確率は日本語教授経験のない母語話者よりも高いか
という2点である。

3-2. 調査の方法

調査方法は小竹（2022）で報告した先行調査の方法を踏襲しつつ、一部改良を加えた。以下で（1）調査に使用したテキスト、（2）調査手順、（3）語彙候補と判定基準、（4）文章理解課題について報告する。

（1）調査に使用したテキスト

先行調査で留学生が大学の専門科目のテキストを読解する上で問題となる語は専門語だけではないことが示されたが、その調査に用いたテキストは学部1年生対象の科目のものであり、専門書としては入り口に当たるものであった。また、「社会学入門」という科目のテキストで、日本社会の身近な例を用いて社会学の概念を説明する文章であったため、日本で長く生活している人にとってわかりやすいが留学生にとっては身近ではない語が多く含まれていたことが結果に影響した可能性が否定できない。そこで今回は、国際関係学部多文化コミュニケーション学科の2年生対象の必修選択科目である「観光文化総論」のテキスト『多文化時代の観光学—フィールドワークからのアプローチ』（高山陽子編著、2017年、ミネルヴァ書房）を採用し、その3頁から6頁に掲載されている「イギリスの産業革命と観光業」をテーマにした文章を調査文に用いることとした。このテーマであれば、日本社会や日本文化に関する知識に依存せずに文章理解が可能だと考えられるからである。また、新たな専門的な概念の導入よりも産業革命が社会に与えた影響という事実認識の形成を目的とした文章であることから、文章理解の程度を客観的に測定しやすいと考えられる。

（2）調査の手順

調査の手順については先行調査に倣って次のように設定した。

《調査1》留学生による文章読解と未知語の特定調査

留学生に調査文（巻末資料①）を読んで、2つの文章理解課題（巻末資料

②、③)に取り組んでもらう²⁾。そして、予め用意した語彙候補(表2)に対して未知の度合いや意味の推測可能性を次のような基準で7段階評価してもらう。

- 1・・・知らない言葉で意味の推測もできず、まったく意味がわからない
- 2・・・知らない言葉で、意味は少し想像できるが、自信がない
- 3・・・知らない言葉で、意味はおおよそ推測できるが、正しいかどうか自信がない
- 4・・・知っている言葉だが、意味を完全に理解しているか、自信がない
- 5・・・知っている言葉だし、意味を容易に推測することができる
- 6・・・よく知っている言葉で意味を完全にわかっていると思う
- 7・・・よく知っている言葉で、意味の理解はまったく問題ない

最後に、文章理解課題についての感想や、大学での専門科目の学習において困難に感じている点などについて質問に答えてもらう。

《調査2》日本語母語話者による語の難易度判定調査

日本語母語話者に所定の文章(巻末資料①)を読んで、2つの文章理解課題(巻末資料②、③)に取り組んでもらう。そして、予め用意した候補語(表2)に対して留学生にとっての未知の度合いや意味の推測可能性を次のような基準で7段階評価してもらう。

- 1・・・知らない語で意味の推測もできず、まったく意味がわからない
- 2・・・知らない語で、意味は少し想像できるが、完全にはわからない
- 3・・・知らない語で、意味はおおよそ推測できるが、完全に正しいとは限らない
- 4・・・知らない語だが、文脈の助けを借りて、容易に意味を推測可能である
- 5・・・知っている語であり、文章理解の問題にならない程度に意味をわかっている
- 6・・・よく知っている語で、文章中の意味を理解できる
- 7・・・よく知っている語で、意味を完全に理解していて、まったく問題がない

日本語母語話者には判断の材料として、以下のように留学生の日本語能力レベルや母語、候補語や判定条件などについての情報を示した。

- a. 留学生は日本語能力試験 N1 に全員合格している
- b. 留学生の国籍・母語はバラバラである
- c. 留学生は予習をしておらず、初見である
- d. 候補語はすべて旧日本語能力試験 1 級あるいは級外の語である
- e. すべての漢字にフリガナが振られている

なお、本調査は Google Forms で作成した Web 上のアンケートフォームを使った質問紙調査で、調査協力者に対して時間制限を設けずに回答してもらった。

(3) 候補語の選定方法

調査 1 と調査 2 で評定の対象とする候補語は、次の手順で選定した。すなわち、調査文を日本語読解学習支援システム『リーディング・チュウ太』³⁾ につけ、旧日本語能力試験 1 級レベル及びに級外の語を抽出した。その中から地名や一般に知られていない人名、「サウスコースト」など英語からの類推が容易であるもの、漢字表記から類推が容易であるものを除いて、品詞や語種のバランスを考慮した 40 語に絞った。

以下に、候補語を表 2 として示す。

表 2：候補語

1. 革新（かくしん）	21. 幾度（いくど）
2. 賃金（ちんぎん）	22. 鉄道網（てつどうもう）
3. 奴隷（どれい）	23. 乱立する（らんりつする）
4. 巨額（きょがく）	24. 運賃（うんちん）
5. 富（とみ）	25. まなざし
6. 綿織物（めんおりもの）	26. 繁栄（はんえい）
7. 飛び杼（とびひ）	27. 衰退（すいたい）
8. 紡績（ぼうせき）	28. 日光浴（にっこうよく）

9. 初頭（しょとう）	29. しのぐ
10. 膨れ上がる（ふくれあがる）	30. 栈橋（さんばし）
11. 排煙（はいえん）	31. 遊歩道（ゆうぽどう）
12. 垂れ流し（たれながし）	32. 皮切り（かわきり）
13. 疫病（えきびょう）	33. ターミナル駅（ターミナルえき）
14. 上下水道（じょうげすいどう）	34. プラットホーム
15. スモッグ	35. 並行する（へいこうする）
16. 劣悪（れつあく）	36. 構内（こうない）
17. 肺結核（はいけっかく）	37. アガサ・クリスティ
18. 過酷（かこく）	38. 密室（みっしつ）
19. 制約する（せいやくする）	39. 名残（なごり）
20. 出生登録（しゅっせいとうろく）	40. 設ける（もうける）

3-3. 調査協力者

今回の調査に協力していただいた協力者は以下のとおりである。

《調査1》留学生による文章読解と未知語の特定調査

調査1の協力者は、亜細亜大学に所属する外国人留学生13名である。全員、日本語能力試験N2合格以上（N2合格者10名、N1合格者3名）の日本語力を有しており、調査文として用いたテキストを読んだことがなく、当該科目も履修したことがないことを確認している。学部所属の留学生10名に留学生別科の所属の留学生3名が含まれている。留学生別科の留学生は学部入学前であって本研究の目的からすると本来対象外であるが、N2レベル以上の高い日本語能力が認められたため含めることとした。学部所属留学生の所属学部は、国際関係学部5名、経営学部4名、都市創造学部2名であった。国籍は、ベトナムが9名、マレーシア2名（いずれも母語は中国語）、フィリピン1名、中国1名であった。

《調査2》日本語母語話者による語の難易度判定調査

調査2の協力者は、日本語教授経験のある母語話者19名、日本語教授経験のない母語話者6名の合計25名である。日本語教授経験のある母語話者

の経験年数は最も長い人で33年、最も短い人で2年6か月であった⁴⁾。日本語教授経験のない母語話者の協力がなかなか得られず人数に不均衡があったため、経験の有無による二分割ではなく、経験年数によって段階的に比較することとした。日本語教授経験の年数が20年以上（最も長い人で33年、最も短い人で20年）の母語話者が10名、教授経験が20年以下（最も長い人で16年5か月、最も短い人で2年6か月）の母語話者が9名、教授経験がない母語話者が6名であった。この3つのグループを経験年数の長い順に母語話者A、母語話者B、母語話者Cと呼ぶこととする。

3-4. 調査実施時期

調査1、2ともに、2021年12月26日から2022年2月4日までの間に協力者からの回答を収集した。

3-5. 調査の結果

以上で述べた方法に基づいて調査を行った結果を報告する。

まず、評定の対象とした候補語40語それぞれについて、留学生の評定値と日本語教授経験の年数によって分類した3つのグループの母語話者の評定値を表3に示す。

表3: 留学生と母語話者の評定値

	留学生	母語話者 A 20 年以上の 経験あり	母語話者 B 20 年未満の 経験あり	母語話者 C 教授経験なし
革新	6.2	4.9	3.6	3.3
賃金	6.0	6.1	5.1	5.7
奴隷	4.8	4.3	2.6	3.7
巨額	5.2	4.7	3.8	4.2
富	5.7	5.2	3.8	5.0
綿織物	4.8	4.4	3.6	3.5

飛び杼	2.7	1.9	1.3	2.0
紡績	2.7	2.9	1.8	2.5
初頭	5.3	4.8	4.0	3.8
膨れ上がる	4.4	5.0	3.8	4.5
排煙	5.6	4.5	3.9	3.2
垂れ流し	3.9	3.3	3.1	3.7
疫病	4.9	4.0	3.0	4.3
上下水道	5.0	5.3	4.0	4.8
スモッグ	5.8	4.3	3.2	3.8
劣悪	4.5	4.5	3.6	4.2
肺結核	3.4	2.9	2.9	2.8
過酷	4.4	4.8	2.9	3.5
制約する	5.8	5.2	3.2	3.2
出生登録	5.5	4.9	4.1	3.7
幾度	4.8	5.0	3.4	4.2
鉄道網	5.1	5.0	4.3	4.5
乱立する	4.4	4.5	3.2	3.2
運賃	6.2	6.7	5.9	5.7
まなごし	3.0	3.1	2.2	3.5
繁栄	6.2	5.8	3.8	3.7
衰退	6.5	5.6	3.8	3.7
日光浴	5.8	5.7	4.3	4.0
しのぐ	3.0	2.6	2.2	2.8
栈橋	2.8	3.3	2.8	3.3
遊歩道	4.6	4.1	3.7	3.8
皮切り	4.0	3.4	2.9	2.3
ターミナル駅	6.1	4.0	4.4	5.3
プラットホーム	5.8	5.4	4.7	6.2
並行する	5.2	5.5	3.9	3.7
構内	4.6	5.6	4.3	3.7
アガサ・クリステイ	2.2	3.6	3.9	5.7
密室	5.5	5.0	3.7	4.2
名残	3.5	3.9	2.6	3.0
設ける	6.5	6.2	4.8	3.7

表3を見ると、日本語母語話者の3つのグループの間で評定値1以上の違いが生じている語が多く見受けられる。各語の評定値で最も低い評定値と最も高い評定値の差が1以上になる語は40語中30語であった。このことから日本語教授経験の有無によって、あるいは経験年数によって母語話者の評定値が影響を受けることがわかる。

また、留学生の評定値と母語話者の評定値との差を平均すると、3つのグループで表4に示すような違いが見られた。

表4：日本語教授経験による評定値の差

	日本語教授経験	留学生の評定値との差
母語話者 A	20 年～33 年	0.6
母語話者 B	2 年 6 か月～16 年 5 か月	1.4
母語話者 C	0 年 0 か月	1.2

表4を見ると、日本語教授経験が20年以上の母語話者Aが最も留学生との評定値の差が小さく、留学生の既知度／未知度を最も正しく予測できたことがわかる。母語話者Bよりもむしろ母語話者Cのほうが留学生の評定値との差が小さいという結果については、その差が0.2と小さいため、この二つのグループの違いが予測の精度に大きな影響を与えるものではなかったと考えるのが妥当であろう。すなわち、母語話者Aと母語話者Cの間の差が0.6であったことから、日本語教授経験の有無よりも教授経験の長さの方が未知語予測の精度に大きく影響したと考えられる。

次に、留学生が「意味を知らない」「意味を推測できない」と答えた割合が高い語がどのような語であったかを見ておく。表5は、留学生の評定値によって候補語を分類したものである。

表5：留学生の評定値による候補語の分類

留学生の平均評定値	候補語
1.0～2.9	アガサ・クリスティ、紡績、飛び杼、栈橋
3.0～3.9	しのぐ、まなざし、肺結核、名残、垂れ流し
4.0～4.9	皮切り、乱立する、過酷、膨れ上がる、劣悪、構内、遊歩道、幾度、綿織物、奴隷、疫病
5.0～5.9	上下水道、鉄道網、並行する、巨額、初頭、密室、出生登録、排煙、富、プラットホーム、日光浴、制約する、スモッグ
6.0～6.9	賃金、ターミナル駅、運賃、繁栄、革新、衰退、設ける

留学生の平均評定値が低い語、すなわち留学生が「知らない、意味を推測できない」と答えた語を見ると、一つには「産業革命」というテーマに限定された語か、あるいは少なくとも現代の日本社会から見て日常的ではない語という特徴があるように思われる。「紡績」「飛び杼」などは繊維業に特化した語であるし、「肺結核」「疫病」などは現代社会において日常的に見聞きする語ではないだろう。しかし、「まなざし」「名残」「垂れ流し」など日常的な文脈でも使われる語も評定値が比較的低いことや、逆に留学生の評定値が高い語にも「革新」「排煙」など日常的とは言い難い語が含まれていることから、日常的な語であるかどうかという感覚だけでは予測しにくいと言える。漢字表記からの類推が容易であれば評定値が高くなると考えられるし、「まなざし」は「視線」、「名残」は「影響」など、他の語で言い換え可能な場合は覚えにくいといった要因も影響していると考えられる。

以上のことから留学生にとって難しい語とは、専門語か日常語かといったように単純に特徴づけられるものではないことが本調査で確認できたと言える⁵⁾。

最後に、文章理解課題において語彙知識の不足の影響が見られた例について報告する。まず、課題1の空所補充問題はほぼ正確に答えられていたため、本調査の協力者である留学生は調査文の概要を捉えることができていた

と考えられる。そのうえで課題2の説明問題への回答において、語の知識の不足が文の正確な理解を妨げていると考えられる現象が見られた。

課題2では、文章中の指定された文について留学生に意味を説明させた。理解していても表現力不足でうまく言い換えられない場合があり、直接的に理解を測りにくい問題点もあるが、正確に言い換えようとした回答では理解できていない語が特定しやすい。

次の(1)の文を言い換えた(2)の回答を見てほしい。

- (1) ジョン・ケイが発明した飛び杼により、綿織物の生産性は急速に上がった。
- (2) 飛び杼が発明したから、綿織物の輸出入ができるため、生産性は急速に上がった。

表現に誤りがあるものの、この留学生が「飛び杼が発明されたために綿織物の輸出入ができるようになった」と考えていることがわかる。この留学生の「飛び杼」の評定値は「4」で、「知っている言葉だが、意味を完全に理解しているか自信がない」と回答している。「飛び杼」とは布を織る装置のことであるから、明らかな誤解である。

次に、(3)を言い換えた(4)(5)の回答を見られたい。

- (3) ブライトンの繁栄と衰退から近代観光の海水浴や日光浴が健康増進に効果があると医学的に証明され、ブライトンは温泉地バースをしのぐ人気の観光地となった。
- (4) 海水浴などから得られる健康な効果によって、ブライトンは温泉地バースの観光地になった。
- (5) ブライトンは温泉地バースに代わって爆発的人気のある観光地となった。

(4)の回答者は温泉地「バース」と「ブライトン」の関係を読み間違えて、「ブライトン」を「バース」の中に位置する観光地であると解釈している。(5)の回答者は「バースに代わって」と表現しているが、「に代わって」を間違って使っているか、あるいは「バースをしのぐ」が「バースを超え

る」意味であることを正確に捉えられていない可能性がある。(4)の回答者の「しのぐ」の評定値は「3」、(5)の回答者は「2」であった。

このように評定値4以下の語が実際に文章理解の妨げになっている例を見た⁶⁾。

本調査では留学生の主観的評価を基準として日本語母語話者の評価との一致度を測ったが、主観的評価が高くても実際には知識不足から正確な文章理解に至っていないケースもあり得る。ただ、少なくとも留学生が必要性を感じている語を評定値によって知ることができ、日本語教授経験が20年以上ある母語話者はそれを高い精度で予測することができることがわかった。

第四章 日本語教師による語彙学習支援のあり方についての考察

本稿では、専門日本語語彙学習において日本語教師の役割が過小評価されていることへの疑問を出発点として、日本語教師が担うべき語彙学習支援の可能性を考えてきた。すなわち、留学生が大学の授業で指定された教科書を読む際などに問題となる語を特定し、読解前に指導することで専門的な文章の理解を助けるという支援のあり方を検討するうえで、日本語教師による困難語予測に焦点を当てて調査を行った。

その結果から経験の豊かな日本語教師は留学生の困難語を高い精度で予測できることがわかり、そのような日本語教師が事前に語彙指導を行うことで効果的な支援ができることが示された。

本章では、まず経験の豊かな日本語教師はなぜ留学生の困難語を正しく予測できるのか、その要因について考察し、そのうえで日本語教師による困難語予測を具体的にどのように学習支援に活用し、どのような教育実践が可能か、教育への応用の方法を提案したい。そして、その学習支援のあり方が留学生自身が専門語リストを使って自主学習する場合や辞書を引ながら学習する場合と比べてどのように効果的かを考えたい。

4-1. ベテランの日本語教師はなぜ困難語を予測できるのか

本稿の調査で、20年以上の日本語教授経験を持つ人は日本語教授経験のない人や経験年数の浅い人に比べて最も正確に留学生の困難語を予測できたという結果が得られた。本稿では、困難語を予測するために何年の教授経験が必要かという問題には立ち入らないが、ここでは本調査で20年以上の教授経験を持つ母語話者のグループが高い精度で予測できたことに対する原因について本稿の見解を述べてみたい。本稿の調査だけでは原因を特定することはできないが、現時点で考えられる要因を挙げてみる。

まず、先行研究が指摘しているように、非母語話者との接触経験の多寡が影響しているという理由が考えられる。日本語を母語としない人と日本語でコミュニケーションをとる場合、日本語母語話者が日本語の語彙や文法、話すスピードなどを調節する傾向が見られ、そのような傾向は非母語話者との接触経験が多くなるほど強まることが一三三（1995）、村上（1997）、筒井（2008）などの研究で明らかにされている。したがって、非母語話者との接触経験が多ければ多いほど、日本語の語彙を調節する経験を重ねることになり、非母語話者が理解可能な語彙の範囲を把握しやすくなると考えられる。それに加えて日本語を教える立場にあれば、より意識的に学習者の日本語レベルに合わせて語彙を使い分けることに注力すると考えられる。特に日本国内で日本語を教える場合、日本語を使って日本語を教えるのが一般的であるため、日本語教師養成課程で語彙や文法のレベルを調節する技術が訓練されている。このような訓練と実践によって留学生に理解可能かどうかを予測する能力が鍛えられるのではないかと考えられる。

ただ、本稿の調査で日本語教授経験が浅いグループの結果がそれほど高い予測力を示さなかったことについてどう解釈したらよいかという問題が残る。困難語の予測能力を身に付けるのにどのくらいの経験年数が必要なのかという問題に答えるにはさらなる精緻な調査が必要であるが、現時点での私見を述べておく。あるテキストの中から留学生にとっての困難語を抽出する能力は、単なる教授能力というよりも教材開発能力に近い。つまり、既存の

テキストを使って指導する経験だけではなく、対象者のレベルに合わせた教材を自ら作成する経験によって培われる能力だと考えられる。そういう意味の教授経験の応用が可能になるまでには相当の経験の蓄積が必要になるということかもしれない。留学生の専門のテキストや論文を教材化するにはそれだけ高い専門性が必要となることは間違いないが、逆に言えばベテランの日本語教師の高い専門性を活かせば、単なる専門語リストの提供以上に留学生に対して効果的な学習支援が提供できると言える。

4-2. 日本語教師による困難語予測を語彙学習支援に活かす方法

それでは、日本語教師による困難語予測をどのように学習支援に活かしたらいいか、具体的な指導法を考えてみたい。そして、その指導法が語彙リストを使った留学生自身による自習と比べて優れている点について見解を述べる。

まず前提として、本稿では複数の留学生を対象とした集団指導を前提として指導法を提案する。これは大学での日本語教育の現状に鑑みて現実的であり、取り入れやすいと考えるからである。またその際に、留学生の専門分野が同一または近いことが条件となる。学部ごとのクラス設置が可能な場合にこの指導法が最も効果を発揮すると考えられる。たとえば亜細亜大学では、学部1年生は学部ごとに設置された日本語科目を必修科目として履修することになるため、その科目において各学部の専門に合わせた論文などを題材に用いて語彙指導を行うことができる。ここでは、国際関係学部の留学生を対象とした指導方法を例として示す。

国際関係学部の留学生にとって、国際問題に関する知識と語彙が修学に必須となるため、「NHK NEWS WEB」の国際ニュースの記事を題材とし、日本語教師が困難語の抽出を行う。留学生にニュース記事を読解させる前に、そのニュース記事について知っていることを話させ、背景知識を活性化するとともに、語彙学習の動機づけを行う。そして、そのニュースの概要をまとめながら、そのニュースの理解にとって重要な語について解説をする。たと

例えば「ロシアのウクライナ侵攻」のニュースであれば、「侵攻」「防衛」「停戦協議を重ねる」「NATO に加盟する」「中立を保つ」「NATO の勢力圏が迫る」「力で抑え込む」などの語を取り上げて、例文を示しながら意味を確認したり、理解を明確化したりする。その後ニュース記事の読解をさせ、内容把握問題で文章理解を確認する。語彙知識には当然個人差があるため、復習としてさらに自分自身でわからない語の意味を調べさせる。そして次の授業で語彙の小テストを行い、理解の定着を促す。以上のような指導法が考えられる。

上で述べた方法が、単に専門語のリストを与えて語彙学習をさせる場合や留学生自身が辞書を引きながら文章を読む場合とどう違うのか、どのように効果があるか、考えてみたい。

ある専門分野で使用頻度が高い語を特定してリスト化する研究が数多く発表されている（小宮・横田 2002、小宮 2005、野村・川村・斉木・金庭 2011、野村・川村 2011、中川・齊藤 2014、今村 2014、岩田 2014、水崎 2015、佐野 2016、小宮 2017、小宮 2018a、小宮 2018b、山元・稲田・品川 2020、など）が、それらが論文などの文章理解を促す効果を生むためには、文脈における使われ方を学ぶ必要がある。そこで、適切な例文を示すために専門家の協力が必須であり、門外漢の日本語教師には限界があると指摘されている（松下 2017）わけだが、既に指摘しているように文章理解の問題になる語が全てその分野の専門語であるわけではない。また、留学生がある専門的な文章を読もうとするときには、その文章に含まれている未知語について知りたいのであって、その分野の専門語リスト全体を知る必要はない。特に、学部1年生のようにその分野を学び始めたばかりの段階では、まずその分野の研究に触れ、興味を深めるために文章を読むという意味合いが強い。その段階での必要な援助は、文章理解を促すことであって、専門語リストを与えるだけでは不十分である。

では、留学生自身が辞書を引きながら文章を読めばよいのではないかという反論が考えられよう。しかし、人間の認知資源には限界があるため、読解

中に未知語の意味を調べたり、考えたりする作業が入ることによって、文章から読み取った情報の保持が困難になり、文章理解が低下することが指摘されている（弥永 2013）。読解前に理解の妨げになりそうな語を予め指導しておけば、文章理解がスムーズに行われるはずであり、事前に指導する語の量を最小限にできれば効率のよい学習支援ができると言える。したがって、留学生にとっての未知語をできるだけ正確に把握することが効果的な学習支援のために重要な要素となる。またさらに、既知語であっても文脈中の意味を誤解してしまう場合などがあり、留学生自身が意味を調べようとする語だけが問題となるわけではない。これらのことを考え併せると、日本語教師が支援する意義は大きいと言える。

本稿では、留学生が日本語で専門的な文章を読むための支援として、予め文章理解の妨げになりそうな語を特定し、読解前に指導する方法が効果的であるという立場に立ち、そのために日本語教師の経験が活かせると主張した。最後に、本稿の主張を効果的な教育実践に落とし込むために解決しなければならない課題について述べる。

第五章 まとめと今後の課題

留学生が大学での学修のために読まなければならない文章の量は膨大であり、特に、専門分野の学びを始めたばかりの段階では負担が大きいことが推察される。日本語教師による援助はこのような専門分野の導入段階で特に効果を発揮すると考えられる。そこで、実際に効果的な指導実践に結び付けるために、明らかにしなければならない研究課題について最後に述べる。

まず、専門分野による違いがあるかどうかについて検討する必要がある。本稿では、観光文化の歴史についての文章を取り上げて調査を行ったが、他の社会科学分野の文章でも同様の主張が可能か検討する必要がある。すなわち、文章の理解に必要な語の中で専門語の割合が高い文章であれば、日本語教師が学習者にとって困難な語を予測できたとしても、日本語教師による指

導が効果を発揮しにくいのではないかと考えられる。理解の妨げとなる語の中で一般語の割合がどの程度あるかはより精緻に調査する必要がある。

次に、留学生の既有知識による違いがないか検討する必要がある。文章のテーマに関する既有知識が文章理解の助けになることが考えられるため、今回の調査であれば、産業革命による社会の変化について留学生がどの程度知識を持っているかによって日本語教師による援助を必要とする度合いも変わってくると予想される。日本語では知らない語であっても、推測によって文章理解が可能になるだろう。

専門分野や文章のタイプによる違いや留学生の既有知識による違いを明らかにしたうえで、日本語教師による援助を必要とする対象者で、且つ効果的な援助が可能な文章を特定することができれば、本稿の成果を一般化して、専門日本語教育研究に資することができるだろう。

注

- 1) 「母語話者なら通常知っている語」であるかどうかは、筆者の主観的判断によるところが大きい。調査で用いたテキスト『社会学がわかる辞典』で例として用いられていることから、想定される読者にとって自明であると判断されていると思われる。留学生の評定値が低かった「ヴィトン」「夏目漱石」などの語が母語話者にとってどこまで既知であるかは、別途調査によって確認されるべきである。
- 2) 文章理解課題は、この調査のために筆者が作成したものである。本調査の調査文の出典である『多文化時代の観光学—フィールドワークからのアプローチ』を指定テキストとする科目「観光文化総論」でも受講生に課題が課されているが、それとは異なるものである。
- 3) 『リーディングチュウ太』とは、東京国際大学の川村よし子氏と甲南大学の北村達也氏が共同開発された「チュウ太の道宝箱 (© 1997-2008 Kawamura Kitamura)」の語彙・漢字チェッカーの機能で、Web上で無料公開されている。
- 4) 日本語教授経験のある母語話者の経験年数は、長い方から33年、30年、28年、26年10か月、26年8か月、25年7か月、22年9か月、21年、20年、16年5か月、15年、14年6か月、13年8か月、11年、6年6か月、2年6か月であった。これらは調査協力者の自己申告による。
- 5) ただし、留学生自身の認識とは異なる場合があることを断っておきたい。筆

者の経験でも留学生に専門の勉強で何が難しいかを聞くと専門用語が難しいと答える人が多く、専門用語ではないが難しい語があるという答えは聞いたことがない。今回の調査でも「あなたが大学で専門の科目を勉強するとき、難しい点はどんなことですか？難しいと思うことすべてにチェックしてください（複数回答可）」という質問で、「専門用語が理解できない」にチェックした人が13名中9名と最も多かった。2番目に多かった「課題、テストが難しく、どのように答えたらいいかわからない」にチェックした人は13名中4名であった。

- 6) ここで示した例は、留学生が難しいと判断した語が実際に文章理解を妨げていることを示しているが、本調査で留学生や日本語教師の評定値が低かった語と文章理解との関係は別途検証する必要がある。すなわち、難しい語であるという主観的評価とその語が文章理解を妨げるかどうか、また、それを指導することによって文章理解が促されるかどうかは必ずしも一致するものではない。

【謝辞】

この研究を行うにあたり、亜細亜大学国際関係学部教授の高山陽子先生に情報提供をいただいた。高山先生のご担当科目の「観光文化総論」で実際に受講生に課している課題や留学生の回答を見せていただき、留学生の理解度などについて担当教員としての所感を教えていただいた。ここに記して、敬意と感謝の意を表したい。

参考文献

《和文文献》

- 今村和宏（2014）「社会科学系基礎文献における分野別語彙、共通語彙、学術共通語彙の特定一定量の基準と教育現場の視点の統合」『専門日本語教育研究』第16巻、pp.29-36.
- 弥永啓子（2013）「読解の授業における語彙指導—最新の第二言語語彙習得の実証研究に基づく考察—」『京都橘大学研究紀要』第39号、pp.162-145.
- 岩田一成（2014）「看護師国家試験対策と『やさしい日本語』」『日本語教育』158号、36-48.
- 加藤敬子（2017）「なぜ経済連携協定（EPA）看護師候補者たちは看護師国家試験で誤答を選んだのか：日本語教育からのアプローチ」『人間社会環境研究』第

33号、pp.31-46.

小竹直子 (2022) 「大学学部留学生のための日本語語彙指導—日本語教師による学習困難語の予測に焦点を当てて—」『国際関係紀要』第31巻第2号、pp.163-197.

小宮千鶴子・横田淳子 (2002) 「専門連語による専門語の自習教材の開発—経済分野を例に—」『日本語教育方法研究会誌』第9巻2号、pp.12-13.

小宮千鶴子 (2005) 「日本語教育のための経済の専門連語—概論教科書と新聞の比較を中心に—」『早稲田日本語研究』第13号、pp.1~12.

小宮千鶴子 (2017) 「理工系留学生のための数学の基礎的専門語」『日本語教育方法研究会誌』第23巻2号、pp.4-5.

小宮千鶴子 (2018a) 「留学生のための化学の基礎的専門語」『専門日本語教育研究』第20巻、pp.43-48.

小宮千鶴子 (2018b) 「留学生のための物理の基礎的専門語」『早稲田日本語研究』第27号、pp.37-48.

小森和子・三國純子・近藤安月子 (2004) 「文章理解を促進する語彙知識の量的側面—既知語率の閾値検索の試み—」『日本語教育』第120号、pp.83-92.

佐野彩子 (2016) 「企業の年次報告書を用いたビジネス分野の外来語に関する一考察—アカデミックジャパニーズ、白書、新聞語彙との比較を中心に—」『専門日本語教育研究』第18巻、pp.37-42.

張 瀟尹 (2022) 「接触場面において接触経験の多い母語話者が行う意識的配慮の分析—日本語レベルの異なる非母語話者との会話を通して—」『一橋大学国際教育交流センター紀要』第4号、pp.27-39.

塚田泰彦 (1992) 「文章理解と語彙知識—F.B.Davisの研究をめぐって—」『上越教育大学研究紀要』第11巻第2号、pp.167-181.

塚田泰彦 (1995) 「文章理解過程における語彙指導の可能性」『国語科教育』第42号、pp.93-102.

筒井千絵 (2008) 「フォリナー・トークの実際—非母語話者との接触度による言語調整ストラテジーの相違—」『一橋大学留学生センター紀要』第11号、pp.79-95.

中川健司・齊藤真美 (2014) 「介護福祉士国家試験におけるカタカナ語の特徴」『専門日本語教育研究』第16巻、pp.73-78.

野田尚史 (2014) 「上級日本語学習者が学術論文を読むときの方法と課題」『専門日本語教育研究』第16号、pp.9-14.

野村愛・川村よし子 (2011) 「介護福祉士候補者の自律学習支援のための語彙リスト作成」『日本語教育方法研究会誌』第18巻1号、pp.14-15.

野村愛・川村よし子・斉木美紀・金庭久美子 (2011) 「単語難易度と出題頻度に配慮した介護福祉士候補生のための語彙リスト作成」『日本語教育方法研究会誌』

- 第 18 卷 2 号、pp.12-13.
- 一二三朋子 (1995)「母国語話者と非母語話者との会話における母国語話者の意識的配慮の検討」『教育心理学研究』第 43 号第 3 巻、pp.277-288.
- 藤山智子 (2013)「中国語を母語とする日本語学習者の語彙知識の深さと文章理解」『比較社会文化研究』第 33 号、pp.77-84.
- 梶田直美 (2015)『接触場面における母語話者のコミュニケーション方略：情報やりとり方略の学習に着目して』ココ出版.
- 松下達彦 (2017)「語彙リストの利用法—コーパス分析に基づく語彙研究は何をを目指すべきか—」『専門日本語教育』第 19 号、pp.19-24.
- 水崎泰蔵 (2015)「日商簿記検定試験 3 級出題文の漢字語彙—過去問から抽出した語彙の学習優先順位判定に関する考察—」『専門日本語教育研究』第 17 巻、pp.47-52.
- 村上かおり (1997)「日本語母語話者の「意味交渉」に非母語話者との接触経験が及ぼす影響—母語話者と非母語話者とのインターアクションにおいて—」『世界の日本語教育』第 7 号、pp.137-155.
- 山元一晃・稲田朋晃・品川なぎさ (2020)「日本語教育で扱うべき語の選定のための医学用語と一般語のはざまの語彙の分析」『日本語教育』第 175 号、pp.80-87. 《英文文献》
- Anderson, R.C. & Freebody, P. (1981) 'Vocabulary Knowledge', Guthrie, John T. Ed, "Comprehension and Teaching: Research Reviews", pp.77-117.
- Carver, Donald P. (1994) 'Percentage of Unknown Vocabulary Words in Text as a Function of the Relative Difficulty of the Text: Implications for Instruction', "Journal of Reading Behavior", Vol.26, No.4, pp.413-437.
- Ferguson, C. (1981) 'Foreigner Talk' as the Name of a Simplified Register', "International Journal of the Sociology of Language", Vol.28, pp.9-18.
- Hirsh, D., & Nation, P. (1992) 'What Vocabulary Size is Needed to Read Unsimplified Texts for Pleasure?' "Reading in a Foreign Language", Vol.8, No.2, pp.689-696.
- Hu, M. & Nation, P. (2000) 'Unknown Vocabulary Density and Reading Comprehension', "Reading in Foreign Language", Vol.13, No.1, pp.403-430.

資料①：調査文の一部

さんぎょうかくめい
産業革命

産業革命とは技術の革新が社会全体を変えたことである。かつて手で動かしていたものを機械で動かすことができるようになったことで、生産量が急速に向上した。そして、A.大量生産は大量消費を生み出した。それまで主に農業を行っていた人々は、町の工場で働く資金労働者になった。町に人が集まり、大きな都市が形成されていった。

こうして作られた最初の工業都市がイギリスのマンチェスターであった〔図1.1〕。もともとマンチェスターにはリバプールの商人たちが作った工場があった。17世紀から18世紀にかけて奴隷貿易で巨額の富を得たりバプールの商人たちは工場を作った。綿織物の需要が高まり、インドから輸入するだけでは不足したことから、彼らはアメリカ大陸から綿花を輸入し、リバプールの近くのマンチェスターで綿織物の生産をはじめた。B.ジョン・ケイが発明した飛び杼により、綿織物の生産性は急速に上がったものの、今度は綿糸が不足してしまった。そこで、ジェームズ・ハークリーズが発明したジェニー紡績機(1776年)が登場した。こうして工場制手工業(マニュファクチュア)から工場制機械工業へ移行し、綿織物の大量生産が可能になった。マンチェスターとリバプールの間には鉄道が敷かれ、工場で生産された綿織物は蒸気機関車でリバプールに運ばれ、世界各地へ輸出されたのだった。

資料②：文章理解課題1

【課題1】

産業革命が人々の生活や社会にどのような変化をもたらしたかについてまとめた下の文章の下線部に本文中から適切な言葉を入れなさい。

産業革命によって、① _____ が可能となり、生産量が急速に向上した。それまで農業を行っていた人々は、工場のある都市に移り住み、② _____ となった。そして、町の人口が集中した。工場からの排煙によって③ _____ が起こった。また、工場で生産されたものを港に運ぶために④ _____ が敷かれ、やがて、イギリス中に鉄道網が広がった。鉄道会社が設立し、大体の運賃割引旅行を始める会社もあった。以前から人気のあった海浜リゾートは、海水浴や日光浴の健康増進効果が医学的に証明されると、人々が集まり、⑤ _____ としてにぎわった。

資料③：文章理解課題 2

【課題 2】

文章中の A、B、C、D、E を自分の言葉で説明し直しなさい。意味がわからない部分が含まれていたら、わかるところだけでも説明しなさい。

A. 大量生産は大量消費を生み出した

B. ジョン・ケイが発明した飛び杼により、綿織物の生産性は急速に上がった

C. 「霧のロンドン」で有名なスモッグの問題は、1956 年の「大気清浄法 (Clean Air Act)」において家庭用煙突の使用が禁止されるまで続いた

D. これによって児童労働が制約されたものの、実際には 1837 年まで出生登録が義務づけられていなかったため、多くの工場主は子供を働かせることが可能であった

E. 観光研究の古典とされるジョン・アーリーの『観光のまなざし—現代社会におけるレジャーと旅行』においても、ブライトンの繁栄と衰退から近代観光の海水浴や日光浴が健康増進に効果がある
と医学的に証明され、ブライトンは温泉地パースをしのぐ人気の観光地となった

Technical Japanese Vocabulary Learning Support for International Undergraduate Students — Focusing on Difficult Word Prediction by Japanese Teachers —

Naoko KOTAKE

This study aimed to explore methods for Japanese language teachers to effectively support international undergraduate students' study of technical Japanese language learning. Regarding existing research on technical Japanese language education, several attempts have been made to identify and list frequently appearing words in specialized texts in a specified field. However, both the lack of knowledge of technical words that hinder understanding when reading technical Japanese texts as well as common words that native speakers are familiar with can become a problem. Therefore, if Japanese teachers can identify the words that international students do not know the meaning of, or words that are difficult to understand in a specialized text, it can be concluded that Japanese teachers can provide effective vocabulary learning support.

We conducted a survey asking both native speakers with experience and without experience in teaching Japanese to predict words that appear in the supplied text that may be difficult for international students. Following this, the degree of matching of words judged difficult by international students was compared, and the results indicated that the group with more than 20 years of teaching experience matched with the highest accuracy.

This suggests that experienced Japanese teachers can easily identify difficult words for international students and contribute to effective vocabulary instruction.

「危険な伝染病」の保菌者 ——日本人移民と 20 世紀転換期のアメリカ公衆衛生

今野 裕子

まったくレイシストではない。ウィルスが中国起源だからこう呼んだのだ。

はじめに

冒頭の引用は 2020 年 3 月、新型コロナウイルスを「中国ウィルス」と呼んだことで批判を浴びた第 45 代大統領ドナルド・トランプの言である。アメリカの公衆衛生の専門家はパンデミックと特定集団の関連性を否定していたものの、アジア系アメリカ人に対する暴力事件や日常的な差別事例はコロナ禍で急増した。本来であればそのような人種主義者を戒める立場にある一国の元首が、かえってアジア系に対するヘイトを煽るような発言をしたことで事態を悪化させた¹⁾。

しかしながら、このように特定の人種集団に病原体保有者のレッテルを貼るようなレトリックや政策自体は新しいものではない。1930 年代にはメキシコ人が結核と結びつけられたし、1990 年代にはハイチ人が AIDS と関連付けられた。2002 年には通称 SARS こと重症急性呼吸器症候群の感染拡大が中国人のスティグマ化を引き起こし、2009 年には通称「豚インフルエンザ」として知られた H1N1 亜型によるインフルエンザがラティーノの仕業であるとされた²⁾。医学的脅威としてのアジア系アメリカ人差別史について

は、19世紀後半から20世紀前半にかけてのサンフランシスコの中国系社会を主題としたナヤン・シャーの研究が明らかにしている³⁾。

本論文は、シャーの研究成果を踏まえつつ、アメリカ西海岸に定着したコミュニティよりも移民が入国した玄関口に着目し、「東洋人」の病気として「危険な伝染病」に認定されたトラコーマおよび十二指腸虫症の検査に関する行政レベルの議論や実践を繙く。特定の病気を理由とした入国拒否はヨーロッパからの移民に対しても行われたが、アジアからの移民はこれらの伝染病の罹患率として認定される確率がより高かった。本論文では特にシアトルやサンフランシスコから入国した日本人移民に焦点を当て、医療や公衆衛生にまつわる大義が人種主義的な移民規制と表裏一体の関係性にあったことを論じるとともに、日本政府や現地日本人コミュニティが人種主義の解体ではなく「自分たちの手による移民の身体管理」の方法を模索することで、公衆衛生に名を借りた差別的慣行を温存させたことも明らかにする。そして、この世紀転換期の事例がどのように2020年代のコロナ禍におけるアジア系へのヘイトと結びつくのか考察を加え、両者の間にある構造的な共通点を指摘する。

I. 先行研究

アメリカに「新移民」と呼ばれる南・東ヨーロッパやアジアからの移民が劇的に増加したのは19世紀末から1920年代前半にかけての数十年間であり、連邦政府が入国管理のための法や機構を整えていったのと同時期にあたる。文化的・人種的にアングロ・サクソン系のプロテスタント白人とは大きく異なる背景を持つ大量移民の流入は排外主義を引き起こし、潜在的なアメリカ国民として受け入れてよい人間を選別する基準が設けられていった。移民の排除／包摂の1つの基準となったのが「健康」であり、心身ともに健全で「ノーマルな」移民が求められた。実際に病気を理由とした入国拒否の件数は移民数全体から見ると微々たるものであり、1890年から1924年の間、

全入国審査対象者の 3% を超えたことはなかったが、身体検査の過程そのものが移民にとって肉体的・精神的苦痛を与え、アメリカ社会が諸手を挙げて彼らを歓迎しているわけではないという明確なメッセージを伝えた⁴⁾。移民の身体検査を行うのは公衆衛生局（Public Health and Marine Hospital Service、のち Public Health Service）の医務官だったが、検査の基準や質には医務官個人の裁量や入国審査を行う地域の実情が反映された⁵⁾。アラン・クラウトが述べるように、「健康や病気は社会的に構築される概念」であり、入国時の身体検査も科学や医療を装いながら、非常に恣意的で人間的な営みにならざるを得なかった⁶⁾。

19 世紀後半から 20 世紀前半の移民と公衆衛生や医療の関係性を論じた代表的な歴史学の研究成果は、移民の包摂または排除を付随テーマとするが、比重の差異によって切り口や議論に大きくずれが見られる。この分野における概説書の役割を果たすのが、アメリカにとって「脅威」とされた移民の身体検査や管理について総括したクラウトの研究書（1995 年）であり、本書では入国審査のみならず、定着後の移民コミュニティにおける衛生教育や「アメリカ化」のもたらす軋轢についても詳細に述べられている。おもにニューヨークやエリス島の事例が中心で、扱われるグループもユダヤ系やイタリア系などであり、移民コミュニティ内のアメリカ式公衆衛生に対する反応や、彼ら独自の病気に関する認識や慣習なども人類学的な知見をもとに論じられており、管理する側の語る物語のみを正史とはしない点が特徴的である。一方で、公衆衛生にまつわる人種主義については、世紀転換期のサンフランシスコで腺ペストの原因とされた中国人移民をめぐる政策と、東海岸で広く報道されたアイルランド人移民「チフスのメアリー」をめぐる言説とを対比させることで浮き彫りにしてはいるものの、おもな記述対象はヨーロッパ系移民と彼らに対する排外主義である⁷⁾。

フェアチャイルド（2003 年）は、エリス島のみならず西海岸や南北国境地帯など、さまざまな入国管理局のデータを定量的に分析し、入国時の身体検査がおもにヨーロッパ系移民に対しては社会的包摂への第一歩として機能

した一方で、アジア系移民などの他人種については排除メカニズムとしての役割を担っていたと主張する。細かい統計データの読み取りから労働需要と関連した移民の受け入れや排斥の地域差を明らかにする手法は鮮やかであり、この研究の最も学術的な貢献が際立つ部分である。しかし、20世紀初頭のエリス島におけるヨーロッパ系移民の入国審査が、アメリカ産業資本主義に資することを期待される頑強な肉体を確保するための手続きであり、審査の過程そのものが工場監督による労働者の統制と同義であったという議論については、一定の妥当性はあるものの、やや論理の飛躍が見られる。アメリカ社会における当時の各人種・エスニックグループの位置付けを示唆する重要な議論であり、翻ってアジア系は産業社会の一員とはみなされない存在であったとする論拠となっているため、定性的データを用いたより丁寧な実証が望まれたところである⁸⁾。

クラウトやフェアチャイルドとは異なり、シャー（2001年）はアメリカ西海岸のサンフランシスコにおける公衆衛生を通じた人種編成（racial formation、人種集団の社会的な意味付けが時代の変化に応じて変動する過程）について、中国人移民の身体やチャイナタウンという空間をめぐる政治という視点から解き明かす。19世紀後半には人種主義的な政策によって排斥対象でしかなかった中国系の人々が、20世紀半ばまでには健全なイメージに作り変えられたチャイナタウンの表象を通じてアメリカ社会への部分的な包摂を経験したことが述べられる。しかし、包摂や同化が可能になったのはアメリカ生まれの世代が活躍する1930年代以降のことであり、世紀転換期には白人中流家庭の規範を脅かす存在であったチャイナタウンは悪の巣窟かつ疫病の発生源であると決めつけられ、厳しい監視や規制の対象となった。また、エンジェル島における入国審査においてもアジア系移民のみを対象とした身体検査が行われた。中国人／中国系アメリカ人の表象や行為主体性に着目し、公衆衛生史や都市史の観点から人種がどのように政治や文化、社会において形成されたのかを主題としているという点において、本研究はヨーロッパ系移民を中心とした移民史や公衆衛生の行政史とは一線を画す。

一方で、シャーの力点はアメリカ国内の文脈に沿った人種編成を明らかにすることに置かれているため、移民の出身国とアメリカ国家との関係性や折衝については捨象されている。二国間・多国間関係に注意を払うことで、人種政治の軌道を太平洋史の一部としてとらえることが可能になろう⁹⁾。

モリーナ（2006 年）はロサンゼルスを舞台とし、やはり 19 世紀後半から 20 世紀前半にかけての公衆衛生を通じた人種政治を描き出したという点において、シャーの研究と相通ずるものがある。検証の対象となっているのは病気と結びつけられスティグマ化された人種マイノリティだが、特に力点が置かれているのはメキシコ人／メキシコ系アメリカ人であり、中国人や日本人移民はおもに人種集団の相関関係を示す参照枠として分析される。特に農業労働者としての日本人は白人にとっての黄禍（Yellow Peril）であったことから病気と結びつけられるなど、カリフォルニア州の政治力学が人種観や公衆衛生をめぐる言説に反映されていることが指摘されており、興味深い。一方で、シャー同様、アメリカ国内の文脈が主な考察範囲となっている¹⁰⁾。

日本においても医療・公衆衛生史と移民史との架橋が行われている。山本（2005 年）は、世紀転換期におけるハワイの移民船入港時における触診検査や、ペスト予防のためのチャイナタウン焼却によって引き起こされた火災などをめぐる、日本人コミュニティ内の政治運動やハワイ官吏の動向を、史料の精査により丹念に描き出している。主な分析対象は日本人移民だが、移民の視点から「人種差別事件」の内実を解き明かすのみならず、ハワイ当局の事情やアメリカ連邦政府とハワイ共和国政府の関係も分析し、ハワイ衛生局の立場を明らかにすることで、日本人に対する公衆衛生政策の根拠を単純な人種主義のみに帰することはできないということを示している。実証的で、なおかつ公衆衛生政策を現場で実行した当事者やその標的となった移民の思考やロジックも見えてくる興味深いケース・スタディの積み重ねではあるが、一方で個別の事例をつなぐ全体像については、たとえば他人種の移民や先住民に対する公衆衛生政策との差異を検証することでより明確にすることができたであろう¹¹⁾。

平体・小野の編著書（2017年）は、20世紀初頭のアメリカ医療史をさまざまな角度からとらえた論文集であり、移民のアメリカ化や移民制限といった、クラウトの研究ともオーバーラップするケース・スタディが提示されている。たとえば第1章の小野論文は、知的障害が歴史的にどのように定義付けられてきたかを詳述し、20世紀に入ってからそのような障害がもはや個人の問題ではなく国民の質の問題として顕在化したことで、移民制限に結びついていったことを論じている。本書に含まれる事例研究はいずれも興味深く、刺激的な議論を含むものではあるが、一方でアジア系やその他人種マイノリティに対する社会政策としての公衆衛生や医療に関しては、一部の例外を除くとほとんど考察の範疇に入っていないようである。今後、アメリカ医療史についてのさらなる学術的展開が望まれるのは、階級や地域、エスニシティのみならず、人種やジェンダーなど多重的な要素による身体管理方法の隔たりについて、背景を丁寧に検証していくことであろう¹²⁾。

このように、移民と公衆衛生や医療を切り口としたアメリカ史の研究成果を並べてみると、人種よりも階級やエスニシティを基軸に分析を行っているもの、アメリカ国内の人種編成の検証を主眼とするもの、特定コミュニティ内のダイナミズムに着目しているものなどに大別される。本論文はシャーモリーナのように人種をキーとしつつ、特に日本人移民に焦点を絞り、移民局史料をもとに排斥の背景説明を試みる。横浜からサンフランシスコへと移民を運ぶ汽船会社の視点を掘り起こすことで、「病氣」の認定をめぐる政治的な駆け引きの実態を解き明かす。また、特に十二指腸虫症の検査と収容に関する移民局とシアトルの日本人会とのやり取りから、移民コミュニティの行為主体性とその限界を明らかにする。上述の先行研究批評で述べたポイント、すなわち①人種主義の所在を明確にすること、②二国間関係や太平洋史の枠組みを考慮すること、③人種間の公衆衛生政策比較を行うこと、そして④多重的な差別の構造を明らかにすること、といった点を本論文の研究ですべてカバーすることは史料の制約のため難しい部分もあるが、トラコーマと十二指腸虫症という病氣がいかに20世紀初めのアジア人表象と結び付けら

れ、組織間や個人間のどのような折衝や対立がその基底をなしていたのか、その一端を明らかにすることを主旨とし、上述の②と④については特に今後の課題としたい。

II. トラコーマ

トラコーマは伝染性の眼病である。細菌の人工培養が困難だったことから 1950 年代まで研究が進まなかったものの、接触で感染することや、不衛生な環境や暑い地方で広まりやすいことが 20 世紀初頭には知られていた。感染初期には光に対して視覚が過敏になったり、涙が止まらなくなったり、結膜炎の症状が出るようになり、炎症が続くと赤いざらざらした組織が発達し、治療せず放置すればまぶたや眼球に傷が出来て、最悪の場合失明に至る。「新移民」と呼ばれた南・東ヨーロッパやアジアからの移民が 19 世紀末以降増加すると、トラコーマの菌は移民が運ぶアメリカ国家への脅威ととらえられるようになった。実際にはアパラチア山脈周辺の貧しい白人もトラコーマによる失明に苦しんでおり、また 1897 年から 1925 年までの間、入国時にトラコーマと診断された移民は年間 1 パーセントにも満たなかったが、アメリカ公衆衛生局は人員や予算の 8 割以上を入国審査時の身体検査に割いたという¹³⁾。

1891 年移民法によってのちの移民局のもととなる移民監理局が設立されると、連邦政府は「望ましくない」移民を入国させないための移民規制を主導するようになった。同法第 1 項では「悪病または危険な伝染病」に罹患した外国人を入国拒否の対象と規定し、また第 8 項において公衆衛生局の医務官による移民の身体検査を義務付けた¹⁴⁾。トラコーマは 1897 年に公衆衛生局長官が「危険な伝染病」に認定すると、他の伝染病とともに移民の入国を拒否する根拠となった。1898 年から 1905 年にかけて症状が疑われる移民のみを対象として検査が行われていたが、1905 年以降は全移民が検査を受けることとなった¹⁵⁾。ただし、厳しい検査の対象となったのはもっぱら普通

船客であり、一等・二等船客に対するチェックは、病気であることが疑われる外国人を除くと形式的なものにとどまった¹⁶⁾。公衆衛生局が作成した1903年のマニュアルによると、トラコーマ罹患者と認定された移民は、結核や黄癰、梅毒、淋病、ハンセン病などの患者と並び、入国拒否の対象としてもっとも有力な「クラスA」の外国人に分類されている。さらにトラコーマは、シリア人、ギリシア人、アルメニア人、ロシア人、フィンランド人といった特定の「人種」とも結びつけられた¹⁷⁾。このようにして、トラコーマは公衆衛生上「移民の病気」として認知されることとなった。

当初はヨーロッパからの移民と結びつけられたトラコーマであったが、移民行政に関わる人間は次第にこれが「東洋の」病気であるという認識を抱くようになった。1909年に移民総監が商務労働長官に宛てたメモには、「東洋から来る外国人はヨーロッパからの外国人よりも危険な伝染病（特にトラコーマ）に罹っている頻度が高い」と書かれている¹⁸⁾。この移民総監の所見は統計的にも実証できる。たとえば、1908会計年度¹⁹⁾にトラコーマを理由として入国を拒否された外国人2,608人のうち、人種・民族別割合で最も多かったのは12.8%を占めたシリア人だが、同期間に入国を許された78万2,870人の外国人のうち、シリア人はわずか0.7%を占めるに過ぎない。同様に、日本人は入国者に占める割合は2.1%だがトラコーマと診断された外国人の12.0%、インド人は入国者の0.2%だがトラコーマと診断された外国人の7.4%、中国人は入国者中0.2%だがトラコーマと診断された外国人の6.6%を占めた。シリア人をアジア人とみなすかは議論の分かれるところであるが、概してアジア人はトラコーマと診断されやすい傾向にあることがわかる。反対にヨーロッパ人の場合、この期間最大の移民グループだった南イタリア出身者は入国外国人の14.1%を占めたが、トラコーマを理由に入国を拒否された外国人の中に占める割合は11.1%と、やや少なめになっている。ユダヤ人は入国者中8.7%だったが、トラコーマと診断された外国人の中では5.7%、イングランド人に至っては入国者に占める割合が6.3%もあったにもかかわらず、トラコーマと診断された外国人に占める割合はわずか

0.4% だった。例外もあるが、入国時の検査ではアジア人のほうがヨーロッパ人よりもトラコーマと診断され、入国を拒否されやすかったことが数値によっても裏付けられる²⁰⁾。

また、新聞もトラコーマを「東洋の眼病」「危険な東洋の病気」として報道し、危機感を煽った。カリフォルニア州サンルイスオビスポ郡で発行されていた『モーニング・トリビューン』紙は 1905 年 4 月 7 日付の「恐ろしいトラコーマ」と題した記事で、ハワイから来る日本人によりトラコーマが輸入されていると断じ、日本人学童のいる学校や日本人を召使として雇っている家庭でアジア人以外の人々にも感染が広まるとして警鐘を鳴らした²¹⁾。

トラコーマを事由としたアジア人の入国拒否の頻発は、太平洋航路を舞台とする汽船会社にとって死活問題だった。なぜなら入国時の身体検査で移民の病気が発覚すると、汽船会社はそのような移民 1 人につき 100 ドルの罰金を支払わなければならなかったからである。1903 年移民法第 9 項は、もし入国時の身体検査で移民が「悪病または危険な伝染病」に罹患していることが判明し、なおかつ「外国で乗船時に」「そのような病気が存在が適切な身体検査によって検知できたかもしれない場合」、到着地の税関に 100 ドルの罰金を支払わない限り、移民を乗せてきた船の出航許可を出さないと規定した²²⁾。罰金は移民本人が支払うこともできたが、実質的に汽船会社が払うしか手段はなかったとみてよいであろう。当時、日本から北米へ渡航するには、ハワイのホノルルを経由してサンフランシスコに至る南方ルートと、カナダのビクトリアを経由するバンクーバー線、シアトル線、タコマ・ポートランド線が重なる北方ルートがあり、前者においては日本の東洋汽船会社ほか、アメリカの太平洋郵便汽船会社など外国の汽船会社が定期便を運航させており、後者は日本郵船会社の航路であった。サンフランシスコ線を運営する東洋汽船会社および外国汽船会社は、荷物や乗客の扱いも合同で行っていた²³⁾。

問題は、太平洋郵船、オクシデンタル・アンド・オリエンタル汽船、東洋汽船 3 社のアメリカにおける代理人から提起された。便宜上この代理人の会

社を「パシフィック・メイル社」と呼ぶことにする。事の発端は1903年5月6日横浜発、15日ホノルル着のカプティック号に乗っていた日本人2人がトラコーマと診断され、入国を拒否されたことである。200ドルの罰金が汽船会社に課されることとなったが、これは損失を未然に防ぐため細心の注意を払っていた会社にとって、受け入れがたい要求だった。上陸時の検査で入国を拒否されないよう、日本人移民はまず出身地の医師の検診を受け、さらに横浜で日本人医師の検査を受けていた。また移民法第9項にある「適切な身体検査」の要件を満たすため、汽船会社は横浜に駐留していたアメリカ政府の衛生検査官に依頼し、出航前日に船医と一緒に日本人の検査を行わせていた。トラコーマは初期の段階では特に見極めが難しく、いかに「適切な」検査を行ったとしても、船中で発症してしまえば防ぎようがない。また、症状の解釈がアメリカ政府の医務官と民間の医師との間で統一されていなければ、出航地で「適切な」検査を行える人員を雇わなかった廉で汽船会社が責めを受ける可能性もあったため、会社は万全を期してアメリカ政府の衛生検査官に事前の確認を依頼していたのであった²⁴⁾。

衛生検査官が乗船前の検診に参加したのは、パシフィック・メイル社側の都合によるものであり、件の医師は全くの無償で検査を行っていた。つまり、これは非公式な検査であった。日本や中国には当時アメリカ公衆衛生局の医務官が常駐していたが、彼らにはコレラや黄熱病、天然痘、発疹チフス、ハンセン病、ペストといった検疫対象の病気についてアメリカ渡航直前の乗客を検査する権限しかなく、トラコーマは「危険な伝染病」であっても彼らの公務上は検査の対象外であった。そこでパシフィック・メイル社は、上陸地のみならず出航地においても公衆衛生局が正式に乗客のトラコーマ検査を行うよう、制度運用の変更を移民総監に迫った。これによって乗客の出航地におけるトラコーマ罹患のなかったことが証明されれば、汽船会社が罰金を払う必要がなくなるためである²⁵⁾。

パシフィック・メイル社の要請を受けて移民総監が関係各所と調整を行った結果、1903年8月には、神戸、横浜、長崎、香港、上海でアメリカ公衆

衛生局医務官が乗船前の外国人を検査する手はずが整えられた。これらの港で検査が完了し、アメリカ行きの船に乗っても問題がないとされた乗客について、医務官は特に結核、黄癰、トラコーマの症状が見つからなかったことを乗客名簿ごとに証明するよう求められた。新制度の運用にあたり、東京のアメリカ公使館は日本政府に連絡する必要はないと判断した。検疫対象の病気について従来も公衆衛生局による日本人移民の検査が行われたことはあり、今回の措置はその延長線上にあると考えられたためだ。とは言え、東京のアメリカ公使館は新たな検査の実施が日本政府当局を侮辱することにならないかどうか警戒し、神経をとがらせた。一方、中国の出航地にアメリカ政府の医務官を新たに配置してもよいかというアメリカ公使館の問い合わせに対しては、清朝の外務部がその必要はないとの回答を寄せたものの、そもそも香港や上海には清朝の主権が及ばなかったため、この意向は無視された²⁶⁾。

人種的な偏見はあったにせよ、外交関係や階級に一定の配慮を示したアメリカ政府の役人とは異なり、利益重視の汽船会社は「東洋人」乗客を信用せず、あくまでもトラコーマ患者を出さないこと、出してしまった場合でも自社が責任を取らずに済むような体制作りを追求した。出航地における公衆衛生局医務官のトラコーマ検査は普通船客を対象としたものであったが、パシフィック・メイル社はさらに同じ検査を「アジア人の一等船客」にも行うよう移民総監に依頼した。しかし、この件については実際に検査を行う公衆衛生局の意向、すなわち一等・二等船客を検査することは「賢明でも現実的でもない」という立場が尊重され、要求は却下された。トラコーマの罹患有無を確定するには驗を裏返す必要があるが、そのような検査を一等船客に対して行えば仕事がしづらくなるということは、検査の導入時から横浜駐在の医務官によって指摘されていた²⁷⁾。

トラコーマ罹患者がアジア人乗客の間で見つかる確率が高いことから始まった、出航地における公衆衛生局の検査ではあったが、ヨーロッパからの移民についてもトラコーマ罹患による入国拒否は懸念事項ではあった。この

ため、ヨーロッパの主要出航地において汽船会社は医師による移民の身体検査を行っていた。ただし、あくまでもこれらの医師は地元の医師や船医などであり、公衆衛生局の医務官ではなかった。例外はイタリアのナポリであり、ここでは公衆衛生局の医務官がトラコーマや黄癬に罹っていないか確かめるため移民の身体検査を行い、汽船会社に助言を行った。ただし、ナポリでトラコーマを理由に乗船を拒否された移民の割合は年間3%前後であり、アジアの出航地と比べると圧倒的に低い。年によってばらつきはあるが、たとえば横浜ではトラコーマによる乗船拒否の割合が少なかった1904年でも6.6%、多かった1908年と1909年には検査を受けた者の7割以上がトラコーマを理由に乗船を拒否された²⁸⁾。

ヨーロッパの主要出航地においてもアジアの港同様、公衆衛生局による移民の身体検査を行おうという議論がなかったわけではない。しかし、アメリカの医務官が自領土において身体検査を行うことに各国政府が反対し、実現しなかった。また、上述したように、清朝政府も中国の出航地にアメリカの医務官を常駐させることは不要との立場を取っていた。これらの外国政府が軒並みアメリカ政府の自国内への伸張に疑義を呈したのに対し、日本政府はむしろ協力的・追従的で、自国の医師を神戸や横浜、長崎に派遣し、アメリカ政府医務官と協力して移民の身体検査を行わせることを申し出た。この協力体制は1908年に承認され、1910年まで日米医務官による「共同検査」が実施された²⁹⁾。

「政府と汽船会社双方にとって利益になる」³⁰⁾とパシフィック・メイル社が豪語したアジア出航地での身体検査であったが、結局1910年1月15日をもって終了となった。検査中止が決定される直接のきっかけが何であったかは定かではないが、タイミング的には商務労働長官の代替わりが関係しているように思われる。新しい商務労働長官は1909年3月に着任しているが、少なくとも同年8月までには商務労働省内で検査中止の合意が形成されていた。アメリカの医務官の引き揚げを受け、日本政府は日本人がアメリカ入国時の検査で恥辱を受けることを恐れ、説明を求めたが、これに対する商務労

働省の回答によると、効率的な検査の責任を汽船会社が政府に転嫁している状況の是正が主な目的だったようである。また、大西洋航路とのバランスを取る必要性も重視された。すなわち、上陸時に移民のトラコーマが見つかる、大西洋航路を運営する汽船会社は移民法の規定に基づき罰金を支払わなければならないが、太平洋航路を運営する汽船会社はそもそも出航時には病気に感染していなかったことをアメリカ政府の役人が証明した乗客しか乗せていないため、法的な責任を負う必要がなかったのである。この制度によって太平洋航路の会社は利益を得たが、大西洋航路の会社には恩恵がなかった³¹⁾。

アメリカの医務官による出航地でのトラコーマ検査が中止になっても、入国時の身体検査がなくなるわけではなかった。日本政府は、出航地の県の県庁に所属する主任技師が統一基準によってアメリカ渡航者の乗船前検査を行い、合格者には検診証を発行するよう運用を改めた。パシフィック・メイル社は公的な検査の中止に異を唱え、検査を再開してもらえるよう執拗に食い下がったが、むしろ公衆衛生局が引き揚げたあとのほうが太平洋からの入国時に感染症の罹患が発覚する外国人の割合が減ったことを理由に、商務労働省は取り合わなかった。実際に、入国を拒否された移民のうちトラコーマを事由とする者の割合は 1908 年をピークとし、その後減少に転じた。トラコーマに代わって公衆衛生上の問題となり、より有効な移民管理の基準とされたのは、十二指腸虫症であった³²⁾。

III. 十二指腸虫症

1907 年移民法で新たに導入された第 19 項の規定により、移民が入国時の身体検査で伝染病に罹患していることが発覚しても、許可を得れば拘留施設内の病院で治療を受けることが可能になった。治療を望む移民は特別調査委員会の審問を経て、伝染病に罹っている以外には問題がないこと、治療費を負担する家族などがいることが証明されれば入院を許可され、完治すると上

陸を許された。十二指腸虫症は比較的治療が簡単な病気であるとみなされたため、同じ「クラス A」認定の病気でありながらトラコーマよりも治療が許可される件数が多く、本国送還になる確率も低かった。たとえば、1914 会計年度³³⁾には、トラコーマの治療を許可された中国人は 26 人、インド人は 1 人、日本人は 38 人に過ぎなかったが、十二指腸虫症の治療を許可された中国人は 185 人、インド人は 24 人、朝鮮人は 27 人、日本人は 518 人に上った。なお、到着港別に十二指腸虫症の治療が許可された人数を見ると、サンフランシスコで 534 人、シアトルで 193 人、ホノルルで 59 人というように太平洋側の入り口に集中しており、それ以外ではニューヨークでわずか 2 人が該当したに過ぎなかった。治療を受ければ上陸できる可能性が高かったにもかかわらず、アメリカ政府がこの病気による入国制限を強化しているとの情報を得た日本政府は、1913 年よりトラコーマ同様独自の検査を義務付け、海外渡航者は旅券申請時と乗船前の 2 回に渡り検査を受けることが求められた。なお、写真花嫁を除く一等船客はこの検査対象から外された³⁴⁾。

十二指腸虫症もトラコーマ同様、「外国の病気」として 1890 年代からアメリカの医学界で認識されるようになった病気だった。人糞に含まれる鉤虫が皮膚などから体内に入ることによって感染するこの病気は、下痢や微熱を伴う貧血を引き起こし、患者は往々にして倦怠感を訴えた。その他、肌の血色が悪くなったり、心身の発達が悪くなったりと、外見上にも変化が現れ、致死的ではないものの、鉤虫は 10 年もの間体内に留まることもあった。当初は南ヨーロッパの下層移民がもたらした病気とされたが、やがてハワイや西インド諸島、ラテンアメリカも病気の発生地とされるようになり、1902 年に著名な寄生虫学者の論文が発表されてからは、アメリカ南部の風土病として認識され、根絶対象とされるようになった。このように十二指腸虫症は特に「東洋の」病気とされていたわけではなかったが、初めから「非アメリカ的」な病気であるとされ、アメリカ南部での鉤虫の発見も単に南部の「逸脱」を示す証拠であると考えられた³⁵⁾。

十二指腸虫症が「東洋の」病気となった転換点は、1910 年にサンフラン

シスコのエンジェル島で拘留されたインド人移民の罹患が確認された出来事である。同年、エンジェル島では検疫所と入国管理局が合体し、同時に顕微鏡を用いた細菌学的試験が導入された。それ以前から「貧弱な体格」のインド人が入国を許されることに對し、医学的基準による審査が甘いという批判があり、公衆衛生局は科学的権威によって自らの存在意義を立証するため、顕微鏡を使った検査の実施に踏み切ったのだった。インド人移民の十二指腸虫症が発覚すると、『サクラメント・デイリー・ユニオン』紙は「法を制定したり他の関係国との関係を悪くしたりせずに、十二指腸虫症によって東洋からの移民を半減することができるようだ」と書き立て、排外主義を煽った。さらに、公衆衛生局は少なくとも 1913 年までには中国南部の農民の間でもこの病気が広まっていることを把握していた³⁶⁾。

検査の対象となったのはトラコーマ同様、おもに普通船客であった。1907～08 年の日米紳士協約によって日本からの新たな労働移民が規制されると、代わって既にアメリカに住む日本人移民による家族の呼び寄せが主流になった。移民男性が帰国せず写真の交換のみによって結婚を成立させる「写真結婚」が盛んに行われるようになり、「写真花嫁」として渡米する日本人女性が増加したが、彼女たちの多くも検査によって十二指腸虫症への罹患が発覚し、サンフランシスコのエンジェル島で拘留され、特別調査委員会に上訴して治療の機会を得た。入国時の身体検査は通常であれば 2 段階に分かれており、最初に医務官が移民を目視および触診によって検査し、特に下肢、股、手、腹部、背中、首、頭、耳、目、口腔や眼の粘膜については念入りにチェックしたが、異常がなければ検査はここで終了となった。一方この最初の検査で異常が認められた移民に対しては、さらに診断によって病気を確定させる必要があった。マニュアル通りならば、第 1 段階の検査で異常がなければ十二指腸虫症の検査は不要ということになるが、エンジェル島では症状の有無にかかわらず、一等船客を除くすべてのアジア人に十二指腸虫症の検査を課していた。多くの写真花嫁を含む日本人移民も拘留所で一夜を明かした後、病院で十二指腸虫症の検査を受ける必要があり、陰性の結果が出なけ

れば上陸を許されなかった。検査に際しては下剤が使われ、移民から得られた「標本」は実験室で顕微鏡によるチェックを受けた³⁷⁾。

検査の結果が陽性の場合、移民は特別調査委員会を通して治療を求めることができたが、申請が受け入れられても病床に空きがなければ待たされる羽目になった。1912年2月末には、審査を通った日本人女性が1週間以上も拘留されたまま入院できないという事態がしばしば起こっていると、在米日本人会から苦情が寄せられた。サンフランシスコの入国管理局長が調査したところ、エンジェル島の病院では病床が足りていなかった。体内から鉤虫を追出すための治療は激しい吐き気を伴うものであり、患者にベッドをあてがうことは必須であったが、1912年の1月以降、40床のベッドがすべて埋まるばかりか上限を超えて患者を受け入れている日もあるほどだった。その上、十二指腸虫症の治療にかかる入院日数は平均12日から14日とされていた。1911年7月1日から1912年3月31日までの間に合計で1,445人の外国人が治療を受けたが、そのうち73%にあたる1,048人が十二指腸虫症の治療を受けていた。トラコーマの治療を受けたのはわずか2%にあたる28人だけであった³⁸⁾。

治療によって完治しやすかったためか、1910年代も半ば頃になると、十二指腸虫症は感染力の強い深刻な病気とはとらえられなくなっていた。しかしそれは、アジア人の身体を病気と結びつけるスティグマ化の後退を意味するわけではなかった。1915年8月にエンジェル島の病院を視察したワシントンの役人は、悪性の病気や感染力の高い病気の患者が、経過観察や「トラコーマまたは十二指腸虫症のように比較的軽度の病気を治療するため」拘留されている外国人から完全に隔離されていない状況に警鐘を鳴らすとともに、「ヨーロッパ人だけを対象にしているところでも悪性の病気はよく見つかる」のに、「この状況は東洋人を扱うとなるとより顕著になる」と述べた。当時は第1次世界大戦中でヨーロッパからの人流は途絶えていたが、戦争が終わりに近づくともパナマ運河を通してヨーロッパからの移民がサンフランシスコに到達することも考えられるため、「ヨーロッパ人は他の場所同様、病

院でも東洋人から分離されなければならないだろう」との提言がなされた。あくまでも一役人の意見に過ぎないが、もはや軽微な十二指腸虫症ではなく、さらに危険な感染症の保菌者としてアジア人は危険視され、隔離対象とみなされた³⁹⁾。

一方、1917 年 8 月に発表された身体検査の運用規則では、十二指腸虫症は絶対的な入国拒否の対象となる「クラス A」から、自活能力に影響を与える病気である「クラス B」に格下げされた。すでに規則変更の少し前から検査対象も狭まりつつあった。エンジェル島ではもともと普通（三等）船客に合わせ二等船客にも検査を行っていたが、1917 年 1 月の段階で中止となった。二等船客の十二指腸虫症感染率はそもそも低く、このような検査を続けることはかえって批判を呼ぶ恐れがあったためである。全く無症状のアジア人一等船客同様、十二指腸虫症の流行っていないアジアの地域に短期間住んだだけのヨーロッパ人の二等船客の場合も、排泄物の顕微鏡検査を行わずに感染の有無を判断できるとサンフランシスコの医務官は判断した。しかし、このような言い回しの背景には、あくまでも二等船客がヨーロッパ人であれば信用できる、そして普通船客のほとんどを占めるアジア人は依然信用できない、という偏見を見て取ることができる。二等船客の検査中止については、1917 年 8 月にはホノルルの入国管理局に対しても同様の指令が下った⁴⁰⁾。

十二指腸虫症の扱いが変化する中で、シアトルの日本人コミュニティは同胞の身体を早期に拘留施設から解放し、日本人医師のもとで治療させる道を模索し始めた。1919 年 3 月、連邦議会上院議員ウェズリー・ジョーンズのもとにジェームズ・キーファーという人物から書簡が届いた。彼は日本人コミュニティの指導者から頼まれたとして、状況を以下のように説明している。すなわち、シアトルから入国する日本人の中には十二指腸虫症と診断され、拘留施設内で治療を受けざるを得ない者がいる。彼らは白人医師の治療に対し不満はないものの、不安や居心地の悪さを感じている。シアトルにはよい日本人病院があり、すばらしい日本人医師もいるため、これらの移民が日本人医師にかかることができれば、安心して寛げるであろうとのことで

あった。また、彼らは公共の負担にならないことを証明する手立てとして保証金を用立てることも可能であると説明された。日本人コミュニティは代理人キーファーを通じてワシントンの政治家に訴えかけ、移民の身体を自らのコミュニティで管理しようとしたのである⁴¹⁾。

キーファーからの依頼は移民局に取り次がれたが、シアトルの入国管理局長は管理監督上の難しさを理由に否定的な見解を示した。キーファーはそもそも入国管理局を解雇された人間であることに言及した上で、局長は移民総監に対し、日本人病院での治療は非現実的であると述べている。たとえ何らかの理由で入国管理局の病院から民間病院に転院することがあったとしても、結局は入国管理局管轄下の病院に戻り、再検査まで1週間は入院することが患者には求められる。患者はチモールを服用することで鉤虫を一時的に殺している可能性があり、病気の完治に至っているかを調べるには民間病院から退院後1週間の間隔が必要だからだ。また、「シアトル市には評判のよい日本人病院などなく、治療費も著しく増大し、恥知らずな日本人が移民を欺くのは簡単なので、すぐに詐欺行為は一般化するだろう」との懸念も示している。さらにこの局長は、日本人社会内の派閥争いにも触れている。1913年にはシアトルの入国管理局に日本人の医師がいたが、別の日本人医師に診療所を売り渡して帰国した。すると後継者をめぐって日本人が3派に分かれて争いを始めた。それぞれの派閥の代表者が宿を経営しており、自分の推薦する医者の後釜に据えようとした。入国管理局内にコネを作ることで、自分の経営する宿に移民を客として回してもらうという算段があったようである。そこでこの局長が間に入り、日本人移民を守るためアメリカ人の医師を指名したという経緯があった。「日本人病院での治療という提案を受け入れるなら、その治療とは単なる口実に過ぎないものとなろう」と局長は述べている⁴²⁾。

シアトルの日本人コミュニティは次に、別の有力者としてニューヨーク在住のジェームズ・ラビットに接触した。ラビットは東京のアメリカ大使館付の戦時通商局代表を務めたこともある人物だった。シアトルの北米日本人会

会長である岡島金弥は、今回はアメリカ人の代理人を通さず、自らラビットに仲介を依頼した。彼によると、シアトルに着く日本人には自腹で拘留施設内において十二指腸虫症の治療を受けることが許可されているが、同時に保証金を払った上での入国許可を申請することもできると説明されているという。しかし、申請をした場合、ワシントンから審査結果が届くのに 2～3 週間ばかり、その間治療を受けられない一方、申請をせずに拘留施設内の病院に入ればだいたい 3 週間以内に十二指腸虫症を完治させることができるため、日本人移民は実際にはしぶしぶ後者を選ばざるを得なかった。岡島は拘留中の日本人移民と直接会って話をし、その希望を聞き入れ、日本人会として保証金を用立てることを申し出た。こうすることにより、ワシントンにわざわざ個別の申請をする場合よりも時間を短縮し、日本人移民が望めばいつでも拘留所から出られるようにするというのが、日本人会の提案であった。既にシアトルのユダヤ人移民支援協会はこの方法で拘留所から移民を外に出していることにも触れられている⁴³⁾。

北米日本人会の要望に対しては、ワシントンの移民総監が直接、要求を呑めないという主旨の返答を行った。シアトルでもサンフランシスコでも拘留施設において政府の認定した医師による治療によって完治するまで、十二指腸虫症の罹患者を解放することは認められないというのがその理由であった。政府の病院で治療を施すのは、十二指腸虫症と診断された移民が本国に送り返されることによって経験するであろう困難を取り除くためであるとも説明されている。「貴殿ももちろんご承知の通り、十二指腸虫症はアメリカに渡航する日本人や中国人の間で症例が多く見られるため、彼らが赴くコミュニティの住民を適切に守るためには、従来通りの安全策を取ることが必要なのだ」という一言で移民総監の手紙は締め括られた⁴⁴⁾。

移民総監から拒否の返答があったにもかかわらず、諦めきれなかったのか岡島は別ルートでの解決を模索した。1919 年の 12 月には労働省副長官ルイス・ポストに書簡を送っている。移民局は 1913 年に降労働省内に置かれていたため⁴⁵⁾、日本人の代表が移民総監と直に面会して陳情できるよう、労

働副長官に取り計らって欲しいという依頼がしたためられていた。状況を説明する文面はラビットに送ったものと似通っているが、若干文言が付け足されている。「これまでも現在も、日本人の普通船客はすべて（ときには一等船客でさえ）犯罪者や望ましくない階級の人々と一緒にの宿舎や部屋に拘留されている」と岡島は指摘した。そして、「審問や審査の結果を待っているこれらの婦女子が日本人会の保証によって拘留所を出ることができれば、彼女らの道徳的な健全性が守られるばかりか、社会一般を守ることになるというのが我々の意見だ」と述べ、日本人会の保証金による移民の入国許可と日本人病院での治療を実現したいと再び訴えた。アメリカ移民行政の側から見れば危険な伝染病の保菌者である日本人女性や子どもは、日本人会の認識では無垢で無害な庇護対象だが、犯罪者や精神疾患を持つ者など他の理由で拘留されている移民と交わることで、そのモラルが汚される恐れがあると警告する文面になっている。以前の手紙では触れられなかった罹患者のジェンダーを強調したこの手紙は、アメリカ人の情に訴えかけようと試みたものであるかもしれない。しかし、またしても岡島の要求はあっさりと退けられた。移民総監は前回と同内容を繰り返す書面を送り、結局北米日本人会の望んだような日本人移民の拘留所からの早期解放と日本人病院での治療は実現しなかった⁴⁶⁾。

「危険な伝染病」から自活能力に影響を与える病気へ、国家への脅威から経済的排除の理由へと格下げされた十二指腸虫症は、結局移民の入国を拒否する根拠としてはほとんど機能しなかった。多くの移民はアメリカ国内に家族や日本人会のような伝手を持っており、治療費を支払うことができたため、十二指腸虫症の完治を待って入国した。移民法に従うのであれば伝染病患者は排斥の対象であるように思われるが、実際には十二指腸虫症は簡単に治せるため、治療の上入国を認めるのが慣例化していると、1923年には移民総監も認めている⁴⁷⁾。日本人移民の入国を止めたのは、結局は病気ではなく、ワシントンでの政治であり、その成果物である1924年移民法であった。

おわりに

20 世紀初頭の移民局および公衆衛生局による伝染病保菌者としてのアジア人の管理や隔離、入国拒否にまつわる一連の政策を、日本人移民史においてどのように位置付けるのかは、実際には意見の分かれるところであろう。ナヤン・シャーの立場を踏襲するならば、これはあからさまな人種主義に基づく差別であり、特にアジア人移民におけるトラコーマや十二指腸虫症の高い検知頻度を考慮すると、入国管理局の医務官が「伝染病の罹患は基本的にはないもの」として検査に臨むか、「基本的に伝染病の罹患が疑われるもの」として移民の身体と向き合うのかといった、微妙な態度や職業上の習慣に影響を与えたことは大いに考えられる。しかし、厳密な証拠主義の立場を採るならば、人種主義を実証することは難しい。おそらく当時の医務官や入国管理局職員は、もし人種差別主義者として非難されるようなことがあったならば心外に思い、忠実に職務を実行しようとしたただけであると抗弁するだろう。彼らの理屈を受け入れるならば、伝染病は特定の地域と環境という条件が揃った所で発生するため、そのような場所からアメリカ入国を目指す集団を特に厳重に検査するのは移民排斥を目的とした差別ではない、ということになる。また、太平洋航路のほうが大西洋航路よりも旅に費やす日数が長かったため⁴⁶⁾、出航地では健康体であると思われた乗客が航海中に病気を発症する確率は、前者のほうが高かったということも事実であろう。

しかし、ここで重要なのは、実際に差別があったかなかったかということ以上に、特定の人種をアメリカ国家に甚大な被害を与える危険因子として病氣と結びつけるレトリックが、いとも簡単に排外主義の温床になってしまうという構図である。2020 年代の COVID-19 パンデミック下のアジア系に対するヘイトは、まさにその典型例である。アジア系アメリカ人、特に高齢者や女性を標的とした一般市民による暴力事件と、世紀転換期の政府役人による公衆衛生政策の実行との間には、一見大きな隔たりがあるように思われる。この 2 つは位相の異なる現象であると論じる人もあろう。仮にもしアメ

リカ疾病予防管理センターがアジア系の人々をターゲットにした人種差別的な COVID-19 の感染対策を行っていれば、初めて世紀転換期の公衆衛生政策と等価的に語ることができるということもできるかもしれない。だが一方で、路上での暴力も、公衆衛生に関連した移民管理や規制も、「細菌」や「ウイルス」という見えない敵からアメリカ国家やコミュニティを守るという正義感と表裏一体の関係性にあり、たとえそれがいかに理不尽な言い分であっても、「健康を守る」という公益や正義を盾に、病原体保有者とみなされた集団の排除を促す原動力となりかねない危うさを孕んでいる。路上でアジア系住民を襲っている暴行者は単なる憂さ晴らしで凶行に及んでいる可能性が高いが、コミュニティに被害を与えている危険な存在に対して正義の鉄槌を下していると主張することもまた、可能なのである。

本論文では、以上のような人種差別的レトリックを生み出し得る、公衆衛生の恣意性や病気の社会的構築性について、世紀転換期の日本人移民の排除を例に検証したが、一方で病気を通じた人種表象の移り変わりや、ジェンダーと病気の関係、より長いスパンにおける病気とアジア系移民の関連性については十分に論じることができなかった。また、移民を送り出す側国における医療や公衆衛生の事情、さらに二国間・多国間関係の掘り下げについても、今後の課題としたい。

注

- 1) Katie Rogers, Lara Jakes, and Ana Swanson, “Trump Defends Using ‘Chinese Virus’ Label, Ignoring Growing Criticism,” *New York Times*, March 18, 2020, <https://www.nytimes.com/2020/03/18/us/politics/china-virus.html>.
- 2) Natalia Molina, *Fit to Be Citizens?: Public Health and Race in Los Angeles, 1879–1939* (Berkeley: University of California Press, 2006), chap. 4; A. Naomi Paik, *Rightlessness: Testimony and Redress in U.S. Prison Camps since World War II* (Chapel Hill: The University of North Carolina Press, 2016), 99–102; Bobbie Person, Francisco Sy, Kelly Holton, Barbara Govert, Arthur Liang, and the NCID/SARS Community Outreach Team, “Fear and Stigma: The Epidemic within the SARS Outbreak,” *Emerging Infectious Diseases* 10, no. 2 (February 2004): 358–63;

- and Michael McCauley, Sara Minsky, and Kasisomayajula Viswanath, “The H1N1 Pandemic: Media Frames, Stigmatization and Coping,” *BMC Public Health* 13 (December 2013): 1116. See also Carolyn Strange, “Postcard from Plaguetown: SARS and the Exoticization of Toronto,” in *Medicine at the Border: Disease, Globalization and Security, 1850 to the Present*, ed. Alison Bashford (Basingstoke, Hampshire; New York: Palgrave Macmillan, 2014), 219–39.
- 3) Nayan Shah, *Contagious Divides: Epidemics and Race in San Francisco’s Chinatown* (Berkeley: University of California Press, 2001).
- 4) Alan M. Kraut, *Silent Travelers: Germs, Genes, and the “Immigrant Menace”* (Baltimore: Johns Hopkins University Press, 1995) [邦訳：アラン・M・クラウト（中島健訳）『沈黙の旅人たち』（東京：青土社、1997 年）], 66.
- 5) Amy L. Fairchild, *Science at the Borders: Medical Inspection and the Shaping of the Modern Industrial Labor* (Baltimore: Johns Hopkins University Press, 2003), chap. 4.
- 6) Kraut, *Silent Travelers*, 8.
- 7) 書誌情報については注 4 参照。
- 8) 書誌情報については注 5 参照。
- 9) 書誌情報については注 3 参照。
- 10) 書誌情報については注 2 参照。
- 11) 山本英政『ハワイの日本人移民——人種差別事件が語る、もうひとつの移民像』（東京：明石書店、2005 年）。
- 12) 平体由美・小野直子編著『医療化するアメリカ——身体管理の 20 世紀』（東京：彩流社、2017 年）。
- 13) Howard Markel, “‘The Eyes Have It’: Trachoma, the Perception of Disease, the United States Public Health Service, and the American Jewish Immigration Experience, 1897–1924,” *Bulletin of the History of Medicine* 74, no. 3 (Fall 2000): 526–27, 529–30, and 532.
- 14) An Act in Amendment to the Various Acts Relative to Immigration and the Importation of Aliens under Contract or Agreement to Perform Labor, Pub. L. No. 51–551, §§ 1, 7 and 8, 26 Stat. 1084, 1084 and 1085–86 (1891).
- 15) Markel, “‘The Eyes Have It,’” 533–34.
- 16) Markel, 545 and 548; and Shin Ji-Hye, “The ‘Oriental’ Problem: Trachoma and Asian Immigrants in the United States, 1897–1910,” *Korean Journal of Medical History* 23, no. 3 (December 2014): 584–86. See also United States Public Health and Marine Hospital Service, *Book of Instructions for the Medical Inspection of Aliens* (Washington: Government Printing Office, 1910), 23.
- 17) United States Public Health and Marine Hospital Service, *Book of Instructions for the Medical Inspection of Immigrants* (Washington: Government Printing Office, 1903), 5

and 7–9.

- 18) Commissioner-General Daniel J. Keefe to Secretary of Commerce and Labor Charles Nagel, 26 July 1909, casefile 52495/49, Record Group (hereafter RG) 85, National Archives and Research Administration (hereafter NARA), Washington DC, United States Immigration and Naturalization Service, *Records of the Immigration and Naturalization Service. Series A: Subject Correspondence Files. Part 1: Asian Immigration and Exclusion, 1906–1913* (Bethesda, MD: University Publications of America, 1993) [hereafter *Asian Immigration and Exclusion, 1906–1913*], microfilm, reel 14.
- 19) 1907年7月1日～1908年6月30日。
- 20) United States Bureau of Immigration and Naturalization, *Annual Report of the Commissioner-General of Immigration, Fiscal Year 1908* (Washington: Government Printing Office, 1908), 14 and 16. 人種別の伝染病認定率に関する統計的に洗練された調査結果については以下参照：Fairchild, *Science at the Borders*, chap. 6, esp. 211–14.
- 21) “The Dread Trachoma,” *Morning Tribune*, April 7, 1905; “Investigate Eye Disease,” *Sacramento Daily Union*, November 16, 1913; and Associated Press, “Trachoma Epidemic among Young Japs,” *San Jose Mercury-News*, November 17, 1913.
- 22) An Act to Regulate the Immigration of Aliens into the United States, Pub. L. No. 57–162, § 9, 32 Stat. 1213, 1215–16 (1903).
- 23) 移民保護協会編『海外出稼案内』（東京：内外出版協会・文明堂、1902年）79–80頁。
- 24) Honolulu Inspector in Charge Joshua K. Brown to Commissioner-General of Immigration Frank P. Sargent, 18 May 1903; Agent B. C. Howard to H. Hackfeld & Co., L’td, 5 May 1903; and Honolulu Collector E. R. Stackable to Commissioner-General of Immigration Frank P. Sargent, 23 June 1903, casefile 52495/49, RG 85, NARA, *Asian Immigration and Exclusion, 1906–1913*, reel 14.
- 25) Acting Secretary of the Treasury H. A. Taylor to Honolulu Immigrant Inspector in Charge Joshua K. Brown, 1 June 1903, Surgeon-General Walter Wyman to Pacific Mail Steamship Company, Occidental and Oriental Steamship Company, Toyo Kisen Kaisha, Attorney, D. A. Chambers, 11 June 1903, and D. A. Chambers to Commissioner-General of Immigration Frank P. Sargent, 2 July 1903, casefile 52495/49, RG 85, NARA, *Asian Immigration and Exclusion, 1906–1913*, reel 14.
- 26) Secretary of the Treasury Leslie M. Shaw to Secretary of Commerce and Labor George B. Cortelyou, 25 August 1903, Secretary of Commerce and Labor George B. Cortelyou to Secretary of the Treasury Leslie M. Shaw, 15 August 1903, Lloyd C. Griscom (United States Legation, Tokyo) to Secretary of State John Hay, 28 September 1903, Assistant

- Surgeon Dunlop Moore to Surgeon-General Walter Wyman, 23 September 1903, Qing Foreign Office to E. H. Conger (United States Legation, Beijing), 30 September 1903, and E. H. Conger to Secretary of State John Hay, 22 October 1903, casefile 52495/49, RG 85, NARA, *Asian Immigration and Exclusion, 1906–1913*, reel 14.
- 27) Moore to Wyman, 23 September 1903, Pacific Mail Steamship Company Attorney D. A. Chambers to Commissioner-General of Immigration Frank P. Sargent, 7 March 1905, and Commissioner-General of Immigration Frank P. Sargent to Pacific Mail Steamship Company Attorney D. A. Chambers, 16 March 1905, casefile 52495/49, RG 85, NARA, *Asian Immigration and Exclusion, 1906–1913*, reel 14.
- 28) “Table Showing Number Aliens Examined and Rejected at Naples, Italy,” n.d., and “Table Showing Number Aliens Examined and Rejected at Following Named Ports,” n.d., casefile 52495/49A, RG 85, NARA, *Asian Immigration and Exclusion, 1906–1913*, reel 14; and Public Health and Marine Hospital Service Surgeon Geo W. Stoner to Commissioner-General Frank P. Sargent, 5 August 1906, and Public Health and Marine Hospital Service Surgeon Geo W. Stoner to Commissioner-General Frank P. Sargent, 11 August 1906, casefile 51841/129, RG 85, NARA, United States Immigration and Naturalization Service, *Records of the Immigration and Naturalization Service. Series A: Subject Correspondence Files. Part 4: European Investigations, 1898–1936* (Bethesda, MD: University Publications of America, 1996), microfilm, reel 5.
- 29) Acting Secretary of State Alvey A. Adee to Secretary of Commerce and Labor Oscar S. Straus, 26 June 1908, and Surgeon-General Walter Wyman to Passed Assistant Surgeon H. S. Cumming, 10 July 1908, casefile 52495/49, RG 85, NARA, *Asian Immigration and Exclusion, 1906–1913*, reel 14; Commissioner-General Daniel J. Keefe to Acting Secretary of Commerce and Labor Ormsby McHarg, casefile 52495/49A, RG 85, NARA, *Asian Immigration and Exclusion, 1906–1913*, reel 14; 外務省亜米利加局『旅券移民事務参考書』（東京：外務省亜米利加局第三課、1937 年）下巻、1–2 頁。
- 30) Chambers to Sargent, 7 March 1905.
- 31) “Secretaries,” Department of Commerce, last modified June 6, 2016, <https://2010-2014.commerce.gov/secretaries.html>; and Acting Secretary of Commerce and Labor Ormsby McHarg to Secretary of the Treasury Franklin MacVeagh, 20 August 1909, Surgeon-General Walter Wyman to Secretary of the Treasury Franklin MacVeagh, 15 December 1909, Counselor K. Matsui to Ransford S. Miller (State Department), 18 January 1910, and Acting Secretary of Commerce and Labor Benj. S. Cable to Secretary of State Philander C. Knox, 1 February 1910, casefile 52495/49A, RG 85, NARA, *Asian Immigration and Exclusion, 1906–1913*, reel 14.

- 32) 外務省亜米利加局『旅券移民事務参考書』下巻、3-6頁; Commissioner-General of Immigration Daniel J. Keefe to Secretary of Commerce and Labor Charles Nagel, n.d., and Secretary of Commerce and Labor Charles Nagel to Pacific Mail Steamship Company Vice-President and General Manager R. P. Schwerin, 19 May 1911, casefile 52495/49B, RG 85, NARA, *Asian Immigration and Exclusion, 1906-1913*, reel 14; and Shin, "The 'Oriental' Problem," 599.
- 33) 1913年7月1日~1914年6月30日。
- 34) An Act to Regulate the Immigration of Aliens into the United States, Pub. L. No. 59-96, § 19, 34 Stat. 898, 904 (1907); "Takeuchi, Shizuno. Ex SS. "Tacoma Maru,"" 24 January 1913, casefile 53598/30, RG 85 NARA, *Records of the Immigration and Naturalization Service. Series A: Subject Correspondence Files. Supplement to Part 1: Asian Immigration and Exclusion, 1898-1941* (Bethesda, MD: University Publications of America, 1997), [hereafter *Asian Immigration and Exclusion, 1898-1941*], microfilm, reel 2; Commissioner-General of Immigration William W. Husband to Surgeon-General Hugh S. Cumming, 24 September 1923, casefile 54261/184, RG 85 NARA, *Asian Immigration and Exclusion, 1898-1941*, reel 6; United States Public Health and Marine Hospital Service, *Book of Instructions for the Medical Inspection of Aliens*, 9; United States Bureau of Immigration, *Annual Report of the Commissioner-General of Immigration, Fiscal Year 1914* (Washington: Government Printing Office, 1915), 141-42; 外務省亜米利加局『旅券移民事務参考書』下巻、6-8及10-11頁。
- 35) Alan I. Marcus, "Physicians Open a Can of Worms: American Nationality and Hookworm in the United States, 1893-1909," *American Studies* 30, no. 2 (Fall 1989): 104-7.
- 36) Shah, *Contagious Divides*, 189-92; "Find That Hindus Have Hookworm," *Sacramento Daily Union*, September 30, 1910; and B. W. Brown, "Hookworm Disease in Southern China," *Public Health Reports* 28, no. 6 (February 1913): 250.
- 37) Memorandum for the Assistant Commissioner by Passed Assistant Surgeon W. C. Billings, 25 March, 1912, Memorandum for the Commissioner by Passed Assistant Surgeon W. C. Billings, 2 April 1912, and San Francisco Commissioner of Immigration Samuel W. Backus to Commissioner-General of Immigration Daniel J. Keefe, 9 April 1912, casefile 53438/54, RG 85 NARA, *Asian Immigration and Exclusion, 1898-1941*, reel 2; and United States Public Health and Marine Hospital Service, *Book of Instructions for the Medical Inspection of Aliens*, 23-24.
- 38) Secretary Thomas G. Walker, Japanese Association of America, to San Francisco Commissioner of Immigration Samuel W. Backus, 27 February 1912, Memorandum by Billings, 2 April 1912, and Backus to Keefe, 9 April 1912, casefile 53438/54, RG

- 85 NARA, *Asian Immigration and Exclusion, 1898–1941*, reel 2; 坂口満宏「日本人会ネットワーク——北米日本人会の組織と活動を中心に」『史窓』第 58 号 (2001 年 2 月) 83–84 頁。
- 39) Special Immigrant Inspector A. Warren Parker to Commissioner-General of Immigration Anthony J. Caminetti, 21 August 1915, casefile 53438/54, RG 85 NARA, *Asian Immigration and Exclusion, 1898–1941*, reel 2.
- 40) United States Public Health Service, *Regulations Governing the Medical Inspection of Aliens* (Washington: Government Printing Office, 1917), 24 and 45; and Commissioner-General of Immigration Anthony J. Caminetti to Honolulu Inspector in Charge, 8 August 1917, casefile 54261/184, RG 85 NARA, *Asian Immigration and Exclusion, 1898–1941*, reel 6.
- 41) James Kiefer to Wesley L. Jones, 3 March 1919, casefile 54261/184, RG 85 NARA, *Asian Immigration and Exclusion, 1898–1941*, reel 6.
- 42) Seattle Commissioner of Immigration Henry M. White to Commissioner-General of Immigration Anthony J. Caminetti, 15 April 1919, casefile 54261/184, RG 85 NARA, *Asian Immigration and Exclusion, 1898–1941*, reel 6.
- 43) Kinya Okajima to James A. Rabbitt, 25 September 1919, and Second Assistant Secretary Alvey A. Adey to Secretary of Labor William B. Wilson, 18 October 1919, casefile 54261/184, RG 85 NARA, *Asian Immigration and Exclusion, 1898–1941*, reel 6; 坂口「日本人会ネットワーク」83–84 及び 86 頁。
- 44) Commissioner-General of Immigration Anthony J. Caminetti to Kinya Okajima, 18 October 1919, casefile 54261/184, RG 85 NARA, *Asian Immigration and Exclusion, 1898–1941*, reel 6.
- 45) 移民局は 1903 年から商務労働省の管轄下に置かれていたが、1913 年に商務省と労働省が 2 つの組織に分かれ、後者が管轄することになった。以下参照：An Act to Establish the Department of Commerce and Labor, §4, Pub. L. No. 57–87, 32 Stat. 825 (1903); and An Act to Create a Department of Labor, §3, Pub. L. No. 62–426, 37 Stat. 736 (1913).
- 46) From Kinya Okajima to Assistant Secretary of Labor Louis F. Post, 3 December 1919, and Commissioner-General of Immigration Anthony J. Caminetti to Kinya Okajima, 27 December 1919, casefile 54261/184, RG 85 NARA, *Asian Immigration and Exclusion, 1898–1941*, reel 6.
- 47) Husband to Cumming, 24 September 1923.
- 48) 1910 年の商務労働省内部のやり取りでは、大西洋航路の旅に要する日数は 6 日から 10 日、太平洋航路では 30 日と認識されていた。ただし世紀転換期の日本人移民向け文献には、横浜－サンフランシスコ間が 17 日間、横浜－シアトル間が 12 日間と記載されている。以下参照：Commissioner-General of

Immigration Daniel J. Keefe to Acting Secretary of Commerce and Labor Benj. S. Cable, 11 March, 1910, casefile 52495/49A, RG 85, NARA, *Asian Immigration and Exclusion, 1906-1913*, reel 14; 移民保護協会『海外出稼案内』85頁および「明治38年度桑港横浜間汽船発着表」日米編集局編『在米日本人年鑑』（サンフランシスコ：日米新聞社、1905年）附録（在留日本人住所姓名録）見返し。

Infected with a “Dangerous, Contagious Disease”:
Japanese Immigrants and Public Health
in the Early-Twentieth-Century United States

Yuko KONNO

What constitutes health and disease at ports of entrance? Historians have addressed this question using U.S. Bureau of Immigration material from the early 20th century when incoming “new immigrants” from Southern and Eastern Europe and Asia were viewed as a threat to the nation. Race was an important factor for on-site Public Health Service officers in making judgments about particular ailments. They more often associated Asian immigrants coming through western ports with “dangerous, contagious disease” than they did European immigrants entering the country through New York. Looking primarily at the Bureau’s policies and discussions of the physical examination of Japanese immigrants for trachoma and hookworm, this article fleshes out the way the Japanese body became a contested space that steamship companies, immigration and public health officers, and Japanese communities assigned and read different meanings into, depending on how each actor expected to deal with disease, examination, and treatment.

Transgressive Desire: A Comparison Between the Subversive Thoughts of Oscar Wilde and the Role of Inconsistency in the Orientalist Works of Pierre Loti

Peter TURBERFIELD

Introduction: contradictions in Loti's life and work

One of the main criticisms directed at Pierre Loti is that he constantly appears to contradict himself. Inconsistency is seen as one of his defining characteristics. The response of critics to this apparent weakness has been varied. Some choose to dismiss it, as the incomprehensible whim of an otherwise great man, who should be allowed our indulgence. This is the case with biographer Leslie Blanch when she remarks in mock despair that 'Loti's character is so tangled a mass of contradictions, disguises and pirouettes that his biographer ceases to analyze and can only record' (Blanch, p.123). Others have refused this whitewash and have instead had what amounts to the opposite reaction, using examples of behavior and attitudes to which they object to dismiss claims as to the artistic merit of his work. This approach is most notably used by Tzvetan Todorov in his powerful indictment of Loti for the racism he sees in *Le Roman d'un spahi* (*A Spahi's Story*) [1881]. This he describes as 'un livre raciste et impérialiste, sexiste et sadique' ('a racist, imperialist, sexist and sadistic book'), proving the hypocrisy behind Loti's constant railing against colonialism and westernization (Todorov, p.354). Another approach is the acceptance of inconsistencies, which are seen as regrettable, but essentially irrelevant to an appreciation of his artistic achievement. This is the strategy preferred

by Alain Buisine who consciously separates the artist and his dubious behavior from his works, most notably so in his ‘biography’ *Pierre Loti et son double* (*Pierre Loti and his Double*), where he concentrates on literary themes. In pursuing this approach Buisine earns the ire of Loti biographer Alain-Quella-Villéger: ‘Alain Buisine a choisi son camp : “il continue à [lui] sembler fort difficile de sauver biographiquement Pierre Loti : son indispensable réévaluation en passera d’abord par son écriture”. Pourquoi, au nom de quelle manichéisme, faudrait-il séparer l’un de l’autre?’ (‘Alain Buisine has chosen his position: “it continues to seem very difficult for him to save Loti biographically: his indispensable reevaluation will start with his writing.” Why, in the name of what Manicheism, must we separate one from the other?’) (Quella-Villéger, p.12). This indignant defense is made in part as a justification for the very detailed biographical study that follows, in which Quella-Villéger exhaustively repudiates, with reference to a wealth of historical documentation, all the attacks that critics have made. Despite his efforts, however, there remains a high level of discomfort with many aspects of Loti’s work and the life of the man it often purports to represent. One way to reconcile inconsistencies and contradictions in Loti’s work has been to look at the unconscious urges that lie behind them, as I have indeed done in my book *Pierre Loti and the Theatricality of Desire*. This approach has had the inevitable effect of returning his puzzling behavior to centre stage, as opposed to ignoring or justifying it, or alternatively using it as an excuse for blanket condemnation of his work. This approach is, however, also open to questioning, as although it may help to explain away inconsistency with the complexity of unconscious urges, it fails to allow that in some cases this inconsistency may in actuality be a deliberate choice. If intentional, behavior that might be seen as a sign of immaturity may instead have to be interpreted, quite to the contrary, as part of a conscious effort to say something of serious import. Given the deliberate transgression of social norms that can be seen in his “Oriental” cultural cross-dressing, and the often shockingly openly erotic content of his writing, this

should be considered as a possibility.

Transgressive Desire: Oscar Wilde

To assess the subversive character and potential of Loti's work it is useful to make a comparison with two contemporary writers whose work was similarly controversial. In *Sexual Dissidence: Augustine to Wilde, Freud to Foucault*, Jonathan Dollimore compares the transgressive nature of the work of Oscar Wilde and that of André Gide. Both are reacting to a society repressive of their (homo)sexuality, just as Loti can be seen to be doing. They differ from each other, however, in their perception of how freedom from this repression can be achieved. Dollimore shows how 'Gide was deeply disturbed by Wilde' who seemed 'intent on undermining [his] self-identity' (Dollimore, p.3). This self-identity is described as 'rooted [...] in a Protestant ethic and high bourgeois moral rigour and repression which generated a kind of conformity which Wilde scorned.' To 're-enact in Gide the creative liberation – which included strong criminal identification – which his own exploration of transgressive desire had enabled', Wilde felt he needed to 'undermine the lawful sense of self which kept Gide transfixed within the law' (p.4). To do this 'Wilde tried to decentre or demoralise Gide – "demoralise" in the sense of liberate from moral constraint rather than dispirit; or rather to dispirit precisely in the sense of to liberate from a morality anchored in the very notion of spirit.' The idea of this necessity illustrates Wilde's awareness 'of how exploitation is crucially a question of ideological mystification, and the subjective internalisation of ideology', of how ideology 'reaches into experience and identity, re-emerging as "voluntary" self-oppression' (p.7). For Wilde, freedom on an individual level requires freedom from social constraints. Dollimore quotes Wilde from his essay 'The Soul of Man under Socialism' [1891] to make this point: 'individualism as Wilde conceives it generates a "[d]isobedience [which] in the eyes of anyone who has read history, is man's

original virtue. It is through disobedience that progress has been made, through disobedience and through rebellion” (p.8). In this way ‘there comes to be a close relationship between crime and individualism’, in other words ‘Wilde’s notion of individualism is inseparable from transgressive desire and a transgressive aesthetic.’ This desire and aesthetic explain Wilde’s attacks on ‘public opinion, mediocrity and conventional morality’ which effectively forbid them.

For Wilde the ‘public voice which [he] scorns is that which seeks to police culture’ (Dollimore, p.8). Expression of what is aesthetically unconventional is met with either the accusation ‘that the work of art is unintelligible’ or that it is ‘grossly immoral’ (‘The Soul of Man under Socialism’, p.273). Wilde is not, however, pointing to ‘the true nature or essence of man’, as his conception of individualism is that it ‘will generate the cultural difference and diversity which conventional morality, orthodox opinion, and essentialist ideology disavow’ (Dollimore, p.8). This idea is summed up in Wilde’s axiom ‘*Selfishness is not living as one wants to live, it is asking others to live as one wishes to live*’ (‘Soul’, p.285). Individualism is in this way equated with ‘unselfishness’, which ‘recognizes infinite variety of type as a delightful thing’. It is positioned in direct opposition to ‘the immoral idea of uniformity of type and conformity to rule’ (p.286). In advocating the abolition of conformity, Wilde’s concept of individuality reveals its political aspect: ‘Individualism is both a desire for a radical *personal freedom* and a desire for *society itself* to be radically different, the first being inseparable from the second’ (Dollimore, p.9). This is where Wilde’s ideas diverge dramatically from ‘the concept [of the individual] which signifies the private, experientially self-sufficient, autonomous but ultimately quietist, bourgeois subject’. He rejects the idea of such self-absorption with the memorable dictum ‘Personal experience is a most vicious and limited circle’ (‘The Decay of Lying’, p.310). Elsewhere he urges that ‘to know anything about oneself one must know all about others’ (‘The Artist as Critic’, p.382). There

is no constant essential subjectivity, as Wilde insists that ‘the only thing that one really knows about human nature is that it changes. Change is the one quality we can predicate of it’ (‘Soul’, p.284). Wilde reluctantly does accept the existence of ‘that dreadful universal thing called human nature’ (‘Decay’, p.297), making the ‘humiliating confession [that] we are all of us made out of the same stuff’, but focuses on the need to defeat such banal reality: ‘what is interesting about people [...] is the mask that each of them wears, not the reality that lies behind the mask.’ For Wilde, what is important is the effort we make to assert our differences.

Wilde argues that it is the task of Art to challenge society’s conventions: ‘Art is Individualism and Individualism is a disturbing and disintegrating force. Therein lies its immense value. For what it seeks to disturb is monotony of type, slavery of custom, tyranny of habit’ (‘Soul’, p.272). It is, ‘like individualism, [...] orientated towards the realm of transgressive desire’ (Dollimore, p.11). This is summed up in the maxim in ‘A few Maxims for the Instruction of the Overeducated’: ‘What is abnormal in Life stands in normal relations to Art. It is the only thing in Life that stands in normal relations to Art’ (*The Complete Works of Oscar Wilde*, p.1203). The artist is a ‘cultured and fascinating liar’ (‘Decay’, p.305), who ‘is important because he or she contradicts not just conventional morality, but its sustaining origin, “truth”’ (Dollimore, p.11). The artist and the lies he tells are portrayed in terms of the liberating expression of a transgressive desire: ‘Art, breaking free from the prison-house of realism, will run to greet him, and will kiss his false, beautiful lips, knowing that he alone is in possession of the great secret that Truth is entirely and absolutely a matter of style’ (‘Decay’, p.305). Wilde is rhetorically subordinating ‘Truth, the epistemological legitimation of the real’, to its ‘antithesis – appearance, style, the lie’, so it is ‘simultaneously both appropriated, perverted, and displaced’ (Dollimore, p.11). As for ‘Life – poor, probable, uninteresting human life’, it is left to ‘follow meekly after [the artist]. And try to produce, in her own simple and

untutored way, some of the marvels of which he talks' (*'Decay'*, p.305). It 'can only find expression through the forms which art offers it' (Dollimore, p.11). This subordination implies that 'supposed natural cause [is merely] cultural effect.' Wilde shows the implications of this in 'The Critic as Artist' where he insists that 'Form is the beginning of things':

The Creeds are believed, not because they are rational, but because they are repeated. Yes: Form is everything. It is the secret of life. Find expression for a sorrow, and it will become dear to you. Find expression for a joy, and you intensify its ecstasy. Do you wish to love? Use Love's Litany, and the words will create the yearning from which the world fancies that they spring. (p.399)

Here Wilde is recognizing 'the priority of the social and the cultural in determining not only public meaning but "private" or subjective desire' (Dollimore, p.11). The implication of this is that 'although desire is deeply at odds with society in its existing forms, it does not exist as a pre-social authenticity; it is always within, and informed by, the very culture which it also transgresses.'

Transgressive Desire: André Gide

Wilde's anti-essentialism stands in clear contrast to the essentialism which characterizes the French writer André Gide's transgression of social "norms". Gide realizes the need to free himself from the bonds of social control. He expresses this in *Si le Grain ne meurt* (*Unless the Grain Dies/If it Die*) [1920] in terms of the myth of Prometheus. He has to rid himself of the chains that restrain him, in order to no longer feel the gnawing of remorse: 'J'étais pareil à Prométhée qui s'étonnait qu'on pût vivre sans aigle et sans se laisser dévorer' ('I was like Prometheus who was astonished that one could live without an eagle and without letting oneself

be devoured) (Gide, p.269). Liberation comes from a questioning and consequent refusal of the values of his Puritan education: 'Au nom de quel Dieu, de quel idéal me défendez-vous de vivre selon ma nature? Et cette nature, où m'entraînerait-elle, si simplement je la suivait?' ('In the name of what God, of what ideology do you forbid me to live according to my nature? And this nature, where would it take me, if I simply followed it?'). It is at this point, however, that Gide's rebellion diverges from that of Wilde. Dollimore describes how 'having allowed Wilde to subvert an identity which had hitherto successfully, albeit precariously, repressed desire, Gide does not then substitute for it the decentred subjectivity which animates Wilde's own aesthetic' (Dollimore, pp.12-13). He instead 'reconstitutes himself as an essentially new self' (p.13). He reconciles his previously double nature with the belief that God does not require him to deny his "true nature": 'Mais j'en vins alors à douter si Dieu même exigeait de telles contraintes; s'il n'était pas impie de regimber sans cesse, et si ce n' était pas contre Lui; si, dans cette lutte où je me divisais, je devais raisonnablement donner tort à l'autre' ('But I came to doubt that God even demanded such constraint; if it wasn't impious to constantly resist, and if it wasn't against Him; if in this struggle in which I was dividing myself in two, I should reasonably think my other half wrong') (*Grain*, p.269). Assertion of his right to self-realization leads to a radical revision of his concept of self. Forcing himself to live according to a false set of rules had a profoundly upsetting effect on him: 'Pour m'efforcer de m'y soumettre, je n'avais obtenu qu'un profond désarroi de tout mon être' (By forcing myself to give in, I had only achieved a profound sense of confusion'). No longer divided by this unnecessary struggle, he is free to pursue the true harmony of his sense of self: 'J'entrevis enfin que ce dualism discordant pourrait peut-être bien se résoudre en une harmonie' ('I finally saw that this discordant dualism could perhaps resolve itself into a harmony'). The pursuit of this harmony becomes the main goal of his life: 'Tout aussitôt il m'apparut que cette harmonie devait être mon but souverain, et de chercher à l'obtenir la sensible

raison de ma vie' ('Instantly I realized that this harmony should be my ultimate goal, and my quest for it my very reason for living') (pp.269-70). Gide describes this search for self as the true object of his journey to the "Oriental" paradise of Algeria: 'Quand en octobre 93, je m'embarquai pour l'Algérie, ce n'est point tant vers une terre nouvelle, mais bien vers *cela*, vers cette toison d'or, que me précipitait mon élan' ('When in October of 93 I embarked for Algeria, it wasn't at all towards a new country, but towards *that*, towards that golden fleece that I was being hurried') (p.270). This quest for self-fulfillment requires the "Oriental"/Algerian setting to serve as an escape from the cultural constraints of Europe. His concept of self is of a pre-social essence, obtainable only outside the bounds of the society which has hitherto been the cause of his self-repression: 'Culture has repressed this authentic self and the individual embarks on a quest to uncover it, a quest which is also an escape from culture' (Dollimore, p.13).

Subversion and Insincerity

For Dollimore the contrast between Gide and Wilde is clear. Whereas for Gide 'deviant desire' creates 'a new integrity of self', for Wilde it 'actually decentres or disperses the self' (Dollimore, p.14). For Wilde 'experience of deviant desire [...] leads him not to escape the repressive ordering of society, but to a reinscription within it, and an inversion of the binaries upon which that ordering depends; desire, and the transgressive aesthetic which it fashions, reacts against, disrupts, and displaces from within.' His transgression serves a diametrically opposed purpose to that of Gide:

For Gide transgression is in the name of a desire and identity rooted in the natural, the sincere, and the authentic; Wilde's transgressive aesthetic is the reverse: insincerity inauthenticity, and unnaturalness become the liberating

attributes of decentred identity and desire, and inversion becomes central to Wilde's expression of this aesthetic [...].

Dollimore identifies 'the most general inversion in [Wilde's] work [as that which] operates on the most dominating of binaries, nature/culture' and gives a list of substitutions:

X	for	Y
surface		depth
lying		truth
change		stasis
difference		essence
persona/role		essential self
abnormal		normal
insincerity		sincerity
facetious		serious
narcissism		maturity
(Dollimore, p.15)		

For Gide the desire he feels 'may be proscribed but this does not affect its authenticity or its naturalness', in fact quite to the contrary it is 'society which is inauthentic.' In other words 'deviant desire is legitimated in terms of culture's opposite, nature'. This means that 'Gide shares with the dominant culture an investment in the Y column [...]; he appropriates its categories for the subordinate.' For Wilde, on the other hand, 'transgressive desire is both rooted in culture and the impetus for affirming different/alternative kinds of culture (X column).' This would seem to be a contradiction, as 'desire which culture outlaws itself [remains] thoroughly cultural'. This 'shared cultural dimension' enables Wilde to 'enact one

of the most disturbing of all forms of transgression, namely that whereby the outlaw turns up as inlaw, and the other as proximate proves more disturbing than the other as absolute difference.’ Wilde reinstates that ‘which society forbids *through and within* some of its most cherished and central cultural categories – art, the aesthetic, art criticism, individualism.’ He ‘appropriates those categories’ and simultaneously ‘transvalues them through perversion and inversion’. They ‘now signify those binary exclusions (X column) by which the dominant culture knows itself’, meaning that ‘abnormality is not just the opposite, but the necessarily always present antithesis of normality’. Dollimore remarks that this inversion is a ‘(perversely) appropriate strategy for a transgressive desire which is of its “nature”, according to this culture, an “inversion”.’

Dollimore continues his analysis of Wilde’s strategy of inversion, showing how ‘he insistently subverts those dominant categories which signify subjective depth’ (Dollimore, p.15). The categories, those in the Y column, are used to ‘ideologically identify (inform) the mature adult individual’ (pp.15-16). They ‘operate in terms of their inferior opposite’, a character trait being confirmed by what it is not and what it must not be. Through Wilde’s inversion ‘the excluded inferior term returns as the now superior’ one (p.16). One example given is a passage in *The Picture of Dorian Gray* [1891] where the concept of insincerity is brought into question:

Is insincerity such a terrible thing? I think not. It is merely a method by which we can multiply our personalities. Such, at any rate, was Dorian Gray’s opinion. He used to wonder at the shallow psychology of those who conceive the Ego in man as a thing simple, permanent, reliable, and of one essence. To him, man was a being with myriad lives and myriad sensations, a complex multiform creature that bore within itself strange legacies of thought and passion [...].

(*The Picture of Dorian Gray*, pp.174-5)

Transgressive desire inverts the ‘categories of subjective depth [here of sincerity] which hold in place the dominant order which proscribes that desire’ (Dollimore, p.16). Dorian’s inversion of the accepted views of sincerity and shallowness acts as a part of his strategy to experience a wide range of sensual pleasures. The ‘intimate connection between perversity and paradox’ seen here is an illustration of Wilde’s remark on this link in *De Profundis*, the letter he wrote from Reading Gaol in 1897 to Lord Alfred Douglas: ‘What the paradox was to me in the sphere of thought, perversity became to me in the sphere of passion’ (*De Profundis*, p.152). To put it simply, this close association arises from the concept of eroticism being ‘definitive of the truth of our being’, and as such ‘in its normative forms [constituting] a “truth” connecting inextricably with other truths and norms not explicitly sexual’ (Dollimore, p.309). The threat posed by erotic deviance is that ‘in deviating from normative truth and the “nature” that underpins it, such deviance shifts and confuses the norms of truth and being throughout culture.’ The ‘inextricable connection’ between erotic perversion and social subversion are in this way ‘simultaneously confirmed and exploited’ by Wilde’s transgressive aesthetic.

Transgressive Desire: Pierre Loti and the “Orient”

The complexity of the persona Loti presents would seem to align his experience of transgressive desire more with that of Wilde, in which a sense of identity is decentered, rather than with that experienced by Gide which strives towards the recognition of an essential self. The presence of so much inconsistency in Loti’s work would seem to rule out a parallel with Gide, although, as Dollimore notes, Gide does accept the existence of contradiction (Dollimore, p.76). Whilst searching for his “true essence” Gide admits that the search is not straightforward. In answering a criticism from his friend Roger Martin du Grand, he writes that in trying to be ‘naturel’ (‘natural’) he tends to oversimplify: ‘Sans doute un besoin

de mon esprit m'amène, pour tracer plus purement chaque trait, à simplifier tout à l'excès' ('Doubtless my mind makes me oversimplify everything to more clearly understand each characteristic') (*Grain*, p.267). He recognizes the inevitably selective nature of this oversimplification and acknowledges his struggle to represent what is much more complex: 'on ne dessine pas sans choisir; mais le plus gênant c'est de devoir présenter comme successifs des états de simultanéité confuse. Je suis un être de dialogue; tout en moi combat et se contredit. [...] tout est toujours plus compliqué qu'on ne le dit.' ('one can't draw without choosing, but the annoying part is to have to show as successive what is confused simultaneity. My existence is a dialogue; everything in me fights and contradicts itself. [...] everything is always more complicated than we're told.') Gide's acceptance here of 'the conflict and contradictions of experience' (Dollimore, p.76) does not imply, however, that his experience can be used as a parallel to that of Loti. Contradictions, whilst acknowledged in passing, are left out for a purpose. His ultimate 'belief in sincerity and naturalness of self' lead to a strategy of 'simplification in pursuit of purity'. Contradictions in Loti's work, far from being carefully edited out, occupy instead a quite prominent position.

Wilde's focus on disobedience, on a liberation from moral restraints, would appear to offer a closer parallel with Loti. Loti's outrageous and quite deliberate flouting of dress codes, despite his military rank and social position, seems to correspond with Wilde's rejection of social pressure to conform. Loti's adoption of various costumes from different "Oriental" countries has been used, by contemporaries and critics alike, as an illustration of his lack of maturity. The confusion of societal and cultural boundaries which his social/cultural cross-dressing caused leads to its condemnation, either as a childish form of practical joking, or as a sign of inadequacy, of a lack of a clear sense of his own personality. This perception of his confusing behavior echoes the reception given to Wilde's inversion

of the surface/depth binary. Dollimore shows how Wilde's critics take sides, finding him to be 'really sincere' or 'really inadequate', in other words presenting him 'in terms of the conventional identities – ethical, psychological, and sexual – which he challenged' (Dollimore, p.77). For Dollimore, on the other hand, 'Wilde's aesthetic was not so much a self-concealment as an attempted liberation from "self" – and what was at issue here was less his actual self, than selfhood as culturally and oppressively conceived.' Similarly with Loti, it is possible to view his theatrical adoption of different "Oriental" costumes and personas as a rejection of the oppressive bourgeois identity to which he was expected to conform. Viewed in this way, Loti's "Orientalist" social/cultural transvestism is neither childish nor a sign of inadequacy but can instead be seen as a rejection of the societal values which form the basis of such judgements. The desire to identify the "real" Wilde seen here can be seen as similar to the frustration felt by critics faced with Loti's contradictions and inconsistencies. The confusion caused by both writers has its basis in eroticism, and again in this realm we can see the desire to classify. In *Bisexuality and the Eroticism of Everyday Life*, Marjorie Garber comments on the inappropriate nature of these attempts to categorize Wilde, noting that to say he is bisexual or gay is 'merely to repeat the gesture of fragmentation and compartmentalization, the gesture of essentializing, that is contrary to his own practice and thought' (Garber, p.355). Similarly with Loti, society's labels are inappropriate as they are representative of what he is rejecting through his behavior.

One of the ways in which conformity is rejected by Wilde and Loti reveals a remarkable similarity between them. In *Idylls of the Marketplace: Oscar Wilde and the Victorian Public*, Regenia Gagnier remarks on 'the absence of middle-class life' in Wilde's life and work, of how his associations in both are only 'with aristocrats, artists, or grooms' (Gagnier, p.11). She shows how the connection between his private life and his art was one of the main focuses of his trial for gross obscenity:

As the prosecutors pushed the connections between the art world and domestic and sexual deviation, aestheticism came to represent a secret, private realm of art and sexuality impervious to middle-class conformity. In other words, aestheticism came to mean the irrational in both productive (art) and reproductive (sexuality) realms: a clear affront to bourgeois utility and rationality in these realms and an apparent indication of the art world's divorce from middle-class life.

This conscious avoidance of contact with the middle-class is also a characteristic of Loti's life and work. His snobbish pride in associating with the aristocracy and royalty is well-known and seems at odds with his equally renowned frequentation of common sailors and the lower classes. As with Wilde, however, the apparent contradiction can be seen as implicit of a deeply felt aversion to contemporary bourgeois values. Loti's refusal to conform to middle-class norms of behavior, based in his transgressive "Orientalist" exoticism/eroticism, is accompanied by a physical exclusion of the middle-class from his work, and as far as was possible, from his social acquaintance. This exclusion is, however, as with Wilde's, merely an illusion. Transgression is of its essence dependent on the authority it subverts, and as has been shown, Wilde's transgressive aesthetic 'leads him not to escape the repressive ordering of society, but to a reinscription within it' (Dollimore, p.11). Gagnier comments on how Wilde's 'mind was stocked with commonplaces [which] seem to have been there for the sole purpose of their subversion' (Gagnier, p.8). He uses 'the reflective apparatus of the dominant group [...] to mock' them, and in this way 'endears [himself] to the group at the moment he mocks it.' This approach, 'the use of ironic reference', allows him to be 'both commercially competitive and critical' at the same time. It is a reconciliation of 'the bourgeois artist's dilemma between private art and the need for a public' (p.19). Something very similar can be observed in Loti's case. By basing his work in the commonplaces of "Oriental"

exoticism, he is firmly rooting it within the very bourgeois culture he is rejecting/attacking. His immense popularity and considerable financial success as an “Orientalist writer” seem to pay ironic witness to this double standard and point to the skeptical conclusion that he is a perfect example of the saying that ‘there is nothing so bourgeois as the desire to scandalize the bourgeoisie’ (Dollimore, p.82). This would appear to be an appropriate comment, but it should also be recognized that as the attacks take place within the culture they are subverting, as do Wilde’s, their potential to undermine that culture’s values is greatly increased.

Loti’s “Oriental” fantasy

Loti would therefore appear to be rejecting the values of nineteenth-century French society through his deliberately outrageous behavior. His experience of “Oriental” eroticism goes hand in hand with the adoption of “Oriental” costume and a constantly stated identification within Muslim culture. This way of expressing rebellion is by no means unique, however, and seems to follow a recognizable pattern. This pattern is identified by Dollimore: ‘For homosexuals more than most, the search for sexual freedom in the realm of the foreign has been inseparable from a repudiation of the “Western” culture responsible for their repression and oppression’ (Dollimore, p.339). He gives the example of T. E. Lawrence (of Arabia) for whom ‘this entailed not just the rejection of a repressive social order, but a disidentification from it requiring nothing less than the relinquishing of the self as hitherto constituted and inhabited by that order.’ This rises from ‘the Western integration of subjectivity and sexuality’, an integration which causes ‘deviant desire [to become] also a refusal of certain types of subjectivity.’ The search for a new self through the experience of transgressive desire in the new “Oriental” cultural setting is not, however, a straightforward one. One consequence of the new identification is that ‘the other of sexual fantasy may be stereotypical or two-dimensional in a way somehow at

odds with the intensity and density of the desire which constructs it.’ Another is that the fantasy ‘indirectly registers the resilience of the individual’s own immediate cultural past’. To deliberately forget this past is an escape from it, but the struggle to forget ‘[registers] its continuing presence.’ The feeling of foreignness must be constantly evoked both for the attainment of pleasure and to sustain the new identity. This necessary insistence on repetition of the exotic leads again to the dangers of stereotype. For Loti, rebellion against Western values leads to an identification with the “Orient”, but this identification comes to be expressed in terms of the very clichéd view from which he is trying to escape. Any suggestion of modernization or Westernization threatens his self-image and denies the possibility of erotic fulfilment. Examples of his frustration abound, with his deception by the ‘désenchantés’ (‘the disenchanted’) being a particularly good illustration. This episode was the infamous literary deception played on Loti by Marie-Amélie Hebrard, a French journalist who wrote under the name of Marc Hélys. Hélys and two Turkish friends succeeded in persuading Loti to write about the suffering of Harem life in Turkey, providing him with a fictitious account of their lives. Loti published his version of their ‘story’ in *Les Désenchantés* (*The Disenchanted*) [1906]. While critics say it must have been obvious to him that he was being duped by the journalist posing as the unhappy captive of a harem, it should be recognized that he was duped more by himself and his need to have his clichéd view of Turkey confirmed. Without this confirmation his identity within it would collapse. Another good example is the infamous Sèniha episode in *Aziyadé* [1879] where her arrival in western dress for a tryst spoils his “Orientalist” exotic/erotic fantasy, leading him to send her away in bewilderment. His fantasy is very fragile, being reliant on his newly constructed “Oriental” identity. Her western-style clothes, worn in an attempt to please him, serve as an unavoidable reminder that he is also only playing a role, leading to his seemingly inexplicable sudden dismissal of her. Refusal to allow any suggestion of the West, a determination typified in his insistence in setting up an “Oriental”-style house, that ‘il n’y a urgent

que le décor' ('only the décor is important'), in *Suprêmes Visions d'Orient* [1921], reveals the fragility of the fantasy and the continuing presence and importance of the ostensibly rejected culture (*Suprêmes Visions*, pp.90-91). Accusations of clichéd representation levelled at Loti might seem at first to reveal his complicity in promoting a facile western view of the "Orient" but should instead be seen as part of an essential strategy in the rejection of his own culture, and in an identification with the "Oriental" "Other".

Dollimore shows how Wilde's transgressive aesthetic leads to 'his attack on public opinion, mediocrity and conventional morality' (Dollimore, p.8). In his rejection of the values of western society, Loti can be seen to be doing the same thing. He has of course been widely criticized for his constant attacks on westernization and colonialism, whilst as a French naval officer effectively acting as a tool of such policies, and indeed personally while benefitting from them as an "Orientalist writer". This apparent contradiction, however, increases the subversive potentiality of his rebellion. As with Wilde he remains within the culture he attacks, and parallel to Wilde his 'experience of deviant desire [...] leads him not to escape the repressive ordering of society, but to a reinscription within it, and an inversion of the binaries upon which that ordering depends; desire, and the transgressive aesthetic which it fashions, reacts against, disrupts, and displaces from within' (Dollimore, p.14). Corresponding with Wilde's attack on the mainstream values of 'public opinion, mediocrity and conventional morality' Loti can be seen to be attacking perceptions of "Western" superiority over the "Orient", the dreary banality of modernization and the lack of imagination in the spread of uniform westernization, and western attitudes towards sexuality. He has himself been attacked for his own abuse of his position of superiority towards "Orientals", for the way his attacks on modernization deny the "Orient" the chance to join the modern world, and for his indulgence in what often seems to amount to little more than sexual tourism.

In making these accusations against him, however, we should not lose sight of the effect his attacks actually had. Outrage at his hypocrisy should not obscure the undeniable influence he had on the politics and society of his day, nor indeed should it cloud our perception of the way in which he drew attention to the hypocrisy of his contemporaries.

Loti's "Oriental" exoticism/eroticism and the desire to shock

All of Loti's attacks, on the idea that western society is superior to its "Oriental" counterparts, on the spread of westernization/modernization, and on repressive western attitudes to sexuality have been met with accusations of a double standard. His claim to be a champion of the oppressed colonial subject whilst at the same time enjoying the privileges of a coloniser has been widely ridiculed. This view is crystallized in Alec Hargreaves' comment on Loti's erotic motivation. Hargreaves derides Loti's claims to want to understand the mysteries of the "Orient" by assimilating himself to native lifestyles. 'It does not take much imagination to see that [...] the professed desire to penetrate the soul of [a country] amounts to little more than a polite but transparent disguise for a basically erotic desire to physically penetrate the girl' (Hargreaves, p.34). This opinion effectively identifies the hypocrisy behind all of Loti's attacks. He is placed firmly within the role of sexual exploiter, with no claim to an interest in culture beyond the erotic. As far as the idea of his liberating himself from sexual repression is concerned, his behavior is characterized as having no more significance than that of a sexual tourist. This reaction and its refusal to credit Loti with any depth fails to recognize, however, the deliberately shocking nature of Loti's writing. Not only does he quite openly describe erotic adventures, but also goes out of his way to draw attention to them. The high-profile dedication of *Madame Chrysanthème* [1887] to 'Madame La Duchesse de Richelieu' shows this. The book describes his short "marriage" to Chrysanthème in

Japan, a relationship which is basically nothing more than a commercial contract. Loti urges the Duchess to accept the book with ‘un sourire indulgent, sans y chercher aucune portée morale dangereuse ou bonne’ (‘an indulgent smile, without looking for any morally dangerous or good implications’) and claims that it is ‘le journal d’un été de ma vie, auquel je n’ai rien changé’ (‘the diary of a summer of my life, which I have not changed in any way’) (*Romans*, p.650). The subject matter is unashamedly erotic. Loti’s experience of the new culture is then, as Hargreaves says, primarily erotic, but far from being politely disguised the motive is quite brazenly advertised. Much of Loti’s writing is similarly themed, and also quite openly so. A particularly good example is ‘La Nail’, an article he wrote in 1882 which was published in the national newspaper ‘Le Figaro’ on May 8, 1912. In this article he writes about his visit to a Moroccan prostitute, extending a description of his weakness to all of us and our inability to control our desire:

Oh! l’éternelle derision que ce besoin d’embrasser et d’étreindre qui nous talonne tous, qui parfois nous semblerait presque un appel divin, un élan sublime pour fondre deux âmes en une seul, mais qui n’est plutôt que le piège grossier de la matière toujours obstinée à se reproduire. Oh! si on pouvait au moins secouer cela, en être affranchi et purifié!... (Oh! what eternal derision is this need to kiss and embrace which torments us all, which sometimes almost seems a divine call, a sublime transport to meld two souls into one, but which is rather a vulgar trap of nature which is always striving to reproduce. Oh! if we could only shake ourselves of it, be rid of it and purified!...)

(*Nouvelles*, p.159)

Erotic desire is reduced to the biological, and in including his readers as complicit in the lament, the spiritual side of eroticism, the possibility that it can be ‘un élan sublime pour fondre deux âmes en une seul’ (‘a sublime transport to meld two souls

into one') is denied. Loti continues by describing his unsuccessful struggle against desire, again making it universal, and extends his theme to encompass the mysteries of religion:

J'avais eu envie de m'en aller, mais je retombai sur les coussins préparés par l'Ouled-Naïl... Qu'aurais-je gagné, après tout, à regimber contre cette loi des étreintes, imposée à tout ce qui respire? En quoi la révolte d'un atome éphémère comme je suis pourrait-elle atteindre la Cause inconnue qui nous à jetés pêle-mêle pour quelques heures dans le tourbillon des êtres? Non, autant vaut céder, s'abaisser sans comprendre et accepter lâchement l'aumône qui nous est faite de ces pauvres crises brèves...

(I did want to go but fell back on the cushions prepared by the dancing girl. What would I have gained to struggle against this rule of sensuality, imposed on everything that breathes? How could the revolt of the ephemeral atom that I am affect the unknown Reason that has thrown us pell-mell for a few hours into the maelstrom of life? No, better to give in, to abase ourselves without understanding and weakly accept the alms of these poor brief attacks...)

Loti describes fighting desire as meaningless in the face of his insignificance. This idea of being no more than 'un atome éphémère' ('an ephemeral atom') leads into the realm of religion, of 'la Cause inconnue' ('the unknown Reason'). Loti is using doubt here to undermine the assertions of Christian morality. His reduction of our desires to the biological drive to reproduce, 'cette loi des étreintes' ('this rule of sensuality'), and linkage of this with the "why are we here?" idea of 'la Cause inconnue' becomes almost sacrilegious, especially when he describes having intimate relations with the prostitute in terms of an 'aumône' ('alms'). Loti is deliberately undermining Christian ideas of morality here, and makes sure to reinforce the doubts he suggests at the end of the account. As he prepares to leave and a group of nomads

get ready to visit the prostitutes themselves, we are reminded of the cultural setting and the piety of Islam: ‘Le muezzin répétait au quatres vents le nom d’Allah, et les nomades choisissait des places pour se prosterner, le front dans la poussière’ (‘the imam called the name of Allah to the four winds, and the nomads looked for places to prostrate themselves, forehead in the dust’) (*Nouvelles*, p.161). Respect for another religion and culture is being shown in an account which goes beyond erotic exoticism to explain the value of such a different culture. Loti is careful to show how the women are culturally valued: ‘On sait que, suivant l’usage immémorial de la tribu, celles-là, les déjà riches, allaient bientôt s’en retourner au fond du desert, redevenir des filles de la tente, et créer une famille avec quelque beau nomade de leur choix, dont elles seraient l’épouse voilée, fidèle, docile et humblement soumise’ (‘We know that, following the time-old custom of the tribe, those already rich would soon return to the depths of the desert, become women of the tent once more, and raise a family with some handsome nomad of their choice, to whom they would be the faithful veiled wife, docile and humbly obedient’) (pp.157-8). His account has been undeniably motivated by erotic desire, but this is by no means the sole motivation, or the sole effect it has. Through the description of an erotic encounter, he has effectively attacked his favorite targets of perceived “Western” superiority and repressive morality and has asserted the value of a uniquely different culture. As with Wilde, transgressive desire is inextricably linked with social subversion. Dismissal of Loti’s writing as mere sexual cynicism ignores the centrality of the idea of transgression to his work.

Conclusion: the calculated cynicism of an “Orientalist”

As seen in the dedication to *Madame Chrysanthème* Loti’s desire to shock leads him to claim that he is relating his own experiences, in this case claiming that what he writes is simply his diary ‘le journal d’un été de ma vie, auquel je n’ai

rien changé' ('the diary of a summer of my life, which I have not changed at all') (*Romans*, p.650). This claim has been revealed to be false, most notably by Suetoshi Funaoka in *Pierre Loti et l'Extrême-Orient – du Journal à l'œuvre* (*Pierre Loti and the Extreme Orient – from Journal to Novel*), and the issue has been used in both attacks on, and defenses of Loti and his work. When Loti's work is read in terms of Wilde's transgressive aesthetic, however, this point appears important from a very different perspective. For Wilde an artist is a 'cultured and fascinating liar' ('Decay', p.305) whose task is to challenge society's conventions, in particular the idea of "truth". He describes the welcome this liar will receive: 'Art, breaking free from the prison-house of realism, will run to greet him, and will kiss his false, beautiful lips, knowing that he alone is in possession of the great secret that Truth is entirely and absolutely a matter of style'. Wilde's subordination of truth to style/lying here offers a way of understanding Loti's deliberate lie. "*Loti*" is the fictional creation of the writer whose own 'poor, probable, uninteresting human life', in Wilde's words, can only 'try to produce [...] some of the marvels of which he talks'. Loti's deliberate confusion of himself with his protagonist is done in order to shock and should be seen as a part of his attack on traditional morality. In creating this new persona, he is rejecting his identity as Julien Viaud (his real name), and all of the bourgeois values that go to construct that identity. Loti's work is therefore based on a deliberate lie with the specific purpose of subverting an oppressive culture, and as with Wilde's transgressive aesthetic 'insincerity inauthenticity, and unnaturalness become the liberating attributes of decentred identity and desire' (Dollimore, p.14). The confusing contradictions we see in Loti's work are a result of this quite deliberate insincerity. What is disturbing about his rebellion is that, as with Wilde's, it 'leads him not to escape the repressive ordering of society, but to a reinscription within it'. This reinscription, for Loti as for Wilde, involves an 'inversion of the binaries upon which that ordering depends' so that 'desire, and the transgressive aesthetic which it fashions, reacts against, disrupts, and displaces from within.' Loti must have

been fully aware that the dubious nature of his behavior and of that described in his work did not sit well with the high position in society he held as a naval officer, and from 1891 as a member of the prestigious Académie Française. It is precisely this incongruity and discomfort that he seems to be trying to create.

Recognition of the central importance of insincerity in Loti's work as a part of a subversive strategy, helps to explain what has often been seen as his callous attitude. For Loti, just as for Wilde's Dorian Gray, insincerity is 'merely a method by which [he] can multiply [his] personalities' (*The Picture of Dorian Gray*, p.174). He is attacking what Dorian describes as 'the shallow psychology of those who conceive the Ego in man as a thing simple, permanent, reliable, and of one essence' (p.175), in other words rejecting the role his family and society expect him to adopt. His insincerity is a conscious affirmation of the validity of his difference from this stifling identity that has been constructed for him, that he is, as Dorian realizes, 'a being with myriad lives and myriad sensations, a complex multiform creature that bore within itself strange legacies of thought and passion'. Wilde is of course making a coded reference to homosexual experience here, in describing 'strange legacies of thought and passion' and is asserting the validity of this experience. Loti's insincerity serves a similar purpose, allowing him to escape from the rigid confines of the Christian morality inculcated in him by his strict Calvinist upbringing. Identification of insincerity and its purpose in Loti's work also involves, however, a recognition that what he writes is "*Oriented*" (pun intended) almost exclusively around himself and his own sense of identity. The other characters in his books are subservient to this theme. He has been castigated for having a callous attitude, for "loving and leaving", but were "*Loti*" to stay faithful to any of his "Oriental" lovers he would be conforming to societal expectations and would again be confined within the very sort of narrow role he is rejecting. That all of the affairs he writes of must end in departure or even in death can in this way be seen as a part of his strategy

of insincerity. Sincerity or truth is being made subservient to style and insincerity. Tragic endings thus serve an artistic purpose. In Wilde's *The Picture of Dorian Gray*, there is an interesting parallel with this valuing of style over sincerity when Lord Henry comments to Dorian on the tragic suicide of his lover Sybil Vane:

Someone has killed herself for love of you. I wish that I had ever had such an experience. It would have made me in love with love for the rest of my life. The people who have loved me [...] have always insisted on living on, long after I have ceased to care for them, or they to care for me. They have become stout and tedious [...].

(*The Picture of Dorian Gray*, p.130)

Lord Henry's cynicism, his valuing of style over sincerity, is remarkably similar to "Loti's" musings on the possibility of meeting his one-time Turkish lover Aziyadé again in *Fantôme d'Orient*: 'Et comment serait-elle alors, comment serait son visage de vingt-huit ans? dans toute sa beauté de femme [...] ou bien flétrie, [...] finie à jamais en tant que créature de chaire et d'amour?' ('And how would she be then, what would her twenty-eight-year-old face be like? in all its womanly beauty [...] or wrinkled, [...] finished forever as a creature of flesh and love?') (*Fantôme d'Orient*, p.28). His preferred ending to his story is to find her grave: "C'est presque sacrilège de le dire: en ce moment, je crois que je préférerais être sûr de ne trouver là-bas qu'une tombe. Pour elle et pour moi, j'aimerais mieux qu'elle m'eût devancé dans la finale poussière qui ne pense ni ne souffre" ('It's almost sacrilegious to say it: at this moment, I think that I would prefer to be sure to only find a tomb there. For her and myself, I would prefer her to have gone ahead of me to the final dust which neither thinks nor suffers') (p.29). Viewed from a standpoint of traditional morality Loti is being horribly self-centered here. It is, however, precisely this idea of traditional morality that he seems to be determined to undermine through the insincerity of his

artistic creation. His insincerity is shocking, but would appear to be intentionally so.

Bibliography

- Blanch, Leslie. 1983. *Pierre Loti: The Legendary Romantic*. San Diego, New York and London: Helen and Kurt Wolf.
- Buisine, Alain. 1998. *Pierre Loti: l' écrivain et son double*. Paris: Tallandier.
- Dollimore, Jonathan. 1991. *Sexual Dissidence: Augustine to Wilde, Freud to Foucault*. Oxford: Clarendon Press.
- Ellmann, R., ed.. 1970. *The Artist as Critic: Critical Writings of Oscar Wilde*. London: W. H. Allen.
- Funaoka, Suetoshi. 1988. *Pierre Loti et l'Extrême-Orient – du Journal à l'œuvre*. Tokyo : France Toshio.
- Gagnier, Regenia. 1986. *Idylls of the Marketplace: Oscar Wilde and the Victorian Public*. Stanford: Stanford University Press.
- Garber, Marjorie. 2000 [1995]. *Bisexuality and the Eroticism of Everyday Life*. New York: Routledge.
- Gide, André. 1920. *Si le Grain ne meurt*. In Masson, Pierre, ed.. 2001. *André Gide, Souvenirs et voyages*.
- Hargreaves, Alec. 1981. *The Colonial Experience in French Fiction*. London: Macmillan.
- Holland, Vyvyan, ed.. 1948. *The Complete Works of Oscar Wilde*. London: Collins.
- Loti, Pierre. 1879. *Aziyadé*. In Loti, Pierre, ed. Gagnière, Claude. 1989. *Pierre Loti, Romans, Collection Omnibus*.
- Loti, Pierre. 1989 [1892]. *Fantôme d'Orient*. Puiseaux: Pardès.
- Loti, Pierre. 1912. *La Naïl*. In Loti, Pierre, ed. Gagnière, Claude. 1989. *Pierre Loti, Romans, Collection Omnibus*.
- Loti, Pierre. 1906. *Les Désenchantées*. In Loti, Pierre, ed. Gagnière, Claude. 1989. *Pierre Loti, Romans, Collection Omnibus*.
- Loti, Pierre, ed. Quella-Villéger, Alain. 2000. *Nouvelles et récits*. Paris: Omnibus.
- Loti, Pierre, ed. Gagnière, Claude. 1989. *Pierre Loti, Romans, Collection Omnibus*. Paris: Presses de la Cité.
- Loti, Pierre and Viaud, Samuel. 1921. *Suprêmes Visions d'Orient: fragments du Journal intime*. Paris: Calmann-Lévy.
- Masson, Pierre, ed.. 2001. *André Gide, Souvenirs et voyages*. Lonrai: Gallimard.
- Quella-Villéger, Alain. 1998. *Pierre Loti: le pèlerin de la planète*. Bourdeaux: Aubéron.

- Todorov, Tzvetan. 1989. *Nous et les autres: La réflexion française sur la diversité humaine*. Paris: Seuil.
- Turberfield, Peter. 2008. *Pierre Loti and the Theatricality of Desire*. Amsterdam and New York: Editions Rodopi, Faux Titre.
- Wilde, Oscar. 1894. 'A Few Maxims for the Instruction of the Overeducated'. In Holland, Vyvyan, ed.. 1948. *The Complete Works of Oscar Wilde*.
- Wilde, Oscar. 1987 [1905]. *De Profundis and other writing*. London Penguin Books.
- Wilde, Oscar. 1890. 'The Critic as Artist'. In Ellmann, R., ed.. 1970. *The Artist as Critic: Critical Writings of Oscar Wilde*.
- Wilde, Oscar. 1891. 'The Decay of Lying'. In Ellmann, R., ed.. 1970. *The Artist as Critic: Critical Writings of Oscar Wilde*.
- Wilde, Oscar. 1985 [1891], ed. Ackroyd, Peter. *The Picture of Dorian Gray*. London: Penguin Books.
- Wilde, Oscar. 1891. 'The Soul of Man under Socialism'. In Ellmann, R., ed.. 1970. *The Artist as Critic: Critical Writings of Oscar Wilde*.

※ ピーター・ターバーフィールド先生 (Prof. Peter Turberfield) は、2022 年 11 月 10 日にご他界されました。謹んでご冥福をお祈りいたします。

国際連合の人権条約機関による新たな権利の発展 ——先住民族の権利に着目して——

富田 麻理

はじめに

今日、国際連合（以下、国連）の下には9つの主要人権条約がある¹⁾。このうち最も古い人種差別撤廃条約は、1965年採択に採択されており（1969年発効）、翌年の1966年には2つの国際人権規約が採択されている（1976年発効）。つまり、古いものは間もなく還暦を迎えようとしている。しかしながら、今日に至るまで主要人権条約は一度も改正されていない。条約上改正は禁じられていないにも関わらず、採択されたままの条文が今日でも適用されている。

一般的に条約は、国内法とは異なり、新しく条約を起草することや条約を改正することは容易ではない。その理由として、政治的な思惑で難しいことがある。世界人権宣言や初期の人権条約が起草された際、まだ国連の加盟国は今日の半分程度であり、先進国もしくは西欧的な人権の価値観を共有する国々が比率的に多かった。今日、国連加盟国が200近くになり、多様な国家が存在し、西欧の人権の価値観を有さない国々が政治的な力を有するようになっている。ゆえに、価値観を異とし、政治経済的な対立を乗り越え、同様の宣言や条約を起草し採択するには、かつてとは比べものにならない何倍もの時間がかかる。これは、改正についても同様のことがいえる。分野は異なるが、過去に国連憲章は二度改正され安保理の理事国数に変更されている

が、国連憲章の改正を伴う安保理改革を今日行うことはかなり困難となっている。

さらに、改正が容易ではないのには、政治的な問題の他に国際法特有の難しさもある。条約の場合、一般的には改正は禁止されていないが、国内法とは異なり、改正された条文が自動的に全ての国家に適用されるわけではない。ウィーン条約法条約の第40条4項では、「条約を改正する合意は、既に条約の当事国となっている国であっても当該合意の当事者とならないものについては、拘束しない」と規定している。無論、当該条約が別の手続きを定めている場合はその限りではない。ただ、一般的には、改正された条文を批准した国家には改正条文が適用されるが、批准していない国家は、従来の条文が適用され続け、同じ条約であっても異なる義務が国家間で生じることになる。このことによって、国家間の義務の不公平感が生まれるのに加え、国家間の権利義務関係が非常に複雑となる。無論、人権条約の場合、伝統的条約のように国家間の権利義務関係が構築されているかという別の議論はあるが、いずれにせよ同じ締約国間であっても異なる義務が生じること、そして条約の改正の手続きは、国内法とは異なった難しさがあることには相違ない。このような事態を回避するために、新たに条約を作る、という方法をとることもある。

例えば、子どもの権利条約には武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書があるが、第38条の武力紛争に参加できる子どもの対象年齢を18歳から15歳に引き下げる変更点を、改正という手続きではなく、新たに条約（議定書）を起草する形をとった。これは、改正手続きに伴う上記の締約国の間での義務の違いを回避する目的もあった。当時の人権委員会では、年齢を変更するだけの新たな議定書の作成はそれほど時間がかからないとも思われていた。だが、実際には起草作業は1995年に始まり、採択は2000年であった。議定書を改めて作成するならばといくつか新たな規定が加えられたものの、一般的な条約よりもかなり短い規定であっても、200近い国家が起草に携わると採択までには長い時間を要するの

である。2022年12月31日現在、同選択議定書には172カ国の締約国があり、子どもの権利条約の締約国（196カ国）が批准している。だが、全てではなく、未批准国は当然ではあるが、選択議定書の規定には拘束されない。このように、改正や新たな条約の起草は時間を要する。他方で、今日の社会の変化は以前にも増して早くなっており、それに応じた迅速な条文のアップデートが必要となっている。だが、条約の改正や新しい条約の起草ではその変化の速度には追いつくことができないのである。

今日、世界人権宣言が採択された当初にはなかった新しい人権も多く認められるようになってきている。例えば、人種差別撤廃条約のヘイトスピーチの考え方や、女性差別撤廃条約のDV、先住民族やLGBTの権利は、新しい権利である。一方で、国連の人権条約は、採択当時のままの条文であるが、新しく認められた人権は扱っていないのかというと、そうではない。人権条約は、しばしば「生きた文書（living document）」と呼ばれるように、不変なものではなく、たえず進化し、国家も進化した人権を守ることが要求されている。上記以外にも、難民の権利、環境権など、人権条約には含まれていない権利を国家は守ることが求められるようになってきている。それは、各人権条約の下に設立された委員会（人権条約機関）の履行確保の制度の下で進められている。それでは、そもそも条約採択時に組み込まれていなかった権利を、どのようにして国家は守ることが求められているのだろうか。人権条約機関は、新しい概念や人権をどのように発展させているのだろうか。

本稿では、新しい人権のうち先住民族の権利を取り上げ、人権条約機関がどのように先住民族の権利を条約内に組み込み、権利の内容を明確化し、「生きた文書」として人権条約を進化させ、さらにそれを国家に守らせているのかについて、考察する。まず、人権条約の条文における先住民族の権利について確認し、履行確保の制度の中で先住民族の権利をどのように進化させているのかを、国家報告書審査、これまで採択された先住民族の権利に関する一般的意見（勧告）、個人通報のいくつかのケースを通して見ていき、新たな権利の発展によって国家はどういった義務を負うこととなっているの

かについて分析する。

1. 国連の主要人権条約の制度

(1) 条約機関（委員会）と履行確保の4つの制度

国連の9つの主要人権条約には、国家に条約を履行させるための委員会が設置されている。これを条約機関とよぶ。社会権規約を除き、条約の条文によって設置されている²⁾。各条約によって異なるが、20名前後の個人的資格からなる専門家が委員を務める。委員会の任務は、条約の規定ではあまり厳密に述べられておらず、長年の慣行によって履行確保の手続きは発展してきた。

人権の主要条約には国家を守らせるための制度が4つ（国家報告書制度、個人通報制度、国家通報制度、調査制度）存在する。このうち全ての締約国に義務があるのが国家報告書審査制度である。締約国は数年に一度、条約の履行状況に関する報告書を委員会に提出しなければならない。この報告書を基盤として、別途 NGO から提出されたパラレルレポートと国連のその他の機関から提出のあった報告書に基づいて、委員会は、締約国の履行状況について審査を行う。審査には、政府代表団が送られ、建設的対話として知られる委員会との質疑応答が進められ、審査の終わりには、委員会としての総括所見が採択される。総括所見は、締約国の努力や前回からの進展について述べられた「積極的側面」と実施ができていないもしくは条約に違反している点について、次回まで（もしくは決められた期間内）に改善が求められる「勧告」の部分からなる。「勧告」の部分は、しばしば国内で報道される³⁾。このような報道によって、制裁はなくとも一般社会からの圧力によって、国家に条約を履行させている。かかる一連の履行確保のメカニズムは、冷戦が終結した1990年代の前半から中盤にかけて徐々に発展している。

条約機関の4つの履行確保制度のうちの個人通報制度は、国家報告書制度とは異なり、条約本体ではなく、追加議定書など別途の規定に基づく制度で

ある。それゆえ追加議定書を批准していない国家は、この制度の下での手続きは適用されない。個人通報制度は、締約国が条文に則して履行状況を報告する国家報告書制度とは異なり、個人等が締約国の違反について委員会に書面によって通報するものである。この通報が委員会によって受理され、許容（管轄権があると判断）された場合、締約国はこの通報に対して、返答しなければならない。一連の手続きは国家報告書審査制度とは異なり全て書面によって行われ、個人や締約国が直接委員会の会議に出席することはない。また、国家報告書制度とは異なり、公開ではなく、非公開で審議される。最終的には「見解」が採択されるが、この見解は公開される。この見解を見ると、条約がどのような場面において実際に適用されているのかを知ることができる。見解には法的拘束力はないが、尊重されることが求められる。また、判例拘束性などはないものの、いくつかの見解は、その後委員会の「ケース・ロー」のような形で受け継がれている。

先に述べた4つの制度のうち、国家通報制度、調査制度については本稿では扱わない。国家通報制度は、最近まで全く使われることはなく、その通報も人権状況の改善を目的とするよりも政治的な理由によることが大きいのに加え、先住民族の問題については扱っていないためである。他方、調査制度は、委員会が現地に行って人権状況の調査を行うものであり、人権状況を直接把握する面では重要な制度で、女性差別撤廃条約の選択議定書には規定があり実行されているが、全ての条約にこの制度が規定上設けられているわけではない。また、予算的に世界中の締約国を直接訪問することは不可能であり、多くても年に数カ国程度にとどまり、数的な面で、国家報告書審査制度や個人通報制度とは大きな開きがある。したがって、国家通報制度同様、国家報告書制度や個人通報制度ほど中心的な履行確保の制度とはいえない。そこで、本稿では、前者の2つの制度を通して、先住民族の権利がどのように発展してきているのかについて見ていきたい。

(2) 一般的意見

国家報告書審査制度や個人通報制度で、条約機関が国家の条約履行状況を審査する際、何らかの基準が必要となる。この役割を果たしているのが、一般的意見もしくは条約によっては一般的勧告とよばれる文書である。先住民族の権利の関連でも、各条約機関（委員会）は一般的意見を採択している。

これまで各条約機関は、前もって問題となりうる事項（例えば留保や国家の管轄権など）について一般的意見を採択してきたほか、国家報告書審査や個人通報の審議を通して、多くの締約国に共通して見られる問題、個人通報のケース・ローをまとめる場合、DVやヘイトスピーチなど条約採択時には認められなかった新たな人権問題を条約の条文に紐づけるような、様々な一般的意見を採択している。一般的意見は、改正などの従来の手続きによらずとも、条約を最新の姿にアップデートすることができるといえる。そして、一般的意見を見れば、「生きた文書」としての条約が現在どのような姿なのかを確認ができる。しかし、一般的意見には拘束力がなく、厳密には法的には国家は守る必要はない。とはいえ、履行確保の制度の中で、締約国は、これらを念頭において条約を実施したり報告書を作成することが求められている。

2. 先住民族と先住民族権利宣言

2007年、国連総会において、全46条からなる国際連合先住民族の権利に関する宣言（以下、先住民族権利宣言）が採択された⁴⁾。国連総会によって採択された宣言であるゆえ、法的な拘束力はない。未だ先住民族の権利に関する普遍的な条約は存在しない中で、この宣言は、先住民族の権利に特化した国際人権文書として重要な役割を果たしており、特に国連や条約機関はそれを実施することが求められている。以下にみるように、先住民族権利宣言が採択される以前も、条約機関では先住民族の権利の保護促進を行なっていたが、2007年以降は権利宣言の実施という新たな任務を負うこととな

り、条約機関の一般的意見や報告書の審査においてもその変化を確認することができる。

ところで、今日、先住民族とは誰か、という定義は国際法上存在しない。先住民族権利宣言の中にも定義は入っていない⁵⁾。そのため実際に世界にどれくらいの先住民族が存在するのかは定かではないが、国際労働機関 (International Labour Organization、以下 ILO) によると世界には約 4 億 7660 万人の先住民族が存在するといわれる⁶⁾。先住民族と少数者は同じであると考えられていた時代もかつてはあったが、両者は重複する面もあるが異なる部分もあり、そのため別途の宣言や保護が必要となった⁷⁾。

3. 条約機関による先住民族の権利の保護促進

(1) 先住民族の権利に関する規定

先住民族の権利に特化した規定は、いずれの国連の主要人権条約に存在しない。国連の場において先住民族の権利の保護促進が扱われるようになったのが 1980 年代であり、国連の主要人権条約の 3 分の 2 はすでに発効していたか起草終了もしくは起草中であつたことが理由として挙げられる。だが、先住民族の人権と関わりが強い条文は存在する。

その代表的な例は、自由権規約の第 27 条である。この規定は、少数者の権利に関するものであって、先住民族と少数者の権利とは異なる側面もあるが、自由権規約委員会がこれまで先住民族の権利を扱う際、第 27 条との関連で論じられることが多い。また、自由権規約委員会は、後述するように先住民族の権利に関する一般的意見 23 を採択している。それに先立って 1981 年には、先住民族の権利に関して個人通報の意見が採択されている (ラブレイス対カナダ)⁸⁾。いずれも第 27 条が基盤となっている。

また、子どもの権利条約は、先住民族には特化したものではないが国連の人権条約の中で唯一、明示的に先住民族 (原住民) の子どもの権利について触れた規定がある。第 30 条で、「種族的、宗教的若しくは言語的少数

民族又は原住民である者が存在する国において、当該少数民族に属し又は原住民である児童は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない。」と規定している。自由権規約の第27条と同様自己の文化が認められる権利のほか、宗教、言語を使用する権利があると述べられている。この規定の日本語訳は、「原住民」となっているが、子どもの権利条約とはほぼ同時代に採択されたILOの第169号条約は、正式名称は「独立国における原住民及び種族民に関する条約」⁹⁾であり、先住民族ではなく「原住民」となっている。また、同時期の国連の差別防止少数者保護人権小委員会（以下、人権小委員会）の下の作業部会も「先住人（口）作業部会（Working Group on Indigenous Populations）」という名称であり、当時はまだ先住民族の呼び名が国際的に定まっていなかったことが反映されている。なお、先住民族（indigenous peoples）が正式に国連の文書で用いられるようになったのは先住民族権利宣言によってである。

子どもの権利条約の第30条のほかに、第17条では、「児童が国の内外の多様な情報源からの情報及び資料、特に児童の社会面、精神面及び道德面の福祉並びに心身の健康の促進を目的とした情報及び資料を利用することができることを確保する」とし、締約国は「c 児童用書籍の作成及び普及を奨励する。少数集団に属し又は原住民である児童の言語上の必要性について大衆媒体（マス・メディア）が特に考慮するよう奨励する。」と規定している。この条文では、先住民族の子どもたちの言語の保護について述べている。また、第29条1項では、「締約国は、児童の教育が次のことを指向すべきことに同意する。」とし、特に「d. すべての人民の間の、種族的、国民的及び宗教的集団の間の並びに原住民である者の間の理解、平和、寛容、両性の平等及び友好の精神に従い、自由な社会における責任ある生活のために児童に準備させること。」と規定している。この条文では、先住民族の子どもの教育に当たって、理解、平和、寛容、両性の平等等、子どもが自由な社会において責任がある生活を送ることができるように準備することを締約国に義務づ

けている。さらに、後述するように、子どもの権利委員会は、一般的意見 11 を採択し、先住民族の子どもの権利について、詳細に論じている。

(2) 国家報告書と先住民族の権利

先住民族の権利の保護促進は、国家報告書制度の手続きにおいても確認できる。

条約機関は、締約国が報告書を作成するためのガイドラインを採択している。例えば、自由権規約委員会や社会規約委員会は、締約国が、先住民族が伝統的に所有してきた土地や領域について、先住民族の権利の保護がどのようになっているのか、報告するように要請している。また、子どもの権利委員会は、先住民族の子どものデータおよび彼（女）らの完全な権利の享受のために取られた措置について報告することを要請している¹⁰⁾。

また、近年自由権規約などでは、条約上の全ての規定について国家は報告を行うのではなく、委員会が出す質問状に答える形で報告を行うようにする新方式を導入している。これは、人権条約の数が増えたことによる締約国の報告義務の負担を軽減し、他の条約と重複している規定は報告書に含めず、特に審査する必要があると委員会が考える規定に審査を集中することによって、効率を上げる意味もある。報告事前質問事項方式の英語の List of Issues Prior to Reporting Procedure の頭文字をとって LOIPR と呼ばれている¹¹⁾。質問状の中には、先住民族の権利に関して報告するように求めているものもある。例えば、女性差別撤廃委員会の「連邦制度の下での条約の履行について」という質問に対し、カナダ政府はインディアン法について情報を報告している¹²⁾。

国家報告書に基づいて行われる審査の結果採択される総括的所見やその後のフォローアップにおいても、先住民族の権利について言及がある場合もある。ペイ・ルン・ツァイ (Pei-Lun Tsai) 氏とオフラハティ (Michael O'Flaherty) 氏の研究によればこれまで、自由権規約委員会、社会権規約委員会、拷問禁止委員会、子どもの権利委員会、人種差別撤廃委員会、女性差

別撤廃委員会、障害者権利委員会が、先住民族の権利の保護促進に関する報告書の審査後の総括所見を採択している。その中で、特に関心を寄せられた事項は、自決権、文化的権利、差別の撤廃、司法の運営、政治的参加権、適切な住居の権利、労働の権利、健康の権利、教育の権利、土地や天然資源に関する権利のほか、ILO 第169号条約等その他の国際規範に関するものであった¹³⁾。例えば、自由権規約委員会の日本の第7回国家報告書審査後に採択された総括所見の中には「締約国は、アイヌと琉球及びその他の沖縄共同体の人々に対して、彼らの伝統的な土地と天然資源の完全な保証、彼らに影響を与えうる全ての政策において、自由意思による、事前の、十分な情報に基づく参加に従事できる権利の尊重を保障し、可能な限り子どもたちは自らの言語で教育を受けることができるように、さらなる対策を講じなければならない」といった先住民族に関する勧告がある¹⁴⁾。

このように、先住民族の権利は、子どもの権利条約を除いて、いずれの条約にも明示的な規定がないものの、実際には締約国は先住民族に関する報告が求められ、審査され、その結果総括所見の中で勧告が採択されている。この際、対象となっている権利は、自決権、文化的権利、差別の撤廃の他、条約全般について審査されている。この傾向は、先住民族権利宣言採択後、また先住民族の権利についての具体的な言及がある持続可能な開発アジェンダ採択後にますます顕著になっている。

(3) 先住民族の権利に関する一般的意見（勧告）

一般的意見もしくは一般的勧告は、人権条約の履行確保の手続きが円滑に進むために、それぞれの条約機関が独自に採択している文書である。締約国は、報告書を作成する際、一般的意見（勧告）を参考とし、委員会は、報告書や個人通報の審査での基準として用いている。これまで自由権規約委員会、人種差別撤廃委員会、社会権規約委員会、子どもの権利委員会および2022年には女性差別撤廃委員会が、先住民族の権利に関する一般的意見（勧告）を採択している。

(i) 自由権規約一般的意見 23 (1994)

条約機関が採択した先住民族の権利に関する一般的意見のうち最も古いのは自由権規約が1994年に採択した「少数者の権利（第27条）」と題する一般的意見23である¹⁵⁾。第27条は、「種族的、宗教的又は言語的少数民族が存在する国において、当該少数民族に属する者は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない。」という規定で、少数民族の文化的権利、宗教や言語の権利について書かれている。少数者の人権と先住民族の人権は必ずしも同じではないが、重複する部分もあり、この一般的意見では先住民族の権利についての言及が数箇所ある。この一般的意見は、今日でも締約国の報告書や個人通の審査の際に用いられている¹⁶⁾。

この一般的意見で特筆すべき点は、3つある。第1に、第27条と第1条との関係性、第2に、集団的権利と個人的権利との関係性、そして第3に文化的権利の内容である。

まず、この一般的意見で委員会は、第1条の自決権と第27条の関連性についてまず触れている。それによると、第1条第27条としばしば混同されているが、これらは異なるとする¹⁷⁾。少数者の集団として有する第1条の権利は、個人の権利を扱う個人通報制度の下では審理しえないとする一方、第27条は個人通報の下で審理しうると述べる¹⁸⁾。また、第27条の享受は、民族自決権による独立を可能とはせず、締約国の領土保全を侵害するものであってはならないとしている¹⁹⁾。

とはいえ、第27条と第1条を切り離したことによって、少数者の集団としての権利が完全に否定されたわけではない。第27条の権利は個別的権利ではあるものの、「その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない」という文言からも確認できるように、その実現には少数者が属する集団がその文化、宗教、言語を維持できる能力に関わる。したがって、先住民族の個人的な権利は集団的権利から完全の切り離すことはできず、締約国とし

ては、少数者個人が、自らのアイデンティティを保護し、またその集団の他の構成員とともに彼らの文化、言語を享受し、発展する権利を保護するために、積極的な措置をとることが必要となる場合があるとも述べている²⁰⁾。かかる集団的権利と個別的権利の関係性の考え方は、一般的意見によって明確化されたものであって、条約の新たな解釈にあたる。また、後の他の条約機関でも踏襲され、今日でも適用されている。

第27条の下で文化的権利の実行がどのようなことを指すのかについて、委員会は、文化は「特に先住民族のケースのように、土地の資源と関連した生活様式といった様々な形態をとる」としている。これには「漁業、狩猟のような伝統的活動や法律によって保護された居留地に住む権利が含まれる」²¹⁾。特定の文化を享受する権利等、個人としての権利は、領土及びその資源の使用に密接に関連した生活様式という形で存在することを認めている。これは「特に少数者である先住民族共同体の構成員にとって特に当てはまる」と述べている²²⁾。先住民族の文化は、少数者と同じ側面もあるが、独自の宗教、言語の他に、土地とつながった生活様式、漁業、狩猟があるとする。先住民族の権利宣言の起草過程で最も議論が難航したのが、先住民族と土地とのつながりの権利であったが、1994年の採択時点で自由権規約委員会はこの一般的意見で既に土地との関連性については認めていた。

また、文化的権利の保護促進において、「係る権利は、当該少数者の文化的、宗教的、社会的アイデンティの存続と継続した発展の保障に向けたものでなければならず、したがって社会構造を全体的に豊かにするものとなる」と述べている。すなわち、少数者が属する社会(=集団)における文化的な権利を守ることによって、個人の権利が守られるとする。そして、かかる権利を先住民族が享受できるためには、締約国としては、保護のための積極的な法的措置および彼(女)らに対して影響を与える決定に先住民族の共同体の構成員が効果的に参加できるように保障しなければならないことを指摘している²³⁾。

最後に、締約国は、係る権利が完全に保護されそして報告の中でそのため

に採った措置について報告しなければならないと締めくくっている²⁴⁾。なお、この一般的意見では、先住民族の呼称が *indigenous peoples* となっていることに留意したい²⁵⁾。

(ii) 人種差別撤廃委員会一般的勧告 23 (1997)

さて、人種差別撤廃委員会は、1997 年「先住民族の権利」と題する一般的勧告 23 を採択している。同委員会は、1994 年 12 月に国連総会が世界の先住民の 10 年が宣言されたことを留意し、それまで先住民族の権利に高く注目されており、先住民族の権利が懸念事項であったことから、先住民族に対する差別はこの条約の範疇にあるものであり、人種差別撤廃条約の規定が先住民族にも当てはまることを再確認している。そして、締約国は、全ての適当な措置を持って差別を根絶しなければならないと述べている²⁶⁾。

この一般的勧告では、締約国には以下の 5 つの点について要請を行なっている²⁷⁾。

- (a) 先住民族の固有の文化、歴史、言語および生活様式が、国家の文化的アイデンティティを豊かにしていることを認識し、尊重すること、およびその保持を促進すること。
- (b) 先住民族が、尊厳および権利において自由で平等であること、そして特に先住民族出身であることもしくはアイデンティティに基づいたいかなる差別からも自由であることを保障すること。
- (c) 先住民族に対して、自らの文化的特徴と合致した経済的および社会的な発展を可能とした条件を提供すること。
- (d) 先住民族の構成員が、公的な生活において実効的な参加に関して、平等な権利を有し、彼らに十分な情報に基づく合意なくして、彼らの権利及び関心に直接影響を与える決定がなされないことを保障すること。
- (e) 先住民族の共同体が、自らの文化的伝統や慣習を実践し、再活性化し、また自らの言語を保存し使用することができる権利を行使できる

ことを保障すること。

この一般的意見は、先住民族の土地の権利について自由権規約委員会の一般的意見よりも一步踏み込んだ内容となっている。この一般的意見によると、締約国は、先住民族が自らの共同体としての土地、領域および資源を、所有、開発、統制、そして使用する権利を認め、またそれを保護すること、そして、仮に先住民族らが伝統的に所有、居住または使用していた土地や領域が、奪われていたり、自由で十分な情報に基づかないで使用されていた場合、これらの土地および領域を返還するための措置を講じなければならないとする。さらに、そのような返還措置が事実上可能でない場合、正当で公平および迅速な補償の権利がそれに代わって実行されなければならない、その補償は、土地または領域という形でなされなければならないと述べている²⁸⁾。

(iii) 社会権規約一般的意見 7 (1997)

これまで社会権規約委員会は、最も多く先住民族の権利に言及した一般的意見を採択している。ただし、他の委員会は先住民族の権利に特化したものであるのに対し（自由権規約の一般的意見は少数者の権利ではあったが）、社会権規約がこれまで採択した一般的意見は、別のテーマの中で先住民族の権利について触れたものとなっている。これまで、第11条の適切な住居の権利に関する一般的意見 7 を 1997 年に、第12条の健康に関する権利に関する一般的意見 14 を 2000 年に、また第11条及び第12条に係る水の権利に関する一般的意見 15 を 2002 年に、そして、全ての者が文化的な生活に参加する権利に関する一般的意見 21 を 2009 年に採択している。ここでは、それぞれについて見ていきたい。

まず、「相当な住居の権利（11.1条）：強制退去」と題する 1997 年の一般的意見 7 であるが、これは、社会権規約の第11条1項の「この規約の締約国は、自己及びその家族のための相当な食糧、衣類及び住居を内容とする相当な生活水準についての並びに生活条件の普段の改善についての全ての者の権利を認める」のうち、住居の権利さらに強制退去に対する法的な保護の保

証に関して述べたものである。先住民族への言及は、その第 10 段落目にある。それによれば、女性、子ども、青年、高齢者、民族的その他の少数民族、その他の脆弱な個人及び集団の一つとして、先住民族も強制退去の犠牲となっていることを確認している。また、全ての集団に共通しているのは女性で、彼女らは最も弱い立場に置かれているとしている。そして、「第 2 条 2 項及び第 3 条の無差別規定は、締約国に対して、強制退去が実際に起きた場合、いかなる形態の差別も関与しないように保障する適切な措置をとるという追加的な義務を負わせている」とし、強制退去に対する締約国の措置が差別的ではあってはならないと述べている²⁹⁾。

(iv) 社会権規約一般的意見 14 (2000)

次に、2000 年に採択された「到達可能な最高水準の健康（社会権規約第 12 条）」と題する一般的意見では、「広範に適用される特定問題」と題する箇所において、健康の権利の保護促進のための措置が差別なく平等に取り扱われなければならないことを確認した上で、ジェンダー、女性、子ども、高齢者、障害者と並んで先住民族の健康についての記述が一段落分ある。委員会は、これまで ILO の第 169 号条約、子どもの権利条約の第 29 条 (c) (d) および第 30 条、生物多様性条約、アジェンダ 21、ウィーン宣言および行動計画の特に第 26 章と第 1 部の第 20 段落、気候変動枠組条約の第 3 条など、先住民族に関連した多くの国際法が策定され、実行があり、また多くの国家が憲法を改正し、先住民族の権利の特定の権利を認めた国内法を採択していることに触れ、社会権規約委員会としても、先住民族が存在する締約国がよりよく第 12 条の権利を実施できるように、一般的意見の中で健康の権利の要素を明らかにするとした。委員会は、先住民族が自らの健康サービスやケアへのアクセスを向上するための特定の措置の権利があるとしている。このようなサービスは、「伝統的な防止ケア、癒しの慣習と医術を考慮した文化的に適切なものでなければならない」と述べている³⁰⁾。

また、締約国は、先住民族が自らこのようなサービスを企画、実行及び統

制できるように資金を提供しなければならない。先住民族の健康が完全に享受できるように必要な薬草、動物や鉱物は保護されなければならない。先住民族の健康の権利は、先住民族社会の健康とも関連しており、よって開発関連の活動は先住民族が自らの意思とは反して彼らにとっての象徴的な伝統的な領域や環境から強制的に移動させられることは、彼らの健康に有害な影響があると述べている³¹⁾。ここで興味深いことは、先住民族が一方で差別なく健康のサービスなどが享受できなければならないとしつつ、先住民族として独自に有する健康の権利について明確にしている点である。それは、伝統的な医術や癒しといった慣習が認められる権利であり、締約国が先住民に特有な土地とのつながりを強制的に断ってはならない義務である。

(v) 社会権規約一般的意見 15 (2002)

2002年に採択された「水の権利（第11条および12条）」と題する一般的意見15では、水の権利は、国家報告書審査の中でも繰り返し言及され、多くの社会権規約上の権利の実現と関わっている重要なものであると確認している。社会権規約第1条2項で、人々が「いかなる場合にも、その生存のための手段を奪われることはない」と規定していることから、締約国は、特に先住民族が固有の農業のため、そして暮らしの保障のために水へのアクセスを保障しなければならないと述べている³²⁾。

(vi) 社会権規約一般的意見 21 (2009)

社会権規約委員会は、2009年に「全ての者が文化的な生活に参加する権利（第15条第1項(a))」と題する一般的意見21を採択した³³⁾。これは、その前年の2008年に社会権規約委員会が開催した国際機構の代表や市民社会の代表らと一日の一般的討議を踏まえて採択されたものである。さらにその前年の2007年には先住民族権利宣言が採択されており、この一般的意見の中でも先住民族権利宣言への言及があり、その内容も先住民族権利宣言に即したものとなっている点が、上記でみた他の社会権規約委員会が採択した

一般的意見とは異なっている。また、文化的権利についての一般的意見は、1994年にすでに自由権規約でも採択されていたが、先住民族権利宣言を取り入れたこの一般的意見では、自由権規約と解釈の面で異なっているところがある。厳密には、両条約は異なる条約であるため、一般的意見の間の整合性は必要ない。両者の解釈の違いは、委員会や条約の規定そのものの違い、これらの意見の採択の間に15年の開きがあることに加え、先住民族権利宣言の採択が大きく影響していると考えられる。ここでは、先住民族の権利との関わりから文化的権利の意見についてみておきたい。

まず、第15条は、民族自決権に関する第1条と適切な生活水準の権利に関する第11条を含む、その他の社会権規約の規定とも相互的に依存していると述べている³⁴⁾。また、文化的な生活に参加するかどうかの決定は、文化的な選択であり、平等の考えに基づいて認められ、尊重され、保護されなければならない、これは、「国連憲章、世界人権宣言、国際人権法、先住民族権利宣言で認められた全ての人権及び基本的自由を、集団的もしくは個人として完全に享有することができる、全ての先住民族にとって特に大切である」としている³⁵⁾。

社会権規約の第15条の規定の「全ての」が誰をさすのか、すなわち文化的権利を誰が実践するのかという点において、一般的意見では、3つの対象があるとしている。それは、(1) 個人、(2) 他の人ともに (in association with others)、そして (3) 共同体もしくは集団である。そして、文化を次のように定義する。それは、「個人、個人の集団、そして共同体が有する、自らの人間性の表現、自分の存在の意味づけであり、自らの生活に影響を与える外的な力と遭遇した際に自らの世界観を構築するような、生活、言語、伝承もしくは書かれた文学、音楽、歌、非言語的コミュニケーション、宗教または信念体系、儀式、式典、スポーツ、ゲーム、技術の生産方法、自然もしくは人工的な環境、食糧、洋服、シェルター、芸術、慣習、伝統を指す」。そして、文化は、個人と共同体との相互作用の過程であるという³⁶⁾。

文化的生活に参加するということはどういうことか。この一般的意見で

は、平等と無差別に基づき、5つの必要条件、すなわち利用可能性、アクセス可能性、受容性、適応性、そして適切性を打ち出す。このうち、最後の適応性について、先住民族や少数者の文化や個人として、もしくは、共同体としての文化的権利を尊重する必要があるとしている。それは、食糧、食糧消費、水の使用、健康、教育の提供、住居の建築、設計が可能な限り文化的価値を考慮したものでなければならないと述べている³⁷⁾。

さらに、特別な保護が必要とされる人々もしくは共同体には、女性、子ども、障害者、少数者、移住者、貧困状態で生きている人々と並び先住民族を取り上げる。ILO 第169号条約および先住民族権利宣言に言及し、先住民族が文化的な生活に参加する権利を保証するにあたって締約国が注意を払うべき点を挙げている³⁸⁾。先住民族の文化的な生活は、一般的意見によれば「強い共同社会的な側面を有し」ており、それは「彼らの存在、福利(well-being)、完全な発展にとって不可欠」である。それには、「彼らが伝統的に所有、占有、さもなければ使用または取得した土地、領域、資源に対する権利」が含まれる。先住民族の文化的価値および権利は、彼らの先祖から引き継ぐ土地と自然との関係性を考慮に入れたものでなければならない。したがって、締約国は、「先住民族が、享有している土地、領土、資源を所有、開発、統制、使用する権利を認め、保護し、また、先住民族以外の人々が住んでいる、または彼らの自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意無くして用いられている土地、領域については、それらを返却するための措置をとらなければならない」としている³⁹⁾。これは、先住民族のものであった土地や領域が使用もしくは居住されている場合、締約国に返却のための措置を講じることを求めており、すでにみた自由権規約や人種差別撤廃条約の一般的意見よりもさらに踏み込んだ内容となっている。

また、先住民族は自らの文化的遺産、伝統的知識および伝統的な文化的表現の権利の尊重を集団的に保障する権利がある。これは、彼らの科学、技術、人的、遺伝子の資源、種、医療、動植物の資産に関する知識、伝承的伝統、文学、デザイン、スポーツ、伝統的なゲーム、そしてビジュアルアーツ

もしくは演劇を含む文化の表明にも及ぶ。そして、締約国は、先住民族の特定の権利に関わる全ての問題について、彼らの自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意の原則を尊重しなければならないとする⁴⁰⁾。これは、ILO 第 169 号条約や先住民族権利宣言を踏襲しているものであり、国連の人権分野だけでなく、環境や開発の分野でも導入されているものであるが、これまで人権条約機関によって採択されてきた一般的意見には登場していない点である。このように、先住民族権利宣言の採択は、条約機関によって先住民族の権利を保護促進する際に、より明確な適用を可能とし、履行確保にも影響を与えていることがわかる。

(vii) 子どもの権利委員会一般的勧告 11 (2009)

さて、社会権規約委員会が文化的生活の権利に参加する権利に関する一般的意見を採択した同年には、子どもの権利委員会も「先住民族の子どもと彼らの条約の下での権利」と題する一般的勧告 11 を採択している。すでに触れたように、子どもの権利条約は、人権条約の中では唯一規定の中で先住民族について明示的に言及（厳密には原住民ではあるが）している条約である。この一般的勧告は、それまで国連や ILO において採択されてきた条約、先住民族権利宣言、2003 年に開催された先住民族の子どもに関する一般的討議を踏まえて作成されたものである⁴¹⁾。

子どもの権利条約の中で、先住民族の子どもの権利に関する中心的な規定は第 30 条であるが、無差別、子どもの最善の利益、生きる権利、生存する権利、発達の権利、自分の意見を表明する権利といったその他の条約上の規定とも相関関係があるとしている⁴²⁾。この一般的勧告では、先住民族の子どもが条約の権利の実現にあたって締約国がどのような措置を講ずることが求められているのかを包括的に述べている。締約国は、国家報告書作成の際には第 30 条に適切な注意を払い、同条に規定されている権利を子どもが享受できるように取られた特別な措置に関して詳細な情報を入れるように求めている⁴³⁾。

この勧告では、先住民族の子どもの個別的権利と集団的権利について詳細に述べている。委員会は、子どもの権利条約の第30条と自由権規約の第27条は関係が深いとし、どちらの規定も、自らの集団の他構成員とともに、自らの文化を享受し、自らの宗教を信仰かつ実践し、自らの言語を使用する権利を定めているとしている。先住民族の子どもの権利は、個別的かつ集団的であり、先住民族の文化の集団的な伝統や価値を認めた重要なものとなっていることを認めている。また、先住民族が文化的権利を実践する権利は、伝統的な領域の使用や資源の使用と密接な関係があることも委員会は留意している⁴⁴⁾。

先住民族の子どもの最善の利益については、特に注意が必要であるとする。先住民族の子どもには個別の権利であると同時に集団的な権利の両方があると一般的意見では述べられており、集団的な権利はとりわけ集団的文化的権利との関連がどうであるかについて考慮の必要があるとする。先住民族の子どもの場合、個別の権利が土地の権利や政治的な代表性の問題といった先住民族全体の権利の中に埋没してしまう危険性があり、先住民族の子どもの個々の権利は、集団としての最善の追求のために否定されたり反することがあってはならないとしている⁴⁵⁾。

他方で、議会を含む国家当局が、先住民族の子どもの最善の利益を追求する際、その子どもの文化的権利を考慮し、そしてその子どもの属する集団の他の構成員と共に自らの権利を実行する必要性についても考慮しなければならないとする。また、先住民族に関わる立法はそれに関わる先住民族と協議しなければならないと述べる。このような協議も可能な限り子どもたちも参加できなければならない⁴⁶⁾。

もっとも、先住民族の子どもの個別的な最善の利益と、集団のそれとは必ずしも同じではなく、時として区別する必要があるとしている。とりわけ、裁判においては、特定の子どもの個別的な権利がまず優先されなければならない。ただし、子どもの最善の利益を判断する際、子どもの集団的文化的権利は考慮しなければならないと述べている⁴⁷⁾。

このように、子どもの権利条約の一般的勧告 11 は、これまでの条約機関による先住民族の一般的勧告や ILO 第 169 号条約そして先住民族権利宣言を土台に、子どもの権利条約上の権利の実現と先住民族の子どもの権利について包括的に規定したものとなっている。とりわけ、他の一般的意見（勧告）や先住民族宣言にも含まれている文化的権利や個別的権利と集団的権利の関係性については抽象的な記述ではなく実践を念頭に入れた具体的なものとなっており、他の一般的意見（勧告）よりもさらに詳しく述べられているといえよう。

(viii) 女性差別撤廃委員会一般的勧告 39 （2022）

人権条約機関のうち先住民族の権利について最新の一般的勧告は、2022 年に女性差別撤廃委員会が採択した「先住民族の女性および女兒」の一般的勧告 39 である。自由権規約委員会の第 27 条の一般的意見が採択されてから 20 年近くが経過し、この分野での変遷を確認することができる。

この一般的勧告では、先住民族権利宣言、ILO 第 169 条約のほか、これまで他の委員会において採択されてきた一般的意見を基盤として起草されている。とりわけ、先住民族権利宣言を「女性差別撤廃条約の下で締約国が有する義務や中核的義務を解釈する際の権威ある枠組み（authoritative framework）」と明確に位置づけている⁴⁸⁾。一般的意見では、先住民族の女性や女兒が直面している女性差別撤廃条約上の人権侵害について網羅的に扱われており、締約国が報告書を作成する際、また条約の実施において守らなければならない点について、他の一般的勧告よりも詳細に述べている。上記に見てきた自由権規約、人種差別撤廃条約、社会権規約のそれぞれの一般的意見は、一つの条文に焦点を当てて論じられていたのに対して、子どもの権利委員会と女性差別撤廃委員会は先住民族の子どもや女性の人権についてまとめた一般的勧告である。そのため、単純に比較することはできないが、それでもこの 20 年での進展の蓄積を窺うことができる。

女性差別撤廃委員会の一般的勧告 39 が扱う問題は、3 つに大別される。

第1に、先住民族の女性や子どもであるゆえに他の一般的な女性や子どもとは異なる特有な対応が必要となる側面、第2に、先住民族が他の女性や子どもと差別されているゆえに守られなければならない権利、第3に、他の女性や子どもと共通した、女性であるゆえに抱える問題である⁴⁹⁾。例えば、第3の例としては、女性に対する暴力や労働の権利があるだろう。第2の例としては、教育の権利や健康の権利などがある。しかし、の中には、先住民族の言語や先住民族としての医療、慣習といった第1のタイプのものもあり、明確に線引きすることは難しい。ここでは、第1の、先住民族として特有の問題を一般的勧告ではどのように捉えているのか、について見ていきたい。無論、この場合であっても、条約の第1条および第2条の差別の禁止は適用されることはいうまでもない。差別の禁止は、国際人権法の「重要な柱であり、基盤となる原則である」⁵⁰⁾からである。

先住民族に特有な権利もしくは女性差別撤廃条約の実施にあたって先住民族が他の人々と異なって注意を払う必要がある点については、先住民族権利宣言の条文やこれまでの他の条約機関において採択されてきた内容を基本的に踏襲している。具体的には、自決権、土地の権利、文化、個人的な権利と集団的権利の関係性等がそうである。

委員会は、先住民族の女性と女兒に対する差別の根本原因の一つは、効果的な実施が不足していることにあるとする。それは、彼女らの自決権、自治、関連する保障と関連しており、これらは、彼女らの土地、領域や天然資源の継続した強奪などにはっきりと見られる。先住民族の女性と彼女らの土地との重要なつながりは、彼女らの文化、アイデンティティ、霊性、先祖代々の知識、生存の基盤をなすとしている。さらに、先住民族女性にとって、彼女らの土地及び領域に関わる法的な認知と、彼女らの集団的権利が保護されるための法律と実行との間に乖離があることを指摘している。委員会は、先住民族の女性や女兒にとっての自決権は、「自らの人生設計や健康に関して、自律的で、自由なそして情報に基づいた決定を下す能力」も含むと述べている⁵¹⁾。

土地および領域は、先住民族の女性と女兒のアイデンティティー、見解、生き方、文化と精神にとって不可欠な部分であって、彼女らの人生、文化、生存、幸福と連関していることを認めている⁵²⁾。このことから、「締約国は、歴史的な不正義と取り組み、正義、和解、先住民族の女性および女兒に対する差別及びジェンダーに基づく暴力から解放された社会構築の過程の一環として、影響を受けている共同体に対して、支援と賠償(reparation)を提供することが肝要である。」としている⁵³⁾。さらに委員会は踏み込み、締約国は先住民族の女性と女兒に対する差別を防止するために国際法の下で「国境を確定し、権原を明確にし、かかる権原を先住民族に保障する」ことを求めている⁵⁴⁾。

先住民族宣言の起草過程において、土地や領域の扱いについて先住民族以外が所有、使用している場合、彼らに返還するのか賠償をするのかについて長年議論の対象となった⁵⁵⁾。先住民族権利宣言は、第28条で次のように規定している。「先住民族は、自らが伝統的に所有し、又は占有し、若しくは使用してきた土地、領域及び資源であって、自由な、事前の、かつ情報に基づく同意なしに没収され、奪われ、占有され、使用され又は損害を被ったものに対して、原状回復を含む手段により、又はそれが可能でない場合には、正当性、公正かつ衡平な補償の手段により、救済を受ける権利を有する。2 関連する先住民族による自由な別段の同意がある場合を除くほか、補償は、質、規模及び法的地位において等価の土地、領域及び資源の形、又は金銭賠償若しくは他の適切な救済の形をとるものとする」⁵⁶⁾。

国際法では、ウティ・ポシデティスの原則があり、これは植民地時代の国境は、返還後の独立国家にも適用されるという原則であり、さらに、時際法との関連で、先住民族への土地の返還が難しくなっている。よってこの条文は、第48条とともに読むことが前提とされる。すなわち「1 この宣言のいかなる規定も、いかなる国、人民、集団若しくは人に、国際連合憲章に反する何らかの活動に従事し、若しくはそのような行為をなす権利を含むと解釈してはならず、また、主権を有する独立国の領土保全又は政治的統合を、全

体的若しくは部分的に分割し若しくは害する行為を認め若しくは助長するものと解してはならない」⁵⁷⁾。言い換えると、当該国が特段認めない限り、国境の変更までは求められておらず、現実的には、金銭賠償という形をとることとなる。つまり、一般的勧告39の文言は、先住民族権利宣言よりも踏み込んだものとなっており、これを現時点で宣言の発展的な解釈として捉えることができるのか、また、締約国にこの一般的勧告の解釈を適用できるかは、不透明である⁵⁸⁾。

次に、文化については、先住民族の「土地、領域、歴史と共同体の力学、言語、衣装、食事の準備の仕方、先住民族の医療の実践、神聖な場所の尊重、宗教や伝統の実践、歴史や遺産を共同体及び人々へ伝えることと緊密につながっている。」⁵⁹⁾ ことを認めている。先住民族の土地、領域などを守ることが、ひいては先住民族の権利を守ることになると述べているが、この一般的勧告では女性ならではの衣装 (dress) や食事の準備などに関連する点もつけ加えられている点が面白い (食事の準備や民族衣装は女性に限ったことではないが)。だが、文化については基本的にこれまでに採択されてきた他の一般的意見 (勧告) と相違ない。ただし、「女性は、文化を享受する権利がある一方で、彼女らは差別的だと考える文化の側面に異議を申し立てることができる」⁶⁰⁾ ことを確認している。その例として、国際人権法とジェンダー平等の観点からこれに反するような時代遅れの法律、政策、慣行をあげている。委員会は、文化の一部とも捉えられることがある女性器切除 (FGM) は、女性に対するジェンダーに基づく暴力であるとしている⁶¹⁾。

さて、個別的権利と集団的権利の関係性であるが、先住民族の女性と女兒の差別については、個別と集団の両方の側面を理解する必要があると述べている。個別的な側面では、彼女らは、国家及び非国家主体の両方による差別を受けていると指摘する。例えば、差別やジェンダーに基づく暴力は、彼女らの個人の自立、個人の自由、安全、プライバシーの脅威となる。彼女らはまた、イデオロギー、伝統、文化、宗教法や慣習法、慣行によっても苦しめられていると指摘している。そして、先住民族の女性や女兒は、自らが進む

道や人生設計を選択でき、差別からの自由の権利があると述べている⁶²⁾。

集団的な側面では、彼女らに対する差別は、霊的な生活、母なる地球、文化的統合性と生存、そして先住民族の共同体の社会機構とのつながりの脅威となりこれらを破壊することになるという。そして、「自決権、先祖代々からの土地や資源の保有、彼女らに影響を及ぼすすべての事柄に関して効果的に参加し同意できないのは、彼女らと彼女らの共同体に対しての差別を構築する」としている⁶³⁾。

先住民族権利宣言の前文では、先住民族個人が「国際法によって認められる全ての人権を差別なく享有すること、及び先住民族が彼等の人民としての存在、福利ならびに全体の発展に不可欠な集団的権利を持つ」と規定されている⁶⁴⁾が、一般的勧告においてはこれを認めつつ、集団の利益の追求を理由とした先住民族の女性や女兒の個人の権利は、否定されてはならないとする。なぜなら、彼女らの個別的権利と集団的な権利の両方が重要であるからである⁶⁵⁾。

このようにしてみると、女性差別撤廃委員会の個別的権利と集団的権利の関係性の理解は、基本的に先住民族権利宣言および子どもの権利委員会の捉え方と同じである。先住民族の集団の中で彼女らが有する権利の側面と、先住民族の集団としての権利は分けられており、個人としては、個別的な人権と集団的な権利を有するが、先住民族全体としての集団的な利益の追求によって、彼女らの個人として有する権利が蔑ろにされてはならないということになる。

したがって、女性差別撤廃委員会の一般的勧告 39 は、基本的にはこれまでに採択された先住民族の関わる他の一般的勧告を踏襲したものであるといえる。しかし、大きな違いもある。それは、SDGs への言及 (para 15) と環境権という新しい権利が加わっていることである。先住民族は、土地との関係性が深いことから、環境の破壊は彼女らの生活に全般的に悪影響を与えることとなる。この一般的意見では、保健に関する第 12 条と農村における女性の権利に第 14 条との関わりで環境権について述べており、「気候変動の文

脈における災害リスク削減のジェンダーに関する側面」に関する一般的勧告37を受け、締約国に以下の点を求めている⁶⁶⁾。(1) 環境、気候変動、防災に関する法律や政策が、地球の三重危機を含む、気候変動およびその他の環境害の特定の影響を反映させたものであること、(2) 先住民族の女性と女兒が、環境問題、災害リスク削減、および気候変動に関連した意思決定に有意義にかつ効果的に参加できるように保障すること、(3) 環境害に対して責任ある者に義務を負わせ、環境問題に対して先住民族の女性と女兒が司法にアクセスするように保障すること、そして(4) 彼女等の環境、土地、文化的遺産、そして天然資源に影響を与えるような問題に関して、先住民族の女性と女兒が、自由意思による、事前の十分な情報に基づいた合意を保障すること、である⁶⁷⁾。

いずれの人権条約にも、本来環境権についての規定はない。しかし、持続可能な開発アジェンダの実施が条約機関にも求められていること、気候変動による地球の温暖化を含む様々な自然災害の増加が、今や人々の人権侵害の原因の一つとなっており、それはもはや看過できないものとなっていることから、各人権条約機関も環境権について扱わないことはできなくなってきた。この一般的意見は、そのような流れを受けた内容となっているといえる。

(4) 先住民族の権利に関わる個人通報の見解

今日、国連の主要人権条約全てに個人通報の制度が存在する。条約の違反に対して、締約国の管轄下にある個人等が委員会宛に通報を送付することができ、条件が満たせば、委員会はそれを書面で審査する。

自由権規約が発効して間もない1977年、カナダの先住民族のラブレイスの個人通報を送付した。1981年、自由権規約委員会は、この通報に関する見解を採択している⁶⁸⁾。

ラブレイスは、カナダの「マリスィート・インディアン」として登録されていた、カナダに居住する先住民族の女性であった。彼女は、先住民族では

ない男性と結婚したことによって、カナダの「インディアン法」に基づき先住民族としての地位を失った。後に、離婚し先住民族として、元に住んでいた先住民族の居留地に戻りたいと思ったが、同法によってそれが叶わなかった。けれども、男性の場合は、先住民族の女性と結婚しても、先住民族の地位を失うことはなく、同様に離婚したとしても先住民族の居留地に戻ることが可能であり、男女で対応が異なっていた。彼女は、これは女性に対する差別であるとして、個人通報を送付した。委員会は、少数者に対して居留地に住む権利に影響を与えるような地位上の制限がある場合は、自由権規約のその他の条文とも合致していなければならないと、合理的かつ客観的な正当性がなければならないとした。そして、第 27 条も、無差別の規定である第 2 条、第 3 条、および第 26 条に合致した形で適用されなければならないと述べた。ラブレイスが、女性であるゆえに元いた居留地に戻ることができないとするインディアン法にはそうすることの合理的な理由はなく、またそのような措置は先住民族の部落を守るために必要なことではなく、彼女が先住民族としての地位に戻れないことは、第 27 条の違反となると結論づけた⁶⁹⁾。この見解で出された、少数者に属する者の権利の制限は、合理的かつ客観的な正当性がなければならないという考えは、後の個人通報においても受け継がれている⁷⁰⁾。

その後、自由権規約をはじめとしてこれまで先住民族から締約国の条約違反を訴える通報が数多く寄せられている。そこで、ここでは先住民族権利宣言の採択後に締約国の違反が認められた個人通報のうち、先住民族の参加、経済活動、環境（権）との関わりが示された事例について取り上げ、委員会の活動がどのように条約の発展につながっているのかについて考察する。

(i) Angela Poma Poma v Peru (CCPR/C/95/D/1457/2006)

この事例の通報者は、アンジェラ・ポマ・ポマであり、通報の対象となった締約国はペルーである。通報は 2006 年に送付され、見解は 2009 年に採択された。ポマ・ポマは、ペルーのタクナ地方の先住民族で、アルパカ農場の

所有者でありアルパカやリャーマなどを育てている。これが彼女らの唯一の収入源となっている。この地方は、一帯が草原となっており、高原にある湿原の水源ともなっている。ペルー政府は、1950年から数々の水関連の事業を実施し、その結果、湿地が干上がってしまった。通報者は、かかる事業によって地域のエコシステムが破壊され、土地の劣化と湿地の干ばつが引き起こされ、そのため何千頭もの家畜が死に、生計が成り立たなくなった彼女らを貧困に陥れられたとした。彼女は、締約国が規約の第1条2項、第2条3項(a)、第17条、そして第14条1項に違反していると訴えた⁷¹⁾。

委員会は、かかる事業が第27条の下での彼女が有する土地の権利に影響を及ぼすのかについて検討した。委員会は、まず一般的意見23を想起し、ある特定の文化を享受することは領域およびその資源を密接に関係があることを確認した。また、文化の実践にはさまざまな形態があり、特に先住民族にとっては土地の資源の使用にも及ぶこと、伝統的な漁業や狩猟、法によって保護されている居留地における生活にも及ぶとした。これらの権利の保護は、文化的アイデンティティの存続と継続的な発展を保証するものであって、それは社会全体の基本構造を豊かにするものだと確認した⁷²⁾。

また、国家の経済的な発展は、第27条の規定を弱体化させるものであってはならず、共同体として自らの文化を享受する権利を否定するような影響を与えるような措置は、第27条に違反すると述べた。ただし、限定的な影響の場合はその限りではないとしている⁷³⁾。

委員会は、事業の悪影響については締約国も認めているとしている。そして、ある事業が少数者もしくは先住民族の顕著に文化的な経済活動に介入もしくは妥協させるような措置が許容できるかどうかは、当該共同体の構成員がかかる事業の意思決定に参加ができたかどうかが問題となるとした。この場合の参加は、効果的で、相談ではなく自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意でなければならない、事業は、均衡の原則が尊重され、共同体とその構成員の生存を脅かすようなものであってはならないとする。本件においては、通報者が属する共同体が、事業の前に政府からの助言は求められ

ていなかったこと、法的な資格を有する独立した組織によって、伝統的な経済活動への影響について研究は行われていなかったこと、また、その影響を最少化させるような措置もとっていなかったこと、この事業の結果彼女の伝統的な経済活動が継続できず彼女が利益を受けられなくなったことを認めた。そして以上の点から、規約第 27 条に従って、当該締約国は、通報者が集団のその他の構成員とともに自身の文化を享受する権利を侵害したと結論づけた。さらに、通報者の効果的な救済を怠ったとして、締約国は規約の第 2 条 3 項 (a) にも違反したと結論づけた⁷⁴⁾。

この事件では、これまでの一般的意見や通報の見解を踏襲しつつ、ある公共事業が先住民族個人もしくは先住民族の集団に対してどの程度影響があれば許容できるのか、もしくはできないのかの基準を示している。そして、それは事業それ自体の環境の破壊力だけでなく、その均衡性が考慮されること、共同体の構成員の生存が脅かされないこと、当該先住民族が自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意があったかどうかが問われるとした。本件の場合は、いずれも満たさなかったことから締約国の違反が認められた。

(ii) Daniel Billy et al v Australia (CCPR/C/135/D/3624/2019)

この事例は、オーストラリアのトレス海峡諸島に住む先住民族に属するダニエル・ビリー氏ら 8 名による、オーストラリアに対する通報である。自由権規約委員会は、2022 年 9 月に見解を採択した⁷⁵⁾。

トレス海峡諸島は、幾つもの小島からなる珊瑚礁の島々である。トレス地域当局 (Torres Strait Regional Authority :TSRA) によれば、気候変動に伴い、1993 年から 2010 年の間で年間 0.6 センチ海面が上昇しており、それによって洪水や侵食、サンゴの白色化、死滅、海藻の減少などを引き起こし、海の生態系に悪影響を及ぼしているという⁷⁶⁾。このような環境問題は、彼らの伝統的な生活、自給自足、文化的に重要な生物資源に重大な影響を与え、そのことによって、社会的、文化的、経済的な挑戦、インフラ、住宅、食糧生

産、水産工業に対する重大な影響となるほか、健康問題を引き起こすことが予測されるという⁷⁷⁾。通報者によれば締約国は、これまで通報者ら島民が長期的にトレス諸島に住み続けることができるための気候変動適応計画の実施に失敗し、気候変動の影響の緩和にも失敗し、規約の第2条、第6条、第17条、第27条の下での権利を執行できるような効果的な国内救済措置は存在しない⁷⁸⁾。よって、通報者は、当該締約国が第2条（単体及び第6条、第17条、第27条との関連で）、第6条、第17条、第27条に違反していると主張した。また、子どもたちについては、規約の第24条1項がそれ自体、および第6条、第17条、第27条との関連で違反していると主張した⁷⁹⁾。

委員会は、まず本件の許容性について審議し、通報者の権利が実際に侵害されているかどうか（トレス海峡諸島が海に沈んでしまうこと）は、本件の許容性の問題とは切り離すことはできないとした。加えて、国内救済措置を尽くしたかどうか、許容性の問題とはならないとした。しかし、一般的な規定となる第2条に関しては、通報者の第6条、第17条、第27条に関する主張と独立したものは考えられないことから、選択議定書の第3条に基づき許容することができないとした⁸⁰⁾。

さて、オーストラリア政府は、自由権規約ではない環境条約に関して委員会が審議することは、事項的管轄権から認められないと主張した。それについて委員会は、委員会には、他の条約の履行の決定をする権限はないとする一方で、規約の条文上の締約国の義務の解釈にあたって他の条約が参照される場合は、通報者の訴えに関係することとなると述べた⁸¹⁾。つまり、自由権規約の履行について審議するために、締約国が実際にはどのような自由権規約条文上の義務があるのか、それを解釈するにあたって、環境条約が用いられることは問題ないとした。

また、オーストラリア政府は、選択議定書の第1条の個人が「当該締約国によって侵害されたと主張」することが個人通報手続きの前提となる点に関し、オーストラリア政府は、通報者に対して気候変動による影響については責任があるとはいえず、本件は許容性が認められないという主張した。これに

対して委員会は、本件では、締約国が自らの領域内において気候変動の有害な影響と戦うための適応措置の実施かつまたは緩和措置を取らなかったことによって引き起こされた被害が問題となっているとし、オーストラリア政府の主張を退けた⁸²⁾。

オーストラリア政府はさらに、通報者は、(実際の被害ではなく)潜在的な将来起こりうる被害について通報を行なっているため、この通報には許容性がないと主張した。この点について委員会は、どの程度個人が被害を受けているかは程度の問題だとしつつも、通報者は、締約国がどのような作為または不作為によって、彼らの権利がすでに害されているか、またはかかる害が差し迫っていることを、すでに執行されている法律や裁判の判決や行政的な決定、実行によって示さなければならないとした⁸³⁾。他方で、委員会は、現在起こっている気候変動の影響に対して、通報者らは、極めて脆弱な人々の中に入ることを認め、既に起き、現在進行形にある有害な影響は、理論的な可能性なのではない、よって被害が未だ起こっていないというオーストラリアの主張は、許容性を認めない理由にはならないと判断した⁸⁴⁾。

このような理由から、委員会は本件の許容性を認め、本案の審理に移る。まず結論から先に述べると、委員会は、オーストラリアは、通報者らの規約第17条および第27条の権利を侵害していると認めた⁸⁵⁾。その理由は次のとおりである。

第6条は、実際に人々の命が失われていなくとも、生命にとって脅威であったり、あるいは死に結びつくような脅威がある場合、それらについても締約国は義務を負う。そして、このような脅威の中には、有害な気候変動による影響も入る。環境の劣化、気候変動、非持続的な開発は、現在および将来世代の生存権の享受にも現実的に差し迫った、重大な脅威であり、締約国はかかる脅威から人々を守るために全ての適切な措置を取らなければならない⁸⁶⁾。本来、第6条は、死刑など恣意的に命が奪われない権利を規定するが、委員会は、かかる条文を拡大解釈し、気候変動の影響による生命への脅威に対しても締約国には全ての適切な措置をとることを求めている。環境分

野での予防原則をここでは適用し、実際に起きていなくとも現実的で予見しうる脅威が第6条でも用いられるという新たな基準を打ち出している。そして、締約国としては、かかる脅威を最小化しなければならない義務を負うというのである。

オーストラリア政府は、第6条を拡大して解釈することは、条約法条約の第31条に反すると主張した。しかし、委員会は、むしろ、同条文の「文脈によりかつその趣旨および目的に照らして」「条約の通常の意味に従い、誠実に解釈」だと述べ反論している。その理由として、規約の前文では、「人類社会の全ての構成員の固有の尊厳及び平等のかつ奪い得ない権利を認めることが世界における自由、正義及び平和の基礎となす」と規定されていることから、第6条に環境破壊の脅威を含むことは、個人の「固有の尊厳」を守る条約の趣旨目的と合致したものだとした。とはいうものの、委員会は結局のところ第6条についてはオーストラリア政府の違反を認めなかった。その理由は、気候変動による通報者らへの重大な被害は今後10年や15年のうちに起こりうるものであって、この間にオーストラリア政府はまだ措置を講じることができるとしたからである⁸⁷⁾。

最後に、第27条との関連性について、同条文ではそれまでの先住民族と土地や資源との関連性や、文化、言語または宗教を維持する個人的権利について規定されていることを確認した上で、通報者が主張した気候変動の影響は、1990年代から通報者を含めた先住民族の共同体によって問題提起されてきたことから、締約国には容易に予見できたものであったとする。そして、通報者が住むところには防波壁が完成もしくは建設されていることには留意するが、工事は遅れており、かかる工事の遅滞は、通報者が直面している脅威に対しては不適切な対応であるとした。さらに、締約国によって、これまで通報者らの集団的伝統的な生活法の能力の維持を保護し、彼らの文化や伝統、土地および海の資源の使用方法を将来世代へ伝達できるために時機に合った適切な適応策が講じられなかったのは、条約の第27条に違反すると結論づけた⁸⁸⁾。ここでは、これまでオーストラリア政府が、気候変

動による様々な影響に対して十分に講じてこなかった措置に対して、それが不適切だったと認めている。環境の分野での世代間衡平の考え方が人権すなわち文化的権利においても導入されていることが確認できる。文化的な権利は、現代の世代だけにとどまらず、一度破壊されれば将来世代の先住民族のそれまで含むものと述べている。本件では、文化的権利の関係で、気候変動の問題が論じられ、締約国が策を十分に講じなかったことで、締約国の違反が認定されたのである。

このように、委員会は、ラブレイス事件やそれまで採択してきた第27条の一般的意見を踏襲しつつも、規約以外の条約や条約には規定がない環境権をも審議の対象とし、先住民族の文化的権利への悪影響に対する策が不十分もしくは講じられていないことを理由に、締約国の違反を認めた。この際、委員会は、現代の世代だけでなく、先住民族の将来世代の文化的権利の侵害についても言及しているのである。また、環境の分野で用いられている予防の原則を第6条にも導入し、実際に起きておらず、実際の被害がなくとも、現実的で予見しうる脅威があれば、それを軽減する義務を締約国は負うとしたのである。その意味で、この見解は、これまでにはない内容となっている。

本稿でも確認してきたように、先住民族の文化は、土地や領域と密接な関係があり、これらの場所が環境破壊の対象となってしまうと、一般的な人々よりも権利の侵害が大きい。その影響は、一人一人の人権にとどまらず、時として集団の文化の消滅にもつながりかねず、将来世代の文化的な権利をも剥奪してしまう。Poma Poma 対ペルーでも同様の問題が明らかとなった。

だが果たして、本件のように、規約にはない環境権を、前文にある固有の尊厳という条約の精神や趣旨目的と関連づけて論じ、文化的権利と結びつけて論じること、実際に被害が起きていなくとも「現実的で予見しうる脅威」に対して締約国が最小化する義務を設置することは、委員会の条約の履行確保の範囲内にあるのか若干の疑問がある。人間の尊厳は、究極的には人間活動全てに関連しているものであり、環境権以外にもあらゆる問題が規約の範

疇に入ってくることになりかねず、当然全ての事項を扱うことは自由権規約委員会にはできないのであって、オーストラリア政府がいう「事項的管轄」の問題が浮上しうると考えられる。

4. おわりに

——条約機関による先住民族の権利の発展と条約機関の権限——

本稿では、これまで国連の人権条約機関が、条約上規定がない人権について、どのように履行確保の制度の中で、発展させ国家に守らせてきたのかについて論じてきた。その際、先住民族の権利を例としてみてきた。自由権規約委員会が、ラブレイス事件で初めて先住民族の人権について扱ったのは1981年。それから40年以上の月日が経過し、先住民族と土地や領域とのつながり、文化的権利の内容、個人的権利と集団的権利との関係性といった先住民族が特別に有する権利の内容が少しずつ明確となってきた。条約機関は、既存の条文、その他の関連条約、そして先住民族権利宣言ができてからは宣言を用いながら国家が先住民族の権利を守っているかを監視してきた。1990年代は、各条約機関が、自らの職務権限内で、先住民族の権利と向き合い、履行確保が円滑に進むように一般的意見（勧告）を採択し、条約の関連条文を駆使しながら取り組んできた。だが、2007年に先住民族権利宣言ができてからは、その実施も担うようになり、一般的意見の内容もより具体的かつ詳細なものとなり、基準も明確となった。加えて、同時期には多くの人権条約には個人通報制度が整い、それまでは自由権規約委員会が先住民族から多くの個人通報を受け取っていたが、今後は他の条約機関も先住民族関連の個人通報を審査する機会は増えていくだろう。そのことによって、先住民族の抱える具体的な問題を、条約（にはない）規定で審査することとなり、さらなる人権条約の発展が見られることになると考えられる。この論文でも見た *Daniel Billy et al v Australia* でも議論されたように、今後は、先住民族と環境権の問題の進展、もしくは先住民族以外の人々の環境権が問題とし

て取り上げられ、締約国は条約の規定上には存在しない新たな権利の実施が求められるようにますますなるだろう。

ところで、このような先住民族の権利の発展は、条約機関だけの努力によるものではない。国連内外における様々な先住民族の権利に関連した基準設定や制度の構築も見過ごすことはできないのである⁸⁹⁾。ILO 第 169 条約の存在や国連の他の人権機関における先住民族の権利の保護促進、米州人権裁判所で蓄積されている先住民族関連の判例、そして何よりも先住民族権利宣言の採択の影響がある。近年は、持続可能な開発アジェンダの採択により、条約機関にもその実施が求められるようになり、このアジェンダの中には先住民族の具体的な規定がいくつかある⁹⁰⁾ ことから、今後さらに条約機関も先住民族の権利の実現に関与することになるだろう。

このように、人権条約機関は、締約国に条約上の権利を履行させるという任務の一環として、慣行という形で国家の行動が条約を守っているのか違反しているのかの基準を明らかにするために、時として解釈をしてきた。本稿でも見たように、条約採択時には含まれていなかった概念や事項、権利なども含まれる。こういった「アップデート」作業を条約機関は担ってきた。だが、国際法上かかる解释权を条約機関は有しているのか。あるいは、かかる解释权は何に依拠するのか。現実として、一般的意見（勧告）は、国家を法的には拘束しないが、国家はそれらを完全に無視することもできない。一般的意見を基準に報告書審査が行われ、個人通報も審査されるからである。また、国家報告書審査の勧告はフォローアップがあり、締約国は勧告の履行状況の説明責任を負っている。かかる一連の手続きは、国際法上の特別法として位置付けられるのだろうか。

先住民族の環境権について踏み込んだ内容となった Daniel Billy et al v Australia の事例は、人権条約機関による環境権の保護促進について、一石を投じるものとなった。これが今後継承されていくか、反省の対象となるかは、今の時点では不明であるが、その際、条約機関としての職務権限、解释权の問題についても論じられることとなろう。

また、同件では、環境権などそもそも規約の条文にはない権利を、条約の前文の固有の尊厳と結びつけ、条約の趣旨目的と合致することを理由に、第6条を拡大して解釈して締約国に新たな義務を生じさせた。だが、そもそも委員会には裁判所のような解釈権限がない⁹¹⁾。このような解釈は、果たして国際法的に問題ないのだろうか。本稿でも見たように、先住民族の特に文化的権利は条約機関の履行確保の中で発展してきた。それでは、こういった条約を進展させる「解釈」とそうでない解釈との違いはあるのだろうか。

加えて、制度的な問題もないわけではない。近年、多くの人権条約が国連内外で作られ、それに伴い、締約国は多くの報告書を作成し、審査も受けることとなった。反対に、委員会も多くの締約国を有することによって、報告書や個人通報の審査に遅れが出てきており、条約機関全体としての改革が議論されている。先住民族の権利については、本稿でも見たように様々な条約機関が一般的意見を出しているだけでなく、報告書審査の中でも先住民族の権利が扱われており、また多くの個人通報も審理されている。さらに、条約機関以外にも目を向けてみると、人権理事会や先住民族の関連機関、米州人権裁判所等の地域裁判所においても議論されており、それらの機関の間での整合性をどのように図っていくのが課題である。この論文でも確認できたように各人権条約機関の先住民族の一般的意見（勧告）を見ても、基本的な概念などは踏襲されていたものの、厳密には一般的意見（勧告）の間で違いがあった。そうすると、締約国としては、どの一般的意見に即して条約を実施することになるのだろうか。他方、個人が、個人通報を送付するならば、先住民族には理解があって締約国には厳しい機関を狙う、というフォーラム・ショッピングの問題も出てくる。このような問題を避けるためには、その第一歩として、先住民族の権利に関しては、今後条約機関の間で統一した見解が採択されることが望ましいだろう。また、個人通報も統一の委員会を設置するなどして、ケース・ローが統一されたものとなるようにするの可能性としてはあるだろう。

本稿でも見てきたように、これまで、条約機関はそれぞれが条約の履行を

確保し、その中で人権条約は発展してきた。本稿では、先住民族の権利に着目したが、同様に条約には具体的規定がないものの、発展した権利は他にもいくつもの例がある。これは条約の履行確保の一環として進められた実務的な理由によるものではあるものの、そのおかげで人権条約は古い賞味期限が切れたものとはならず済んできた。しかし、今後より前に進み、条約機関によって人権条約を発展させるためには、ここで一度立ち止まって、このような慣行の中にある法的なあるいは制度的な問題について今後議論する必要があるだろう。

注

- 1) 採択順に、あらゆる形態の人種差別に関する国際条約（人種差別撤廃条約）、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）、市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女性差別撤廃条約）、拷問及び他の残忍な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約（拷問等禁止条約）、児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）、移住労働者の権利に関する条約（移住労働者条約）、強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約（強制失踪条約）、障害者の権利に関する条約（障がい者権利条約）である。（ ）内は本稿で用いる略称。
- 2) 社会権規約は、経済社会理事会の決議 1985/17 によって設置。例えば、自由権規約は、第 28 条 1 項で「人権委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、十八人の委員で構成するものとして、この部に定める任務を行う」という規定によって自由権規約委員会を設置し、第 40 条 4 項ではその任務として「委員会は、この規約の締約国の提出する報告を検討する。委員会は、委員会の報告及び適当と認める一般的な性格を有する意見を締約国に送付しなければならない。また、この規約の締約国から受領した報告の写しとともに当該一般的な性格を有する意見を経済社会理事会に送付することができる。」と規定している。
- 3) 例えば、最近では、自由権規約委員会の採択した第 7 回日本政府報告書の勧告について、報道がなされた。例えば、NHK「「国連 日本政府に“入管施設内の対応改善を”勧告」2022 年 11 月 4 日配信。 <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20221104/k10013880431000.html> (2022 年 11 月 8 日取得)。
- 4) A/RES/61/295.

- 5) 定義はないものの、しばしば「コボ報告書」に含まれた4つの要素、先住性、歴史的連続性、被支配性、自己認識が用いられている。拙稿「第5章 人種差別の禁止と少数者・先住民族の権利」横田洋三編『新国際人権入門』（法律文化者、2021年）、92頁。
- 6) International Labour Organization, *Implementing the ILO Indigenous and Tribal Peoples Convention No. 169: Towards an Inclusive, Sustainable and Just Future* (Geneva, 2019), p.13.
- 7) 拙稿「第5章 人種差別の禁止と少数者・先住民族の権利」93-94頁。
- 8) Sandra Lovelace v Canada, Communication No, 24/1977, UN Doc CCPR/C/13/D/24/1977 (1981).
- 9) 国際労働機関駐日事務所HP https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS_239010/lang--ja/index.htm (2022年11月8日取得)。
- 10) 例えば、自由権規約は、HRC, *Guidelines for the treaty-specific documents to be submitted by States parties under article 40 of the International Covenant on Civil and Political Rights*, UN Doc CCPR/C/2009/1 (2010)、社会権規約は、CESCR, *Guidelines on treaty-specific documents to be submitted by States parties under Articles 16 and 17 of the International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights*, UN Doc. E/C.12/2008/2 (2009) などがある。
- 11) 滝澤美佐子「第3章 国際人権章典」横田洋三編前掲書、50頁。
- 12) CEDAW, *Tenth periodic report submitted by Canada under article 18 of the Convention, due in 2020*, CEDAW/C/CAN/10, 6 July 2022.
- 13) Pei-Lun Tsai and Michael O’Flaherty, “United Nations Human Rights Treaty Bodies and Indigenous Peoples’ Rights”, in Roxanne Dunbar-Ortiz, Dalee Sambo Dorrough, Gudmundur Alfredsson, Lee Swepston and Petter Wille (eds.), *Indigenous Peoples Rights in International Law: Emergence and Application*, (Gáldu & IWGIA, 2015), pp.387-388.
- 14) CCPR, *Concluding observations on the seventh periodic report of Japan*, CCPR/C/JPN/CO/7, 3 November, 2022, para. 43.
- 15) CCPR, CCPR/C/21/Rev.1/Add.1.
- 16) 例えば、最近採択された Daniel Billy et.al. v. Australia の見解においても言及がある CCPR/C/135/D/3624/2019, para. 8.12.
- 17) CCPR, CCPR/C/21/Rev.1/Add.1, para. 2.
- 18) *Id.*, para. 3.1.
- 19) *Id.*, para. 3.2.
- 20) *Id.*, para. 6.2.
- 21) *Id.*, para.7.
- 22) *Id.*, para.3.2.

- 23) *Id.*, para.9.
- 24) *Id.*
- 25) 当時、国連の人権委員会では「Indigenous people（先住民）」とするか「indigenous peoples（先住民族）」とするかで論争が繰り広げられていたが、人権小委員会から人権委員会に上がってきた先住民族権利宣言案は、「indigenous peoples」を用いていた。先述のとおり、国連の人権分野では正式に先住民族の呼称が用いられるようになったのは先住民族権利宣言によってであるが、自由規約のこの一般的意見は、それよりも前にこの呼称を用いていたことになる。People と peoples の違いは、後者は民族を指し、国際法では民族（人民）の自決権の考えから先住民族に独立する権利をも認めることを連想させるため、この用語を用いることに多くの国家は反対していた。拙稿「先住民族の参加と国際連合—先住民族権利宣言の起草と実施における影響—」『国連研究』第 23 号（国際書院、2022 年）73-100 頁を参照。
- 26) General Recommendation XXIII: Indigenous Peoples, CERD, U.N. Doc. A/52/18, Annex V; paras.1 and 2.
- 27) *Id.*, para.4.
- 28) *Id.*, para.5.
- 29) General Comment No. 7: The Right to Adequate Housing: forced evictions, (Art. 11 (1) of the Covenant), CESCR, U.N. Doc. E/1998/22 Para 10.
- 30) CESCR General Comment No. 14: The Right to the Highest Attainable Standard of Health (Art. 12) U.N. document, E/C.12/2000/4, paras. 2 and 3.
- 31) *Id.*, para.12.
- 32) General Comment No. 15: The Right to Water (Arts. 11 and 12 of the Covenant), CESCR, U.N.document, E/C.12/2002/11, para.7.
- 33) General Comment No. 21 :Right of everyone to take part in cultural life (art. 15, para. 1 (a), of the International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights), U.N. document E/C.12/GC/21.
- 34) *Id.*, para.2.
- 35) *Id.*, para. 7.
- 36) *Id.*, para. 13.
- 37) *Id.*, para.5.
- 38) *Id.*, paras. 36-37.
- 39) *Id.*, para.36.
- 40) *Id.*, para. 37.
- 41) General Comment No. 11 (2009): Indigenous children and their rights under the Convention, U.N. document CRC/C/GC/11, paras. 6-12.
- 42) *Id.*, para. 14.

- 43) *Id.*, para.20.
- 44) *Id.*, para.16.
- 45) *Id.*, para.17.
- 46) *Id.*, para. 31.
- 47) *Id.*, para.32.
- 48) General recommendation No.39 (2022) on the rights of Indigenous Women and Girls , U.N. document CEDAW/C/GC/39, para.13.
- 49) *Id.*, para.16.
- 50) *Id.* para. 16.
- 51) *Id.*, para.11.
- 52) *Id.*, para. 56.
- 53) *Id.*, para.12.
- 54) *Id.*, para. 56.
- 55) 拙稿「第5章 人種差別の禁止と少数者・先住民族の権利」95頁。
- 56) 植木俊哉、中谷和弘編『国際条約集 2022』、(有斐閣、2022年) 356頁。
- 57) *Id.* 357頁。
- 58) なお、細かいこととなるが、国際法では reparation は原状回復を含むが、先住民族権利宣言上は原状回復までは義務とはなっていないため、compensation (金銭賠償) の文言の方が権利宣言に即したものとなったかもしれない。
- 59) General recommendation No.39, para. 53.
- 60) *Id.*
- 61) *Id.*, para.21.
- 62) *Id.*, para.17.
- 63) *Id.*, para.18.
- 64) 植木俊哉、中谷和弘前掲書、355頁。
- 65) General recommendation No.39, para.19.
- 66) General Recommendation No. 37 on Gender-related dimensions of disaster risk reduction in the context of climate change, U.N. document, CEDAW/C/GC/37.
- 67) General recommendation No.39, paras. 60-61.
- 68) Sandra Lovelace v. Canada, Communication No. 24/1977, U.N. Doc. CCPR/C/OP/1 at 83 (1984).
- 69) *Id.*, paras. 1, 17, 18, 19.
- 70) 例えば、キトック対スウェーデン。Ivan Kitok v. Sweden, Communication No. 197/1985, CCPR/C/33/D/197/1985 (1988). ただし、この事件では、Kitok の主張は認められなかった。
- 71) CCPR, Views Communication No. 1457/2006, CCPR/C/95/D/1457/2006, paras, 1, 2.1-3.4.

- 72) *Id.*, paras 7.1 and 7.2.
- 73) *Id.*, para. 7.4.
- 74) *Id.*, paras 7.5-8.
- 75) CCPR, Views adopted by the Committee under article 5 (4) of the Optional Protocol, concerning communication No. 3624/2019, CCPR/C/135/D/3624/2019, para.2.1.
- 76) *Id.*, paras 2.2-2.5.
- 77) *Id.*, para. 2.6.
- 78) *Id.*, para. 2.8.
- 79) *Id.*, para. 3.1.
- 80) *Id.*, para. 7.4.
- 81) *Id.*, para. 7.5.
- 82) *Id.*, para. 7.6.
- 83) *Id.*, para. 7.9.
- 84) *Id.*, para. 7.10.
- 85) *Id.*, para. 9.
- 86) *Id.*, para. 8.3.
- 87) *Id.*, paras. 8.4-8.8.
- 88) *Id.*, paras. 8.13-8.14.
- 89) 国連の人権委員会等の人権関係機関による先住民族の権利の発展については、稚稿「先住民族の参加と国際連合—先住民族権利宣言の起草と実施における影響—」を参照。
- 90) 稚稿「第5章人種差別の禁止と少数者・先住民族の権利」100-101頁。
- 91) なお、条約機関の解釈の権限については、稚稿「規約人権委員会による規約の発展的解釈と適用：個人通報制度における無差別（2条1項、3条及び26条）を例に」『国際人権』2012年、第23号、pp. 24-28、他に Helen Keller and Leena Grover, “General Comments of the Human Rights Committee and their legitimacy”, in Hellen Keller and Geir Ulfstein eds. *UN Human Rights Treaty Bodies*, Cambridge University Press, 2012, pp. 116-194 を参照。

Making Human Rights Treaties a Live Document: The Works of the UN Treaty Bodies in the Implementation of Indigenous Peoples' Rights

Marie TOMITA

International human rights law is often conceived as being “a living document.” Though many of the core United Nations (hereinafter UN) human rights treaties were drafted years ago, with some being drafted over a half-century ago, not even one treaty has been amended so far. The treaties do not prohibit amendments, but like many other treaties, amendments are very difficult. This is one of the characteristics of international law, which is quite different from domestic law, where amendments are not difficult. Hence, the original articles of the human rights treaties continue to be used today. Then, how can the human rights treaties be “living” when the texts have not been changed? How can the treaties fit the new values or changes of the 21st-century world?

In this paper, the development of human rights treaties is examined. It will focus on the works of the UN human rights treaty bodies that have invigorated the words of the treaty. The author will take the rights of the indigenous peoples as an example. When many of the human rights treaties were adopted and came into effect, the rights of indigenous peoples were not acknowledged. Except for the Convention on the Rights of the Child, there is no specific article stipulating the rights of the indigenous peoples. On the other hand, over the past forty years, the rights of indigenous peoples have developed drastically. In 2007, the United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples was adopted at the United Nations

General Assembly. Meanwhile, treaty bodies had to interpret the existing articles to protect and promote the rights of indigenous peoples. Through the examination and analysis of State report recommendations, general comments or general recommendations, and some of the cases of individual complaints, including the case which was adopted in 2022 by the Human Rights Committee, this paper will reveal how new ideas or rights regarding indigenous peoples, which were not found in the original text of the treaties, have been developed and are being implemented by the treaty bodies.

It is concluded that the UN human rights treaty bodies have kept the treaties alive and updated through their compliance mechanisms. New rights and interpretations are added to the original treaty through these measures. Based on the concluding observations, comments, or general recommendations, States are asked to follow the “new interpretation” or new emerging rights which were not incorporated in the original text. Such practice is not restricted to indigenous rights but other rights as well. Whether the compliance mechanisms are a new development in international law is a matter which requires closer examination in the future, but the development of certain human rights, including indigenous rights by the treaty bodies is a matter which should continue to be analyzed.

【研究ノート】

エスター・デイヴィッド『*Book of Esther*』と インドのベネ・イスラエル II

小磯 千尋

はじめに

今回は『*Book of Esther*』の前半2章の概要を説明しながら、インドにおけるベネ・イスラエル・コミュニティの置かれた状況を概観した。時代背景は18世紀後半から20世紀の前半までである。3章では2章で奔放な生き方を貫いたジョシュアの結婚と娘エスターの幼少期が描かれる。動物園経営などに才を発揮するジョシュアのユニークな人生が語られている。本編のエスターの父親ジョシュアは、実在のエスター・デイヴィッドの父親レーベン・デイヴィッド（Reuben David）がモデルである。

1. 3章のあらすじ

ジョシュアとナオミの結婚

学校教育に馴染めなかったジョシュアはよくサバルマティ川で泳いだり、川辺で水鳥などを観察して時を過ごしていた。文字を読むことを好まず、長時間座り続けることができなかった。本を読むというよりは、写真やキャプションを見ることを好んだ。特に自然や、犬をはじめとする動物の本や彫り物の施された家具、彫刻や絵の本を好んでいた。学校へ行くのは英語の授業

の時だけで、そこでシェイクスピア文学を聞くことがお気に入りだった。優秀な姉や兄と違い、進路が定まらないジョシュアに父デイヴィッドはいつも辛く当たった。母シェババスはジョシュアをかばい続け、いつか彼が大成すると信じていた。学校をドロップアウトしてからは、一旦紡績工場に勤めたが、そこも長続きせず辞めてしまう。ボディービルディングでグジャラート代表になったり、映画スターにスカウトされかけたりしたこともあったが、厳格な父の反対にあい、スターの道は諦めた。しばらく定職にもつかず、藩王の狩りをアレンジして随行したり、ライフルの整備を行うなどして、藩王に重宝がられていた。暇があると仲間たちと狩りに出かけて鳥や動物を仕留め、野外でそれを調理して食べていた。そんななか、独学で動物の剥製作りの技術を身に付け、剥製作りに才能を発揮していた。

ジョシュアの集中力と才能を見抜いた兄は、ジョシュアに剥製術と獣医学の通信教育を勧めた。これはイギリスの獣医学会が提供する通信教育で、修了後には医師の肩書がもらえた。兄の助けもあり、ジョシュアは定期的に課題や試験をロンドンまで郵送して無事合格することができた。兄はジョシュアに「Dr.Joshua David」のネームプレートを贈った。

その直後にデイヴィッドが急死し、妹のソフィーもコレラで亡くなる。失意の母シェババスが元気を取り戻すきっかけとなったのが、ジョシュアの扁桃腺炎であった。高熱が続いて、下がらず、最終的にボンベイの病院で手術を受けることになり、兄メナチェムの許嫁のハンナの家で世話になる。メナチェムに付き添われてジョシュアがボンベイに到着したときには、彼の喉はカエルのように腫れ、高熱を出していた。すぐ手術が行われ、術後はハンナの家族の看護を受けながら回復を待った。ハンナの友人の一人がのちに、妻となるナオミである。ジョシュアはナオミの写真を見て気に入ってしまう。ナオミはハンナの親しい友人で隣人であったが、諸事情でホステル暮らしをしていた。

実際にジョシュアがナオミを見るのは、兄メナチェムとハンナの結婚式である。ハンナの付き添い役で結婚式に参列していたナオミは背が高く、威厳

のある女性で、ジョシュアは一目惚れしてしまう。彼女は父親の浮気が原因で、母親が家で自殺するという悲しい経験をしていた。正式に結婚の申し込みの手紙がジョシュアからナオミの父親に送られたが、すぐに返事はなかった。ナオミの父親ナオガオカル（Navgaokar）は、出張のついでにジョシュアに会いに来るも、彼が定職についていないことと高い教育を受けていないことを理由に、娘への結婚の申し込みを断ってくる。ショックを受けたジョシュアはそれから10年間、狩りを企画したり、ライフルの修理を行って過ごし、一言も「ナオミ」の名前を口にすることはなかった。ナオミへの想いを封印していたジョシュアであるが、義姉のハンナから思わぬナオミの近況を聞く。彼女の父ナオガオカルは再婚し、妹たちもそれぞれ独立し、ナオミはボンベイから遠く離れた町フブリ（Hubli）で全寮生の学校の英語教師として働いていた。父もその再婚相手もナオミへの仕打ちがひどく、彼女はほとんど家には帰らない状況だという。ハンナから連絡先を聞いたジョシュアはすぐにナオミに結婚の申し込みの手紙を書くも、ナオミはすでに30歳になった自分は、今後一人で生きていく決心をしたと返答してきた。ハンナはジョシュアをけしかけ、すぐにナオミを迎えに行くように言う。意を決して、フブリにナオミを迎えに行ったジョシュアはナオミを連れてアフメダーバードに戻って来た。二人が結婚を決意したのは1942年のことであった。ちょうどインドでは「イギリスはインドを出ていけ（Quit India）運動」¹⁾が始まった頃である。

ダンデーカル一族は経済的に一番苦しい時期で、一家は引っ越しを余儀なくされた。デリー門近くの家は貸家に出された。当時産婦人科医として働いていたジェルシャ（Jerusha）は給料の半分以上を仕送りしていた。ジョシュアも狩りや犬の交配によって得たお金を家計に回していた。家計を担う中心は兄のメナチェムが父親から譲り受けたクリニックからの収益であった。しかし家族は増え、それでは十分とはいえなかった。メナチェム夫妻は2人の息子と2人の娘をもうけていた。

ジョシュアも徐々に独立しつつあり、彼の骨とう品や銃、トロフィー、本

や犬たちのために離れを借りるようになった。ジョシュアとナオミはベネ・イスラエル・コミュニティで初の民事婚を挙げた。花嫁の父の許可がない結婚はシナゴークでは挙げられず、ユダヤ教の教えに背く結婚となってしまった。それによって村八分的な扱いを受けたジョシュアはしばらくベネ・イスラエル・コミュニティと距離を置くようになる。この冷たい関係は彼がインドの勲章であるパドマ・シュリー（蓮華大賞）²⁾を受賞する1975年まで続くこととなる。

ジョシュアとナオミの結婚後、メナチェム一家はジョシュアたちを残して、新しい家に引っ越す。その頃までには、ジョシュアも一家の主として責任を自覚し始めていた。しかし、ジョシュアはスポーツとしての狩り、無駄な殺生に心を痛めていた。

結婚3年後にナオミは妊娠する。体調不良が続き、産婦人科医である義姉ジェルシャと義母シェバベスのもとで過ごすことになる。

ジョシュアが狩りからの引退を考えていた頃、人食いヒョウを撃たねばならない状況になった。ちょうどヒョウを待ち伏せしていた時に、妊娠中の鹿が現れて、一緒にいた狩りの仲間がそれを撃ち殺してしまった。血みどろで横たわる母鹿の絶望的な目を見たジョシュアはいたたまれなくなり、小鹿を抱き上げキャンプに連れ帰る。小鹿とともにアフマダーバードに戻ったジョシュアは「娘へのプレゼントだ」とナオミに告げた。

当時すでに狩場に野鳥や動物たちは減り、ジョシュア自身はハンターから自然擁護派に転じつつあり、スポーツとしての狩りに反対を唱えだした。また、イギリスからの独立にともなって、ジョシュアの主なパトロンであった藩王や太守たちも過去の栄華と決別を迫られていた。

ジョシュアは家族を養う上で、何をなすべきか考えあぐねていた。今さら雇われる仕事に就く気はなく、かといって俳優や音楽家になることもできなかった。彼は動物病院を開くことを決意する。パランブルの藩王の召使であったモイヌッディンを雇って、銃や武器の修理の仕事も引き続き行い、剥製作りの要請があると、ジョシュアは剥製師として働いた。

そんな中、独立2年前の1945年、エスターが誕生する。エスターが生まれてからもナオミは小学校の教師として働き続けた。ジョシュアの武器の修理と犬の繁殖ビジネスは軌道に乗っていた。モイヌッディンは武器の知識が豊富で、独立闘争のために爆弾作りも行っていたようだ。

間に親戚の叔父とイギリス人女性のロマンスが語られる。

アフマダーバード初の動物園

ジョシュアの本領が発揮されるきっかけとなったのがアフマダーバードに設立された動物園³⁾である。それまで移動動物園や遊園地に併設された小規模動物園はあったが、公営の本格的な動物園はジョシュアの尽力によって運営された。ことの始まりは、チャンドゥー・ラル（Chandu Lal）教授によって運営されていた移動動物園とサーカス一座が教授の高齢化に伴い運営が厳しくなり、1956年にアフマダーバード市に売却されたことである。当時映画以外に娯楽のなかったアフメダーバード市民のかっこうの娯楽になると見込まれてスタートした。当時の市長は留学先のロンドンで動物園を訪れており、インドにも本格的な動物園を紹介したいと思っていた。運営を任せるために白羽の矢が当たったのがジョシュアであった。

ジョシュアは動物園をカンカリヤ（Kankaria）湖の周辺に建設した。動物園は「ヒル・ガーデン動物園」と名付けられた。まずチャンドゥー・ラル教授から引き継いだ鳥類のための飼育場が湖のほとりに開設された。続いて色鮮やかな熱帯魚を展示する10の水族館が建てられた。ジョシュアはいずれ、ヒョウやライオンをはじめとする猛獣も飼育したいと考えていた。

ジョシュアの動物園開設を知ったかつての狩り仲間、パランプルの太守ザバルダストカーン（Zabardastkhan）から励ましの手紙とともに、6か月の子ヒョウを寄付したいという申し出があった。彼らがともに狩りをしていた時代に勢子として加わっていた部族民ラクー（Rakhu）が母ヒョウを殺して子ヒョウを太守に売りつけにきたという話であった。以前ジョシュアが太守に動物園でライオンやトラを飼育したいと話していたので、まずはヒョウから

始めてはどうかと提案してくれた。新聞報道によると、アフマダーバード市側は肉食獣を飼育することをよしとしないということであったが、太守の提案で、太守からヒョウが寄贈されたとなると、市側もそれを拒否できないだろうという読みから計画を推進した。こうして大々的に新聞に取り上げられ、子ヒョウはジョシュアの許にたどり着いた。

ある冬の寒い朝、飼育員ジャガン（Jagan）は酒に酔った末の不注意で、トラのラージャーとラーニーの獣舎の開けてはいけないドアを開けて昼寝をしに行ってしまった。園内をうろつき始めた2頭の猛獣に、他の動物たちも氷ついてしまう。助手のバーブー（Babu）から知らせを受けたジョシュアは、2頭をなんとか無傷で檻に戻そうとする。2頭は動物園で生まれており、彼ら本来の力を自覚してはいなかったが、2頭とも十分に成長した成獣だった。

園内は不気味な静寂に支配されていた。ジョシュアは2頭を追い求めて園内を動き回った。その時、安眠を妨害されたフクロウが騒ぎ始めた。インドではフクロウは縁起が悪いとされ、バーブーは顔を引きつらせる。ジョシュアの後ろに控えていたバーブーはその時、恐ろしい獣のうなり声を耳にする。その声がジョシュアの声と気づくまでにしばらく時間がかかったという。バーブーが繰り返し思い出して語るには、その時ジョシュアはトラに変身していたという。ジョシュアの唸り声は大きくて、まるで地面が振動しているかの様だったという。唸り声をあげながら、ジョシュアはラージャーとラーニーに近づき、2頭を完全に支配下に置いてしまった。2頭は催眠術にかかったかのように、尻尾を下げ、自分たちの獣舎に戻って行った。ジョシュアはトランス状態に陥ったかのように、顔は赤く、瞳孔は拡大していた。それはまるで奇跡を見るようだったと、晩年バーブーは繰り返し語っていた。この出来事依頼ジョシュアは「アフマダーバードの奇跡の人」として知られるようになる。

ラージャーについては後日談があり、不運が重なり、カラスの群れに片目

を突かれ、片目を失ってしまう。

当時のジョシュアの家の居間にはジョシュアが太守とともに狩りで仕留めたライオンの剥製が鎮座ましましていた。動物園の経営方針や今後に対して行き詰まりを感じるとジョシュアはパランブルの太守ザバルダストカーンに手紙を書いていた。手紙を読み、ジョシュアの苦境を察すると、太守は週末にジョシュアのもとに駆け付けた。彼はいつもアフリカ出身の黒い肌のバーシル (Bashir) を連れていた。来客があるときのエスターの定位置はライオンの剥製の股の間であった。ある日太守が訪ねてきたときに、太守はジョシュアの動物園運営の困難さに理解を示し、彼の従者であるバーシルをジョシュアに譲ることを決める。バーシルは太守の毒見係も務めており、太守の従順なしもべであった。ジョシュアへの譲渡を言い渡されたバーシルは子供のように泣いた。太守は後ろを振り返ることなく、その場を後にした。あとには「バーシルの食費」と書かれたメモとともに 10 枚の 100 ルピー札が置かれていた。

それからバーシルは動物園の小さな木の小屋に暮らした。ナオミが学校で授業があり、学校が休みで動物園に連れてこられたエスターに園内を見せて回るのはバーシルの役目だった。バーシルは藩王一族がエチオピアから連れてきた奴隷で、彼らはシッディー・バドシャー (Sidi Badshah)⁴⁾ と呼ばれていた。バーシルの父親は太守の犬の世話係で、ジュンナガル (Junnagar) の太守とともにパキスタンに移住し、バーシルはジャバルダストカーン太守の元に残された。バーシルは狩りの射撃手として訓練を受け、森や動物に対して深い知識を身に着け、そののち太守の毒見係にまで昇進した。

動物園でも彼は飼育係に昇進し、園の外に家を借りて暮らすようになった。バーシルが園に来てから 15 か月後に、ジャバルダストカーンが亡くなった。ジョシュアもバーシルも悲しみに打ちひしがれた。バーシルは泣き暮らし、床に臥せてしまう。その時に面倒を見てくれた家主の妻と彼は不義の関係となってしまう。そのことが家主の知るところとなり、妻は幽閉状

態に置かれ、バーシルは家を追い出されてしまう。失意のまま、ある日バーシルはライオンの檻の中に入った状態で発見され、ジョシユアとバーブーの機転で紙一重で難を逃れた。なんでライオンの檻に入ったのかとジョシユアに問われても、バーシルは答えなかった。それから猛獣の飼育係から熱帯魚の飼育担当に移された彼は、しばらくしてからライオンの囲いの中から遺体で発見された。

ジョシユアの動物好きは周知のことであったが、彼はことのほかヒョウを好んでいた。幼少期に、彼の祖母スィムハから聞いたダングダの家で飼っていたヒョウ、チッタの話や、ガラス絵を修理していたときに、下絵で目にしたソロモンの肖像画の足元に描かれていたヒョウのチッタの姿を見つけて心惹かれたようだ。動物園を開設した当初、ジョシユアは野生の動物との出会いについて新聞に毎週コラムを書いていた。ジョシユアはアブー山での狩りで、ヒョウと対面したときの神秘的な体験について書いている。

私たちはデッキチェアに座って、バーシルがヒョウを見つけたという知らせをもたらすのを待っていた。私は高台から撃とうと計画していた。一晚中待ち続けたが、ヒョウを目にすることはなかった。その前日私たちはヒョウの足跡を目にしていたが、ヒョウは姿を現さなかった。私は疲れていた。早朝、まだ暗い頃、私は高台から降り、森の空気に触れ一息ついていた。乾燥した葉の上を流れる水音は不気味で、私は自分の心臓がドクンという音を耳にした。周りを見回した。森は目覚めたばかりだった。クジャクやオウチョウ鳥、ハチクイ鳥の鳴き声や鹿の鳴き声を聞いた。朝の森は新鮮で清浄だった。私は深く息を吸い込んで、タバコに火を点けた。突然、見られていることを意識した。

私は巨大な動物が私に忍び寄る気配を感じた。咆哮でない咆哮を耳にし、唸り声になっていない唸り声を耳にした。引つかれることもなく、鋭い爪の感触を首に感じた。触れられることなく、大きな猫の固い毛の感

触を感じた。振り返ることなく、私は斑点のついた金色の毛皮を見ることができた。その目が私の上に注がれるのを感じた。私の腹部に恐怖の塊があった。突然、それは溶解し何か別のものに変化した。恐怖は私の胸から咆哮へと姿を変えた。微動だにせず、振り向くこともなく、私は目を動かしてヒョウと見つめ合った。すると気づかぬうちに、その動物は優美な歩みで私から離れて行った。私たちはしばし見つめ合っていた。私は自身の唸り声を聞いた。ヒョウは私の唸り声に怪訝そうな表情を示した。しばらく私を見つめたあと、向きを変えて、数秒のうちに森に消えて行った。

その魔法のような瞬間は銃声でかき消された。次の瞬間、ジョシュアはヒョウが死んで横たわっているのを目にすることになる。

ジョシュアとヒョウの両者の間には何らかの交信がなされたようだ。ジョシュアは一度目を見交わした動物を殺すことを望まなかった。

このとき、ジョシュアは高台に友人がいることを忘れていた。彼はジョシュアがヒョウに襲われると思い発砲したのだ。その日彼らは、それ以上動物追跡を差し控えた。

これは森がジョシュアに教えた教育の始まりに過ぎなかった。ジョシュアが亡くなる2年前にも、同じような経験をした。彼は野生の雌ライオンと対峙することになった。彼らは5分ほど見つめ合った。ジョシュアは静かに岩の上に座っていた。すると、ライオンは向きを変えて藪の中に消えて行った。ライオンはジョシュアを人間とは思わず、彼女の同じ種と思ったようだ。

あるとき、グジャラートを洪水が襲い、サバルマティ川が氾濫し、動物園の横の湖も溢れてしまった。そんな中、2頭のワニが湖から現れ、動物に入り込んでしまう。バーブーに呼ばれ、家でくつろいでいたジョシュアが駆け付けた。ジョシュアは「ワニ作戦」と名付けて、ワニを生け捕りしようと試みた。ジョシュアは武器も持たずに、素手でワニの尻尾と口をロープで縛

り、使われていなかった井戸に投げ込んだ。2頭のワニはマンガ（Manga）とマンガラ（Mangala）と名付けられ、園内の広い場所に移された。マンガラは卵を孵化させ、唯一ジョシュアだけはマンガラの傍で孵化した赤ちゃんワニを見ることが許された。

湖にはもう1頭ワニが残っていることは誰も知る由がなかった。そのワニは前足に傷を負っており、生きながらえるのは絶望的に思われた。湖には餌になる魚が乏しく、ワニは常に腹を空かせていた。ワニは湖の真ん中にある小さな島から野良猫や野良イヌ、牛などを湖に引きずり込んで食べていた。2週間ほど食糧にありつけなかったワニは決定的な過ちを犯してしまう。あまりの空腹に耐えられず、木陰で昼寝をしていた少年を湖に引きずり込んで食べてしまったのだ。翌日掃除人が湖に半分食べかけの手を見つけて大騒動になった。すぐに消防隊とジョシュアが呼ばれた。歯形からワニの存在が明らかとなった。人食いワニは直ちに射ち殺すべきだという市当局を必死に宥めたジョシュアは、彼ら動物園側がワニを捕獲するという事で当局と折り合いをつけた。2日間ジョシュアと彼のスタッフは湖の中のワニを捜し続けた。ジョシュアはどこを捜せばいいかを心得ていた。大きな牛肉の塊の中に鉄のフックを忍ばせて湖に沈め、その時を待った。そして、餌に食いついてきたワニをスタッフや消防隊と引き上げた、ジョシュアはすぐに射ち殺そうと構えていた警察官に、誰かが1発でも撃ったら、自分は辞職すると告げた。顎に刺さったフックの痛みから逃れようとワニは暴れた。その大きさはマンガとマンガラを優に凌ぐものであった。

竹の棒に縛り付けられて動物園に運び込まれた巨大なワニとジョシュアは、人々の盛大な歓迎を受けた。顎と前足に大きな傷を負ったワニは到底生き残れないと思われたが、予想に反して驚異的な回復を遂げ、しばらくすると卵を産むための穴を掘り始めた。そう、この巨大なワニは雌だったのだ。大きさ的に彼女はマンガとマンガラの母親である可能性が高かった。ジョシュアは彼女をスマンガラ（Sumangala）と名付けた。ジョシュアとバーブはスマンガラが卵を孵化させる手伝いをした。ジョシュアはスマンガラ

が卵を潰さないように、尻尾を持ち上げても尻尾を振り回すことなく、ジョシュアのなすがままに任せた。ジョシュアが尻尾を引っ張り、彼女の背中に乗ることさえも許した。この彼女のジョシュアへの信頼は人々を驚かせた。実はジョシュアはスマンガラが湖に1頭だけではなかったと確信していた。つがいの雄がいるはずであったが、いくら探しても見つからなかった。ジョシュアはずっと気にかけていたが、なす術がなかった。15年後にスマンガラの夫がジョシュアの前に突然姿を現した。ある雨が激しく降り、電話も不通になっていた深夜に4人の村人がジョシュア宅を訪れた。湖の近くの村で、3人の若者が泳いでいるところをワニに襲われ、一人は食べられてしまい、あとの二人はひどい怪我を負い、病院に運ばれたという。彼らはジョシュアに助けを求めに来たのだった。夜通しの見張りのあと、ジョシュアたちのチームはワニを生け捕りにした。動物園に運び、他のワニたちと一緒に檻に放すと、スマンガラが彼の元に寄って来た。一緒に水に潜り、日向ぼっこをした。生気がなく心配していたが、彼はその後2年間生き延びた。死後、解剖してみるとお腹の中の奥に鉄のフックが食い込んでいた。

ワニに続き、ジョシュアは湿地帯にやって来る渡り鳥の保護にも乗り出した。周辺に住む部族民たちがフラミンゴやカワセミなど貴重な鳥たちを捌いて旅行者に肉として売っているのに心を痛めていた。そこで、無傷の鳥を2倍の値段で買い取る約束をして、多くの種類の鳥たちを飼育することに成功した。ジョシュアは湿地ワニの交配とフラミンゴの捕獲と飼育で世界記録を打ち立てた。

ヒル・ガーデン動物園はアジアの動物園として知られるようになった。短期間にそれを成し遂げたジョシュアの才に娘のエスターも驚嘆している。当時のグジャラート州知事やアメリカのインド大使がジョシュアとの交遊を楽しみ、ジョシュアは著名人たちとともに、新聞の紙面を飾ることが多かった。アメリカ人大使ジョン・K・ガルブレイスは檻の外でトラのラジャーと写真を撮ることを望み、ジョシュアの監督の下で実現した。彼はジョシュ

アの天性の動物との関わりの才を称えている。

アメリカ大使に続き、ネヘルー（ネルー Neheru）首相が、動物園の向いに子供向け公園を開園する旨を伝え、ヒル・ガーデン動物園を訪れることになった。ジョシユアは警察当局と警備のための度重なる打ち合わせを行い、道路を補修し、檻にペンキを塗り、園を飾り立ててその日に備えた。ジョシユアはエスターにネヘルー首相の肖像画を描いてそれを彼に見せるように命じた。思い通りの絵が描けなかったエスターは写真をトレースして、そこに色をつけて間に合わせの肖像画を準備した。

厳重な警備の中、ネヘルー首相は動物園に到着した。歓迎のために炎天下で待ち続けた子供たちに笑顔を向けることなく、深刻な表情の首相にエスターは失望する。エスターたちの世代はチャーチャー（caca おじさん）ネヘルーは子供が大好きで、子供のために尽くしてくれていると教えられてきた。ジョシユアに命じられて、エスターはライオンの檻の脇に立って首相を待った。首相に肖像画を見せてサインをもらおうと思っていたエスターだが、ネヘルーの神経質そうな表情に緊張する。いつものカーキ色の服に身を包んだジョシユアも緊張した面持ちだった。終始不機嫌そうだったネヘルー首相も、ジョシユアの巧みな話術に徐々に打ち解けてきた。州首相が、ジョシユアは動物たちと意思の疎通ができるなどと話すと、ネヘルーはジョシユアに興味を示す。彼はジョシユアに動物学の学位があるか尋ねると、ジョシユアは「無学です」と答えた。するとネヘルーは「君はソロモン王の指輪をもたられたのだろう」と話した。そんな会話を通して、ジョシユアもネヘルーと心を通わせた。そんなとき、ジョシユアはネヘルーにエスターを紹介し、肖像画を見せるように命令した。恐る恐るコピーした絵を彼に見せると、にっこり微笑んで絵を返してきた。そのとき、エスターが勇気を振り絞って、「サインをお願いします」と言うと、サインをして絵を返してくれた。脇にいたモラルジー・デサイ（Morarji Desai）がネヘルーに向かって何かささやくと、その場の空気が突然変わり、ネヘルーは固い表情になってし

まった。両者の関係は芳しいものではなかったようだ。ネヘルーは訪問者が感想を書くノートに、

子ども園と、噂に聞いていた動物園を訪れることができて大変嬉しい。ここは子どもたちにとって素晴らしい場所である。このような場所がインド中にもっともっと増えることを望んでいる。

ジャワーハルラール・ネヘルー 1961年4月4日

と書き残して去って行った。ネヘルー首相の動物園訪問は成功裡に終わり、ジョシユアも大満足であった。このあとすぐ、ジョシユアは母親シェバベスに手紙を書いて、この成功を報告した。翌日第一面にジョシユアとネヘルー首相の写真が載った新聞を持って母親に会いに出かけたジョシユアをシェバベスは涙を流して迎えた。長年の彼女のジョシユアに対する心配が報われた瞬間だった。

ヒル・ガーデン動物園は世界中の野生動物保護の専門家たちを魅了していた。その一人がオーストラリアの人類学者コリン・グローヴズ (Colin Groves) である。彼はジョシユアのことを気に入っており、よく動物園を訪れて野生のロバの交配などを学んでいた。グローヴズはイボイノシシの群れの中にブタに似た他と異なる動物に注意を向けていた。ジョシユアはそれを「太っちょ」と呼んでいた。それはかつての太守の友人からの贈り物であった。その友人はオーストラリアの友人から贈られた。いたずら好きの「太っちょ」はゾウをからかったり、イボイノシシをいじめるなどして楽しんでいた。ゾウのスマットラをからかい、鼻で投げ飛ばされ、危うく踏み殺されそうになったこともあった。ジョシユアが現れなければスマットラに踏みつぶされるところだったが、辛うじて難を逃れた。オーストラリアに戻ったグローヴズは、「太っちょ」の種について調べ、新石器時代のイボイノシシであることを解明した。彼はそれにジョシユアの名前をつけようとした。しかし、ブタの種ということで、敬虔なユダヤ教徒ではなかったが、豚肉を口にしたことのなかったジョシユアは抵抗を感じ、何度か拒んだが押し切れ、サス・デイヴィッド・ダヴィディ (Sus David Davidi) と命名された。

その後、ジョシュアは人家に侵入した野生のヒョウを生け捕りにしたり、暴れるゾウをなだめて動物園に保護するなど、数々の武勇伝を残す。エスター自身も父ジョシュアが、野生の動物たちと意思の疎通ができる特殊な能力を授かっていたのだらうと推測している。

1975年、ジョシュアはインド大統領ファクルッディン・アリ・アハメッド（Fakhruddin Ali Ahmed）から国民栄誉賞であるパドマ・シュリーを授与された。その前に彼は咽頭がんのために声帯を切除し、声を失っていた。なんとか電気喉頭を使って会話ができるようになっていた。授賞式後のお茶会では、時の首相インディラ・ガーンディー（Indira Gandhi）がジョシュアを称えて、「デイヴィッド、インドはあなたを誇りに思います」と言った。インディラ・ガーンディーはジョシュアの活動を熟知しており、その事業に心から興味を示した。ジョシュアも栄誉に思い、彼女の賞賛に応じて、彼女を動物園に招待した。しかし、彼女からの返事がジョシュアを動転させた。「動物や鳥が檻に入れられて飼育されていることを嫌悪します。動物たちが自由に動き回っていることを好みます。」とあった。ジョシュアは怒った。彼はすぐにインディラ・ガーンディーに、保護としての動物園の重要性を説明した返事を書いた。そのあとすぐ、彼女は非常事態宣言を発動して、ジャヤプラカーシュ・ナラヤン（Jayaprakash Narayan）やモラルジー・デサイを投獄した。ジョシュアはインディラ・ガーンディーの手紙にいたく傷ついた。親しい友人たちと酒を酌み交わす席でジョシュアは、「彼女は私の活動について熟知していた。誇りに思うとまで言った。もし彼らが動物園の重要性を理解していないのなら、何で私に蓮華大賞を授与したのだ」と語った。それから、ジョシュアは野生の保護と動物園の役割と重要性について何本も論文を書いた。それらをインディラ・ガーンディーを初めとする批評家たちに送り続けた。皮肉なことに、のちにジョシュアのアヒル・ガーデン動物園はネヘルー一族の名前が冠されることになった！

動物園はエスターにとってはユートピアであった。今では彼女の手を離

れ、アフメダーバード市の管轄となってしまった。

ジョシュアの死の1か月前、さがりがついて狂暴になったアショカ (Ashoka) という名前の雄ゾウが、ゾウ使いを踏み殺して暴れまわった。ゾウはどうしていいか分からないまま、市内に向けて前進を続け、熱くなった体を冷やすために大荒れの川に入った。消防隊から応援の要請を受けたジョシュアは、すでにかつてのような体力はなかったが、ゾウが射殺されることを思うと居てもたってもいられずに、市当局のジープでネヘルー橋に向かいそこで待機した。望遠鏡で川の中のアショカを観察した。彼の長年の経験から、このような状況下ではゾウは人間と関わることを好まないことを知っていた。ゾウが川から無事助け出されたら、動物園にいる雌ゾウのスマットラ (Sumitra) と理想的な伴侶になると思った。悩んだ末、ジョシュアはスマットラに願いを託し、スマットラを雄ゾウの元にした。もし、雄ゾウにスマットラが殺されてしまったらという思いもよぎったが、彼は動物の本能に賭けてみる決心をした。スマットラが川に入って行くと、ジョシュアは知っている限りのヘブライ語の祈りを唱えた。敬虔なユダヤ教徒とはいえなかったジョシュアであるが、この時人生で初めて、「もしスマットラが狂った雄ゾウを宥めることができたなら、過ぎ越しの祭り⁵⁾を準備します」と願掛けをした。大勢の人々が見守る中、スマットラを目にしたアショカは甲高い声をあげた。それは親愛を示す声だった。2頭のゾウは互いの鼻を絡め合い挨拶した。スマットラの上に乗ったゾウ使いは彼女を川岸に向かわせると、アショカは鼻でスマットラの尻尾を掴んで彼女に従い、ヒル・ガーデン動物園までついて行った。これはジョシュアが起こした最後の奇跡であった。だが、彼は過ぎ越し祭を祝うことなく逝ってしまった。

まとめ

あくまでフィクションとして書かれた本書ではあるが、ジョシュアの人生はレーベンのそれと一致する。レーベンは独学で動物学や剥製技術を身

に着け、自然保護に尽力した。本書で述べられているように、1951年にアフマダーバード市立動物園設立を任され、カマラ・ネヘル動物公園(Kamala Nehru Zoological Park)、ネヘルーおじさん子供公園(Caca Nehru Balvatika=Children's Park)、自然史博物館を設立した。また、アフメダーバードのスンドルヴァン(Sundarvan)とガンディーナガルのインドロダ(Indroda)公園の顧問としても奉職した。また、本書でも言及があったが、1981年にオーストラリア人の人類学者コリン・グローヴズ(Colin Groves)が発見した新石器時代のイボイノシシの名前に彼の名前が付けられている。長年の功績が称えられて国民栄誉賞にあたる蓮華大賞(Padma Shri)を1975年に授与されている。このように本章では当時のインドが置かれた状況にも触れられている。

ベネ・イスラエル・コミュニティ関連で特筆すべきことは、ジョシュアがナオミとの結婚の経緯をめぐって、コミュニティと距離を置くようになった点である。ベネ・イスラエル・コミュニティでは父親の許可のない結婚は正式な結婚と認められず、シナゴグでユダヤ教徒としての挙式を行うことができなかった。ジョシュアが1975年に蓮華大賞を受けるまで、両者の溝は埋まらなかった。

本章では、ジョシュアの自然や動物との関わりにおける特異な才についてのエピソードが中心となっており、ベネ・イスラエル・コミュニティについての言及が少ない。次回扱う4章エスターではエスターの波乱万丈な生き方と、彼女がユダヤ教徒として自覚を深めていく過程が描かれる。

(Ⅲに続く)

注

- 1) Quit India movement クウィット・インディア運動：1942年8月8日の国民会議派の全国員会で採択された決議で、イギリスのインドからの撤退を求めたことから始まった運動。「ガンディーの指導下で、非暴力的方法による大衆的闘争を開始する」というよびかけ。インド各地でさまざまな反英闘争が展開された。

- 2) インドの民間人を顕彰する勲章。インドでは4番目の格式をもつ。1954年に制定された。毎年インド共和国記念日に、インド政府によって授与される。
- 3) インドがイギリスから独立した当初、インドには動物園はなかった。1951年から野生動物保護の必要性が議論され、1953年に首都デリーに初の動物園開園にむけて場所が準備された。最終的に国立動物公園が開園したのは1959年である。本文でも触れたが、チャンド・ラール教授がイギリスを訪れた際、ロンドン動物園（1828年開園）を見学して、インドにも教育的かつ娯楽の目的で動物園を開園したいと思い、移動式動物園兼サーカスを運営したのがアフマダーバード動物園のベースとなっている。教授の高齢化に伴い、アフマダーバード市に譲渡され、ジョシュアがその責任を任されたのが1956年であることから、ジョシュアの動物園がインド初の動物園といえる。
- 4) インド西部からパキスタン南西部にかけて見られるアフリカ系黒人の集団の総称。インドではスィーディー（*Siddi*）と呼ばれる。名称の由来は「ムハンマドの血筋、高貴な血筋をもつ人」を意味するサイアディー（*Saiadi*）が変化したもの。浴びシニア（エチオピア）出身者という意味からハブシー（*Habshi*）とも呼ばれる。人口は約5万人といわれる。
- 5) ユダヤ教の重要な祭日の一つ。エジプト人の奴隷であったユダヤ民族のエジプト脱出を記念する祭り。1週間祝われる。神がエジプト中の赤子を殺したときに、羊の血を戸口に塗ったユダヤ人の家だけは過ぎ越したという故事にちなんでいる。

【研究ノート】

銅像が示す地域性：戦国武将の銅像を中心に

高山 陽子

はじめに

2020年6月13日、明智城址（岐阜県可児市）に明智光秀像が除幕した【写真1】。1582年のこの日、山崎で羽柴秀吉軍に攻められた明智光秀が落命した。高さ2.3メートルの銅像は、明智光秀がNHK大河ドラマ『麒麟がくる』（2020年放送）の主人公になったことに合わせて設置されたもので、費用3100万円は寄付金によってまかなわれた〔岐阜新聞2020年6月14日〕。設置の経緯は、台座のプレートに以下のように記されている。

明智光秀 1528—1582

可児市（明智荘）で生まれ育った麒麟児明智光秀公のモニュメントです。光秀公は高い教養と戦術、統率力に卓越した能力を発揮した戦国武将であったと言われています。さらに家族や家臣を思いやる心優しい人柄で、領民からも慕われた名君であったとも語り継がれています。

人々が穏やかに暮らせる、争いのない時代を願って可児から雄飛した光秀公の



写真1 明智光秀像（明智城址）

思いを受け継ぎ、人間愛と世界平和への願いをこの像に託し、世界に向けて発信していきます。

彫刻は、日本藝術院会員神戸峰男氏に制作いただき、題字は臨済宗相国寺第132世有馬頼底氏に揮毫いただきました。

像の建立にあたっては、多くの個人、団体、法人からの寄附金や募金が充てられています。

令和二年六月吉日

可児市長 富田成輝

また、2020年5月19日、静岡駅前は今川義元の銅像が設置された【写真2】。桶狭間で織田信長に敗れた今川義元は、歴史ドラマや戦国ゲームでは「麻呂顔」の滑稽な姿を披露するのが定番となっている。2009年放送のTVアニメ『戦国BASARA』における今川義元は、籠に揺られながら「旅は苦手おじゃ」と言い、鼻ちょうちんを出して居眠りをしている。終始、「おじゃおじゃ」と言って桶狭間の戦いであっけなく殺されてしまう。このようにTVアニメやゲームでは極めて戯画化されているものの、今川義元は静岡の人々にとっては地域の礎を築いた偉人である。彼の白塗りの顔と公家の服飾は、今川家の格式の高さに由来するもので、当時としては真つ当な姿で



写真2 今川義元と竹千代の像
(静岡駅前)

あった。フィクションではない正当な形で地元の偉人を表現したいというのは地元の人々のたつての願いであり、市民団体が寄付を募り、駅前の銅像設置につながった〔中国新聞2020年5月22日、静岡新聞2020年5月15日〕。

幾度もドラマや映画、小説において描かれてきた戦国三英傑（織田信長、豊臣秀吉、徳川家康）の銅像

〔表 1〕 主な戦国三英傑の銅像

人物	設置場所	分類	設置年
織田信長	清州公園	城址	1936 年
	岐阜城公園	城址	1988 年 2009 年移設
	安土駅前	駅前	1991 年
	桶狭間古戦場公園	古戦場	2010 年
	岐阜駅前	駅前	2009 年
豊臣秀吉	豊公園	城址	1971 年
	長浜駅前	駅前	1984 年
	常泉寺	その他	1988 年
	墨俣城	城址	1991 年
	大阪城豊国神社	城址	2007 年
徳川家康	岡崎公園	城址	1965 年
	岡崎公園	城址	1992 年
	駿府城公園	城址	1973 年
	浜松城公園	城址	1981 年
	江戸東京博物館前	その他	1994 年
	静岡駅前	駅前	2009 年
	東岡崎駅前	駅前	2019 年
	静岡駅前	駅前	2020 年

は、様々な場所で目にすることがあるが〔表1〕【写真3】【写真4】【写真5】、負けた武将については、近年になって、まるで従来の否定的なイメージを払拭するかの如く新たに銅像が作られる。その際には、明智光秀が「領民からも慕われた名君」とされるように、地域の貢献者であることが強調される。

戦国武将（1467 年から 1638 年に活躍した武将とする）には、武将の側面と藩祖の側面がある。前者は江戸時代以降、各種の軍記物を通して広がった戦国英雄であり主に甲冑姿で表現され、後者は近世から近代にかけて藩祖として神格化されていたもので、主に冠位束帯の姿で立つ。武士の神格化を論じた高野信治によると、武士の祭祀は平将門に敗れた平国香に始まり、江



写真3 織田信長像（清州公園）



写真4 豊臣秀吉像（常泉寺）



写真5 徳川家康像（東岡崎駅前）

戸時代には1672件の神格化が行われた〔高野 2022〕。明治以降も藩主の祭祀は続き、土佐藩主・山内一豊夫妻を祀る藤並神社が別格官幣社の山内神社となり、肥前佐賀藩主・鍋島直茂を祀る松原神社が別格官幣社の佐嘉神社となったように国家神道の中に位置付けら

れていった。

藩祖の顕彰は、藩祖神社の創建、開府300年祭、皇太子（後の大正天皇）の行啓に伴う城址および古戦場の整備などの複数の政治的イベントを通して行われた。銅像設置もその一つであった。これらは近代化の過程で失われる地域性を復活させる一つの方法であり、20世紀初頭、郷土史を形成する上で重要な役割を果たした〔羽賀 2005〕。戦国武将は、「郷土としての一体性を後世するための求心力を担う存在」〔矢野 2006:206〕として選ばれたのである。

戦国三英傑の銅像〔表1〕を眺めると、城址、駅前、古戦場が主な設置場

所となっていることがわかる。古くから設置されてきたのが城址であり、駅前と古戦場は戦後になって設置されるようになった。

天守や櫓を中心とする城郭建築が再建された城址は、日本名城 100 および続日本名城 100 の指定によって、地域活性化のための重要な観光資源と見なされている。歴史的な価値だけではなく、コスプレイベントの場所としても地域の期待を背負っている。姫路公園は 2016 年、「ひめじ Sub かる☆フェスティバル」を実施し、2018 年には城内の写真撮影を許可した。また、2010 年から小田原城址公園で開催しているコスプレイベントの参加費は 1500 円であり、当初、100 人程度であった参加者は次第に口コミで広がり 300 人を超えることもある。参加者の多くは若い女性で战国ゲーム「戦国 BASARA」（2005 年販売開始）に登場する武将のコスプレをしているという〔読売新聞 2012 年 5 月 23 日〕。とりわけ戦国武将を物語化して消費する歴女の影響は非常に大きく、地域で様々なイベントを開催させるまでに至った。「戦国 BASARA」を見た女性客が片倉小十郎（景綱）ゆかりの白石城を訪れるようになったため、各種のイベントが開催されるようになったのはよく知られる事例である。

歴女が好む戦国武将の物語がアニメやゲームを通してキャラクター化されたもので、必ずしも歴史的考証に基づくわけではない。このように戦国武将の物語を消費することは現代特有の現象ではなく、江戸時代に多く書かれた歴史物語にもエンターテインメント性が増えられてきた〔橋本 2016:13〕。銅像にも服飾などにおいて十分な歴史的考証を経たものと、エンターテインメント性強いものがあり、同じ人物が複数の姿で表現されるのは珍しいことではない。とりわけ戦国武将は、戦場における英雄という側面と、地域の礎を築いた偉人という側面がある。こうした多様な側面を持つ戦国武将は、その銅像設置の背景も場所も多様である。本稿では、城址、駅前、古戦場の 3 カ所の設置場所を整理しつつ、戦国武将の銅像の地域性について検討する。

1. 公園と銅像

城址に銅像が設置されてきたことは、銅像資料集『偉人の倂』（二六新報社、1928年）から確認できる。この資料には、明治期から昭和初期にかけて設置された632体（第2版では657体）の銅像について、所在地、建設年月、原型作者・彫刻者、鑄造者、構造、工費、建設者が記されている。2009年の復刻版『偉人の倂』（ゆまに書房）の資料によると、像主の職業・身分で最も多いのは実業家18パーセントであり、政治家8.7パーセント、武門8.2パーセント、医学界7.0パーセント、軍人6.2パーセントと続く。武門に分類された53体のうち戦国武将に相当するのは16体で〔表2〕、すべて1943年から1944年の金属供出で撤去された。

〔表2〕『偉人の倂』に記載される戦国武将の銅像 *城址

人物	設置年	場所	制作者	設置者
豊臣秀吉	1903年	大阪 豊国神社 *	高尾定吉	縁綏会
津軽為信	1909年	弘前市 公園本丸 *	山崎朝雲	大道寺繁楨
加藤清正	1912年	京都府紀伊郡深草町	谷口香嶠	北村宗次郎
蜂須賀正勝	1913年	徳島公園 *	石川浩洋	蜂須賀昭邦他7名
山内一豊	1913年	藤並神社 *	本山白雲	旧土佐藩有志
豊臣秀吉	1916年	姫路公園 *	不詳	岩谷栄太郎
前田利常	1916年	石川県小松町 *	不詳	小松町呉服組合
蒲生氏郷	1919年	滋賀県蒲生郡日野 *	石本暁海	日野町教育会
太田道灌	1920年	東京府庁 *	渡邊長男	東京府
徳川家康	1920年	東京府庁 *	渡邊長男	東京府
豊臣秀吉	1921年	名古屋妙行寺	太田真成	浅田利太郎
鍋島直茂	1922年	佐賀市上多布施町	諏訪頼雄	佐賀市長野口能毅他有志
前田利家	1924年	金沢市公会堂	吉田三郎	和田栄太郎
加藤清正	1926年	池上本門寺竹内	竹内久一	三須安五郎、高木金蔵
上杉謙信	1928年	上杉神社 *	瀧川美堂	上杉謙信公350年奉賛会
松平直政	1927年	松江城本丸 *	米原雲海	旧出雲藩士及び縁故者

注 大阪豊国神社は1880年創建、1961年、大阪城公園に移転。

銅像とは、実在した人物を顕彰するために公共の場に置かれた像を指す。日本語ではブロンズ以外の素材でも銅像と呼ぶため、本稿でも公共の場における人物顕彰の像を銅像と呼ぶ。この点から見ると、日本最初の銅像とされる兼六公園（現、兼六園）のヤマトタケル像（明治記念標）【写真6】は、ヤマトタケルが伝説上の人物であるゆえ、銅像の定義に合致しない。日本における本格的な銅像は、1893年設置の大村益次郎像（靖国神社）が最初であり、その後、西郷隆盛像（1898年、上野公園）、楠木正成像（1900年、皇居外苑）が続く。この3体は東京の三大銅像と呼ばれ、観光名所として絵葉書にたびたび登場した。



写真6 明治記念標（兼六園）

日露戦争後、銅像の数が急増すると、東京は銅像であふれ、設置場所に窮する事態に至る。その状況は新聞でも取り上げられ、銅像は設置場所を決めてから制作するのが理想であるのに、近年ではそれほど社会に貢献したわけではない人物の銅像を作った後で設置場所を探しているようで滑稽であるという記事が1913年に掲載された。[東京朝日新聞 1913年6月11日]。

一方で、『高岡新報』の記者・井上江花（1871～1927）は、「高岡銅像論」（1913年）において偉人や英雄などの銅像を公共の場に設置することが社会教育上、望ましいと以下のように述べている。

人物像を社会教育に利用し、兼ねて公園街路、建築物等の風致を添え美観を助くることの如何に盛んなるかは、欧米各文明の実例之を示して余りあり。即ち帝王・英雄・詩人・学者は勿論、苟くも国家社会に貢献せし大人物の銅像類は、都鄙到る所に建立せられ、特に都会に於ては其数甚だ多く、往々規模の宏大技術の雄渾を極むるものあり。欧米然り、仏国然り、就中独逸に至りては、之を国民の愛国心養成に利用するの周到なる、観光外人の常

に驚嘆措かざる所なり [井上 1936:143]。

高岡では、前田利長の高岡入城（1611年）に際して鑄造師を迎えたことから、古くから梵鐘などの銅器製作が盛んであった。兼六公園のヤマトタケル像も高岡銅器によるもので、高岡銅器は日本各地の銅像製作を請け負ってきた。20世紀初頭、高岡公園に前田利長像を設置する計画があったが、資料が乏しいという理由から実現に至らなかった。これについて、井上は「銅器、銅像の高岡を表示する所の該計画を再興し、類い稀なる金看板となすに至らざるは、商的知識を欠くの甚だしきもの」[井上 1936:146]と主張する。なお、後述するように、前田利家像が高岡公園に設置されたのは1975年であった。

高岡公園は、数多くの城址公園設計を手掛けた長岡安平（1842～1925）が設計したものである。城址公園は、1873年の太政官布達と廃城令によって、1887年までの間に全国で約80カ所の神社仏閣、城郭、大名庭園が公園化ものの一種である。東京の寺社では浅草公園（浅草寺）、上野公園（寛永寺）、芝公園（増上寺）、深川公園（富岡天満）、飛鳥山公園の5公園が選ばれ、常盤公園（偕楽園）や県庁付属地（岡山後楽園）、大名庭園では兼六公園（兼六園）、栗林公園（栗林荘）、城址では高知公園（高知城址）や岡崎公園（岡崎城址）、大垣公園（大垣城址）などがある。

長岡とともに城址公園の計画を主導した本多静六（1866～1952）については、都市の景観から論じた様々な研究がある [野中 2010; 2017、浦崎 2015]。本多が計画を手掛けた和歌山公園の場合、地元住民からの反発が強かったことが指摘されている。存城となった和歌山城址には和歌山中学校や連隊区司令部が設置され、1901年に和歌山公園となった。その後、和歌山市により本格的な公園計画が進められ、計画を依頼された本多が1914年に和歌山を訪れる。本多の計画では、保存の必要のない濠の埋め立て、景観を損なう石垣の撤去、イギリス式庭園およびフランス式庭園、日本式庭園の設置が含まれていた。この計画に対して、南方熊楠（1867～1941）と常楠（1870～

1954) 兄弟は風致の毀損を伴うことを痛烈に批判し、地元紙も批判記事を掲載した。和歌山県知事は風致の毀損を伴う公園計画を認めなかったため、和歌山市は原形を大きく損なわないような計画案を提出し、最終的に工事費執行が認められた [野中 2017:105-113]。

このように公園開園初期には開園および運営の安定化が優先されたが、大正期に入ると、過度な景観の破壊や西洋化には拒否反応が示された。明治期に市民の公園として公開された兼六公園も同様であり、大正期には地域のアイデンティティや伝統への回帰が見られた。これは各地域で郷土愛が浸透したこと、文化財の理念が定着していたことが理由と指摘される [本康 2021:41]。

城郭建造物の破損が広がる一方で、大正期には近世城郭の調査研究が始まり、1929 年に国宝保存法が制定されたことで城郭は文化財としての価値が見いだされる。そして第一の築城ブームが起こり、模擬天守として、1910 年、「岐阜市保勝会」「岐阜建築業組合」が中心となって高さ 15.15 メートルの天守が建設された。その後、鉄筋コンクリート構造の洲本城天守 (1929 年) と大阪城天守 (1931 年) が誕生した。これらの模擬天守は展望台という娯楽施設であるが、近代都市の新たなシンボルとして人々に受け入れられた [光井 2021:128-133]。

戦後、天守の再建は復興の象徴として、1950 年代から 1960 年代に復興天守 (鉄筋コンクリート天守) が各地で建てられた。その先駆けは、1954 年の富山産業博覧会に際して富山城公園に設置された天守である。彦根城や犬山城などを参考にした復興天守は富山城と呼ばれ、富山市郷土資料館として使用されることになった。同年、岸和田城址にも資料館と展望台を兼ねる復興天守が建てられた。さらに、1910 年に焼失した岐阜城天守 (1956 年)、浜松城天守 (1958 年)、和歌山城 (1958 年)、小倉城天守 (1959 年)、小田原城天守 (1960 年) などがある。1980 年代のバブル期になると今治城天守 (1980 年)、長浜城天守 (1983 年) などの模擬天守 (存在しなかった天守) が建設された。この時期、1988 年のふるさと創生事業 (自ら考え自ら行う



写真7 墨俣城

地域づくり事業)の交付金を用いて建設されたのが清州城天守(1989年)と墨俣城(1991年)【写真7】であった。

清州城や墨俣城などの模擬天守や城郭風建築の増加は、研究者たちに懸念を抱かせた。地域活性化のために城郭を再建することに異論はないものの、中世の城址に天守などの近

世城郭建造物を再建するとなると堀や土塁などの遺構の破壊につながるだけではなく、歴史上存在していなかった建造物を設置するのは歴史の偽造になるといった批判が寄せられたのである〔読売新聞 1991年4月21日〕。

そのため、1990年代から城郭建築の木造再建、いわゆる本物志向が始まり、観光促進と文化財保護の両側面が重視されるようになる。具体的には、2008年、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(通称、歴史まちづくり法)が施行され、城郭建築および城下町の観光資源化が促進される一方で、模擬天守や城郭風建築が乱立した反省から、2020年、「史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準」の「天守等の復元の在り方について」において、忠実性の乏しい歴史建造物は「適切な再現といえない再現」として好ましくないことが示された〔文化庁ウェブサイト〕。

木造天守の再建は、1933年の郡上八幡城があったが、大阪城天守のインパクトが強かったため天守は鉄筋コンクリート様式が用いられた。その中で、1994年に戦後初の木造復元天守を再建した掛川城公園には予想を越えた多くの人々が来場した。この成功は各地に木造再建の流れを作り、各地で櫓や大手門の木造再建、佐賀城本丸御殿や名古屋城二の丸御殿の再建が続いた。

城址公園が再整備される過程で、戦国武将の銅像が登場した。岐阜公園の織田信長像【写真8】、大垣公園の戸田氏鉄像(1994年)【写真9】、高岡公



写真 8 織田信長像（岐阜公園）



写真 9 戸田氏鉄像（大垣公園）



写真 10 前田利長像（高岡公園）



写真 11 山内一豊と妻の像
（郡上八幡城山公園）

園の前田利長像（1975 年）【写真 10】、郡上八幡城の山内一豊と千代の像（1985 年）【写真 11】などがある。徳川家康像は、岡崎公園、駿府城公園【写真 12】、浜松城公園などの縁の城に次々と設置された。

また、戦時供出で撤去された銅像の再設置も続いた。徳島公園にあった甲冑姿の蜂須賀正勝像は、1965 年に袴姿の蜂須賀家政像に代わった【写真 13】。他



写真 12 徳川家康像（駿府公園）



写真13 蜂須賀家政像（徳島公園）



写真15 松平長政像（県庁前）



写真14 山内一豊像（県立図書館前）

には、山内一豊像（1996年、県立図書館前）【写真14】や松平長政像（2009年、県庁前）【写真15】、蒲生氏郷像（1988年、ひばり野公園）、津軽為信（2004年、弘前文化センター前）などがある。こうした銅像の再設置には開府や市制の周年を記念する目的が掲げられるが、そこには藩祖に再び着目することで地域性を表象しようとする地域の願望が見

られる。近代以降の藩祖の祭祀と銅像の設置がどのように結びついていったのかを次に取り上げてみたい。

2. 藩祖の神格化と銅像の設置

戦国三英傑のうち、昭和初期までに設置されたのは豊臣秀吉と徳川家康のみで、織田信長の銅像は見られない〔表1〕。確認できる最も古い織田信長の銅像は、1936年、清洲公園に設置された桶狭間出陣の信長像【写真3】で

ある。清州公園は、1917年の織田信長への正一位の追贈を記念して清州城本丸を中心とする土地を清州公園建設が買収して本多静六と田村剛によって設計され、1922年に開園した。2012年、この像の隣に濃姫像（1992年設置）が移設された。

戦国武将のイメージの変遷について論じた呉座勇一によると、織田信長は江戸時代には冷酷非道で威圧的であるとして儒学者らに否定的な評価が下されており、明治に入ってもこの評価は大きく変わらなかったという。反対に、豊臣秀吉は江戸幕府によって威信を貶めたものの、江戸時代に広く読まれた『絵本太閤記』などの影響により、一貫して人気が高かった。織田信長に対する評価の変化は、徳富蘇峰が『近世日本国民史』（1918年連載開始）において、江戸時代の見方を否定し、革命児であると強調したことに起因する。1910年の韓国併合後の対外拡張路線の日本では、朝鮮出兵を行った豊臣秀吉と加藤清正の評価が高いのは当然であった〔呉座 2022〕。

こうして1903年、戦国武将として最初に大阪豊国神社に豊臣秀吉像が設置された。豊臣秀吉を祀る豊国大明神は江戸時代に廃されるが、明治に入ると国に存在する東照宮の権威を相対的に下げる目的から、豊国神社として復活し、湊川神社、東照宮に次ぐ3番目の別格官幣社となる〔表3〕。楠木正成戦死の地は、幕末には尊王攘夷を掲げる志士たちの信仰の対象となり、明治期に湊川神社として創建に至る【写真16】。

28の別格官幣社には、戦国三英傑を祀る神社や、建武の新政に尽くした皇族や武将を祀る「建武中興十五社」の他に、上杉神社や尾山神社、佐嘉神社、山内神社のような藩祖神社に由来するものがある。藩祖神社は、廃城令による城郭建造物の撤去と、東京在住の知藩事となった旧藩主の不在という地域の物理的・



写真 16 楠木正成墓（湊川神社）

〔表3〕別格官幣社

現社名	所在地	主祭神	列格	由来
湊川神社	神戸市	楠木正成	1872年4月29日	古戦場
東照宮	日光市	徳川家康	1873年6月9日	
豊國神社	京都市東山区	豊臣秀吉	1873年8月14日	
護王神社	京都市上京区	和気清麻呂・広虫	1874年12月22日	
談山神社	桜井市	藤原鎌足	1874年12月22日	
建勲神社	京都市北区	織田信長	1875年4月24日	
藤島神社	福井市	新田義貞	1876年11月7日	古戦場
菊池神社	菊池市	菊池 武時・武重・武光	1878年1月10日	城址
名和神社	鳥取県西伯郡	名和長年ほか	1878年1月10日	邸宅跡
靖國神社	千代田区	戊辰戦争以降の戦没者	1879年6月4日	
阿部野神社	大阪市阿倍野区	北畠顕家・親房	1882年1月24日	古戦場
結城神社	津市	結城宗宏	1882年1月24日	古戦場
小御門神社	香取郡	藤原師賢	1882年6月4日	
照國神社	鹿児島市	島津斉彬	1882年12月15日	城址
常磐神社	水戸市	徳川光圀・斉昭	1882年12月15日	偕楽園
豊栄神社	山口市	毛利元就	1882年12月15日	祖霊社
靈山神社	福島県伊達郡	北畠親房	1886年4月22日	北畠邸宅
梨木神社	京都市上京区	三條実萬・実美公	1886年10月10日	邸宅跡
久能山東照宮	静岡市	徳川家康	1888年5月1日	
四条畷神社	四条畷市	楠木正行ほか	1889年12月13日	古戦場
唐澤山神社	佐野市	藤原秀郷	1890年11月27日	城址
上杉神社	米沢市	上杉謙信・鷹山	1902年4月26日	米沢城址
尾山神社	金沢市	前田利家	1902年4月26日	卯辰八幡社
野田神社	山口市	毛利敬親・元徳	1915年11月10日	豊栄神社
北畠神社	三重県一志郡	北畠顕能	1928年11月10日	邸宅跡
佐嘉神社	佐賀市	鍋島直正・直大	1933年9月28日	松原神社
山内神社	高知市	山内豊信ほか	1934年4月20日	藤並神社
福井神社	福井市	松平慶永	1943年9月20日	

神社ウェブサイトから作成

精神的喪失感を埋める意味が込められていた。藩祖を祀る 62 社のうち仙台城址の青葉神社（1874 年創建）、鶴岡城址の鶴岡神社（1875 年創建）、春日山城址の春日山神社（1894 年創建）のように、18 社が城址に置かれた〔森岡 2003:128-131〕。

城址公園における銅像と神社の配置は、昭和初期に描かれた鳥観図から確認できる。弘前公園【図 1】と高知公園には天守の前に銅像が立ち、天守が撤去された岩手公園には藩祖を祀る桜山神社と、日露戦争で死去した南部家第 42 代当主の南部利祥（1882～1905）の銅像があった。

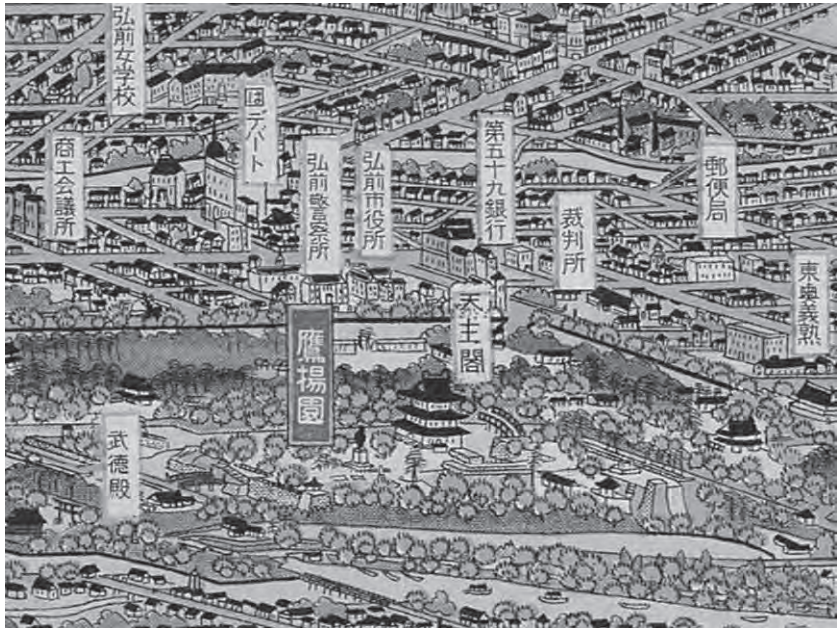


図 1 弘前公園鳥観図
吉田初三郎鳥観図データベース
<https://iiif.nichibun.ac.jp/YSD/>



写真 17 加藤清正像（本妙寺）



写真 18 伊達政宗像（青葉山公園）



写真 19 加藤清正像（能楽堂前）

1935 年設置の加藤清正像【写真 17】と伊達政宗像【写真 18】は、昭和初期の軍国主義化と地域性の復興という時代背景を如実に示す銅像である。加藤清正像は戦国三英傑に続いて多く設置されてきた銅像であり、確認できるだけで、出生地の名古屋の妙行寺、名古屋城址、能楽堂前【写真 19】、長浜豊国神社、熊本城行幸橋前、本妙寺と 6 体あり、その多くが大規模な作りとなっている。

本妙寺はもともと加藤清正が父・清忠の菩提寺として大阪に建立したものであり、1588 年、熊本城内に移した。1611 年に死去した清正の遺言に従って中尾山に埋葬され、浄池廟が築かれた【写真 20】。その後、浄池廟を保護するため熊本城内から本妙寺が移設された。明治の神仏分離令で浄池廟と本妙寺が分けられ、社殿が熊本城址に移されて加藤神社となった。肥後熊本藩第 2 代藩主となった加藤清正の三男・忠広は、1632 年、改易を命じられ熊本城を去り、代わりに細川氏が転封す

るが、細川氏は人々の信仰を集めていた本妙寺を丁重に扱った。本妙寺は、病気治癒や商売繁盛の流行神としての清正公信仰の中心地となり、その様子は関羽信仰を彷彿とさせるものだったという。朝鮮に出兵した加藤清正は、明治半ばには、軍神として称えられ、本妙寺や加藤神社で大規模な儀礼が行われるだけでなく、教科書や唱歌にも頻繁に登場した〔福西 2012〕。



写真 20 浄池廟

清正公没 325 年を記念して、1935 年、本妙寺に加藤清正像が建立された。制作者は児玉源太郎像や山形有朋像などを手書けた北村西望（1884～1987）である。銅像は戦時供出されたが、1960 年に再建された。設置場所や像の風貌について北村西望は自著『百歳のかたつむり』において以下のように語る。

この銅像が立っているところは、熊本市内を見おろす石段の上で、非常に見晴らしがいい。像高は既述のように 2 丈 7 尺、これが台座上にあるから、仰ぎ見る巨像というふうに映るだろう。だが、清正公は肥後 54 万石の太守であり、名将であり、治政、治水、築城の妙を心得ていて、領民に아가められた。従って、熊本市内を見おろす場所にあるのは、この像にいかにもふさわしいと思う。またその大きさも、仰ぎ見られるような状態でこそふさわしいはずと、私は信じている〔北村 1983:114〕。

この記述から制作者が銅像は仰ぎ見られる存在であると認識していたことがわかる。ここで巨像というのは、高さ 8 メートルほどで、右手に十字槍を持ち、左手を腰に当て、長い烏帽子兜をかぶった加藤清正の姿である。実際に、加藤清正は身長が 1.8 メートルほどの大男だったことが鎧の大きさから

判明している。

没300年を記念して1935年に仙台北城本丸跡に建立された伊達政宗の騎馬像（小室達制作）は、宮城の人々の念願を達成したものであった。各地で藩祖神社が創建された明治初期、伊達政宗を祀る青葉神社が創建され、1914年、宮城県は同社を県社から別格官幣社へ昇格させるようお願い出た。これに際して、1902年に県社から別格官幣社へ列せられた上杉神社と尾山神社の昇格願書が参考にされた。それは、別格官幣社が主に「建武中興十五社」や戦国三英傑、薩長土肥の藩祖を祭神とする中で上杉神社と尾山神社が青葉神社と条件が似ていたためである。しかし、1915年に別格官幣社となったのは野田神社のみで、「賊軍」というレッテルが貼られた旧仙台北藩の青葉神社は昇格が認められなかった〔佐藤 2022:292-315〕。

伊達政宗公300年祭は、命日の5月24日を中心として一週間にわたって行われた。約800人から成る大名行列や仮装行列、博覧会を伴う一大イベントとなり、「御藩祖景気」に沸く仙台北には1週間で35万人が集まると計算された〔河北新報 1935年5月20日〕。1935年5月23日の『河北新報』には「五城楼下の護り 政宗卿銅像除幕式 けふ二千の青年団員が参列 天守台に晴れの盛儀」と題した記事には、「300年炳乎として輝く藩祖政宗公の遺徳を偲び宮城県聯合青年団が百年の後に残す記念事業として遂に造り上げた伊達政宗卿銅像除幕式は、23日新緑に輝く青葉城天守台で挙行することになった」と記されている。除幕式は5月23日10時15分、雨の中で始まり、6歳の伊達登美子が紅白の幕を引き、降神の儀、献饌、祝詞、参列者による玉串奉奠が続いた【図2】。

本妙寺の勇ましい加藤清正の姿は、軍国主義化が強まる中で「軍神」としての側面が強調されたものであり、仙台北城址の伊達政宗像は仙台北藩の「賊軍」の汚名をはらす願望が込められていた。設置された背景は異なるが、ともに市内を見下ろすような高台にある大規模な銅像であり、戦時供出されるも地元の人々の強い願いで再建された点で共通する。銅像とは直接関係しないが、現在、熊本で7月に行われる清正まつりと、仙台北で5月に行われる青



図2 『河北新報』1935年5月24日

葉まつりが1980年代に復活した点は興味深い。地域の伝統行事が復興した1980年代は駅前の銅像が増えていく時期でもあったが、それは新幹線開通が地域の独自性を示す機会だと見なしたためであろう。

3. 新幹線開業と駅前銅像

駅前には新幹線駅開業や市制周年の記念に際して主に商工会議所によって戦国武将の銅像が建てられる。駅前の開発によって撤去や移設があるものの、現在、確認できる主要なものとしては、武田信玄像（1969年、甲府駅前）【写真21】、大友宗麟像（1982年、大分駅前）【写真22】、豊臣秀吉・石田三成像（1984年、長浜駅前）【写真23】、真田幸村像（1985年、上田駅前）【写真24】、井伊直政像（1987年、彦根駅前）【写真25】、北条早雲像（1990



写真 21 武田信玄像（甲府駅前）



写真 22 大友宗麟像（大分駅前）



写真 23 豊臣秀吉と石田三成の像
（長浜駅前）



写真 24 真田幸村像（上田駅前）



写真 25 井伊直政像（彦根駅前）



写真 26 北条早雲像（小田原駅前）

年、小田原駅前）【写真 26】などがある。比較的新しい東岡崎駅前の徳川家康像（2019 年）は日本最大級の騎馬像である。

駅前の銅像は、戦国武将だけではなく様々なものがあるが、設置主体は主に商工会議所である。市制周年や築城周年、新幹線開通などを記念して設置が決まり、市民から寄付を募る。例えば、井伊直政像は彦根商工会議所青年部創立 5 年の記念事業、真田信繁像は上田城築 400 年記念であった。

駅前の武将像として早期に設置されたのは甲府駅前の武田信玄像である。1969 年に除幕した高さ 6.5 メートルの像は、右手に軍配を持ち、左手に数珠を持って床几に座る姿であり、川中島の戦いにおける陣中の武田信玄を表す。1985 年の駅前広場の整備により現在の駅南口に移設された。台座には、設置の経緯が以下のように刻まれている。

われわれ山梨県民がひとしく敬仰してやまない、甲府の生んだ乱世の智将武田信玄公はただ戦略にひいていたばかりでなく、その民政においても抜群の力量を示し、甲斐の国こんにちの基礎を築かれた偉大な英雄であることは、今さらうんぬんの要はありません。

この崇高な人物をたたえ、遺徳をしのいで、よりよい山梨の建設に得心しようとする意気を高揚する意味から「武田信玄公奉賛会」を設立し、公の銅像を建立しようと企てました。

信玄公を尊崇する県内外諸名士各位の熱烈なご理解とご協力を得ましたので県民の最も多くの目にふれ親しみ深いこの地を選び建立した次第であります。

本会は昭和 42 年 6 月 25 日発足、越えて 43 年 4 月 8 日鋳入式を行ない 44 年 4 月 12 日武田神社例大祭日をばくして除幕式を行ない公の式男武田竜芳 15 代の末孫武田昌信氏家族により除幕されました。

そして本会々長野口二郎氏により甲府市長秋山清氏に本像の贈呈をいたしました。この間、会の運営に募金に諸工事施行に貢献的協力を寄せられた各位の芳名を記し、公正に伝えるものであります。（以下略）

1982年、大分駅前設置された大友宗麟像の台座の碑文は以下の通りである。作者の富永直樹（1913～2006）は長崎出身の彫刻家で、同郷の北村西望に師事し、グラバー園のグラバー像や分倍河原駅前の新田義貞像など数多くの像を制作したことで知られる。

16世紀半ば過ぎ世界地図のさいはて 日本列島の一つ九州が「ブンゴ」と記されていた頃 古代豊ノ国の名に恥じず「国も豊なれ 人も豊なれ」と念じて生きた男 その名を大友宗麟（義鎮）と号す

大友氏はその祖を源頼朝より出づると言われ約400年に亘り 九州一円に覇を唱え 就中 宗麟公の時代にはその威九州6カ国に及び中国 四国をも風靡した

（中略）

「緑あふれる豊かな人間都市大分」そこに人材雲の如く此の地に怒り 青雲の志を持つもの一世を覆うの気概に燃え 世界をリードする者出づるを願ひ日本芸術学院会員富永直樹先生に托し 宗麟公の像を茲に除幕する

昭和57年11月3日

大分市長 佐藤益美

7000万円で小田原駅前に設置された北条早雲像は、「火牛の計」を題材とした猛々しい姿を持つ。今川氏親の一武将であった北条早雲は、1493年、伊豆を征服し、1495年に小田原城を裏から攻め入り城主・大森家を追い払った。言わば下剋上を地でいく武将であった北条早雲は侵略者という側面も持つが、これに対して当時の小田原市長・山橋敬一郎氏は「歴史とロマン」が感じられると対応した〔朝日新聞1989年9月29日〕。

北条早雲像のように駅前の銅像は、設置の場所や人物の妥当性などに関してしばしば批判の対象となる。「政治駅」と揶揄される東海道新幹線岐阜川島前の大野伴睦夫妻の銅像は、大野伴睦が同駅設置に尽力したものの開通を見ることなく1964年5月29日に死去したことから、同年12月に設置された。

また、上越新幹線浦佐駅前には1985年、田中角栄像が設置されたが、戦後の著名な政治家として2体目となるこの銅像には反対意見も多かった。碑文には「依って昭和60年3月14日上越新幹線 同10月2日関越自動車道の開通を記念し

奥只見地域レク都市事業の早期実現を期して有志相集い 茲に田中角栄先生の銅像を建立し 不滅の功績と栄誉を称え悠久に威徳を顕彰する」と記され、地元への貢献が重視された。さらに、2005年には雪ざらしになって「かわいそう」という田中真紀子氏の意見を受けて、雪よけフードが作られた【写真27】。



写真27 田中角栄像（浦佐駅前）

駅前の戦国武将の銅像は二つの文脈から考える必要がある。第一は地域の基盤を築いた藩祖の顕彰であり、第二は地域の象徴としての駅前ランドマークの役目である。前者はこれまでの事例からわかるように、武将の銅像は地域の英雄として称えるために設置される。ただし、これは国鉄民営化以降に定着した一種の流行であり、戦前では一般的ではなかったことが『偉人の飴』から確認できる。

1929年までに駅前に置かれた銅像は、万世橋駅前の廣瀬武夫・杉野孫七像（1910年設置、1947年撤去）、上越北線（現、上越線）宮内駅前の星野次郎松像（1927年）、札幌駅前のジョセフ・クロフォード像（1929年）、松本荘一郎像（1929年）、平井晴二郎像（1929年）である。廣瀬武夫・杉野孫七像の設置は1912年の万世橋駅開業よりも前であったが、数多くの絵葉書などに登場したことにより、東京の観光名所となった。こうした絵葉書を通して駅前ランドマークとしての銅像の姿が広まり、渋谷駅前のハチ公像の設置に至ったと考えられる。1934年に登場した初代ハチ公像は戦時供出で撤去されたが、1948年に二代目が設置された。

戦後、廣瀬武夫・杉野孫七像のような軍国主義を彷彿とさせる銅像は撤去され、東京の中心部に設置されていた皇族の銅像も公園の片隅などに移設された。それに代わって、「平和」や「愛」といったテーマの銅像が駅前や公園に登場した。戦後から1960年までに設置された平和像について調査した山本・篠原（2010）によると、当時の資料が十分に残っていないだけでなく、像そのものも撤去されている例も多く、全体を把握するのは難しいと指摘する。確認できる45体のうち駅前に設置された8体が全て移設・撤去されている〔山本・篠原2010〕。戦前のハチ公像は「忠君」を象徴していた



写真28 桃太郎像（岡山駅前）

が、二代目のハチ公像は「平和」を表す銅像と見なされている。渋谷駅周辺の開発によって1958年と1989年の二度にわたって移動したが、現在でも渋谷駅の待ち合わせ場所となっている。1972年、新幹線開業を記念して岡山駅前にハチ公像のように待ち合わせ場所になってほしいという願いから桃太郎像が設置された【写真28】。

駅前の銅像には、地域の特色を表現するものが好まれるようになっていった。1980年代、各地域で新幹線が開業し、国鉄民営化によって地域に根差した鉄道の運営が期待されたことから、駅前の銅像は抽象的な平和や愛のイメージから戦国武将などの具体的なイメージに変化していった。城址の銅像は藩祖の厳格さを維持する必要があったが、駅前の銅像は大河ドラマ放送とのタイアップでもあるため、フィクション性が強くなり、東岡崎駅前の徳川家康像【写真5】のように戦場に赴く前の勇ましい騎馬像が比較的多く見られる。戦国武将の銅像のフィクション性は古戦場になるとより強くなる傾向がある。そこで、次に古戦場における銅像の特性を考えてみたい。

4. 古戦場の観光資源化

国指定史跡となっているのは、関ヶ原古戦場（1931年指定）、桶狭間古戦場伝説地（1937年、豊明市指定）【写真29】と長久手古戦場（1939年指定）【写真30】の3カ所である。桶狭間古戦場には、豊明市の他に名古屋市緑区があり、どちらが本当の古戦場であるかを争っている。緑区の桶狭間古戦場公園には2010年、モニュメントとして織田信長と今川義元の銅像が設置された【写真31】。設置主体となったのは2008年結成の桶狭間古戦場保存会であり、2000万円の寄付金を集め、像の製作を地元の彫刻家の工藤潔氏に依頼した。2010年5月16日の除幕式は、「桶狭間古戦場まつり」にあわせて開かれ、河村たかし名古屋市長と1万人の市民が参加した〔読売新聞2010年5月17日〕。

関ヶ原には、2020年10月21日、岐阜関ヶ原古戦場記念館が開館した。文書類を中心に展示する従来の歴史資料館とは異なり、床面スクリーンなどのアトラクション型の展



写真29 桶狭間古戦場碑（豊明市）



写真30 長久手古戦場碑



写真31 桶狭間古戦場公園
（名古屋市緑区）



写真32 関ヶ原古戦場石田三成陣地碑

示を主軸とする同施設は、コロナ禍でありながらも家族連れなどの来館者を集めている。当地には記念館が開館する前には、1938年から1940年にかけて開戦地や決戦地、家康最初陣地・家康最後陣地、石田三成陣地などに石碑が立つ程度であった【写真32】。

この地が古戦場であったことを古くから伝えるのは、二つの塚の存在である。現在では、東首塚と西首塚と呼ばれる二つの塚はかつて首塚と胴塚という区分があり、1906年に「関ヶ原合戦戦死者首級塚」、「関ヶ原合戦戦死者胴塚」という碑が建立された。塚は関ヶ原の領主であった竹中重門が徳川家康の命で築いたと語られているが、史料で確認できる事実ではないという〔室井2022:184-189〕。

戦場では死者を埋葬するために築かれた首塚を中心とするかのように、古戦場の語りが形成されていった。川中島にも多くの首塚が築かれ、海津城主の高坂弾正が6,000ほどの遺体を埋葬した「屍塚」が最も有名な塚の一つであった。そこに、1903年、陸軍少将・福島安正（1852～1919）が「甲越直

写真33 甲越直戦之地碑
(川中島古戦場)

戦之地」と揮毫した碑が建立された【写真33】。この前年に皇太子（後の大正天皇）の行啓があったため、それに合わせて川中島観光案内所が置かれるなど、古戦場の観光化が進んだ。この時期、川中島観光の起点となる篠ノ井と塩尻を結ぶ篠ノ井線は1902年に開通し、1906年に開通した塩尻－八王子間を走る中央東線と合わせると、東京方面から川中島

へのアクセスが格段によくなった。

日清・日露戦争期には、古戦場は近代国家の歴史を物語る場所と見なされ、湊川神社や藤島神社などの創建につながるとともに、古戦場をまとめた書物が刊行された。例えば、1900年刊行の『歴史地理叢書古戦場』（日本歴史地理研究会編纂）では全国36カ所の古戦場が時代順に並べられた。始まりは、「日本武尊東夷を征す」としてヤマトタケルと焼津が上げられ、以下、多賀城・胆沢城、衣河・鳥海・厨川の柵、金沢柵と続き、「豊臣氏滅亡す」の大阪城で終わる。前書きには、「戦争は実に日本歴史の骨髄たり、是を以て吾人の祖先が古来幾多の戦争に其血を流し、其骨を曝したる古戦場は、名山大川の間を点綴して、指顧に暇なからしむ」〔日本歴史地理研究会1900:5〕とあり、古戦場の来歴を理解する重要性を主張している。

1908年刊行の『川中島古戦場一週り案内記』では、川中島は関ヶ原と並ぶ著名な古戦場であり、信州人にとって「歴史的師表」であるとされる。「古戦場一周者のために」として、以下のように「甲越直戦碑」が古戦場の要であると紹介される。

篠の井停車場に下車すれば、西方に茶臼山の聳ゆるあり。平坦十余町、坂路二十余町にして達すれども、道を急ぐの士は登山せざるも可なり。又原町、丹波嶋、大塚等は、道順あしく、且つ古跡の見るべきもの今に存ぜざるを以て省略すべし。

略

此街道に沿ひ、北に進む数町にして胴合橋あり。又其北方に八幡宮あり。此辺一体の地は即ち八幡原にして、之ぞ川中嶋弔古者の観過すべかざる所にして、直戦碑の建設せられてる地なり〔吉田1908:32-33〕。

川中島の戦いは、『甲陽軍艦』や『川中島五戦記』、『絵本甲越軍記』、『甲越信戦録巻』などの書物および歌川国芳（1798～1861）やその弟子の歌川国員（生没年不明）らの錦絵の題材となった。武田信玄と上杉謙信の一騎討ち



図3 川中島合戦
『絵本読本 課程教育日本歴史』



写真34 一騎討ちの像
(川中島古戦場)

を見せ場とするこれらの作品はフィクション性が強かったが、広く庶民に親しまれた〔長野市立博物館 2011〕。

1910年、東京尚美堂から刊行された『絵入読本 家庭教育日本歴史』における川中島合戦の絵【図3】は、江戸時代の錦絵に基づき、武田信玄と上杉謙信の二人に焦点が絞られた構図となっている。この構図が川中島古戦場八幡社（現、川中島古戦場史跡公園）に設置された一騎討ちの像【写真34】に最も近い。

1966年に設置されたこの像は、古戦場の銅像で最も古いものである。1969年NHK大河ドラマ『天と地と』の放映を記念して、長野観光協会が企画し、グリーンスタンプ（株）と青木電器（株）が寄進した。原型製作は、後藤光行（華陽造形研究所所長）、植木力（一陽会会員）、西村公朝（東京芸術大学助教授）、伊東繁（東京芸術大学助教授）、金丸家喜（日展作家）、佐藤允了（行動美術協会会員）である。

駅前銅像の事例からもわかるように、近年の銅像設置には大河ドラマの影響が非常に大きい。武蔵と小次郎の像、源義経と平知盛の像は、ともにNHK大河ドラマの放送にあわせて設置されたもので、フィクション性が強く、除幕式がイベント化している。

高さ約2メートルの繊維強化プラスチック製の小次郎像（2002年設



写真 35 小次郎と武蔵の像（巖流島）

写真 36 源義経と平知盛像
（みもすそ公園）

置）と武蔵像（2003 年）【写真 35】が 2002 年の NHK 大河ドラマ『武蔵 MUSASHI』の放送にあわせて巖流島（船島）に設置された。像のデザインは下関市が公募し、市在住のグラフィックデザイナー広瀬直樹氏のものが選ばれた〔毎日新聞 2002 年 11 月 26 日〕。下関市のみもすそ公園において 2004 年 12 月 12 日に行われた源義経と平知盛の像【写真 36】の除幕式には大河ドラマで主役を演じる滝沢秀明と中越典子が参列した〔毎日新聞 2004 年 12 月 14 日〕。

古戦場の銅像や駅前の銅像は専ら地域活性化を目指したモニュメントという側面が大きく、崇拜や顕彰の意味を込めて作られた城址の銅像とは異なる。近年、城址の建造物再建に関して基準が厳しくなったこと、すでに城址にはいくつも銅像や碑があるといった理由から、戦国武将の銅像は駅前や古戦場に設置場所を拡大したと考えられる。

おわりに

本丸跡の重要性は、各地の城址公園に建てられた「本丸跡」の碑から伺うことができる【写真 37】。そこに置かれる銅像は、「本丸跡」という碑に相当する地域を象徴する重要な人物、すなわち、藩祖またはそれに準ずる人物



写真 37 長篠城址碑

が適切と見なされた。建造物の撤去や堀の埋め立てなどの公園化は、伝統的な空間秩序を喪失させたため、その秩序を復活させるかのように藩祖の銅像が建立された。

城址という神聖な場所に設置が許されたのは、神格化された武将であった。徳川家康や豊臣秀吉、加藤清正、前田利家のように江戸時代に

神格化された人物から、明治期に神格化された楠木正成まで多様であるが、大衆的な読み物として江戸時代に広がった戦国武将の物語化と、地域や国家の統合の象徴として崇める対象となっていく神格化が結びついたことが武将の銅像の設置につながったのだろう。

漢字文化圏である日本では古くから碑文や位牌などの文字を通して偉人の顕彰を行ってきた。最初の銅像とされる大村益次郎像も碑文が刻まれた台座に立っているため「碑文が主で肖像が従」[木下 2007:304]という印象を与えるという。大村益次郎像は、文字による顕彰から写実的な銅像による新しい顕彰への過渡期の特徴を示す。また、金属の像と言えば仏像などの神像であり、実在した人物は肖像画か木像にその姿が残されてきた。兼六園のヤマトタケル像も、宗教的な金属の像から世俗的な人物顕彰像への過渡期の特徴を示す。実在した人物を人々から仰ぎ見られる存在へと昇華させたいという願望は、公共の場における銅像設置によって具体化された。こうした偉人や英雄の昇華について橋本章は、「太閤秀吉は神になり庶民の人気を得たが、それは秀吉という人物の帯びる“物語”がある種の神と化したのであって、生前の秀吉が徳を高めるなりして自身を神に昇華させたのとは違う…彼が神として祀られたことも含めての“物語”なのであり、彼の物語を語り継いだ人びとの思いが結実し、あるいは何かの願いが仮託されたひとつの結果」[橋本 2016:174]であると指摘する。

戦国武将の昇華は続いている。戦後に建てられた銅像には、分倍河原駅前の新田義貞像や阿部野神社の北畠顕家像、水戸の徳川光圀像などがある。銅像は西洋から導入されたもので、かつ、それが立つ場所は公園や広場、庁舎前など近代を象徴する場所であるため、過剰な西洋化への拒否感は常にくすぶっていたものの、藩祖などの神格化した人物に留まらず、地域に貢献した人物を顕彰したいという願望は近代日本で広がり続けた。これは日本に限ったことではなく、近代化の過程で銅像が乱立するのは近代国家の定番の現象であった。銅像の除幕式は、近代国家の威信を示す華々しいイベントだったためである。

それでも銅像が土着化するにつれて誰の銅像をどこに建てるべきかというルールは形成されていったと考えるべきであろう。明治天皇と同時期の君主であるイタリアのヴィットーリオ・エマヌエーレ2世の銅像とドイツのヴィルヘルム1世の銅像がイタリアとドイツにそれぞれ幾つも建っているのに対して、明治天皇の銅像は戦後、岐阜県護国神社と盛岡八幡宮（旧、護国神社）に設置されたのみである。明治天皇の銅像建立の動きはあったが、結局、明治神宮の創建に落ち着き、小型の記念銅像のみが作られた。中国では毛沢東像が、台湾では蒋介石像が何百何千という単位で作られたことを考えると、近代国家建設の中で銅像を導入した国や地域において、それがどのように根付いていったかを政治文化という側面から検討する必要がある。

もう一つ検討すべき点は、天守と銅像の位置関係である。本丸跡の銅像としてふさわしいのは藩祖またはそれに準じる人物という概念が育まれたのはこれまで見てきた通りであるが、現在では津軽為信像も松江城の松平直政像は本丸外に再設置されたように、現存天守の正面に銅像が再設置される事例は確認できない。現存天守もしくは木造復元天守と銅像が一つのフレームに収まるような構図は少なく、他方、復興天守および模擬天守と銅像は一望できる位置関係にある。例えば、2体の加藤清正像と名古屋城天守、織田信長像と岐阜城、豊臣秀吉像と墨俣城、徳川家康像と岡崎城、戸田氏鉄像と大垣城などがある。

国宝5城の例で言えば、今のところ、姫路城、松本城、犬山城には銅像がない。姫路城に銅像がない理由は冗談のように「池田輝政が地味だから」と語られるが、地域性を表す真正な天守が存在するため、あえて銅像は必要なかったとも言える。反対に、早々に公園化した盛岡城本丸跡には南部利祥像、仙台城本丸跡には伊達政宗像が設置された。南部利祥像は再設置されず台座のみが残るが、伊達政宗像は戦後まもなく再設置され、仙台城に君臨し続けている。近年では伊達政宗騎馬像をモチーフとした商品も販売されているように、銅像そのものが地域性を表すアイコンとなっている。

明智光秀像が明智駅前ではなく、アクセスのあまりよくない山の上の本丸跡に設置されたのは妥当であり、城址という神聖な場所に銅像を建てたいという地域の人々の願望が見えるのである。

本研究は、科研費基盤研究B「「模する」技術の発展と伝統的習俗の変容についての学際的研究」（代表：野口直人、19H01395）の助成を受けたものである。

参考文献

井上江花

1936（1913）「高岡銅像論」『江花叢書14（越中史論賛）』江花会出版

浦崎真一

2015「長岡安平の公園設計書にみる着眼点の傾向と設計思想」『ランドスケープ研究』78（5）、413～418

北村西望

1983『百歳のかたつむり』日本経済新聞社

木下直之

2007『わたしの城下町：天守閣からみえる戦後の日本』筑摩書房

呉座勇一

2022『戦国武将、虚像と実像』角川新書

佐藤雅也

2022『近代民主の生業と祀り：労働・生活・地域祭祀の民俗変容』有志舎

高野信治

2022『神になった武士：平将門から西郷隆盛まで』吉川弘文館

野中勝利

2010「近世城郭の城址に建設された模擬天守閣の建設経緯と意義：戦前の地方都市における模擬天守閣の再建に関する研究 その2」『日本建築学会計画系論集』75(652)、1471～1479

2017「本多静六による和歌山城址の公園設計における風致の位置づけからみた評価と公園整備」『都市計画論文集』52(2)、103～115

野村玄

2012「豊国大明神号の創出過程に関する一考察」『史学雑誌』121(11)、1878～1900

羽賀祥二

2005「産業都市化と郷土史の形成：名古屋における博覧会と歴史祭典」若尾裕司・羽賀祥二(編)『記録と記憶の比較文化史：史誌・記念碑・郷土』名古屋大学出版会、328～357

橋本章

2016『戦国武将英雄譚の誕生』岩田書院

福西大輔

2012『加藤清正公信仰：人を神に祀る習俗』岩田書院

本康宏史

2021「金沢・兼六園」小野芳朗・本康宏史・中嶋節子・三宅拓也(編著)『図説大名庭園の近代』思文閣出版、37～69

光井渉

2021『日本の歴史的建造物：社寺・城郭・近代建築の保存と活用』中公新書

宮田登

1970『生き神信仰』塙書房

室井康成

2022『増補版 日本の戦死塚：首塚・胴塚・千人塚』角川ソフィア文庫

森岡清美

2003「明治維新时期における藩祖を祀る神社の創建：旧藩主家の霊屋から神社へ、地域の鎮守へ」『淑徳大学社会学部研究紀要』37、125～148

2007「明治維新时期における藩祖を祀る神社の創建(続)：神社設立事情を手がかりとして」『淑徳大学総合福祉学部研究紀要』41、89～108

矢野敬一

2006『慰霊・追悼・顕彰の近代』吉川弘文館

山本陽・篠原修

2010「戦後復興期の屋外彫刻設置に関する研究：アーバンデザインとしての屋

外彫刻の歴史的展開に関する研究Ⅱ』『景観・デザイン研究講演集』6、395～400

その他

武田仰天子（編）

1910『絵入読本 家庭教育日本歴史 四の巻』東京尚美堂

中部日本新聞社（編）

1964『日本の古戦場』東京中日新聞出版局

鐵道省（編纂）ジャパンツーリストビューロー（日本旅行協會）

1938『武士道精神の華 古戦場（祖國認識旅行叢書第6輯）』博文館
長野市立博物館

2011『長野市立博物館所蔵資料で綴る 川中島の戦い：史実と虚構の世界』
日本歴史地理研究会（編纂）

1900『歴史地理叢書古戦場』六盟館

吉田頼吉（編）

1908『川中島古戦場一ト週り案内記』金華堂書店

田中修二（監修）

2009『偉人の徧』（1928年刊行）ゆまに書房

新聞

「銅像づくし」『東京朝日新聞』1907年4月8日

「銅像の大流行—不調和な建設地」『東京朝日新聞』1913年6月11日

「社説 銅像記念碑の流行」『東京朝日新聞』1913年6月13日

「“御藩祖景気” 沸騰」『河北新報』1935年5月20日

「藩祖公三百祭 清めの雨に幕開く」『河北新報』1935年5月21日

「五城楼下の護り 政宗卿銅像除幕式」『河北新報』1935年5月23日

「登美子姫の手で紅白の幕サツト落つ」『河北新報』1935年5月24日

「江戸時代を今に 華麗な大名行列」『河北新報』1935年5月25日

「善政家が侵略者か、北条早雲の騎馬像建立巡り論戦 小田原市議会」『朝日新聞』1989年9月29日

「北条早雲像がやってきた 小田原」『朝日新聞』1990年4月1日

「城 町・村おこしはコレに限る 全国で建築ラッシュ 専門家は苦虫」『読売新聞』1991年4月21日

「復元された掛川城天守閣、38日目で入館者10万人超す」『朝日新聞』1994年5月11日

「これぞ宮本武蔵だ!」『毎日新聞』2002年11月26日

「巖流島に小次郎立つ」『毎日新聞』2002年12月12日

「関門海峡に臨む山口県下関市の公園で」『毎日新聞』2004年12月14日

「桶狭間に1万人 古戦場まつり、銅像も除幕」2010年5月17日

「小田原城でコスプレ人気 武将、忍者… 観光促進、地元も歓迎」『読売新聞』2012年5月23日

「長野市の八幡原史跡公園名称変更 「川中島古戦場」案、可決へ 市会委全会一致 地元、誘客期待」『信濃毎日新聞』2017年6月21日

「戦犯の祈り、平和問う像 東京駅前、台座に遺書集 2度撤去経て再建・元刑務官ら奔走」『朝日新聞』2018年2月26日

「古戦場公園 交通の要所 合戦舞台に」『読売新聞』2019年4月10日

「義元公 19日お披露目 勇姿と品格 後世に 静岡駅北口広場に設置」『静岡新聞』2020年5月15日

「今川義元 地元にやっと銅像 静岡駅前 負のイメージ払拭へ」『中国新聞』2020年5月22日

「光秀、故郷で麒麟を待つ 可児にブロンズ像」『岐阜新聞』2020年6月14日

データベース

吉田初三郎鳥観図データベース

<https://iiif.nichibun.ac.jp/YSD/> (2022年8月1日アクセス)

文化庁ウェブサイト

<https://www.bunka.go.jp/> (2022年8月7日アクセス)

「史跡等における歴史的建造物の復元の在り方に関するワーキンググループ」PDF

【研究ノート】

プーチンのウクライナ戦争——暫定的資料整理の試み

永綱 憲悟

はじめに

2022年2月24日早朝に開始されたロシアによるウクライナ全面侵攻は、ウクライナによる抵抗と欧米によるウクライナ支援により長期化し、世界史的大事件となった。この大事件については、すでに大量の報道、評論、論究が公表されており、今後もその数は増え続け、長く考察の対象となり続けるであろう¹⁾。またプーチン政治体制研究の視点からは、この侵攻は、プーチン個人統治の終わりの始まりという位置づけになる可能性が大である。

この研究ノートでは、本格的分析の準備作業として、開戦直後の時期までに限定し、考察の基礎となりうる資料の整理、訳出を試みることにしたい。以下、1. 前史（ミンスク合意）、2. プーチンの対ウクライナ観、3. 東部分離派支配地域の独立承認、4. 侵攻前の状況、5. 両国世論の順に叙述を展開することとしたい。

[1] 前史（ミンスク合意）

〈1〉 背景

ウクライナ侵攻の起源をどこまで遡るか。9世紀末キーウ（キエフ）²⁾を北方ヴァイキング（ワリャーク）、自称ルーシという人々が支配し始めた

ころからか³⁾。あるいは今回の侵攻のちょうど100年前1922年にソ連邦が形成された時か。はたまた1991年にソ連が解体したときか（ユーゴスラビア連邦と異なり、ソ連解体時には大きな流血がなかった。今回の侵攻は、遅れてきた、社会主義連邦制解体に伴う紛争ともみなしうる）。

このように今回の侵攻の起源はさまざまな時期に求め得るが、より直接的には2014年のマイダン革命、それに対抗してのプーチンによるクリミアのロシアへの編入、そして親ロシア・反キーウ勢力によるウクライナ東部地域での武力分離行動が起点であり、その延長線上に今回の大規模侵攻を位置づけるのが最も適切であろう。その意味で、東部地域紛争に関して、まがりなりにも存在していたいわゆるミンスク停戦合意を確認しておくことが肝要ゆえ、以下にその要点を訳出する。

〈2〉資料

(1) <ミンスク合意1（ウクライナ大統領ポロシェンコによる和平計画及びロシア大統領プーチンのイニシャチブの実現に向けた共同行動についての三者コンタクトグループの協議結果の議定書）>

(i) 署名日 2014年9月5日

(ii) 署名者 OSCE代表／ウクライナ代表（第二代大統領クチャマ L・Kuchma）／駐ウクライナ・ロシア大使／ザハルチェンコ Zakharchenko（ドネツク人民共和国）／プロトニツキー I・Plotnitskii（ルガンスク人民共和国）

(iii) 要点

- ①双方の即時停戦。
- ② OSCE による停戦監視。
- ③分権化実行ならびに「ドネツク州およびルガンスク州内特定地域の地方自治臨時手続き法（特別地位法）」の採択。
- ④ OSCE による国境監視。
- ⑤捕虜・被拘束者の解放。
- ⑥両州特定地域における諸行為の訴追禁止。

- ⑦全国民包括的な対話継続。
- ⑧ドンバス人道状況の改善。
- ⑨特別地位法に基づく早期地方選挙の実施。
- ⑩違法な部隊、戦闘員、傭兵のウクライナ領域からの撤退。
- ⑪ドンバス経済復興。
- ⑫協議参加者の安全保障。

(出所) < OSCE 公式サイト >、<https://www.osce.org/files/f/documents/a/1/123807.pdf> なお、公式文書は、ロシア語のみである⁴⁾。

(2) < ミンスク合意 2 (ミンスク合意履行のための複合方策) >

(i) 署名日 2015 年 2 月 12 日

(ii) 署名者 OSCE 代表／ウクライナ代表 (第二代大統領クチマ) ／駐ウクライナ・ロシア大使／ザハルチェンコ (ドネツク人民共和国) ／プロトニツキー (ルガンスク人民共和国)

(iii) 要点

- ① 2 月 15 日より即時の全面的戦闘停止。
- ② 双方の重火器の撤去及び安全保障領域の創設。
- ③ OSCE による効果的な停戦監視。
- ④ 武器撤収後に「ウクライナ地方自治臨時手続き法 (特別地位法)」に基づく地方選挙実施協議開始。
- ⑤ 両州地域紛争関連者への恩赦保証。
- ⑥ 捕虜相互解放。
- ⑦ 人道支援の安全な受け入れ保障。
- ⑧ 社会経済の完全復興様式確定 (年金支払い保障等を含む)。
- ⑨ ウクライナ政府によるすべての紛争ゾーンにおける国境の全コントロール再興。
- ⑩ OSCE 監視下ですべての外国部隊、外国武器、傭兵のウクライナか

らの撤退。全ての非合法武装グループの解散。

⑪ 2015 年末までに憲法改正実施（分権化の重要要素を含む）及び両州地域特別地位恒久法の制定。

⑫ 地方自治臨時手続き法に基づく選挙関連問題の協議。

⑬ 三者コンタクトグループの活動強化。

（出所）＜ OSCE 公式サイト＞、<https://www.osce.org/files/f/documents/5/b/140221.pdf> なお、公式合意文書はロシア語のみである。

〈3〉 分析

ミンスク停戦合意 1 も 2 も、その骨格は同じである。停戦し、ドンバス特定地域に強い自治的権限を付与し（＝ロシアの主要望）、違法部隊を撤退させ国境を強化する（＝ウクライナの主要望）という内容である。だが履行の手順、とりわけ、どちらの主要望実現を先行させるかについての明確な取り決めがないため、双方が相手の義務履行を求め、自分の義務は履行しないこととなる。結果として、「実行されることはないものの、破棄もされない合意」⁵⁾ となった。その間、戦闘行為はやまなかったため、2016 年春までにドンバス紛争でおよそ 9000 名もの命が失われ、2 万人以上の負傷者が生じることとなった⁶⁾。

ロシア側はこのミンスク合意をロシアにとって価値あるものとみなし、その履行（とくに分権改憲実施）を長くキーウ政権に求め続けた。だが、その履行がもはやありえない、という認識がロシア側に生まれ、それが侵攻決断を促す一つの重要な要素になった。

[2] プーチンの対ウクライナ観

〈1〉 背景

プーチンは 2000 年の大統領就任以来、ウクライナについて多くの発言を残している。それが「本心」なのか、「意図的虚言」なのかは分からない（かりに本人がこれは本心だといっても、本心であることの根拠にはならない）。外部の研究者に出来ることは、プーチンの主たる発言について、それを記録し、関連の文脈の中で発言の意味を「解釈」することだけである。以下、ウクライナについてのプーチン発言を、とくに開戦に至る部分を中心に整理しておく。なお文脈説明のために筆者（永綱）が加えた部分は（ ）で、記者他の質問要旨は〔 〕で括る。「 」はプーチン発言の逐語訳であり、他は筆者による要約である。

〈2〉 資料

(1) ウクライナ及び欧米との協調傾向発言

① 2000 年 3 月 5 日（大統領代行就任 2 か月余りの時点での BBC テレビとの会見）

「[いつかロシアが NATO と結びつくことあるか、という問いに対して] なぜない？ なぜない？ 私はそういう可能性を排除しない（ただしロシアの利益考慮し、完全対等であれば）」。

（出所）＜ロシア大統領府公式サイト（以下 *Kremlin*）＞

<http://www.kremlin.ru/events/president/transcripts/24194>

② 2003 年 1 月 28 日（03/01/28 ウクライナ訪問時）

「（ウクライナとの関係について）戦略的パートナーとして、対等の基盤で協力を発展させる」。

（出所）＜ *Kremlin* ＞,

<http://www.kremlin.ru/events/president/transcripts/21851>

③ 2009年8月31日（ポーランド紙掲載論説）

「〔独ソ不可侵条約について〕疑いの余地なく非難できる」。

〔出所〕＜ロシア政府公式サイト（*premier.gov.ru*）＞

(2) 「ロシアとウクライナは一体」発言（早期のもの）

④ 2008年4月5日（ブカレストでのロシア＝NATOサミットでブッシュJr. 米国大統領に対して）

「ジョージ、わかるかい。ウクライナは、国家ではないんだ！ ウクライナとは何か。その領土の一部は東欧だ。他のかなりの部分は、我々が与えた物だ！」。

〔出所〕＜*Kommersant*＞, April 7, 2008⁷⁾。

⑤ 2013年9月19日（ヴァルダイ会議＝内外のロシア専門家との会談）

「〔ロシアとウクライナの間には〕共通の伝統、共通の精神性、共通の歴史、共通の文化がある」「我々はひとつのナロード（国民ないし民族）である」。

〔出所〕＜*Kremlin*＞, <http://www.kremlin.ru/events/president/news/19243>

⑥ 2013年12月19日（定例大記者会見）

「〔ウクライナのヤヌコーヴィッチ現政権への巨額支援について〕ウクライナは兄弟国家であり、厳しい状況にあるウクライナ国民を支援すべきである」「〔祖国同胞の状態には無関心ではいられないが、そのことから〕我々が剣をふるって、軍部隊を導入する、というようなことはまったくあり得ない」。

〔出所〕＜*Kremlin*＞, <http://www.kremlin.ru/events/president/news/19859>

(3) マイダン革命以降の発言

⑦ 2014年3月4日（クリミア制圧後の記者会見）

「(ウクライナの) 政変はクーデタである」「(ウクライナのいくつかの地域で) ネオナチ、民族主義者、反ユダヤ主義者による無法行為がある」「キエフで武装している人々は、リトアニアやポーランドなどで訓練を受け、組織的に活動している」「[ブダペスト合意について] もしウクライナで革命が起きたとすれば「新しい国家」が生まれたこととなる。この国家との間で我々はいかなる義務的文書も署名していない」。

(出所) < *Kremlin* > <http://www.kremlin.ru/events/president/news/20366>

⑧ 2014 年 11 月 5 日 (歴史学者たちとの会談)

「(第二次大戦について) もしも権力があのように厳しいものでなければ、戦争に勝っていたといえるか、難しい」「(独ソ不可侵条約とポーランド併合について) ポーランド自身がチェコスロバキアの一部を奪った。自分たちがそうやったあと、応報を蒙った」。

(出所) < *Kremlin* > <http://www.kremlin.ru/events/president/news/46951>

⑨ 2015 年 2 月 15 日 (退役軍人組織代表との会談)

「(アフガニスタン侵攻について) むろん誤りは沢山あった。だが、本当の危機があり、それに対して、ソ連指導部が軍投入で対応しようとしたのである」。

(出所) < *Kremlin* >, <http://www.kremlin.ru/events/president/news/47690> 221106

(4) 今回の侵攻に直接的につながる発言

⑩ 2021 年 7 月 12 日 (長文論文「ロシア人とウクライナ人の歴史的一体性について」)。なお、本論文はウクライナ語でも公表された)

ロシア、ウクライナ、ベラルーシは古代ルーシの後継者である。現在ある壁は、互いの誤りもあるが、同時に分割支配を試みる者の意図的仕業である。歴史的ロシアを犠牲にウクライナのかなりの部分はつくられた。ロシアは略奪された。欧州とロシアとの闘いのなかでウクライナをロシアに

対する橋頭堡とする試みあり」。「ウクライナにおける真の愛国者は、ロシアを敵視しない者だけである」。「ウクライナの真の主権はまさにロシアとの提携において可能となる」。ロシアは決して反ウクライナになったことはないし、なることもないだろう。(以上、最重要点のみ要約して訳出)。(出所) < Kremlin > <http://www.kremlin.ru/events/president/news/66181>

⑪ 2021年7月13日(上記論文についての記者会見)

[なぜ論文を執筆したのか]。「隣人とどうつきあうべきか」考えることが現在の状況により必要となった。これまでと質的に違う状況が生まれてきた。「多くの点からみて、<反ロシア>プロジェクトに関する活発な活動が始まった」。

ウクライナでは何百万人もの人が「ロシアとの関係修復」を望んでいる。しかし彼らにはそれを実現する機会がない。体制外政党として政治世界から追い出されている。街頭でなぐられ、マスメディアは禁じられ、メドヴェドチュク(V・Medvedchuk、親ロシア系ウクライナ政治家)のように自宅拘禁状態にある

[ソ連憲法に時限爆弾が仕掛けられたというのはどういうことか]。「各共和国がソ連から離脱する権利」を与えられたことである。スターリンはロシア社会主義共和国連邦のなかでの自治化を求めたが、レーニンはその共和国の対等を語り、新国家(ソ連)を作った。もうひとつの時限爆弾はソ連共産党への指導的役割付与である。このため、国の統一を維持するものが共産党だけになった。共産党内で崩壊が始まった時、国も崩壊することとなった。[[「反・ロシア」プロジェクトはいつ始まったのか]。17-18世紀のポーランド・リトアニア共和国から始まり、ついでポーランド・ナショナリストに利用され、第一次大戦前にはオーストリア＝ハンガリーに利用された。その目的は論文で述べた通り、「分割して支配せよ」である。

[ゼレンスキー大統領はウクライナは自分の道を歩むと語ったが、これはロシアとの切断を意味するか]。語るべきは切断ではなく、数百万の

人々の運命の相互結合である。ウクライナ政権が語っているのは国民についてではなく、自分たちが行った選択についてである。しかしその選択が完了したというわけではない。

[ウクライナ政権との協議はどうなるのか]。彼らはこの論文を読むべきであろう、だがこの論文を論駁するのは困難であろう。なぜならそれは誠実なものだからだ。解釈はいろいろ可能だろうが、基本は、アルヒーフに保管された歴史文書にこそある。

ウクライナに特定の外交方向を押し付けようとしているのではなく、我々にとって脅威が作られないことが重要なのだ。この領域の軍事的獲得が始まっている。それを始めたのはウクライナではない。他の人々がウクライナの領域を利用しているのだ。

(出所) < Kremlin > <http://www.kremlin.ru/events/president/news/66191>

⑫ 2022 年 2 月 21 日（ドンバス両共和国承認・国民向け演説）

ウクライナはたんなる隣国ではない。我々の固有の歴史、文化、精神的空間の分かちがたい一部である。古来より、南東の歴史的な古ロシアの土地の住民は自らをルースキー、そして正教徒と呼んだ。現代ウクライナは、完全にロシアにより、正確にはボリシェヴィキ的、共産主義的ロシアにより作られた。レーニンが民族主義者に譲歩した（スターリンは自治化を望んだが）。1991 年から 2013 までロシアはウクライナにエネルギー、優遇利子ほかで 2500 億ドル提供した。またロシアはソ連期の債務をすべて負い、その完済は 2017 年であった。

そのウクライナで、ナショナリズム、攻撃的ルソフォビア、ネオナチズムが生まれている。過激派が 2014 年にクーデタを（外国国家からの直接支援を得て）起こした。ウクライナは、クリミアとドンバス領域でテロ組織を形成し、国際社会からの軍事支援でロシアと対抗すると主張している。これは我が国、ロシアに対する軍事行動準備にほかならない。

ウクライナが独自の核兵器を作るという声明があった。2014 年以降、

米国だけで数十億ドル分、ウクライナに武装支援が行われている。ウクライナの軍事管理システムはすでに NATO に統合された。米国と NATO は潜在的軍事行動の舞台として臆面もなくウクライナ領土獲得に乗り出した。

黒海沿岸地域は、18 世紀にロシアがオスマン帝国と闘って獲得したノヴォロシアという地域であった。このことがなければ、ウクライナの主要都市はなく、黒海への出口もなかった。

ロシアは最も複雑な問題も外交手法で、テーブルについて解決することをいつも求めてきたし、求めている。ロシアの要求は以下の通りである。

1. さらなる NATO 拡大の禁止、2. ロシア国境に攻撃的兵器を配備しないこと、3. 1997 年以前（NATO 東方拡大前）の軍配備状態に戻すこと。

ドンバスでは 400 万人が、ナショナリズム・ネオナチの手でジェノサイドの犠牲になった。いつまでこの悲劇はつづくのか、いつまで耐えねばならないのか。ロシアはウクライナの領域の一体性保持のためにすべてを行った。だがすべてが無駄だった。大統領が代わり、議会が代わっても 2014 年のクーデタの産物であることにはかわりはなかった。

以上に鑑み、ドネツク人民共和国とルガンスク人民共和国の独立と主権を承認する。キエフで権力を獲得し保持している者たちに対して、即座に軍事行動をやめるよう求める。そうならなかった場合、起こり得る流血の継続のすべての責任はウクライナを支配している体制の責任である。（以上、最重要点のみ要約して訳出）。

（出所）＜ Kremlin ＞ <http://www.kremlin.ru/events/president/news/67828>

⑬ 2022 年 2 月 24 日（「特別軍事作戦」開始・国民向け演説）

NATO は我々の警告にもかかわらず隣国へ拡大し、我々の利益・合法的関心への侮蔑的態度を示した。ソ連崩壊後、世界の力のバランスが崩れ、世界再分割が行われている。セルビア、リビア、シリアでの軍事行動を見よ。とくにこの点でイラク侵攻が特別の位置を占めている。アメリカは「嘘の帝国」であり、「集团的西欧」は 1990 年代に南部ロシアの独立勢力

を支援した。

我々の伝統的価値をこわし、彼らの偽の価値を押し付け、人の自然に反する退廃や退化をもたらし、中から壊そうとしている。1940-41年に潜在的攻撃者を挑発しないようにということで、結局備えを怠った。これは致命的であった。二度と同じ過ちをしてはならない。

これら勢力とロシアの衝突はさけられない。それは時間の問題である。彼らは準備し、好機をうかがっている。(ウクライナによる)核兵器の所持も追求されている。我々はこれを許すわけには行かない。

2000-2005年にかけて、カフカースでテロリストにたいして軍事的反撃を行なった。2014年にはクリミアを支援した。2015年にはテロリストがロシアに浸透するのを防ぐためにシリアで軍事力を用いた。自らを守る手段は他にはなかった。今同じことが起きている。「我々にはロシアを守る他の可能性は残されていない。状況は我々に決定的に即座に行動することを求めている」。ドンバスの共和国がロシアに助けを求めてきた。国連憲章51条(自衛権)および両共和国との友好援助条約にもとづき、「特別軍事作戦」実行を決定した。その目的は、過去8年間キエフ体制から虐待、虐殺されてきた人々の擁護である。そのためにウクライナの非軍事化と非ナチ化を目指す。

ウクライナ領域の占領は計画のなかに入っていない。誰にも、何も、力で押し付けることはない。ウクライナに住むすべての民族が「独自領域形成のための」選択の自由をあたえられるべきである。

今日の出来事はウクライナの利益を害するのためのものではない。それは、ウクライナを人質に取ってそれを我が国と国民に対して利用しようとする人々からロシアを守るためのものである。

ウクライナ兵士に対しても語らねばならない。諸君の祖父や先祖が、ナチと闘い、我々の共通の祖国を守ったのは、今、ネオナチが権力を得るためではない。犯罪的な命令を実行しないように。そしてすぐに武器を捨てて家に戻るよう呼びかける。「真の力は正義と真実にあり、それは我々

の側にある」。(以上、最重要点のみ要約して訳出)。

(出所) < Kremlin > <http://www.kremlin.ru/events/president/news/67843>

〈3〉分析

筆者(永綱)はプーチンという政治家はイデオロギーや固定的政治思想によって物事を判断するのではなく、ロシアの国益そして自身の権力維持の観点からプラグマティックに政策選択をする人物と捉えてきた[プーチン政権初期の時点で、その観点からプーチンの経歴と政治を分析したのが、拙著『大統領プーチンと現代ロシア政治(ユーラシアブックレット No 26)』(東洋書店、2002年)である]。その見方は現在においてもなお基本的には妥当するものと考えている。しかし、時とともに、また状況変化とともに、プーチンの思考に柔軟さや一定のリベラルさが薄まり、硬直的で保守的、そして対外強硬的発想が強まっていったことも事実である。

対ウクライナ観ないし対欧米観で言えば、

- (1) 対等協調の隣国ウクライナから「国家ではない」「真の主権はまさにロシアとの提携において可能となる」という従属視への推移、
 - (2) NATOとの協力から、ウクライナ領土獲得を目指す NATO という位置づけへの変化、
 - (3) 第二次大戦開始直前の独ソ不可侵条約を否定的に見る立場から、ポーランドの責任を追及する立場への転換、
- 等にプーチン発想の変化を見て取ることができる。

さらに現在の欧米警戒の視点が過去に投影され、過去の歴史がすべてロシアに対する攻撃であったかのように整理され、その「歴史」によって、現在の行動を正当化するというある意味でトートロジカルな弁明をプーチンが行っている。そして2月24日の演説では、第二次大戦でのドイツからの攻撃を引き合いに出して、攻撃される前に攻撃するという主張が展開される。だが、そもそも「衝突が避けられない」、あるいは「時間の問題」というプーチンの切迫感がどこからくるのか、彼の発言だけでは確認できな

い⁸⁾。しかし、この認識に行きついたときに、プーチンにはおそらく全面侵攻以外の選択肢はなくなっていたものと推察される。

〔3〕 東部分離派支配地域の独立承認

〈1〉 背景

2022年2月15日、ロシア国家会議（下院）は、ウクライナ東部の親ロシア派が支配する地域、自称「ドネツク人民共和国」と自称「ルガンスク人民共和国」の国家承認を行うようプーチン大統領に求める決議を採択した。この国家承認は、ミンスク合意の破棄を意味し、戦闘激化の可能性を孕むものであった⁹⁾。

プーチンはこの下院の要請への対応について、安全保障会議で議論を行うこととした。会議は、通常とは異なり、完全公開され（録画放映）、場所も通常の会議室ではなく、大クレムリン宮殿のエカテリーナの間（天井高7メートルのホールで外国要人接受や表彰に利用）であった。この広間で議長プーチンのみが正面デスクにつき、構成員はプーチンから10メートル近く離れて扇形に着席し、発言のさいにのみ立ち上がってマイク席に向かうという異様な形式の会議であった。

〈2〉 資料

（1）2022年2月21日ロシア安保会議

①プーチン冒頭発言 2014年のウクライナでのクーデタ後、ドンバスの住民はそれを受け入れなかった。彼らは ドネツク人民共和国とルガンスク人民共和国を形成し、キエフ権力と対立した。

ロシアは最初から平和的手段でこの対立を解決しようとした。しかしキエフ権力はこの地域に二度も軍事懲罰作戦を行い、いま三度目の事態悪化を目の当たりにしつつある。協議プロセスにおいて、ミンスク＜複合方策＞と言われる平和解決計画が生まれた。

しかし「最近のすべての出来事が示していることは、現在のキエフ権力はそれを実行するつもりがない」ということである。両共和国からの独立承認要請、そしてそれに応じるべきとする下院による大統領への請願にどう対応するか、意見をうかがいたい。この問題は世界全般、とくに欧州大陸の安全保障全般に深く結びついている。というのも、「ウクライナを我が国との対抗の道具として利用することが我々にとって深刻なひじょうに大きな脅威となっている」からである。

もしウクライナがNATOに受け入れられた場合、わが国にとっての脅威は何倍にも増加する。ウクライナがクリミアとセバストポリを軍事手段で取ろうとはじめたら、第5条によりNATOもそこに巻き込まれることとなる。ラブロフ（S・Lavrov）外相に交渉の現状を、コーザク（D・Kozak 大統領府副長官／対ウクライナ関係担当）にミンスク合意履行状況について話してもらう。そのあと、どうすべきか皆さんに判断してもらいたい。

②ラブロフ外相 欧米は「我々の中心的提案とくにNATO東方拡大にかかわる提案」を理解しようとしない。「安全保障の非分割性原則」が我々の支柱である。また二番目の優先事項は、1997年の「ロシアとNATOは敵対者ではない」という合意に基づき、勢力状況を97年の状態に戻すことである。これに対して、欧米は、クリミアの占領をやめよ、グルジア、モルドバ、ウクライナからの兵力撤退を求めるという態度を示している。ただし米国は、ロシア国境近くからの脅威武器の撤収、また中距離ミサイル及び地上発射ミサイル問題について検討開始する姿勢を表明している。本質的ではないが動きはある。それゆえ「（交渉）活動を続けるべき」という立場に立つ。

[プーチン「NATO拡大に関する原則的問題で動きはないということではないか」]。

（ラブロフ）そうです。このあと、フランス外相と話をしますが、米国が何を議論する用意があるのか示すようこちらは求めています。

③コーザク ミンスク合意履行は2015年から一歩も進んでいない。ウクライナ政府には履行する気がない。

④メドヴェージェフ（D・Medvedev 前大統領／安保会議副議長） 米国はレッドラインを超え、我々を追い込んだ。ウクライナにはこのドンバス地域は不要であり、そこで弾圧や人権被害が行われている。もし外国でアメリカ市民が捉えられたら米国は「特別作戦」を実施するであろう。両共和国の独立承認以外に方途はない。

⑤パトルシェフ（N・Patrushev 安保会議書記） 米国はそのドクトリン文書に、中国と並んでロシアを敵国と記載した。ラブロフは露米大統領会談を設定したいと述べるが、具体的目的なしの話し合いは無意味である。アメリカは具体目標を隠しているが、それは「ロシア連邦を直接的に崩壊させる」ことだ。我々の目的は我が国の領域の一体性を守ることである。話をしても否定的回答をえるだけであろう。それゆえ唯一の決定は承認のみである。

⑥ナルィシキン（S・Naryshkin 対外諜報庁長官） 西側に最後のチャンスを与えてはどうか。ミンスク合意を履行するかどうか。そうでない場合、今日提起されている通りの決定を行う。

[プーチン そうでない場合とはどういうことか。対話開始を提案しているのか、それとも主権共和国承認を提案しているのか]。

（ナルィシキン） 両共和国のロシア連邦への編入提案を支持します。

[プーチン 今はその話ではない。独立を承認するか否かだ。]

（ナルィシキン） 独立承認提案を支持します。

⑦ゾロトフ（V・Zolotov 国家親衛隊長官） ゼレンスキーは核装備創出について語っている。ウクライナとの国境はつまるところアメリカとの国

境であり、両共和国を必ず承認すべきである。

⑧プーチン 皆様のご意見を拝聴した。決定は本日のことであろう。

(出所) < Kremlin > <http://www.kremlin.ru/events/president/news/67825>

(2) 2022年2月21日両共和国独立承認(大統領令)

< ドネツク人民共和国の承認について(大統領令71号) >

①ドネツク人民共和国人民の意志表明、ウクライナによるミンスク合意履行拒否にかんがみて、主権独立国家としてドネツク人民共和国を承認する。

②ロシア外務省はドネツク側と外交関係樹立について協議する。

③関係省庁の参加により、ドネツク側と友好、協力、相互扶助条約を準備するようロシア外務省に委託する、

④ドネツク人民共和国元首よりの求めに応じて、ロシア国防省は上記第3条条約締結まで、平和維持の役割で、人民共和国内に軍部隊を展開する。

(大統領令72号で上記と全く同文の文書を、ドネツクをルガンスクに置き換えた形で発令)。

(出所) < Kremlin > <http://www.kremlin.ru/events/president/news/67829>

〈3〉分析

公開で開催された安保会議は、むしろ自由闊達な議論の場ではなく、プーチンが決めた即時独立承認案について政権幹部が賛同を表明する場であった。いくらか最後の交渉を示唆する議論(ラブロフやナリシキンなど)があっても、その発言中にプーチンが介入してなかば強引に承認を迫っている。また、メドヴェージェフ、パトルシェフ、ゾロトフが米国を主要敵として強硬な発言を行っているのが顕著である。

この直後に、プーチンは国民向け演説(上記)を行い、同日中に上記大統領令を発令した。自身が決定した路線をあたかも会議決定であるかのようになぞらえる(=それにより全員に責任を負わせる)政治手法は、2020年憲法改正

でも用いられた。改憲のさいには、テレシコワ（女性初の宇宙飛行士）という提唱者を用意して自身の3選出馬を可能とする条文を用意させたが、安保議論では、安保会議全体にテレシコワ的役割を与えたとも言える¹⁰⁾。なお、メドベージェフがこの時点で「特別作戦」という概念を使用している点も興味深い。

この安保会議後に発令された大統領令の第4項では、ロシア軍を東部ウクライナ領域で正式に展開する体裁が整えられている。侵攻を正当化する根拠として、まず独立を承認し、その独立国家による軍事支援要請という形をとったのである。

[4] 侵攻前の状況——ロシア諜報機関の活動と米国及びウクライナの対応（『ワシントン・ポスト』紙取材）。

〈1〉背景

米国『ワシントン・ポスト』紙は、欧米、NATO 及びウクライナの政府要人との多数の会見を経て、2022年8月に、(1) 米国およびウクライナ両政府の開戦直前のやりとり、(2) 開戦前のロシア諜報機関の活動、(3) 緒戦におけるウクライナの対応について詳細な取材記事を掲載した。その要約版をもとに重要な部分を以下に訳出する。

〈2〉資料

(1) 米国およびウクライナ両政府の開戦直前のやりとり

①米国諜報機関はロシア指導部、省庁、軍をスパイし、プーチンがウクライナへの全面戦争を準備していることを発見した。2021年10月、米国大統領執務室にて側近たちはプーチンのウクライナ侵攻戦争計画を提示し、衛星写真、通話傍受、人的情報源から、ロシアがウクライナの西部地域一部を除いて、キーウを始め国の大半の獲得を目指していると説明した。統合参謀本部議長ミリー（Gen. Mark A. Milley）は、バイデン大統領

に対して、ロシアが複数方向からの同時攻撃により、彼ら流の「衝撃と畏怖 (shock and awe)」作戦 (2003 年イラク戦争時、米国が採用した、圧倒的な戦力で相手の対抗意欲をそぐ作戦) をとっていると説明した。

②米国は、ウクライナを武装させつつも、ロシアに対して米国及び NATO を攻撃する口実を与えないこと、強大な核保有国との第三次世界大戦とならないようにすることに注力した。ミリー議長が書類鞆に入れていたメモには、「問題、すなわち強大な核攻撃力を持った国との第三次世界大戦に突き進むことなく、いかにしてルールに基づいた国際秩序を保障し、実現させるか」と書かれていた。この姿勢は、時に、より強力な武器を求めるウクライナ高官をいらだたせることもあった。しかし、ロシアとの直接対決を避けることは目標の一つであった。

③バイデン大統領は、ロシアの戦争計画の証拠をプーチンに突きつけるよう CIA 長官バーンズ (William J. Burns) をモスクワに派遣した。バーンズはクレムリンでバイデンからの書簡を渡したが、プーチンはソチ滞在中であった。バーンズは、クレムリン内の部屋からプーチンと電話することとなった。プーチンは NATO 拡大を批判し、ウクライナ政府の正当性を疑う発言を行い、政治リーダーとしてゼレンスキー大統領について非常に否定的な見方を示した。バーンズは、プーチンはまだ侵攻について、最終決定を行っていないが、電話会談後、自分の警戒心は以前より高まったとバイデン大統領に報告した。

④キエフ政権は、侵攻にたいして準備を行うには、米国からの情報が特定されたものでないという不満を表明した。2021 年 11 月にウクライナ外相と大統領府長官が国務省を訪問したが、大規模攻撃に備えて塹壕を掘るべきという程度のアドバイスしか得られなかった (とウクライナ側は語っている)。

⑤ゼレンスキー大統領は、彼がキーウから逃げ出すことを望む西側高官がいると疑っていた。ウクライナは持ちこたえられないという見解を電話で伝えてくる者もあった。

(出所) 〈*The Washington Post*〉, August 16, 2022 (By Shane Harris, Karen DeYoung and Isabelle Khurshudyan).

<https://www.washingtonpost.com/national-security/2022/08/16/ukraine-road-to-war-takeaways/> (2022 年 8 月 18 日閲覧)

(2) 開戦前のロシア諜報活動の活動

①ロシア諜報機関は、ウクライナ政府がすぐに倒れるとモスクワに請け合い、傀儡体制樹立作戦を行なおうとしていた。FSB (ロシア連邦保安庁) の部局、内部的には作戦情報部と呼ばれる部局はウクライナ政府機関に入り込むようずっと準備してきた。FSB はウクライナの激しい抵抗を予期できなかったか、もしくは予期していてもそのような不都合な情報をプーチンに提示することができなかった。

② FSB 諜報員はキーウ政権獲得を確信していたので、開戦前、首都で(その後到来するロシア政府関係者のために)住宅をさがすことに従事していた。

③開戦までに FSB のウクライナ関連部局は拡大した。2019 年に 30 名であったものが開戦直前には 160 名までに増えた。

④ FSB は有力な協力者と連携しており、代替政府を少なくとも二つ用意した。一つは、元ウクライナ大統領ヤヌコヴィッチ (V・Yanukovich) を中心とするものであり、もう一つは南部にいるヤヌコヴィチ主導政党の元主要メンバーからなるものであった。

⑤緒戦での失敗にもかかわらず、関係のFSB幹部は失脚しておらず、占領地域に3か月ローテーションで諜報員を送り込んでいる。

(出所)〈*The Washington Post*〉, August 19, 2022 (By Greg Miller and Catherine Belton).
<https://www.washingtonpost.com/national-security/2022/08/19/intelligence-war-fsb-ukraine/> (2022年11月3日閲覧)

(3) 緒戦におけるウクライナの対応

①ウクライナの政治家は開戦まで全面侵攻に否定的であった。しかしウクライナ軍部は重要な準備を行っていた。とくに基地から装備や人員を早期に避難させ、空爆による被害回避を図った。

②侵攻開始直後コーザク（ロシア大統領府副長官）はウクライナ大統領府長官イエルマーク（A・Yermak）に降伏を求める電話をかけてきた。イエルマークは相手を罵って電話を切った。またベラルーシの国防大臣が、ロシア国防大臣ショイグの仲介役として、ウクライナ国防相に降伏協議を求めてきた。イエルマークは交渉相手はモスクワのみとして仲介交渉を退けた。

③ゼレンスキー大統領にキーウ退去を勧める西側高官が多数あった。ゼレンスキーは、もし戦争がすぐ終わるなら、キーウを離れてもよいが、そうでないのに退去したら、ロシアが目的を達成したこととなり、状況の悪化を招くと考えていた。

④イエルマーク長官によれば、彼は、戦争がもたらした遺体や破壊されたビルの写真を世界各国の高官の携帯電話に送った。受け取った人の9割が応答し、支援の強化を約束してくれた。

⑤3月半ば、ウクライナ側は、砲弾がほぼ尽きかけ、危機を迎えていた。

米国はキーウがすぐに制圧されると考え、その後の抵抗方式とその支援について構想していた（持ち運び可能なステインガー・ミサイルなどの提供を検討した）。

（出所）〈*The Washington Post*〉, August 24, 2022 (By Paul Sonne and Isabelle Khurshudyan).

<https://www.washingtonpost.com/national-security/2022/08/24/kyiv-battle-ukraine-defense/>（2022年8月24日閲覧）

〈3〉分析

上記取材は、大々的かつ精力的に行われたものであり、同時代資料として看過すべきではない。しかしながら、説明は断片的であり、しかも当局者の事後会見を基礎とするため言動正当化という側面を免れ得ない。それを留保したうえで重要ポイントとして以下を掲げておく。

- （1）米国は、遅くとも2021年10月にはロシアの侵攻計画を把握し、バイデンはプーチンに対して警告した。
- （2）しかし米国は、当初から、ロシアとの直接衝突を回避することを重要な目的の一つとしていた。
- （3）ロシアも米国も、首都キーウが比較的短期間で制圧されるものと想定していた。
- （4）ゼレンスキーに対して、各国首脳から首都脱出の勧めがあったが、本人はそれを拒否した。
- （5）ウクライナの政府は、全面侵攻について否定的であったが、軍部は一定の対抗準備を進めていた。

3月半ば危機的な状況にあったウクライナ軍がどのように態勢を立て直し、ロシア軍に立ち向かい、キーウ防衛に成功したのか。それにより、プーチンがどのように作戦変更を余儀なくされるか。それはこの先の分析課題である。

[5] 両国世論

〈1〉背景

両国民は実際に両国関係及び戦争をどうとらえているか。多様なメディア取材に加えて世論調査もそれを窺う重要な手段である。調査がどこまで正確か。またそもそも回答者がどこまで正直に回答しているのかという問題はあある。しかし、一定の傾向や特色を世論調査から導き出すことは可能と思える。ここでは両国を対象とした以下の4つの調査報告から要点を整理し、紹介しておく。

(調査A) KIIS 合同調査 (2021年11月)

キーウ国際社会学研究所 (Kiyv International Institute of Sociology / KIIS) とロシア独立調査組織レヴァダセンター (Levada tsentr) との合同企画による世論調査結果 (2021年11月実施)。KIISは電話調査。Levadaは2020年4月以降対面調査。KIISは、クリミアおよび東部親ロシア派支配地域を含まない。

< 出所 > <https://www.kiis.com.ua/?lang=eng&cat=reports&id=1078&page=3&t=3>

(調査B) IRI 委託 (2021年11月)

国際共和主義研究所 (International Republican Institute/IRI) 主催の調査。同研究所はレーガン大統領時代に創設され、議会予算を得て活動している全米民主主義基金 (National Endowment for Democracy) の中心機関の一つである。一定の傾向ないし党派性を有することは否定できないが、それが調査に直接的に影響を及ぼしているとは思えないゆえ、ここで紹介することとした。委託を受けて調査を実行したのは、ウクライナの Sociological Group “Rating” という非政府系調査機関である。2021年11月、クリミアおよび東部の親ロシア派支配地域を除くウクライナ全国での対面調査である。

< 出所 > <https://www.iri.org/resources/iri-ukraine-poll-shows-support-for-eu-nato-membership-concerns-over-economy-and-vaccines-for-covid-19/>

なお、Sociological Group “Rating” の公式サイト（英文）は下記である。
<https://ratinggroup.ua/en/>

（調査 C）KIIS 単独調査（2021 年 12 月）

上記調査 A の KIIS（キーウ国際社会学研究所）が 2021 年 12 月に単独で行った調査である。調査地域・方法は上記（調査 A）と同じである。

< 出所 > <https://www.kiis.com.ua/?lang=eng&cat=reports&id=1079&page=10>

（調査 D）Levada 単独調査（2022 年 2 月及び 3 月）

開戦直前と開戦一か月後のロシアの独立系調査機関レヴァダ・センター単独の調査

< 出所 >

D1=2022 年 2 月調査 <https://www.levada.ru/2022/02/24/ukraina-i-donbass-2/>

D2=2022 年 3 月調査 <https://www.levada.ru/2022/03/31/konflikt-s-ukrainoj/>

〈2〉資料

[1] 両国間関係

[1-1] ロシアとウクライナの関係はどうあるべきか
 （調査 A / 2021 年 11 月 / 両国） [%]。

	他国同様 *a	友好国 *b	統一国家 *c	回答困難
ウクライナ（対ロシア）	39	49	6	6
ロシア（対ウクライナ）	24	51	18	7

*a = 他の国同様に国境管理、ビザ及び関税あり。

*b = 相互独立ながら友好的で、国境開放、ビザ及び関税なし。

*c = 単一の国家に統合すべきである。

[1-2] ロシアとウクライナの関係はどうあるべきか
(調査 A / 両国 / 経年推移) [%]。

ウクライナ (対ロシア)	他国同様 *a	友好国 *b	統一国家 *c	回答困難
2008 年 9 月	17	66	16	2
2013 年 11 月	12	73	9	6
2014 年 9 月	45	44	5	6
2020 年 9 月	39	51	5	5
2021 年 11 月	39	49	6	6
ロシア (対ウクライナ)	他国同様 *a	友好国 *b	統一国家 *c	回答困難
2008 年 9 月	24	52	13	11
2013 年 9 月	23	55	16	6
2014 年 9 月	26	62	7	5
2020 年 8 月	30	51	16	3
2021 年 11 月	24	51	18	7

*a、*b、*c は前ページの表 [1-1] と同じである。

[1-3] もし国際的な経済同盟にひとつだけ入れるとしたらどれを選ぶか
(調査 B / 経年推移 / ウクライナ) [%]。

	EU	ロシア関税同盟 *d	その他	回答困難
2012 年 9 月	32	42	6	20
2013 年 9 月	42	37	5	17
2014 年 2 月	41	36	9	14
2014 年 3 月	52	27	6	14
2015 年 7 月	55	14	12	20
2016 年 6 月	54	15	14	15
2019 年 12 月	56	17	14	11
2021 年 11 月	58	21	6	15

*d= ロシア、ベラルーシ、カザフスタンとの関税同盟。

[1-4] もし NATO 加盟投票が今日あったらどう投票するか
(調査 B / 経年推移 / ウクライナ) [%]。

	賛成	反対	棄権	回答困難
2014 年 3 月	34	43	9	13
2014 年 4 月	38	40	7	15
2015 年 7 月	41	30	17	8
2019 年 5 月	49	28	8	15
2019 年 6 月	53	29	4	14
2021 年 3 月	48	28	11	13
2021 年 11 月	54	28	3	15

[1-5] 家庭内での言語 (調査 B / 2021 年 11 月 / ウクライナ) [%]。

ウクライナ語	ロシア語	両方	その他
48	29	22	1

[1-6] ロシアに近い親族がいるか
(調査 A / ウクライナ / 2021 年 11 月) [%]。

	全国	西部	中央	南部	東部
いる	43	33	41	50	53
いるが近い親族ではない	14	11	16	13	14
いない	43	55	42	36	32

[2] ウクライナ国民の抵抗姿勢（調査C／ウクライナ／2021年12月）[%]。

[2-1] ロシア軍が自分たちの地域に侵入してきたらどうするか [地域区分]

	全体	西部	中央	南部	東部
武器で対抗する	33.3	39.7	33.7	29.7	25.6
デモやボイコットなどで対抗する	21.7	28.6	22.5	15.8	16.8
ウクライナの安全な地域に移動する	14.8	8.8	14	16.7	25.6
外国に行く	9.3	9.6	8.7	10.1	9.1
何もしない	18.6	14.4	17.8	22.1	22.7
分からない	12.1	10.9	13.7	12.1	10.7
回答拒否	1.1	0.8	0.7	1.7	2.2

[2-2] ロシア軍が自分たちの地域に侵入してきたらどうするか
[性別・年齢区分]

	全体	男性	女性	18-29歳	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70歳-
武器で対抗する	33.3	58	12.8	30.1	35.9	43.4	38.5	30.4	16.7
デモやボイコットなどで対抗する	21.7	17.1	25.5	19.9	18.6	22.3	23	23.6	24
ウクライナの安全な地域に移動する	14.8	9.6	19.2	28	21.5	11.6	9.1	6.4	10.3
外国に行く	9.3	8.3	10.2	22.5	13.5	7.3	3.9	4.9	1.9
何もしない	18.6	10.2	25.5	11.5	9.9	16.2	20.1	24.3	34.3
分からない	12.1	9.4	14.4	9.7	14	9.8	11.2	14	14.4
回答拒否	1.1	1.5	0.9	0.8	1.2	0.2	1.2	2.5	1.3

[3] ロシア国民の認識（調査D／ロシア／2022年2月及び3月）[%]。

[3-1] ウクライナ東部での緊張がロシアとウクライナの戦争に発展するか
(D1=2022年2月調査)。

	避けられない*e	十分ありうる	可能性は低い	まったくありえない	回答困難
2015年5月	4	28	48	14	6
2021年4月	3	36	38	15	8
2022年2月	5	40	36	13	6

*e=2022年2月以外は数値記載がないため、100から他の回答合計を引いた数値を記載。

[3-2] ドネツク及びルガンスク人民共和国の独立について
どの見解に同意するか（年齢別／ D1 = 2022 年 2 月調査）。

	18-24 歳	25-39 歳	40-54 歳	55 歳以上
ロシアに加入すべき	16	22	25	30
独立国家となるべきである	19	28	37	38
ウクライナ内で高度の自治地域	22	21	18	13
ウクライナの通常地域	19	13	8	5
回答困難	25	17	12	14

[3-3] ウクライナでのロシアの軍事行動を支持するか
（年齢別／ D2=2022 年 3 月調査）。

	全体	18-24 歳	25-39 歳	40-54 歳	55 歳以上
明確に支持する	53	29	42	56	64
どちらかといえば支持する	28	42	31	27	22
どちらかといえば支持しない	8	9	11	8	5
明らかに支持しない	6	10	9	4	4
回答困難	6	10	8	5	4

[3-4] ウクライナ情勢をフォローしているか
（年齢別／ D2=2022 年 3 月調査）。

	全体	18-24 歳	25-39 歳	40-54 歳	55 歳以上
注意深く追っている	29	11	21	29	39
ある程度注意している	35	32	30	41	37
特別扱いしていない	27	38	36	24	19
概して追っていない	8	15	11	5	5
何も聞いたことがない *f	1	4	2	1	0

*f = 数値記載がないため、100 から他の回答合計を引いた数値を記載。

〈3〉分析

世論結果はいくつか興味深いことを示唆している。以下その要点を掲げておく。

(1) プーチンの行動の大前提は、ロシアとウクライナが単一ナロード（国民ないし民族）であるということである。だがウクライナ国民の9割、ロシア国民の7割が別の国であることを望んでいる [1-1]。

(2) 相互に独立でありつつ、友好的で、国境の開放された関係を望む意見がどちらの国においても多数である [1-1]。しかし、ウクライナ国民の間では2013年を境に、EUとの経済同盟を求める意見が多数となり、マイダン政変後はそれが過半数を占めるようになった [1-3]。ロシアとも友好的開放的でありたいが、どれか一つを選べと迫られた場合、EUとの同盟を求める声が多数となったということである。

(3) NATO加盟については、マイダン政変（とクリミア併合）直後においても、なお多数派ではなかった。その後、じょじょに賛成派が多くなり2021年末時点で過半数となっていた [1-4]。この点でプーチンの危惧には一定の根拠があった。

(4) ロシア軍の侵入に対して何らかの形で抵抗するとした者はウクライナ国民の半数を超えていた [2-1]。男性についていえばその割合は7割を超えており、武器で対抗する者の割合も6割に近かった [2-2]。こうした情報は公開情報であり——操作の有無を判断できないものの——警戒根拠の一つとして捉えるべきものであった。プーチンあるいはロシア軍部がウクライナ制圧について実際どのようなシナリオを立てていたのか、なお吟味の必要があるだろう。

(5) 開戦直後の時点で、ウクライナでの軍事作戦についてむろん国民多数（8割）が支持しているのだが、若年層と中高年層の間で支持強度に明確な温度差があった [3-3]。世代間の相違は、ドネツク及びルガンスク人民共和国の独立についての見解でも明確に表れており、若年層はウクライナに留まる方策を選ぶ者も一定数あるのに対して、中高年層では、独立さらには編

入策を求める者が多かった [3-2]。しかし若年層多数は、積極的な反対行動をとるというわけではなく、開戦後もウクライナ情勢について大きな関心を払っていない [3-3]。この状況は、秋になって部分動員令が出される中で揺らぎ始めるが、その分析はこの研究ノートの対象時期を超える。

おわりに

以上の資料から、どのような結論（ないし仮説）が導き出せるであろうか。第一にゼレンスキー大統領がキーウに留まったのはウクライナの抵抗精神を維持するうえでおそらく正しい判断であった。なぜ彼はそうしたのだろうか。首都を脱出しても戦争で敗北すれば政治的生命は（場合によっては肉体的生命も）終わりとなる可能性が高く、そうであれば勝利のためにキーウに留まるほうが有効と判断したのではないだろうか。

第二に、微妙な要因が多数あるとはいえ、総じてプーチンの全面侵攻決断は（ロシア国益を守るという点からみて）合理性に欠けるものであったように思える。放置すればウクライナがますます欧米に組み込まれる可能性が高いという情勢認識自体はおそらく間違いではなかった。だが首都奪取を含む全面侵攻はその問題解決をもたらすものではなかった。とりわけ、(1) ウクライナ国民、とくに壮年男性の強い抵抗意識を軽視したように見えること、また (2) 侵攻正当化根拠として、なかば一人よがりの歴史解釈にのめりこみ、それに依拠しすぎたこと、さらに (3) 安全保障のための重要な会議体を正確な情報提供と意見交換の場ではなく、公開のショーのようにしてしまったこと、等、合理的判断を行う環境創出が出来なかった。これは個人統治体制がもたらす負の帰結であったともいいうるであろう。

第三に、プーチンがそこまで前のめりに、先制対応に傾いた背景には、彼の一般的政治スタイル（あるいは、もしかしたら病気の問題）を別として、大きく二つの要因があったように思える。第一は、プーチンの義務感である。端的に言えば、プーチンは 2014 年のクリミア編入により国内での支持

を高め、個人統治体制の構築にたどり着いた。だがそのクリミア編入（及びドンバス紛争）により、ウクライナはいつそう欧米に近づくこととなった。自らがもたらしたこの問題を解決することをプーチンが自身の義務あるいは使命とみなしたということである。そして第二の要因は、過去の成功体験とそれによる過度の自信である。開戦日の演説（上記 [2] の⑬）にあるように、カフカース、クリミア、シリアで軍事作戦に成功したという自負、さらに国内の反対派（プーチンの考えでは外国勢力と繋がっている人々）を抑え込んだという確信もあったであろう。義務感があり、自信もあるのであれば、行動に移らない理由はなかった。そのプーチンを止める人も制度も個人統治体制の完成したロシアにはもはや存在しなかったというのが本稿の暫定的結論（仮説）である。

注

- 1) 本稿では先行研究の詳細な紹介は行わない。それが、本稿を研究ノートに留める理由の一つでもある。
- 2) ウクライナの地名表記は一般的には日本外務省のそれに従い、ウクライナ語発音を基礎としたカタカナ表記とする。初出のさいにロシア語発音を基礎とした従来の表記を（ ）で示す。ただし、ロシア政府の資料やプーチンの発言などの場合、従来の表記のままとすることもある。
- 3) Serhii Plokyh, *The Gates of Europe: A History of Ukraine*, Penguin Books, 2016, p25. なお、Plokyh によれば、ルーシ Rus の語源は、スウェーデン語の Ruotsi [= men who row / 漕ぐ人々] というのが多数説である
- 4) インターネット資料については、とくに記載しない限り、2022 年 11 月 6 日に最終的な掲載確認を行っている。
- 5) Paul J. D'Anieri, *Ukraine and Russia: From Civilized Divorce to Uncivilized War*, Cambridge University Press, 2019 (Kindle 版), p.249.
- 6) Plokyh, *op.cit.*, p. 344.
- 7) 再掲資料を以下で確認できる。＜Rosbalt＞, April 7, 2008.
<https://www.rosbalt.ru/ukraina/2008/04/07/472258.html?ysclid=la6k6qmttru304810708>
- 8) プーチンの体調ないし「病気」については何度も取りざたされており、状況証拠的な事象はあれこれと指摘されている。しかし、決定的な説明は登場し

ていない。とはいえ、単なる噂として切り捨てるわけには行かず、なお注視すべき事柄であると思える。

- 9) < *Europeiskaya Pravda* >, February 16, 2022.

<https://www.eurointegration.com.ua/rus/articles/2022/02/16/7134095/>

なお『朝日新聞』2022年2月17日朝刊も参照。

- 10) 改憲議論については、拙稿「2020年ロシア憲法改正プロセス——プーチン個人統治体制の完成」『亜細亜大学アジア研究所紀要』第47号（2021年3月）を参照されたい。

[亜細亜大学国際関係研究所規程]

(2021 年 2 月 22 日、教授会決定)

(名称)

第 1 条 亜細亜大学学則第 9 条第 2 項に基づき、亜細亜大学国際関係学部¹に亜細亜大学国際関係研究所 (Research Institute for International Relations, Asia University) (以下「本研究所」という) を附置する。

(目的)

第 2 条 本研究所は、国際関係に関連する分野を研究、調査し、学術の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 3 条 本研究所は、第 2 条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 研究会、講演会等の開催
- (2) 所員の研究活動の助成
- (3) 海外の研究機関、研究者との交流
- (4) 機関誌『国際関係紀要』、その他の発行
- (5) その他、本研究所の目的達成に必要な事業

(構成)

第 4 条 本研究所は、次のものをもって構成する。

- (1) 所長
- (2) 所員

(所長)

第 5 条 所長は、本研究所を統括し、これを代表する。

2. 所長は、国際関係学部教授会が教授の中から選出する。
3. 所長の任期は 2 年とする。ただし、重任を妨げない。
4. 所長が任期中に辞任したときは、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(所員)

第 6 条 所員は、国際関係学部の専任教員とし、第 2 条の目的に添う研究、調査を行い、研究成果を機関誌に発表する。

(所員会議)

第 7 条 所員会議は、毎年 1 回開催する。ただし、所長は必要に応じて、臨時に招集することができる。

(運営委員会)

第8条 本研究所に運営委員会を設け、運営に関する事項を審議する。

2. 運営委員会は、所長を議長とし、所員会議で承認された運営委員若干名で構成する。

3. 運営委員の任期は、2年とする。ただし、重任を妨げない。

(編集委員会)

第9条 第3条第4号の事業（機関誌、その他の発行）を行うための編集委員会を置く。

(会計)

第10条 本研究所の運営は、大学からの補助金、寄付金、およびその他の収入による。

(事業報告)

第11条 本研究所の事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとし、事業報告を所員会議に提出するものとする。

(規程の改正)

第12条 本研究所規程の改正は、所員会議において出席者の過半数の同意を得て決定するものとする。

(付則)

本規程は、2021年4月1日から施行する。

『国際関係紀要』投稿規程

(2017 年 7 月 27 日改訂)

1. 投稿資格

- (1) 本紀要への投稿者は、亜細亜大学国際関係研究所の所員であること。
- (2) 共著論文を投稿する場合には、前項に定める所員が第一著者であること。

2. 紀要論文の掲載要件

- (1) 本紀要に掲載する論文は、国際関係分野の研究もしくは教育に関するものであること。
- (2) 投稿論文に対して匿名審査員による審査を行い、掲載の可否を決定する。

3. 原稿の形式

- (1) 原稿は横書きとする。
- (2) 原稿はワープロまたはパソコン入力・印刷したもの（40 字 × 40 行、英文はダブルスペースで 80 字 × 25 行）を 1 部提出する。
- (3) 審査を経て投稿が決定したあとは、電子ファイルで提出する。
- (4) 注は、通し番号による一括後注方式かハーヴァード方式とする。

4. 原稿枚数等

- (1) 原稿の枚数は、以下の通りとする。

①論文

- (a) 日本語原稿は、20,000～32,000 字程度（図表等を含む。以下同じ）。
- (b) 英文原稿は、5,000 ワード程度～13,000 ワード程度。

②研究ノート

- (a) 日本語原稿は、16,000 字程度。
- (b) 英文原稿は、4,000 ワード程度。

③書評（書評論文と書評を統合）

- (a) 日本語原稿は、8,000～12,000 字程度。
- (b) 英文原稿は、2,000 ワード程度～4,800 ワード程度。
- (c) 対象となる書籍は、特に歴史的かつ文献学的意味を持たない限り、原則として執筆時に発行年より 5 年を経過していないものとする。

④研究動向（資料と通信）

- (a) 日本語原稿は、2,000～4,000 字程度。

(b) 英文原稿は、1,000 ワード程度。

(c) 近年の研究動向を紹介する。

⑤国際関係分野の教育

(a) 日本語原稿は、2,000～12,000 字程度。

(b) 英文原稿は、1,000 ワード程度。

(c) 国際関係分野の教育実践例などを紹介する。

⑥その他、国際関係研究所運営委員会が投稿を可とした原稿

(a) 日本語原稿・英語原稿ともにとくに文字数は定めない。

(b) 投稿予定者は、事前に運営委員会に相談の上、投稿の許可を得る必要がある。

- (2) 日本語原稿には、英文要旨を添付して提出する。英文要旨の長さは、論文、研究ノート、書評、研究動向、国際関係分野の教育、その他の原稿のいずれについても、500 ワード以内（厳守）とする。ただし、論文以外については、英文要旨を省略してもよい。

5. 著作権

- (1) 本紀要に掲載された論文等の著作権は、著作者本人に帰属する。
(2) 第1項に関わらず、国際関係研究所は本紀要に掲載された論文等を電子化し、それを公表する権利を有し、著作者はこれを許諾するものとする。

6. 別刷り

採用された原稿には、別刷り 50 部を無料で進呈する。

7. その他

その他の場合は、必要に応じて編集委員会が指示する。

前号（第 32 巻 第 1 号）目次

論 文

マーケティング標準化戦略と製品戦略が経営成果に与える影響

——食品企業の事例——

..... 金 炯中

J-VER（森林分野）の制度設計面への評価

——吸収源 CDM 政策との比較を通じて

..... 福島 崇

研究ノート

Indonesian Society in the COVID-19 Pandemic: The Results of an Interview Survey

..... Ayako MASUHARA and Mya Dwi ROSTIKA

2022（令和4）年度国際関係研究所研究会

今年度は以下の通り2回の研究会を開催した。

1. 第1回研究会

開催日：2022（令和4）年7月28日

講演者及び講演タイトル：

- （1） 永綱憲悟教授「プーチンはなぜウクライナ「奪還」を決意したか—あるいは「永遠の政治」について—」
- （2） 江川美紀夫教授「日本経済の長期停滞の原因と処方箋—新自由主義への批判、とくに「財政危機説」の誤り—」

2. 第2回研究会

開催日：2023（令和5）年1月19日

講演者及び講演タイトル：

- （1） 富田麻理特任教授「国際連合と先住民族」
- （2） 大久保俊輝特任教授「亜細亜なら出来る啓発教育」
- （3） 坂東達郎特任教授「コロナ禍での授業改善への取り組み—「アクティブキャリア入門（C）」における事例紹介—」

〔編集後記〕

『国際関係紀要』第32巻第2号をお届けします。今号は江川美紀夫先生と永綱憲悟先生のご退職記念号として、冊子版とPDF版で刊行します。また今号から、当年度の国際関係研究所研究会の開催記録も記載します。

江川・永綱両先生は、国際関係学部の発足以来、本学部を教育、研究、運営の各方面にわたって根底から支えてこられました。いらっしゃるのが当然だったそのことが、来たる4月からはそうではなくなり、その時こそ寂しさがひとしお募るものと思われます。両先生におかれましては、どうぞおからだをお大切に、引き続きお元気にお過ごしくくださいますように、心より願っております。また、永綱先生は学長の重責を今後も担われます。くれぐれもご健康にご留意の上、本学を力強く牽引し続けていただければと存じます。

今号には、論文5本、研究ノート3本が寄せられました。日々のご研究の成果を、ご多忙の中ご投稿くださった先生方、どうもありがとうございます。ただ、この御礼のことばが、昨秋に急逝されたピーター・ターバーフィールド先生へもはや届かないことに、深い悲しみを感じざるを得ません。教員としても研究者としても、強い意欲のもと目前のお仕事に臨まれていた先生を偲びつつ、ご論文を掲載させていただきます。ご冥福を心よりお祈りいたします。

今号も、紀要編集委員長の新井先生、論文の査読や英文校正にこころよく協力してくださった先生方、所管事務部署の方々、松籟社の木村浩之さんはじめ、多くの方々に助けられ、無事刊行することができました。厚く御礼を申し上げます。

今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

(編集担当 大野亮司)

【紀要編集委員】（〇印…委員長）

〇新井 敬夫 大塚 直樹 大野 亮司 岡崎 弘樹
 小河 久志 角田 宇子 小井土彰宏

【執筆者紹介】（執筆順）

学 部 長 三橋秀彦（比較社会学、現代中国研究）
教 授 新井敬夫（開発経済学）
教 授 伊藤裕子（アメリカの政治外交、国際関係論、米比関係史）
講 師 岡崎弘樹（アラブ近代思想史、シリア政治文化研究）
教 授 小竹直子（日本語学、日本語教育学）
講 師 今野裕子（歴史学）
教 授 Peter TURBERFIELD（19世紀のフランス文学）
特 任 教 授 富田麻理（国際法、国際人権法、国際組織法、国際連合研究）
教 授 小磯千尋（宗教学、南アジア地域研究）
教 授 高山陽子（文化人類学）
教 授 永綱憲悟（比較政治学、現代ロシア政治）

国際関係紀要 第32巻 第2号

2023年3月20日発行

編集者 亜細亜大学国際関係研究所
発行者

〒180-8629

東京都武蔵野市境 5-8

電話 0422（36）7379～80

制 作 松籟社

〒612-0801

京都府京都市伏見区深草正覚町 1-34

電話 075（531）2878

JOURNAL OF
INTERNATIONAL RELATIONS
ASIA UNIVERSITY

Commemorative Issue for the Retirement of
Prof. Egawa and Prof. Nagatsuna

VOL.32

March 2023

No.2

- Farewell Message for Professor Nagatsuna and Professor Egawa
..... Hidehiko MITSUHASHI (1)
- A Send-Off Celebration for Professor Egawa Takao ARAI (5)
- Farewell Message for Prof. Kengo Nagatsuna Yuko ITO (9)

ARTICLES

- Representations of the Palmyra Prison Experience in Contemporary Syria:
“Resilience of Meaning” in the Memoirs of Muslim Brotherhood Members
..... Hiroki OKAZAKI (13)
- Technical Japanese Vocabulary Learning Support for International Undergraduate Students
— Focusing on Difficult Word Prediction by Japanese Teachers —
..... Naoko KOTAKE (51)
- Infected with a “Dangerous, Contagious Disease”:
Japanese Immigrants and Public Health in the Early-Twentieth-Century United States
..... Yuko KONNO (81)
- Transgressive Desire:
A Comparison Between the Subversive Thoughts of Oscar Wilde and
the Role of Inconsistency in the Orientalist Works of Pierre Loti
..... Peter TURBERFIELD (111)
- Making Human Rights Treaties a Live Document:
The Works of the UN Treaty Bodies in the Implementation of Indigenous Peoples’ Rights
..... Marie TOMITA (137)

RESEARCH NOTES

- Book of Esther* by Esther David and Bene Israel of India II Chihiro KOISO (181)
- Bronze Statue as Memorial Landmark: a Case of Sengoku Warlord Statues
..... Yoko TAKAYAMA (199)
- Putin’s Ukraine War: An Attempt to Organize Documents Kengo NAGATSUNA (235)

**RESEARCH INSTITUTE FOR
INTERNATIONAL RELATIONS
ASIA UNIVERSITY
TOKYO, JAPAN**